

南城市地域防災計画

(令和6年4月修正)

南城市防災会議

《目 次》

第1部 総則

第1章 総 則

第1節 目 的	総則-1
第2節 用 語	総則-2
第3節 市の概況	総則-3
第4節 災害の想定	総則-7
第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	総則-20
第6節 市民及び事業者等の責務等	総則-28

第2章 基本方針

第1節 災害の想定と防災計画の基本的考え方	総則-29
第2節 防災対策の基本理念及び施策の概要	総則-33
第3節 防災計画の見直しと推進	総則-36

第3章 災害対応の組織・動員体制

第1節 組織計画	総則-38
第1項 組織計画	総則-38
第2項 動員計画	総則-49
第3項 関係機関との連携・協力	総則-53

第2部 災害予防計画

第1章 地震・津波災害予防計画

第1節 地震・津波災害予防計画の基本方針	予防-1
第1項 災害予防計画の基本的な考え方	予防-1
第2項 災害予防計画の推進	予防-2
第2節 地震・津波に強い人づくり	予防-4
第1項 防災訓練計画	予防-4
第2項 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画	予防-8
第3項 自主防災組織の育成	予防-11
第4項 消防職・団員等の充実	予防-12
第5項 企業防災の促進	予防-13
第6項 地区防災計画の普及等	予防-14
第3節 地震・津波に強いまちづくり	予防-14

第1項	地盤・土木施設等の対策	予防-14
第2項	都市基盤の整備	予防-20
第3項	建築物の対策	予防-24
第4項	危険物施設等の対策	予防-25
第4節	地震・津波災害応急対策活動の準備	予防-28
第1項	初動体制の強化	予防-28
第2項	活動体制の確立	予防-30
第3項	個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実	予防-36
第4項	災害ボランティアの活動環境の整備	予防-41
第5項	要配慮者の安全確保計画	予防-43
第6項	観光客・旅行者・外国人等の安全確保	予防-47
第5節	津波避難体制等の整備	予防-49
第1項	津波避難計画の策定・推進	予防-49
第2項	津波危険に関する啓発	予防-50
第3項	津波に対する警戒避難体制・手段の整備	予防-51
第4項	津波災害警戒区域の指定等	予防-53
第5項	久高島における防災体制の強化	予防-54

第2章 風水害等災害予防計画

第1節	風水害等に強い人づくり	予防-57
第1項	台風・大雨等の防災知識普及計画	予防-57
第2項	防災訓練計画	予防-59
第3項	自主防災組織育成計画	予防-59
第4項	災害ボランティア計画	予防-60
第2節	風水害等に強いまちづくり	予防-61
第1項	風水害予防計画	予防-61
第2項	土砂災害予防計画	予防-62
第3項	高潮等対策計画	予防-64
第4項	建築物等災害予防計画	予防-65
第5項	火災予防計画	予防-66
第6項	林野火災予防計画	予防-66
第7項	危険物等災害予防計画	予防-67
第8項	上・下水道施設災害予防計画	予防-67
第9項	ガス、電力施設災害予防計画	予防-68
第10項	災害通信施設整備計画	予防-69
第11項	不発弾等災害予防計画	予防-70
第12項	火薬類災害予防計画	予防-71
第13項	文化財災害予防計画	予防-71

第14項	農業災害予防計画	予防-71
第15項	道路事故災害予防計画	予防-72
第16項	海上災害予防計画	予防-73
第3節	風水害等応急対策活動の準備	予防-74
第1項	気象観測体制の整備計画	予防-74
第2項	水防、消防及び救助施設等整備計画	予防-74
第3項	避難誘導等計画	予防-75
第4項	要配慮者安全確保体制整備計画	予防-76
第5項	食料等備蓄計画	予防-77
第6項	交通確保・緊急輸送計画	予防-77

第3部 災害応急対策計画

第1章 地震・津波災害応急対策計画

第1節	地震情報・津波警報等の伝達計画	応急-1
第1項	緊急地震速報	応急-1
第2項	地震情報等の種類及び発表基準	応急-2
第3項	津波警報等の種類及び発表基準	応急-3
第4項	津波警報等の伝達	応急-8
第5項	近地地震・津波に対する自衛措置	応急-8

第2章 風水害等災害応急対策計画

第1節	組織計画	応急-10
第1項	組織計画	応急-10
第2項	動員計画	応急-13
第3項	関係機関との連携・協力	応急-16
第2節	気象警報等の伝達計画	応急-17
第1項	警報等の種類及び発表基準	応急-17
第2項	警報等の発表及び解除等の発表機関	応急-21
第3項	気象警報等の伝達	応急-22
第4項	異常気象発見時の措置	応急-23
第3節	台風災害対策計画	応急-25
第1項	台風災害事前対策	応急-25
第2項	暴風警報発表時等の組織計画	応急-26

第3章 共通の災害応急対策計画

第1節 災害通信計画	応急-31
第1項 通信の協力体制	応急-31
第2項 各種通信施設の利用	応急-31
第2節 災害状況等の収集・伝達計画	応急-34
第1項 災害状況の収集	応急-34
第2項 災害報告の種類と連絡系統	応急-35
第3項 災害報告	応急-37
第3節 災害広報計画	応急-39
第1項 被害写真の収集	応急-39
第2項 報道機関に対する情報等の発表	応急-39
第3項 市民に対する広報	応急-40
第4項 報道機関への要請	応急-40
第5項 住民からの問い合わせに対する対応	応急-41
第6項 要配慮者等に配慮した広報	応急-41
第7項 被災者の安否に関する情報の提供	応急-41
第4節 自衛隊災害派遣要請計画	応急-43
第1項 災害派遣を要請する場合の基準	応急-43
第2項 災害派遣要請等	応急-43
第3項 災害派遣部隊の活動等	応急-46
第5節 広域応援要請計画	応急-50
第1項 応援協定に基づく応援要請	応急-50
第2項 市の応援要請	応急-50
第3項 県が実施する支援との連携	応急-51
第4項 応援受入れ体制	応急-52
第6節 避難計画	応急-53
第1項 避難指示等の発令等	応急-53
第2項 避難誘導の実施	応急-58
第3項 避難所の開設及び運営管理	応急-59
第4項 広域避難	応急-62
第7節 観光客等対策計画	応急-63
第1項 避難指示等の伝達及び避難誘導	応急-63
第2項 避難収容	応急-64
第3項 帰宅困難者対策	応急-64
第8節 要配慮者対策計画	応急-65
第1項 避難行動要支援者の避難支援	応急-65
第2項 避難生活への支援	応急-65
第3項 学校、社会福祉施設及び医療施設における避難対策	応急-66

第4項	外国人への支援	応急-66
第9節	水防計画	応急-67
第1項	水防対策本部の設置	応急-67
第2項	水防対策非常配備と出動	応急-68
第3項	水防対策巡視	応急-68
第4項	避難のための立退き	応急-69
第10節	消防計画	応急-70
第1項	消防体制・出動の確立	応急-70
第2項	救助・救急活動	応急-70
第3項	火災原因及び被害調査	応急-71
第4項	相互応援要請	応急-71
第5項	消防の応援要請	応急-71
第11節	救出計画	応急-72
第1項	被災者の救出	応急-72
第2項	救出用資機材の調達	応急-72
第3項	惨事ストレス対策	応急-72
第12節	医療救護計画	応急-73
第1項	医療救護及び助産の実施	応急-73
第2項	医薬品、衛生材料等の調達	応急-76
第3項	被災者の健康管理とこころのケア	応急-76
第13節	交通輸送計画	応急-78
第1項	交通規制	応急-78
第2項	緊急輸送	応急-82
第3項	応急対策	応急-85
第14節	治安警備計画	応急-86
第1項	警察への協力・出動要請等	応急-86
第2項	警察による災害警備	応急-87
第15節	救助法適用計画	応急-88
第1項	救助法適用後の救助の実施	応急-88
第2項	救助法の適用基準	応急-88
第3項	救助法の適用手続	応急-89
第16節	給水計画	応急-90
第1項	飲料水の供給	応急-90
第2項	水道施設の応急復旧	応急-90
第17節	食料供給計画	応急-91
第1項	食料の調達	応急-91
第2項	食料の供給活動	応急-91
第18節	生活必需品供給計画	応急-93
第1項	生活必需品物資等の調達	応急-93

第2項	生活必需品物資等の給与及び貸与	応急-93
第3項	生活必需品物資等の集積及び輸送	応急-94
第4項	救援物資の受入れ	応急-94
第19節	感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画	応急-95
第1項	感染症対策	応急-95
第2項	保健衛生	応急-96
第3項	し尿の処理	応急-97
第4項	食品衛生監視活動	応急-97
第5項	犬等及び特定動物（危険動物）の保護・収容計画	応急-98
第6項	ペットへの対応	応急-99
第20節	行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬計画	応急-100
第1項	行方不明者の捜索	応急-100
第2項	行方不明者の発見後の収容及び処置	応急-101
第3項	遺体の安置及び処理	応急-101
第4項	遺体の埋葬	応急-102
第5項	行方不明者の捜索等の費用及び期間等	応急-102
第21節	障害物の除去・災害廃棄物処理計画	応急-103
第1項	障害物の除去	応急-103
第2項	災害廃棄物の処理	応急-104
第3項	ゴミの収集・処理	応急-104
第22節	住宅応急対策計画	応急-105
第1項	応急仮設住宅の設置等	応急-105
第2項	住宅の応急修理	応急-106
第3項	公営・民間住宅の確保	応急-106
第4項	住宅の被災調査	応急-106
第23節	二次災害の防止計画	応急-108
第1項	応急危険度判定	応急-108
第2項	被災宅地の危険度判定	応急-109
第3項	二次災害の防止対策	応急-109
第4項	高潮、波浪等の対策	応急-109
第24節	教育対策計画	応急-110
第1項	応急教育対策	応急-110
第2項	学校給食対策	応急-111
第3項	社会教育施設等の対策	応急-111
第4項	被災児童・生徒の保健管理	応急-111
第5項	文化財の保護	応急-112
第25節	労務供給計画	応急-113
第1項	職員の派遣・あっせん（相互応援協力計画）	応急-113
第2項	一般労働者の供給	応急-113

第3項	従事命令、協力命令	応急-114
第26節	民間団体の活用計画	応急-117
第1項	民間団体への協力要請	応急-117
第27節	ボランティア受入れ計画	応急-118
第1項	ボランティア受入れ体制の整備	応急-118
第2項	ボランティアへの協力要請と活動内容	応急-118
第3項	ボランティアの活動支援	応急-119
第28節	公共土木施設応急対策計画	応急-120
第1項	公共土木施設応急対策計画	応急-120
第2項	土砂災害応急対策計画	応急-121
第29節	危険物等災害応急対策計画	応急-123
第1項	石油類に関する応急対策	応急-123
第2項	高圧ガス類に関する応急対策	応急-123
第30節	海上災害応急対策計画	応急-125
第1項	災害対策連絡調整本部との連携	応急-125
第2項	海上災害防止対策	応急-126
第3項	海上災害時の対応	応急-127
第4項	流出油汚染事故等対策	応急-127
第5項	災害復旧・復興対策	応急-127
第6項	海上保安本部による災害応急対策	応急-128
第31節	在港船舶対策計画	応急-132
第1項	船舶の被害防止対策	応急-132
第2項	船舶等の津波避難	応急-132
第32節	航空機事故災害応急対策計画	応急-133
第1項	事故発生 of 通報	応急-133
第2項	県への応援要請	応急-133
第33節	ライフライン等施設応急対策計画	応急-134
第1項	電力施設災害応急対策計画	応急-134
第2項	ガス施設災害応急対策計画	応急-134
第3項	上水道施設災害応急対策計画	応急-135
第4項	下水道施設災害応急対策計画	応急-136
第5項	電気通信施設応急対策計画	応急-137
第34節	農林水産物応急対策計画	応急-138
第1項	災害事前・事後対策	応急-138
第2項	農産物応急対策	応急-138
第3項	家畜応急対策	応急-139
第4項	水産物応急対策	応急-139
第35節	道路事故災害応急対策計画	応急-140
第1項	発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	応急-140

第2項	救助・応急、医療及び消火活動	応急-140
第3項	道路、橋梁等の応急措置	応急-140
第36節	林野火災対策計画	応急-141
第1項	異常気象時の警戒	応急-141
第2項	林野火災の発生（発見時）、拡大時の通報連絡	応急-141
第3項	林野火災の消火活動	応急-142

第4部 災害復旧・復興計画

第1章 災害復旧・復興計画

第1節	公共施設災害復旧計画	復旧-1
第1項	災害復旧事業計画の作成	復旧-1
第2項	施設災害復旧事業の実施	復旧-2
第2節	被災者生活への支援計画	復旧-3
第1項	住民サポートセンターの開設	復旧-3
第2項	罹災証明書の発行	復旧-4
第3項	被災者台帳の作成	復旧-5
第4項	住宅復旧計画	復旧-5
第5項	生業資金の貸付	復旧-6
第6項	被災世帯に対する住宅融資	復旧-7
第7項	災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給	復旧-7
第8項	災害義援物資・義援金の募集及び配分	復旧-8
第9項	市税の徴収猶予及び減免	復旧-9
第10項	職業のあっせん	復旧-9
第11項	被災者生活再建支援	復旧-10
第12項	地震保険や共済制度の活用	復旧-11
第13項	その他の被災者支援	復旧-12
第3節	農漁業及び中小企業等への支援計画	復旧-13
第1項	農業関係	復旧-13
第2項	水産関係	復旧-13
第3項	中小企業関係	復旧-13
第4節	復興の基本方針	復旧-15
第1項	復興計画の作成	復旧-15
第2項	がれき処理	復旧-15
第3項	防災まちづくり	復旧-16
第4項	特定大規模災害時の復興方針等	復旧-16

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

- 第1節 南海トラフ地震防災対策推進計画の目的 南海トラフ-1
- 第2節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱 .. 南海トラフ-1

第2章 関係者との連携協力の確保

- 第1節 資機材、人員等の配備手配 南海トラフ-2
- 第2節 物資の備蓄・調達 南海トラフ-2
- 第3節 自衛隊の災害派遣 南海トラフ-2
- 第4節 帰宅困難者対策（民間事業者、施設管理者等との連携） 南海トラフ-2

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

- 第1節 津波からの防護 南海トラフ-4
- 第2節 津波に関する情報の伝達等 南海トラフ-4
- 第3節 避難指示等の発令基準 南海トラフ-4
- 第4節 避難対策等 南海トラフ-4
- 第5節 関係機関がとるべき活動 南海トラフ-5
- 第6節 迅速な救助・救急活動 南海トラフ-5
- 第7節 企業防災の促進（事業者に対する指導等） 南海トラフ-5

第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

- 第1節 建築物、構造物の耐震化 南海トラフ-6
- 第2節 避難場所の整備 南海トラフ-6
- 第3節 避難経路の整備 南海トラフ-6
- 第4節 その他の防災施設等の整備 南海トラフ-7

第5章 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

- 第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置 南海トラフ-8
- 第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置 南海トラフ-8
- 第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置 南海トラフ-9

第6章 防災訓練計画

- 第1節 総合防災訓練 南海トラフ-11
- 第2節 個別目標別の防災訓練 南海トラフ-11
- 第3節 防災訓練の評価等 南海トラフ-11

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

- 第1節 市職員に対する教育 南海トラフ-12
- 第2節 地域住民等に対する教育・啓発 南海トラフ-12
- 第3節 学校等における防災教育 南海トラフ-13
- 第4節 防災上重要な施設管理者に対する教育 南海トラフ-13
- 第5節 相談窓口の設置 南海トラフ-13
- 第6節 観光客等に対する広報等 南海トラフ-13

第1部 総 則

第1章 総 則

第2章 基本方針

第3章 災害対応の組織・動員体制

第1章 総則

第1節 目的

本計画は、基本法第42条の規定に基づいて、南城市の防災対策に関し、おおむね次の事項を定め、もって総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、防災の万全を期するものである。

- 1 南城市の防災対策に関する指定地方行政機関、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱並びに市民等の責務
- 2 治山、治水、砂防及び海岸保全事業、緊急防災・減災事業、地震防災緊急事業五箇年計画の推進に係る事業、防災教育及び訓練、災害用食料、物資及び資材の備蓄及び防災施設の整備その他の災害予防に関する計画
- 3 防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、衛生、文教及び交通輸送その他の災害応急対策に関する計画
- 4 災害復旧・復興に関する計画
- 5 その他の必要な事項

なお、本計画の構成、対象災害は次のとおりである。

■計画の構成・対象災害

部構成	対象災害
第1部 総則	本計画の目的、想定する災害、防災関係機関等の役割分担、防災対策の基本方針及び計画の見直し・推進体制等の基本事項
第2部 災害予防計画	地震・津波及び風水害等に関する予防計画
第3部 災害応急対策計画	地震・津波、台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害（竜巻を含む）、大規模火災、林野火災、危険物等災害、不発弾等災害、道路事故災害、航空機事故災害及び海上災害に関する応急対策計画
第4部 災害復旧・復興計画	地震・津波、台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害（竜巻を含む）、大規模火災、林野火災、危険物等災害、不発弾等災害、道路事故災害、航空機事故災害及び海上災害に関する復旧・復興計画
第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画	南海トラフ地震に関する地震防災対策の推進計画（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項の規定に基づく）
参考資料	各部に関する資料・様式

第2節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 **基本法**：災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
- 2 **救助法**：災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
- 3 **市防災計画**：南城市地域防災計画をいう。
- 4 **市本部**：南城市災害対策本部をいう。
- 5 **市本部長**：南城市災害対策本部長をいう。
- 6 **県防災計画**：沖縄県地域防災計画をいう。
- 7 **県本部**：沖縄県災害対策本部をいう。
- 8 **県本部長**：沖縄県災害対策本部長をいう。
- 9 **県地方本部**：沖縄県南部地方本部をいう。
- 10 **県地方本部長**：沖縄県南部地方本部長をいう。
- 11 **県医療本部**：沖縄県災害医療本部をいう。
- 12 **地域医療本部**：沖縄県地域災害医療本部をいう。

第3節 市の概況

1 自然的条件

(1) 位置と地勢

南城市は、県都那覇市から12km、沖縄本島南部の東海岸に位置し、北は与那原町、西は南風原町、八重瀬町に接している。また、知念岬の東5.4kmの海上に1.36km²の久高島がある。市域は東西18km、南北8km、総面積は49.94km²で、沖縄県全体の2.19%を占めている。

地形は西側を除く三方が太平洋・中城湾に接しており、海岸線に沿って集落が形成され、東部及び南部の海岸部の後方から西部地域にかけては、なだらかな傾斜地と比較的急峻な断崖とが連なっている。その頂上は、比較的広い台地で、頂上から北部にかけては、丘陵地が海岸部にかけて広がっている。また、北部の丘陵地から海岸部及び西部にかけては比較的平坦な地形が広がり市街地や集落が形成されている。

離島である久高島は、隆起サンゴ礁で平坦な地形をなし、島の南西に集落がある。

(2) 地形・地質

南城市は、眺望の美しい知念台地にあり、一帯の地形は石灰岩の台地と非石灰岩からなる丘陵、海岸低地からなる。

石灰岩台地は、海に面し、地形的には海岸段丘であり、海拔約120～130mである。地形面は糸数城跡から知念岬側へ、さらに親慶原から北西側へと発達している。かつてはサンゴ礁の海だった頃の海底面であり、地殻変動で陸地に転じ、浸食・溶食作用を受けカルスト地形へと変容した。

丘陵は、主に石灰岩台地の西側に認められ、海拔高度は低く、浸食作用により緩慢な斜地と谷からなる地形である。基盤岩類を薄く覆うキャップ・ロック（帽子岩）と呼ばれる石灰岩層が表流水や地下河川によって浸食され、粘土層がむき出しになっている。

海岸低地は、海拔10～20mの高度を有し、十数万年ほど前の海面が高い時期に形成された地形である。

表層地質は、第三紀島尻層群の泥岩、砂岩、凝灰岩、第四紀琉球層群の砂質石灰岩、石灰岩、第四紀の沖積層、海浜堆積物からなる。島尻層群は、沖縄島南部を模式地として、北は奄美諸島の喜界島、南は八重山諸島の波照間島まで約800kmにわたって帯状に広がる地層である。この地層は地下800mまで続いていることが確認され、全層厚は2,600m以上と推測されている。

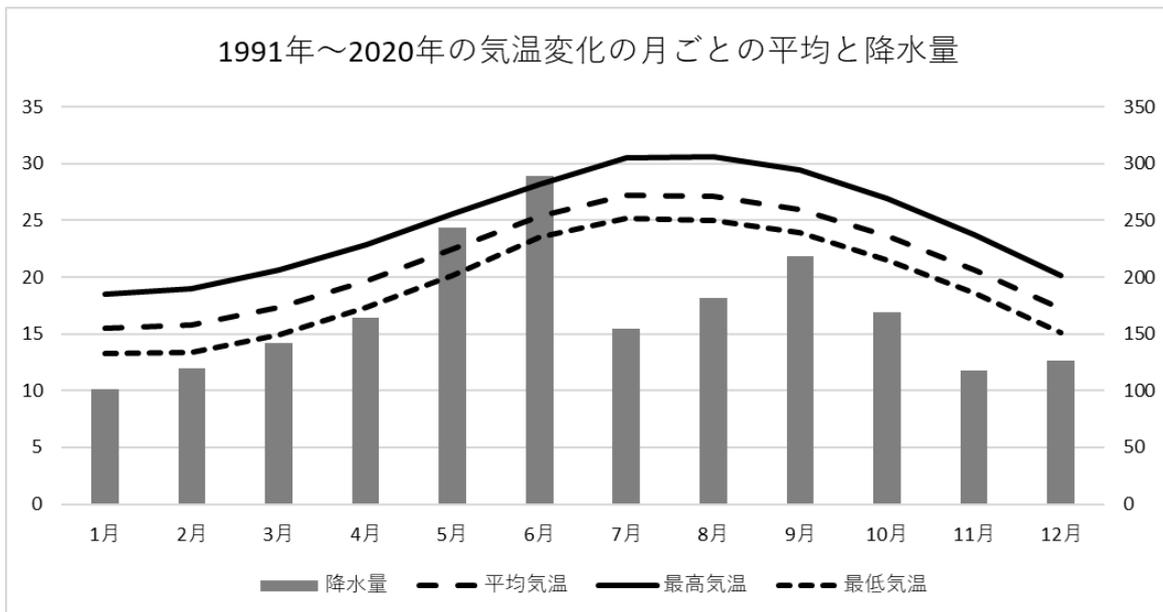
(3) 気象

南城市の気候区分は、亜熱帯海岸性気候である。南城市（糸数）における1991年～2020年までの30年間の観測値を平均した値をみると、年降水量2161.0mm、年平均気温21.5℃となっている。

※ 降水量や風速は、沖縄気象台での観測値である。

■南城市（糸数）における主な気象要素の平年値（年・月ごとの値）

要素	気温 (°C)			降水量 (mm)	風向・風速 (m/s)		日照時間 (時間)
	平均	最高	最低		平均風速	最多風向	
統計 期間	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020	1991 ～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020
1月	15.5	18.5	13.3	101.6	5.8	北	95.0
2月	15.8	19.0	13.4	119.7	5.6	北	94.1
3月	17.3	20.6	14.9	141.8	5.3	北	115.7
4月	19.7	22.9	17.3	164.4	5.0	北	116.4
5月	22.5	25.6	20.2	243.7	4.6	東北東	127.9
6月	25.4	28.2	23.5	289.4	4.2	南南西	141.4
7月	27.2	30.5	25.2	154.3	4.5	南	238.3
8月	27.1	30.6	25.0	181.9	4.9	南東	211.9
9月	26.0	29.5	23.9	218.6	5.3	東北東	179.5
10月	23.6	26.9	21.5	169.1	5.9	北	169.7
11月	20.6	23.7	18.6	118.2	6.0	北	124.1
12月	17.2	20.2	15.1	126.2	6.0	北	107.4
年	21.5	24.7	19.3	2028.9	5.2	北	1714.0



■南城市（糸数）における観測史上1～5位の値

要素名／順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計 期間
日降水量(mm)	293 (2007/8/11)	267.0 (2020/10/22)	245.0 (2017/6/19)	226 (2007/12/21)	226 (2007/9/9)	1976/ 1 2023/ 9
日最大10分間 降水量(mm)	23.0 (2013/5/23)	22.5 (2020/5/6)	21.5 (2022/5/31)	20.5 (2020/5/2)	20.0 (2020/7/17)	2009/ 1 2023/9
日最大1時間 降水量(mm)	110 (2007/12/21)	99.5 (2022/5/31)	93.0 (2020/5/6)	9379 (2007/9/9)	7975 (1987/6/6)	1976/ 1 2023/9
月降水量(mm)	983 (2001/9)	839.5 (2021/6)	727 (2005/6)	669.5 (2020/5)	643.0 (2022/5)	1976/ 1 2023/ 8
年降水量の多い 方から(mm)	3222.0 (1998)	3052 (2022)	2929 (2000)	2891 (2010)	2580 (1983)	1976年 2021年
日最大風速 ・風向(m/s)	38 北東 (1991/9/13)	37.4 南西 (2018/9/29)	34 東南東 (1992/6/29)	34 東南東 (1983/9/25)	33.6 南東 (1948/10/ 4)	1977/3 2022/1
日最大瞬間 風速・風向(m/s)	56.2 南東 (2018/9/29)	55.6 南東 (2012/9/29)	50.1 南東 (2014/7/8)	49.9 東 (2015/7/10)	49.7 北北東 (2014/10/11)	2009/1 2021/12
※日最低海面 気圧(hPa)	936.3 (1956/9/8)	939.7 (2007/7/13)	940 (1954/8/15)	940.5 (1961/10/2)	940.6 (1930/7/17)	1890/ 7 2022/ 1

(沖縄気象台2023年9月現在)

※「日最低海面気圧」は南城市での観測がないため、「那覇」の観測値

2 社会的条件

(1) 人口

南城市の人口は年々増加傾向にあり、令和2年度国勢調査では44,043人と、5年間で約2,027人、合併前の平成12年からの20年間で4,913人増となっている。

また、世帯数は増加しているものの、人口より伸び率が高いため、結果として1世帯あたり人員は平成17年3.4人、平成22年3.1人、平成27年2.8人、令和2年2.6人と年々減少しており、いわゆる核家族化が進行している。

年齢別人口の推移をみると、0～14歳の年少人口の伸び率が9.5%に対し、65歳以上の老年人口の伸び率は17.1%となっており、少子高齢化の傾向が顕著となっている。

(2) 産業構造

令和2年度国勢調査での南城市の産業構造別人口は、第1次産業1,470人（7.8%）、第2次産業3,223人（17.2%）、第3次産業13,743人（73.3%）となっており、県平均（4.0%、13.7%、78.1%）と比較して第1次産業比率が高い農村型の産業構造の特徴を持っている。

(3) 交通

南城市は、県都那覇市から南東へ約12kmの近距離に位置し、国道331号によって那覇空港へ直接アクセスが可能である。庁舎周辺における新たなまちづくり、地域高規格道路「南部東道路」の開通（2021年3月一部供用開始）など、新たな都市構造における新たな公共交通体系を図る。

(4) その他

本市の地理的条件や交通要件等の優位性を土台に、超高齢社会、観光振興、経済自立、大規模災害対応等の本市における重要な課題にも対応した多様かつ高水準な機能（公共交通拠点、ウェルネス、観光情報発信、高付加価値な産業、広域防災等）を集積することで、本市の都市づくりにおいて先導的な役割を担う場として位置付けている。

市民全体の日常生活を商業や物流機能などの産業系土地利用の導入を図りつつ、つきしろIC周辺においては生活利便施設などの立地により、新たなまちの拠点としての役割が期待される。

第4節 災害の想定

本計画は、本市の気象、地勢及び地質等の地域特性によって起こる災害を検討した結果、次に掲げる規模の災害を想定の基本として策定した。

ただし、平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）、1771年の八重山地震津波（明和大津波）の教訓から、歴史に学ぶ最大クラスの地震・津波からの避難についても、市内全域で可能な限り対策を講じる必要がある。

1 風水害

(1) 台風

ア 昭和32年台風第14号（フェイ）

襲来年月日	昭和32年9月25日、26日
最大風速	47.0m/s（那覇）
最大瞬間風速	61.4m/s（那覇）
降水量	70.7mm（那覇、25～26日）
死傷者・行方不明者	193名（うち死者及び行方不明者131名）
住宅全半壊	16,091戸

イ 平成15年台風第14号（マエミー）

襲来年月日	平成15年9月10日、11日
最大風速	38.4m/s（宮古島）
最大瞬間風速	74.1m/s（宮古島）
降水量	470.0mm（宮古島、9～12日）
死傷者	94名（うち死者1名）
住宅全半壊	102棟（うち全壊19棟）

(2) 高潮（浸水想定）

県は、本県に来襲する台風の特徴をもとに、大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路及び中心気圧（最低中心気圧870hPa）を想定して、波浪と高潮による浸水区域を予測している。調査は平成18年度に本島沿岸域を対象に実施しており、本市に関する予測結果の概要は次のとおりである。なお、高潮浸水予測図を次ページ以降に示す。

■高潮浸水想定概要

対象	想定台風の経路	浸水予測
本島沿岸域	①沖縄本島西側を北上 ②沖縄本島南側を西進 ③沖縄本島東側を北上	本島南部では海岸に沿って広がっている低地、本島北部や周辺諸島では海岸や河川に沿って点在する低地が浸水。

参考資料 1-5 重要水防区域以外で危険と予想される区域

(3) 土砂災害（警戒区域）

本市内に分布するがけ崩れ、地すべりへの警戒・避難等が必要な箇所は、次に示すとおりである。

■市内の土砂災害（特別）警戒区域一覧

種別	急傾斜地崩壊 (がけ崩れ)	土石流	地すべり	合計
土砂災害警戒区域（イエローゾーン） (国土交通省、平成 29 年度)	30	16	20	66
土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン） (国土交通省、平成 29 年度)	29	7	0	36
山地災害危険地区 (林野庁、平成 19 年度)	20	9	2	31
農地地すべり危険箇所 (農林水産省、平成 10 年度)	-	-	3	3

参考資料 1-4 山地災害危険地区

2 地震及び津波の被害想定

地震防災・減災対策の数値目標の基礎となる大規模地震・津波による物的・人的被害量等について、「沖縄県地震被害想定調査」（平成 25 年度）に基づき、本市に関係する被害予測の概要を次にまとめる。

(1) 想定地震

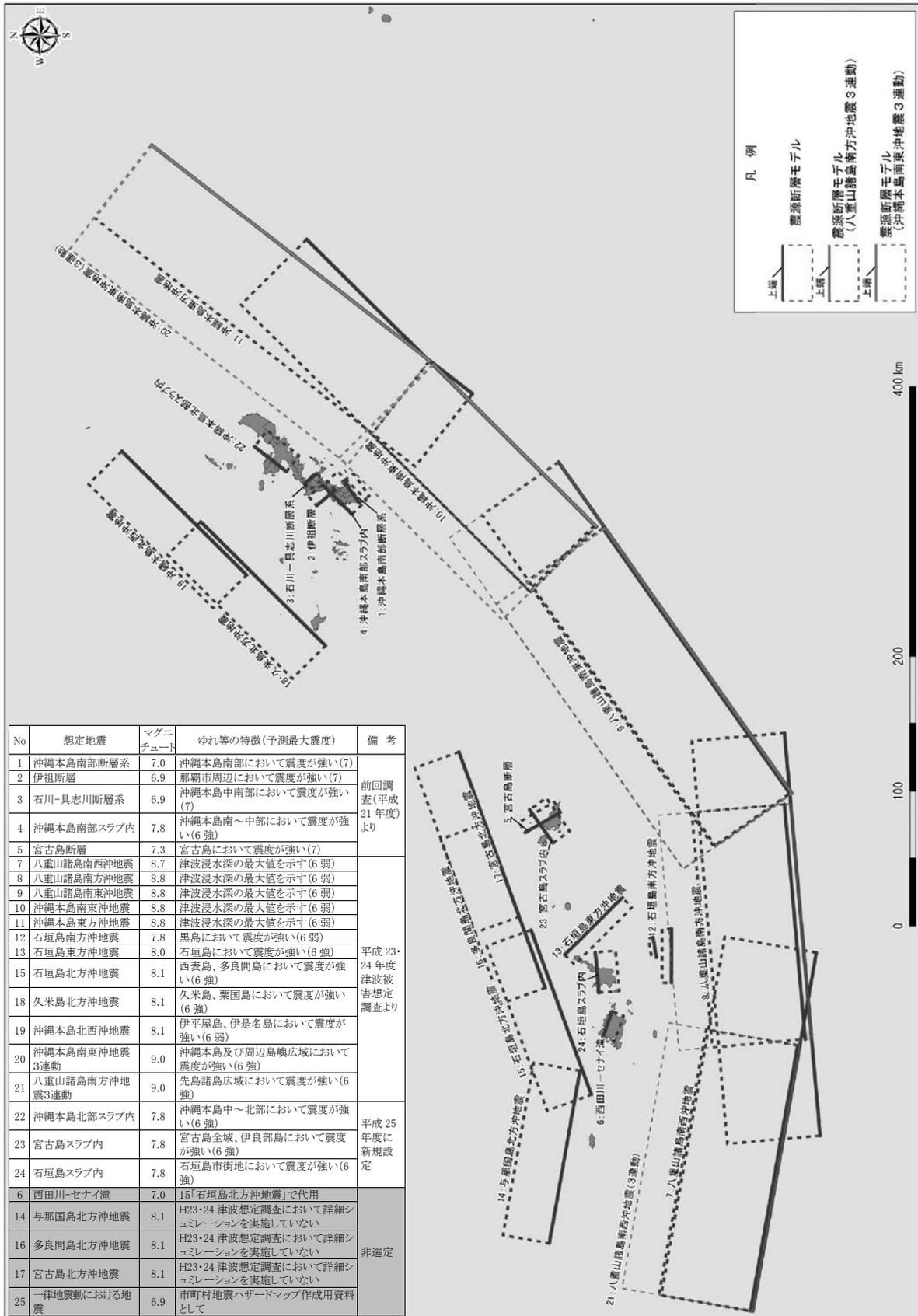
県が想定した 20 地震のうち、本市において相対的に大きな被害が予測された地震の特徴は、次に示すとおりである。

■地震・津波被害予測の想定地震一覧

想定地震	マグニ チュード	最大 震度	ゆれ等の特徴
沖縄本島南部断層系	7.0	7	沖縄本島南部において震度が大きい
石川ー具志川断層系	6.9	7	沖縄本島中南部において震度が大きい
沖縄本島南部スラブ内	7.8	6 強	沖縄本島南～中部において震度が大きい
沖縄本島南東沖地震	8.8	6 弱	津波浸水深の最大値を示す
沖縄本島東方沖地震	8.8	6 弱	津波浸水深の最大値を示す
沖縄本島南東沖地震 3 連動	9.0	6 強	沖縄本島及び周辺島嶼広域において震度が大きい

(令和 3 年 6 月 沖縄県地域防災計画)

■被害想定対象地震の震源位置



(2) 被害想定概要

県による被害想定項目のうち、建物被害、人的被害、ライフライン被害、避難者、要配慮者被害（調査報告書では災害時要援護者被害と記載されている）は、次に示すとおりである。

被害想定は、季節・時刻について冬・深夜、夏 12 時、冬 18 時の季節・時刻の 3 シーン、それぞれについて風速条件として強風時・平常時の 2 ケースを設定しているが、ここでは各シーン・ケースの最大値を記載した。

■市域における地震・津波被害量予測一覧

				沖縄本島 南部断層 系地震	沖縄本島 南部スラ ブ内地震	沖縄本島 南東沖 地震	沖縄本島 東方沖 地震	沖縄本島 南東沖地 震 3 連動
建物 被害	全壊	地震	棟	1,875	1,533	576	533	1,201
		津波	棟	0	0	2,334	1,603	2,299
	半壊	地震	棟	3,246	3,048	1,270	1,287	2,133
		津波	棟	0	0	1,299	1,409	1,093
人的 被害	死者数	地震	人	29	23	7	7	17
		津波	人	0	0	988	518	1,012
	負傷者数	地震	人	834	742	267	260	532
		津波	人	0	0	7,805	7,189	7,855
	要救助者数	地震	人	486	390	111	101	286
		津波	人	0	0	73	59	76
	津波に伴う要捜索者数	人	0	0	8,792	7,707	8,867	
ライフ ライン 被害	上水道	断水人口	人	38,295	38,039	37,197	36,198	39,372
	下水道	支障人口	人	7,845	7,393	12,929	12,489	13,005
	電力	停電軒数	軒	10,915	9,929	14,446	11,513	17,039
	通信施設	不通回線数	回線	2,765	2,503	4,300	3,463	4,882
避難者	避難所内		人	1,741	1,499	6,973	6,280	7,365
	避難所外		人	1,161	999	3,532	3,222	3,775
要配慮者被害			人	364	313	1,457	1,313	1,539

※建物被害の「地震」：揺れ、液状化、土砂災害、地震火災の合計

※人的被害の「地震」：建物倒壊、土砂災害、地震火災、ブロック塀の合計

※ライフライン被害は発災直後の被害想定

※避難者及び要配慮者被害は地震 1 日後の被害想定

※数値は各シーン等における最大値

3 津波の浸水想定

県による避難計画等の基礎となる津波の浸水想定区域、津波到達時間等について、概要を次にまとめる。

(1) 切迫性の高い津波

これまでの地震被害想定調査などで対象とされてきた将来発生すると予想される地震津波の波源を想定して、浸水区域等を予測した。「沖縄県津波・高潮被害想定調査」（平成18・19年度）の想定モデル、予測結果等の概要は次のとおりである。

■「沖縄県津波・高潮被害想定調査」（平成18・19年度）津波浸水想定モデル一覧

	波源位置（モデル名）	断層長さ(km)	断層幅(km)	すべり量(m)	マグニチュード ^{*1}
1	沖縄本島北方沖（C01）	80	40	4	7.8
2	沖縄本島南東沖（D01W）	80	40	4	7.8
3	沖縄本島南西沖（H9RF）	80	40	4	7.8
4	久米島南東沖（C02）	80	40	4	7.8
5	久米島北方沖（B04E）	80	40	4	7.8
6	宮古島東方沖（C04W）	80	40	4	7.8
7	宮古島南東沖（D06N）	80	40	4	7.8
8	宮古島西方沖（C05E）	80	40	4	7.8
9	石垣島東方沖1（C06W）	80	40	4	7.8
10	石垣島東方沖2（NM11）	60	30	20	7.8
11	石垣島南方沖（IM00）	40	20	20	7.7
		15	10	90	*2
12	石垣島北西沖（A03N）	80	40	4	7.8
13	与那国島北方沖（A01N）	80	40	4	7.8
14	与那国島南方沖（GYAK）	100	50	5	7.9

*1 マグニチュードはモーメントマグニチュードである。

*2 ⑩下段は、地すべりを想定しているためマグニチュードで示すことができない。

次ページに、津波浸水想定結果を示す。なお、津波の高さや時間等の意味は、次のとおりである。

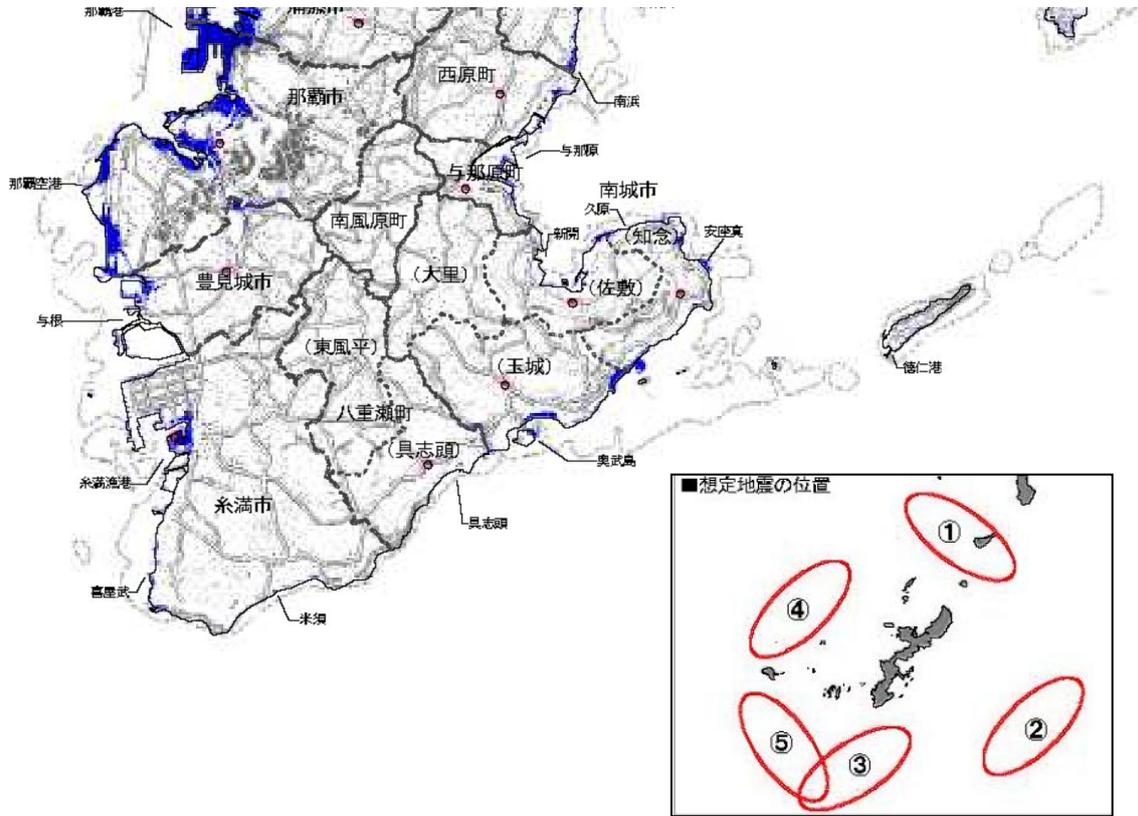
「最大遡上高」：津波が到達する最も高い標高

「影響開始時間」：影響開始時間±20 cmは、地震発生から海岸・海域の人命に影響が出る恐れのある水位変化が生じるまでの時間
 影響開始時間+50 cmは、避難に影響が出る恐れの水面上昇が生じるまでの時間

「津波到達時間」：地震発生から、津波第1波のピークが海岸に到達するまでの時間

「最大浸水深」：各地の地表面からの水面の高さ

■切迫性の高い津波浸水想定結果（平成18年度）



	代表地点	沿岸の最大水位	最大遡上高	影響開始時間 ±20cm	津波到達時間	最大遡上高(m)				
		(m)	(m)	(分)	(分)	1	2	3	4	5
佐敷	新開	1.7	2.3	26	31	[Blue bar chart showing inundation depth for 1-5 points]				
知念	久原	2.2	3.1	23	25	[Blue bar chart showing inundation depth for 1-5 points]				
	安座真	2.4	3.5	16	19	[Blue bar chart showing inundation depth for 1-5 points]				
	徳仁港	2.0	3.6	8	10	[Blue bar chart showing inundation depth for 1-5 points]				
玉城	奥武島	2.5	4.1	8	11	[Blue bar chart showing inundation depth for 1-5 points]				

(出典：沖縄県津波浸水予測図 平成18年)

(2) 最大クラスの津波

①H24年度の想定

平成24年度までの調査研究を踏まえた学術的な知見から、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測した。なお、この予測結果は、東北地方太平洋沖地震による津波被害を鑑みて、琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード9.0に設定したものである。「沖縄県津波被害想定調査」(平成24年度)の想定モデル、予測結果等の概要は次のとおりである。

■「沖縄県津波被害想定調査」(平成24年度)津波浸水想定モデル一覧

No	断層名		断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード ^{※1}
①	八重山諸島南西沖地震		270km	70km	20m	8.7
②	八重山諸島南方沖地震 ^{※2}		300km	70km	20m	8.8
③	八重山諸島南東沖地震		300km	70km	20m	8.8
④	沖縄本島南東沖地震		300km	70km	20m	8.8
⑤	沖縄本島東方沖地震		300km	70km	20m	8.8
⑥		石垣島南方沖地震 ^{※2}	40km	20km	20m	7.8
			15km	10km	90m	※3
⑦	石垣島東方沖地震 ^{※2}		60km	30km	20m	8.0
⑧	与那国島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑨	石垣島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑩	多良間島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑪	宮古島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑫	久米島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑬	沖縄本島北西沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑭	3連動	沖縄本島 南東沖地震	240km	70km	20m	9.0
			170km	70km	20m	
			260km	70km	20m	
⑮	3連動	八重山諸島 南方沖地震	200km	70km	20m	9.0
			175km	70km	20m	
			300km	70km	20m	

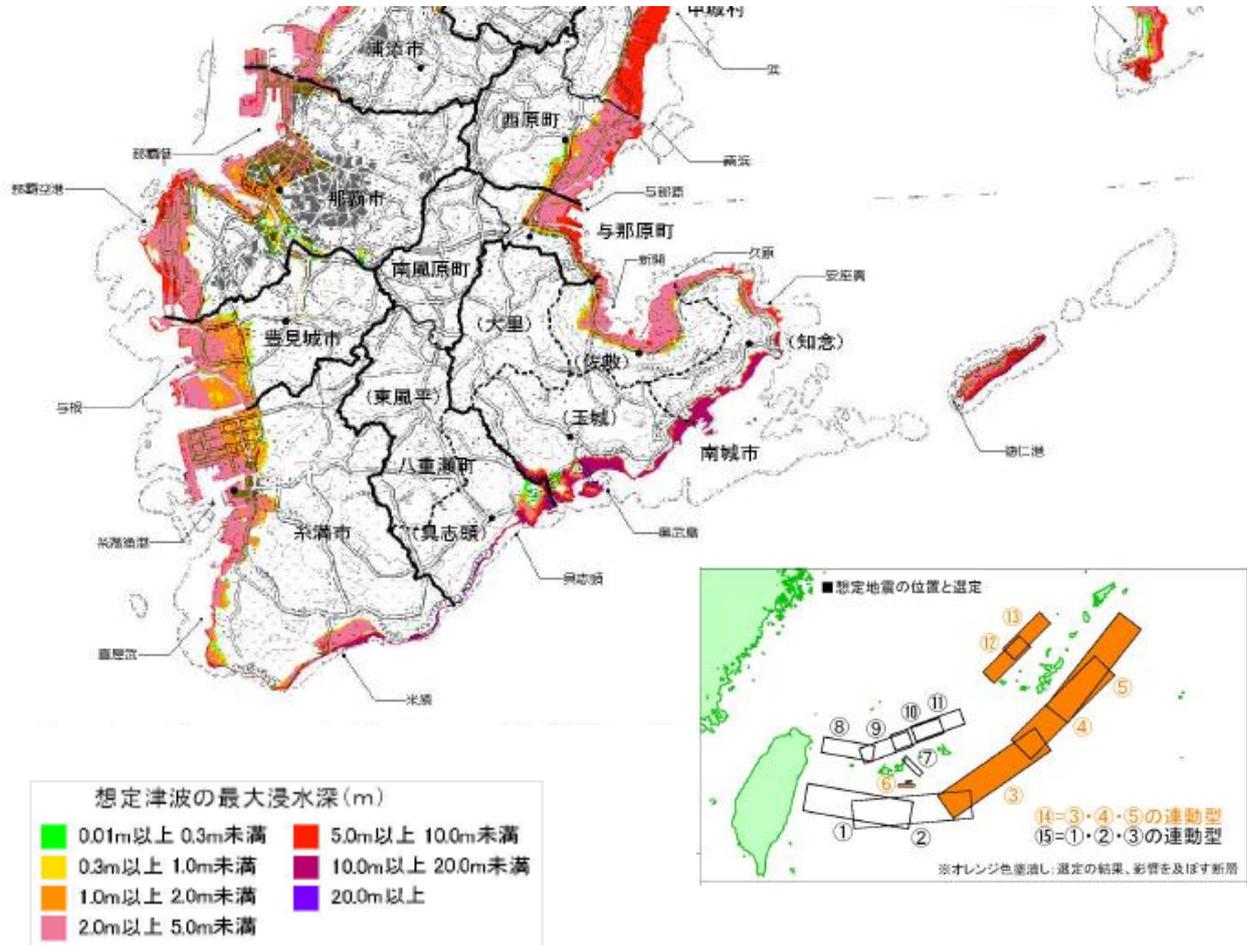
※1 マグニチュードはモーメントマグニチュードである。

※2 ②⑥⑦は1771年八重山地震津波の再現モデルである。

※3 地すべりを再現したパラメータであるため、マグニチュードで示すことができない。

■平成24年度 最大クラスの津波浸水想定結果

※東北地方太平洋沖地震による津波被害を鑑みて、琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード9.0に設定。



	No.	代表地点	沿岸の最大水位(m)	最大遡上高(m)	影響開始時間(分)	津波到達時間(分)	最大遡上高(m)				
							5	10	15	20	25
佐敷	25	新開	7.4	7.2	26	31	[Bar chart showing surge heights]				
知念	26	久原	8.5	7.5	22	23	[Bar chart showing surge heights]				
知念	27	安座真	11.2	10.6	17	19	[Bar chart showing surge heights]				
玉城	28	奥武島	19.6	19.5	11	15	[Bar chart showing surge heights]				
知念	29	徳仁港	17.1	17.2	10	11	[Bar chart showing surge heights]				

(出典：沖縄県津波浸水予測図 平成25年作成)

②津波防災地域づくりに関する法律に基づく H26 年度の想定

平成 24 年度の津波浸水想定以後、新たな知見（津波履歴等）を踏まえ、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測した。なお、この予測結果は、沖縄本島側の琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード 8.2 に設定したものである。

想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりである。

■「沖縄県津波被害想定調査」（平成 26 年度）津波浸水想定モデル一覧

No	断層名		断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード※1
①	八重山諸島南西沖地震		270km	70km	20m	8.7
②	八重山諸島南方沖地震 ※2		300km	70km	20m	8.8
③	八重山諸島南東沖地震		300km	70km	20m	8.8
④	沖縄本島南方沖地震		100km	50km	12m	8.2
⑤	沖縄本島南東沖地震 ※4		100km	50km	12m	8.2
⑥	沖縄本島東方沖地震		100km	50km	12m	8.2
⑦	沖縄本島北東沖地震		100km	50km	12m	8.2
⑧	石垣島南方沖地震 ※2		40km	20km	20m	7.8
			15km	10km	90m	※3
⑨	石垣島東方沖地震 ※2		60km	30km	20m	8.0
⑩	与那国島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑪	石垣島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑫	多良間島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑬	宮古島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑭	久米島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑮	沖縄本島北西沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑯	3 連動	八重山諸島 南方沖地震	200km	70km	20m	9.0
			175km	70km	20m	
			300km	70km	20m	

※1 マグニチュードはモーメントマグニチュードを示す。

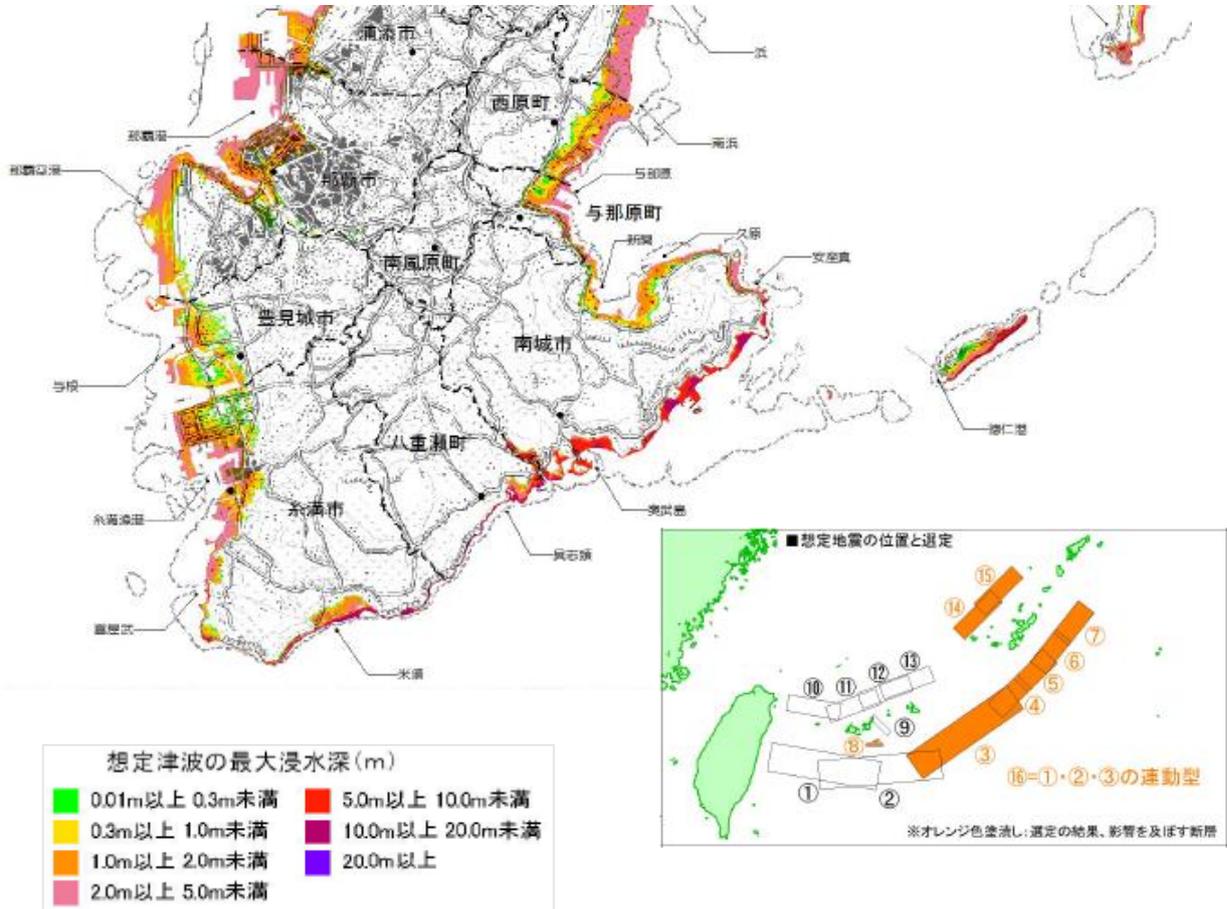
※2 1771 年八重山地震津波の再現モデルである。

※3 地滑りを再現したパラメータであるため、モーメントマグニチュードで示すことができない。

※4 1791 年の地震の再現モデル。

■平成26年度 最大クラスの津波浸水想定結果（津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定）

※平成24年度想定以降、新たな知見（津波履歴等）を踏まえ、沖縄本島側の琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード8.2に設定。



	代表地点	沿岸の最大水位 (m)	最大遡上高 (m)	影響開始時間 ±20cm (分)	津波到達時間 (分)	最大遡上高(m)				
						5	10	15	20	25
佐敷	新開	3.3	4.4	23	30	■				
知念	久原	4.2	5.8	19	26	■				
	安座真	4.6	11.1	15	19	■				
玉城	奥武島	8.9	12.8	7	15	■				
知念	徳仁港	7.2	14.3	6	12	■				

第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

本市の地域を管轄する指定地方行政機関、南城市、沖縄県、指定公共機関、指定地方公共機関、市内の公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者等が防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりである。

1 南城市

- (1) 市防災会議及び市災害対策本部に関する事務
- (2) 防災に関する広報・教育・訓練の実施
- (3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備
- (4) 防災に関する施設及び設備の整備
- (5) 公共的団体及び自主防災組織の育成、指導
- (6) 消防、水防、救助その他の応急措置
- (7) 災害時における交通輸送の確保
- (8) 災害に関する警報の発令・伝達及び避難措置
- (9) 災害に関する情報の収集・伝達及び被害調査
- (10) 災害時における保健衛生及び文教対策
- (11) 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等の対策
- (12) 被災施設の災害復旧
- (13) 防災に関する調査研究
- (14) 地域の防災関係機関及び防災上必要な施設の管理者が実施する応急対策等の調整
- (15) 公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実及び住民の自発的な防災活動の促進
- (16) 防災まちづくり事業の推進
- (17) 災害時の住民等への広報及び災害相談の実施
- (18) 災害対策に関する近隣市町村間の相互応援協力
- (19) 災害廃棄物の処理
- (20) その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置

2 島尻消防

- (1) 消防、水防、その他応急措置
- (2) 救助、救出活動及び避難誘導
- (3) 住民への予報・警報の伝達

3 沖縄県

- (1) 県防災会及び県災害対策本部に関する事務
- (2) 防災に関する広報・教育・訓練の実施
- (3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備
- (4) 防災に関する施設及び設備の整備
- (5) 災害に関する警報の発令・伝達及び避難措置

- (6) 災害情報の収集・伝達及び被害調査
- (7) 消防、水防、救助その他の応急措置
- (8) 災害時の保健衛生及び文教対策
- (9) 災害時における交通輸送の確保
- (10) 被災施設の災害復旧
- (11) 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等の対策
- (12) 市が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての援助及び調整
- (13) 県内の防災関係機関の応急復旧対策、応援・受援の調整及び県外からの応援等の調整
- (14) 災害廃棄物の処理に係る調整及び事務
- (15) その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置

4 沖縄県警察（与那原警察署）

- (1) 災害警備計画
- (2) 被害情報の収集伝達及び被害実態の把握
- (3) 被災者の救出救助及び避難指示・誘導
- (4) 交通規制・交通管制
- (5) 遺体の見分・検視
- (6) 犯罪の予防等社会秩序の維持

5 自衛隊

- (1) 災害派遣の準備
 - ア 災害に関する情報の収集
 - イ 災害派遣に関する計画の整備
 - ウ 災害派遣に関する準備の実施
 - エ 災害即応体制の維持向上
 - オ 防災訓練への参加
- (2) 災害派遣の実施
 - ア 人命又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施
 - イ 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与

6 指定地方行政機関

- (1) 九州管区警察局
 - ア 警察災害派遣隊の運用及び調整
 - イ 災害時における他管区警察局との連携
 - ウ 管区内各警察及び防災関係機関との協力及び連絡調整
 - エ 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整
 - オ 災害時における警察通信の運用
 - カ 津波警報等の伝達
- (2) 沖縄総合事務局
 - ア 総務部

- (ア) 沖縄総合事務局の庶務及び連絡調整
- (イ) 沖縄総合事務局所管の被害状況調査の総括
- イ 財務部
 - (ア) 地方公共団体に対する災害融資
 - (イ) 災害時における金融機関に対する緊急措置の要請
 - (ウ) 公共土木等被災施設の査定の立会
 - (エ) 地方自治体単独災害復旧事業（起債分を含む）の査定
- ウ 農林水産部
 - (ア) 農林水産業に係る被害状況等災害に関する情報の収集、報告
 - (イ) 農林水産関係施設等の応急復旧及び二次災害防止対策
 - (ウ) 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策
 - (エ) 応急用食料、災害復旧用材等の調達・供給対策
- エ 経済産業部
 - (ア) 災害時における所掌に係る物資の需給及び価格の安定対策
 - (イ) 被災商工業者に対する金融、税制及び労務
- オ 開発建設部
 - (ア) 直轄国道に関する災害対策
 - (イ) 直轄ダムに関する警報等の発令伝達及び災害対策
 - (ウ) 直轄港湾等災害復旧事業に関する災害対策
 - (エ) 公共土木施設の応急復旧の指導、支援
 - (オ) 大規模土砂災害における緊急調査
- カ 運輸部
 - (ア) 災害時における陸上及び海上輸送の調査及び鉄道、車両、船舶等の安全対策
 - (イ) 災害時における自動車運送事業者に対する運送及び船舶運航事業者に対する航海等の協力要請
 - (ウ) 災害時における輸送関係機関との連絡調整
- (3) 九州厚生局
 - ア 災害状況の情報収集、通報
 - イ 関係職員の現地派遣
 - ウ 関係機関との連絡調整
- (4) 沖縄森林管理署
 - ア 国有林野の保安林、治山施設等の管理及び整備
 - イ 災害復旧用材の需給対策
 - ウ 国有林における災害復旧
 - エ 林野火災防止対策
- (5) 沖縄防衛局
 - ア 米軍の活動に起因する災害等が発生した場合の関係機関への連絡調整
 - イ 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整
 - ウ 「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」に関する支援及び連絡調整
 - エ 日米地位協定等に基づく損害賠償
 - オ 地方公共団体等への連絡調整支援及び技術支援等

- (6) 那覇産業保安監督事務所
 - ア 鉱山施設の保全、危害防止及び鉱害の防止対策
 - イ 災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安の確保
- (7) 那覇空港事務所
 - ア 空港及びその周辺における航空機に関する事故、その他空港における事故に関する消火及び救助
 - イ 航空運送事業者に対する輸送の協力要請
 - ウ 被災者、救助物資等の航空機輸送の調整
- (8) 第十一管区海上保安本部
 - ア 警報等の伝達
 - イ 情報の収集
 - ウ 海難救助等
 - エ 緊急輸送
 - オ 物資の無償貸与又は譲与
 - カ 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援
 - キ 流出油等の防除
 - ク 海上交通安全の確保
 - ケ 警戒区域の設定
 - コ 治安の維持
 - サ 危険物の保安措置
- (9) 沖縄气象台
 - ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う
 - イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う
 - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める
 - エ 市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う
 - オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める
- (10) 沖縄総合通信事務所
 - ア 非常の場合の電気通信の監理（非常通信に係る無線局の臨機の措置、臨時災害FM局の開設など）
 - イ 災害時における非常通信の確保
 - ウ 災害対策用移動通信機器の貸出
 - エ 沖縄地方非常通信協議会との連携・調整
- (11) 沖縄労働局
 - ア 災害時における労働災害防止対策
 - イ 災害に関連した失業者の雇用対策
- (12) 九州地方環境事務所那覇自然環境事務所
 - ア 災害廃棄物等の処理対策
 - イ 環境監視体制の支援
 - ウ 飼育動物の保護等に係る支援

7 指定公共機関

- (1) NTT西日本 沖縄支店、NTTコミュニケーションズ(株)、ソフトバンク(株)
 - ア 電信電話施設の保全と重要通信の確保
- (2) (株)NTTドコモ九州沖縄支店、KDDI(株)、ソフトバンク(株)
 - ア 移動通信施設の保全と重要通信の確保
- (3) 日本銀行那覇支店
 - ア 銀行券の発行及び通貨・金融の調整を行うとともに、資金決済の確保を図り、信用秩序の維持に資する
- (4) 日本赤十字社沖縄県支部
 - ア 災害時における医療及び助産の実施並びに救助用物資の確保についての協力
 - イ 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関する協力の連絡調整の実施
 - ウ 義援金の募集及び配分の協力
 - エ 災害時における血液製剤の供給
- (5) 日本放送協会沖縄放送局
 - ア 気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報
- (6) 沖縄電力(株)
 - ア 電力施設の整備及び防災管理
 - イ 災害時における電力供給の確保
- (7) 日本郵便(株)沖縄支社
 - ア 災害時における郵政事業運営の確保
 - イ 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱
 - ウ 災害時における窓口業務の確保
- (8) 西日本高速道路(株)(沖縄高速道路事務所)
 - ア 同社管理道路の防災管理
 - イ 被災道路の復旧

8 指定地方公共機関

- (1) (一社)沖縄県医師会南部地区医師会
 - ア 災害時における医療及び助産の実施
- (2) (公社)沖縄県看護協会
 - ア 災害時における医療及び看護活動(助産を含む)への協力
- (3) (一社)沖縄県バス協会
 - ア 災害時におけるバスによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関する連絡調整
 - イ 災害時における輸送路線及び施設の確保に関する連絡調整
- (4) 琉球海運(株)
 - ア 災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保
- (5) 日本トランスオーシャン航空(株)
 - ア 災害時における航空機による救助物資等の輸送の確保
- (6) 沖縄都市モノレール(株)
 - ア 災害時におけるモノレール車両による救助物資等の輸送の確保及び帰宅困難者対策
- (7) (一社)沖縄県高圧ガス保安協会

- ア 高圧ガス施設の防災対策及び災害時における高圧ガス供給・消費設備にかかる復旧支援
- (8) (一社) 沖縄県女性連合会
 - ア 災害時における女性の福祉の増進
- (9) 沖縄セルラー電話(株)
 - ア 電気通信の疎通の確保と重要通信の確保
- (10) (一社) 沖縄県薬剤師会
 - ア 災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力
- (11) (社福) 沖縄県社会福祉協議会
 - ア 沖縄県災害ボランティアセンターの設置・運営及び市町村災害ボランティアセンターの支援
 - イ 生活福祉資金の貸付
 - ウ 社会福祉施設との連絡調整
- (12) (一財) 沖縄観光コンベンションビューロー
 - ア 観光危機への対応
 - イ 観光・宿泊客の安全の確保
- (13) (公社) 沖縄県トラック協会
 - ア 災害時におけるトラックによる生活物資、復旧・復興物資等の緊急輸送の協力
- (14) 沖縄テレビ放送(株)
 - ア 気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報
- (15) 琉球放送(株)
 - ア 気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報
- (16) 琉球朝日放送(株)
 - ア 気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報
- (17) (株) ラジオ沖縄
 - ア 気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報
- (18) (株) エフエム沖縄
 - ア 気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報
- (19) (一社) 沖縄県歯科医師会
 - ア 災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力

9 公共的団体（機関）その他防災上重要な施設の管理者

- (1) (公財) 沖縄県国際交流・人材育成財団
 - ア 外国人に関する情報提供等の協力
- (2) 沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合
 - ア 観光・宿泊客の安全の確保
- (3) (公社) 沖縄県獣医師会
 - ア 災害時の動物の医療保護活動
- (4) (一社) 沖縄県建設業協会
 - ア 災害時の重機等による救援活動の協力
 - イ 災害時の公共土木施設の被害調査、応急復旧活動、建設活動の協力

- (5) 沖縄県土地改良事業団体連合会
 - ア 農業用ダムやため池、かんがい用樋門、たん水防除施設等の整備、防災管理
 - イ 農地及び農業用施設の災害調査及び災害復旧
- (6) 沖縄県農業協同組合、沖縄県漁業協同組合連合会、沖縄県森林組合連合会
 - ア 農林漁業関係者の安全の確保
 - イ 農林漁業関係の被害状況調査及び応急対策の協力
 - ウ 災害時における食料及び物資等の供給及び海上輸送等の協力
 - エ 農林漁業の災害応急・復旧対策
 - オ 被災農林漁業者の再建支援
- (7) 沖縄県商工会連合会
 - ア 被害状況調査及び応急対策の協力
 - イ 救助物資、復旧資材の確保、あっせん、輸送等についての協力
 - ウ 災害時における物価安定についての協力
- (8) (一社)沖縄県ハイヤー・タクシー協会
 - ア 災害時における道路等の被害情報の収集伝達、タクシーによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力
- (9) (公財)沖縄県交通安全協会連合会
 - ア 避難者の誘導及び救出救護の協力
 - イ 被災地及び避難場所の警戒
 - ウ 関係機関の行う災害救助活動及び復旧活動についての協力
- (10) 沖縄県石油商業組合、沖縄県石油業協同組合
 - ア 石油設備の防災対策及び災害時における石油燃料の供給
- (11) (一社)沖縄県産業廃棄物協会
 - ア 災害廃棄物処理についての協力
- (12) (公社)沖縄県環境整備協会
 - ア 災害時のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬並びに浄化槽の点検・復旧についての協力
- (13) 上下水道指定工事店
 - ア 災害時の上下水道施設の被害調査、応急復旧活動及び建設活動の協力
- (14) 危険物等取り扱い事業者
 - ア 危険物の保安及び周辺住民の安全確保
 - イ 災害時における石油等の供給
- (15) 社会福祉施設管理者
 - ア 入所者及び通所者の安全の確保
- (16) 病院管理者
 - ア 入院患者及び通院患者の安全の確保
 - イ 被災傷病者の救護
- (17) 学校法人
 - ア 児童及び生徒等の安全の確保
 - イ 施設の整備、避難訓練の実施等の防災対策
- (18) 金融機関
 - ア 被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置

- (19) 市社会福祉協議会
 - ア 市が行う防災及び応急対策への協力
 - イ 被災者の救護活動の展開
 - ウ 災害ボランティアセンターの運営
- (20) 島尻環境美化センター
 - ア 災害時のごみ廃棄物に関すること
- (21) 市商工会
 - ア 市が行う防災及び応急対策への協力
 - イ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
 - ウ 被災者の生活資材の確保についての協力
- (22) JAおきなわ、市管内の漁業協同組合
 - ア 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力
 - イ 農作物及び漁業災害応急対策の指導
 - ウ 農漁業生産資材及び生活資材の確保あっせん
 - エ 被災農漁家に対する融資のあっせん
- (23) 危険物施設等の管理者
 - ア 安全管理の徹底
 - イ 防護施設の整備

第6節 市民及び事業者等の責務等

大規模な災害が発生した場合、市及び関係機関は、その総力を結集して災害応急対策を実施するが、その対応能力には限界がある。

したがって、基本法第7条「住民の責務」に基づき、次に示すように市民及び市内各地域の自治会・自主防災組織並びに事業者は、積極的に災害防止に努める。

1 市民

- (1) 防災・減災の知識習得及び過去の災害の教訓の伝承
- (2) 自宅建物及び設備の減災措置及び避難行動の検討
- (3) 飲料水、食料及び生活用品等の7日分以上の備蓄と点検
- (4) 消防団、自主防災組織及び防災訓練等への参加及び活動への協力
- (5) 警報、避難情報の収集及び家族・近所への伝達
- (6) 家族及び近所の避難行動要支援者等の避難支援
- (7) 災害廃棄物の分別
- (8) その他自ら災害に備えるために必要な行動

2 自治会・自主防災組織

- (1) 自主防災活動マニュアル、資機材の整備及び点検
- (2) 地域の災害危険性の把握及び点検並びに過去の災害の教訓の伝承
- (3) 避難行動要支援者の把握及び避難支援プランの作成協力
- (4) 地区の孤立化対策（通信機器・食料備蓄等）
- (5) 自主防災リーダーの養成
- (6) 自主防災活動及び訓練の実施
- (7) 気象情報等の収集及び伝達
- (8) 地区内の要配慮者及び被災者の救助・救援対策の協力
- (9) 災害時の避難所の自主運営
- (10) 災害廃棄物の分別及び集積所の管理協力

3 事業者

- (1) 従業員の防災教育及び訓練
- (2) 事業継続計画（BCP）の作成及び更新
- (3) 所管施設及び設備の減災措置及び避難対策の検討
- (4) 従業員等の飲料水、食料及び生活用品等の備蓄と点検
- (5) 自衛消防活動・訓練
- (6) 気象情報等の収集、従業員及び所管施設利用者等への伝達及び避難誘導
- (7) 消防団、自主防災組織への参加及び活動への協力
- (8) 避難行動要支援者等の避難支援
- (9) 災害廃棄物の分別
- (10) 災害時の事業継続、国、県、市町村の防災活動の協力（災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資財、人材等に関わる事業者に限る。）
- (11) その他自ら災害に備えるために必要な活動及び地域の防災活動への協力

第2章 基本方針

第1節 災害の想定と防災計画の基本的考え方

1 想定の方針

(1) 地震・津波

東日本大震災の教訓を踏まえて、これまでの切迫性の高い地震・津波の想定に加えて、発生頻度は極めて低いものの科学的知見からあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波も考慮する必要がある。このため、今後の地震・津波対策では、二つのレベルの地震・津波を想定する。

一つはこれまでの調査から発生確率が高いと考えられる地震・津波で、第1章の「第4節 災害の想定 3津波の浸水想定 (1)切迫性の高い津波」に示す地震・津波である。

もう一つは歴史的見地等から想定される最大クラスの地震・津波で、発生頻度は極めて低いものの甚大な被害をもたらすものであり、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)や明和8年(1771年)八重山地震による大津波などがあげられる。

第1章の「第4節 災害の想定 3津波の浸水想定 (2)最大クラスの津波」に示す地震・津波である。

(2) 風水害等

地球温暖化による気候変動等から大雨、洪水、高潮及び土砂災害等の自然災害リスクが高まっており、集中豪雨等の被害が多発している。土砂災害については土砂災害防止法に基づいて危険区域を想定しているが、想定を超える大規模な土砂崩壊が発生する可能性もある。

このため、地震・津波と同様に発生頻度は極めて低いものの、科学的知見からあらゆる可能性を考慮して、最大クラスの風水害についても想定する必要がある。

(3) その他災害

その他、大規模火災や海上、航空機等の大規模事故についても想定していく必要がある。

(4) 被害想定

最新の科学的知見による想定災害の見直しに応じて、被害想定も次の点に留意して適宜見直ししていく必要がある。

ア 被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎となるよう、具体的な被害を算定する。

イ 今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

なお、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

ウ 津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波の高さ、浸水範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く。

また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火又は大規模な地すべり等を原因とする津波もありうることに留意する。

2 防災計画の考え方

市は、県及び指定地方公共機関等と連携し、災害及び被害想定の結果に基づき防災計画を検討する必要がある。

検討においては、自然災害を完全に封ずることには無理があるため、被害を最小化する「減災」の考え方に立つとともに、地域の特性を踏まえた被害想定に基づいて減災目標を策定する。

また、想定レベルや地域の社会構造に応じて、次の点に留意して効果的で実効性の高い計画にすることが重要である。

(1) 想定する災害のレベルへの対応

ア 最大クラスの災害に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、防災意識の向上、想定結果を踏まえた防災施設や避難施設等の整備、土地利用、建築規制などを組み合わせるほか、経済被害の軽減など地域の状況に応じた総合的な対策を検討する。

イ 比較的発生頻度の高い一定程度の災害に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、防災施設の整備等を検討する。

(2) 地域の社会構造の変化への対応

ア 人口の偏在、少子高齢化、グローバリゼーション、情報通信技術の発達等に伴い、社会情勢は大きく変化しつつある。市は社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりに十分配慮し、次に掲げるような変化について十分な対応を図るよう検討する。

①集落の多くでは、人口減少、集落の衰退、地域経済力の低下等がみられる。

市街地では災害に強い都市構造の形成、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報公開等の安全確保対策が必要である。

また、人口減少地域では、災害時の情報伝達手段の確保、防災ボランティア活動への支援等が必要である。

②高齢者や障がい者等の要配慮者（※1）が増加している。

防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な場面において、要配慮者に応じたきめ細かな施策を福祉施策と連携して行う必要がある。

また、社会福祉施設、医療施設等の災害危険性の低い場所への誘導等、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。

さらに、平常時から避難行動要支援者（※2）の所在等を把握し、災害の発生時には迅速に避難誘導・安否確認等を行える体制が必要である。

③経済社会活動の拡大とともに、観光客や外国人が増加している。

災害の発生時に、観光客や外国人にも十分配慮するとともに、本市の経済力や観光を重要な地域振興策として強化する観点からも、本市の防災体制を強化する必要がある。

④地域における生活者の多様な視点への配慮が求められている。

防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

⑤ライフライン及びインターネット等の情報通信や交通のネットワークへの依存度の増大がみられる。

これらの施設の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすため、施設の耐災化を進めるとともに、補完的機能の充実が必要である。

⑥効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。

デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

⑦過去の災害の教訓を踏まえ、全ての国民が災害から自らの命を守るためには、国民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。

地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

⑧住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられる。

コミュニティ、自主防災組織等の強化、要配慮者を含めた多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等を図る必要がある。

⑨新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

イ 近年の高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、高層ビル及び橋梁等の道路構造の大規模化等に伴い、事故災害の予防が必要とされている。

※1 要配慮者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、災害時要援護者ともいう。一般的に高齢者、障がい者、外国人、妊産婦及び乳幼児等があげられる。

※2 避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難で、特に支援を要する人々をいう。

(3) 行政の業務継続計画その他との関係

東日本大震災では、行政機能の喪失が大きな課題となった。大規模災害による市の各施設、行政機能及び災害対策本部の機能への影響等を点検したうえで、機能喪失の軽減対策や機能喪失時の対応等を網羅した業務継続計画を作成する必要がある。

(4) 複合災害への対応

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することで、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事態が考えられる。

本市において発生可能性がある複合災害を想定し、後発の災害にも効果的に対応できるように、要員や資機材等の投入の判断や応援確保等のあり方を検討する必要がある。

第2節 防災対策の基本理念及び施策の概要

本市は、台風等による風水害の発生や周辺海域での地震・津波等が懸念され、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する防災対策は行政上最も重要な施策である。

防災施策は、本市の自然的特性及び社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づいて、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害時の社会経済活動の停滞を最小限にとどめることが重要である。

このため、災害対策の実施に当たっては、国、県、市町村及び指定公共機関がそれぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、国、県、市町村を中心に住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、国、県、市町村、公共機関、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとるものとする。

なお、防災対策には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

各段階における基本理念及びこれに則り実施すべき施策の概要は、次のとおりである。

1 周到かつ十分な災害予防

災害予防段階における基本理念及び施策の概要は次のとおりとする。

■基本理念

- 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策を推進する。
- 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

■施策の概要

- 災害に強いまちづくりを実現するための主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等による災害に強い都市構造の形成、住宅や学校・病院等公共施設等の安全化及び代替施設の整備等によるライフライン機能確保
- 事故災害を予防するための事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実
- 市民の防災活動を促進するための防災教育等による住民への防災思想及び防災知識の普及、防災訓練の実施、市民の自発的な防災活動の促進、自主防災組織等の育成強化、ボランティアとの連携強化及び防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進等、災害教訓の伝承による市民の防災活動環境の整備等
- 防災に関する調査研究及び観測等を推進するための基礎データの集積、工学的・社会的分野を含めた防災に関する調査研究の推進及び観測の充実・強化並びにこれらの成果の情報提供及び防災施策への活用

○災害時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実、必要とされる食料・飲料水等の備蓄及び関係機関が連携した実践的な防災訓練の実施等

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

災害応急段階における基本理念及び施策の概要は次のとおりとする。なお、防災関係機関は災害応急対策従事者の安全確保に十分配慮するものとする。

■基本理念

○災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

○被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を必要とする者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

■施策の概要

○災害が発生するおそれがある場合には、警報等の伝達、住民の避難誘導、避難行動要支援者や観光客等の避難支援及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動

○災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に実施、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的・効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制の確立

○被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動

○円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、被災者に緊急物資を供給するための交通規制の実施、施設の応急復旧活動、障害物除去等による交通の確保及び優先度を考慮した緊急輸送活動

○被災者の速やかな避難誘導と安全な避難所への収容、避難所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供等広域的避難収容活動

○被災者等への的確かつ分かりやすい情報の速やかな公表・伝達及び相談窓口の設置等による住民等からの問い合わせへの対応

○被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達と被災地のニーズに応じた供給

○指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等避難所を中心とした被災者の健康保持に必要な活動、仮設トイレの設置等被災地の保健衛生活動、防疫活動及び迅速な遺体の処理等

○避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の徹底

○防犯活動等による社会秩序の維持のための対策及び物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等

○応急対策のための通信施設の応急復旧、二次災害防止のための土砂災害等の危険箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧及び二次災害防止のための危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策

○ボランティア、義援物資・義援金及び海外等からの支援の適切な受入れ

3 適切かつ速やかな災害復旧・復興

災害復旧・復興段階における基本理念及び施策の概要は次のとおりとする。

■基本理念

- 「発災後は速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。」

■施策の概要

- 被災の状況や被災地域の特性等を勘案した被災地域の復旧・復興の基本方向の早急な決定と事業の計画的推進
- 物資、資財の調達計画等を活用した迅速かつ円滑な被災施設の復旧
- 再度災害の防止により快適な都市環境を目指した防災まちづくり
- 災害廃棄物処理の広域処理を含めた処分方法の確立、計画的な収集、運搬及び処理による適正処理の確保、迅速かつ適切な廃棄物処理
- 被災者に対する資金援助、住宅確保及び雇用確保等による自立的生活再建の支援
- 被災中小企業の復興等の地域の自立的发展に向けた経済復興の支援

4 その他

市は、県及び公共機関等と連携し、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災関係機関同士や、住民等の間及び住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講じる。

第3節 防災計画の見直しと推進

防災計画は、実際の災害対応や防災訓練等を通じて内容を検証し、継続的に見直しを続けていく必要がある。

また、大規模災害は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に市、関係機関及び住民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが重要である。

1 防災計画の効果的推進

- (1) 国、県の防災本計画に基づき指定地方公共機関は防災業務計画を、市は地域防災計画を、それぞれ機関の果たすべき役割、地域の実態を踏まえつつ作成、修正する必要がある。
- (2) 市防災計画を見直すに当たっては、本市の自然的及び社会的な条件等を勘案して各事項を検討のうえ、必要な事項を記載する。また、特殊な事情がある場合は、適宜必要な事項を付加する。
- (3) 防災担当課は、市防災計画を効果的に推進するため、関係各課との連携また他機関との連携を図り、関係各課、他機関は防災担当課へ積極的に協力し、防災担当課を中心に次の対策を実施する。なお、本計画に基づく対策の推進に最大限努力し、制度等の整備及び改善等を実施する。

■計画推進のための対策

- 実施計画（アクションプラン）及び分野別応急活動要領（マニュアル）の作成並びに訓練等を通じた職員への周知徹底及び検証
- 計画、アクションプラン及びマニュアルの定期的な点検並びに点検や訓練から得られた関係機関の調整に必要な事項や教訓等の反映

2 様々な主体の相互連携と市民運動の展開

いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要である。個人、家庭、地域、企業及び団体等社会の様々な主体は、相互に連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う市民運動を展開する。

また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題及び実施方針を定め、関係機関等の連携の強化を図る。

3 県及び指定地方公共機関等の連携

県及び指定地方公共機関等と相互に密接な連携を図る。また、他の自治体とも連携を図り、広域的な視点で防災対策の推進を図るよう努める。

4 防災会議における検証等

市防災会議は、本計画の実施状況を定期的に把握するとともに、防災に関する調査結果や発生した災害の状況等に関する検証、検討と併せ、その時々における防災上の重要事項や課題を

把握又は審議し、これを本計画に的確に反映させていく。

5 地区防災計画の策定等

市防災計画は、市内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）について定めることができる。

地区居住者等は、共同して、市防災会議に対し、市防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。

市防災会議は、遅滞なく、地区居住者等の提案を踏まえて市防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市防災計画に地区防災計画を定めなければならない。

6 防災計画の整合性の確保

(1) 防災計画間の整合

市は、防災計画間の必要な調整、県からの助言等を通じて、市防災計画、県防災計画、防災業務計画、水防計画その他の防災関連計画が体系的かつ有機的に整合性を確保するために必要なチェックを行うものとする。

また、その他の計画（総合計画、マスタープラン等）についても、防災の観点から必要なチェックを行うものとする。

(2) 防災関係法令との整合

市防災計画には、大規模地震対策特別措置法、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、水防法、土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律その他の防災関係法令において防災計画に定めるべきとされた事項を確実に位置づけることとする。

第3章 災害対応の組織・動員体制

第1節 組織計画

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 組織計画	総務1班、各部各班
第2項 動員計画	総務1班、各部各班
第3項 関係機関との連携・協力	総務1班、各部各班

第1項 組織計画（実施主体：総務1班、各部各班）

1 災害警戒準備体制の設置

災害警戒本部の設置前における初動体制、又は設置に至らない災害規模の発生及び発生が予想される場合に、防災担当者（秘書防災課職員）による災害警戒準備体制をとる。

■災害警戒準備体制の設置基準

- 沖縄気象台による各種注意報が発表されたとき
- 本市域において、震度3の地震が発生したとき
- 本市の津波予報区内である沖縄本島地方に、津波注意報が発表されたとき
- 災害の発生又はおそれがあると判断し、警戒を要するとき

2 災害警戒本部の設置

気象台から地震情報、津波注意報・警報等が発表されるなど災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策本部の設置に至らない場合のとき、副市長は、災害警戒本部を設置し、警戒体制をとる。

(1) 災害警戒本部の設置基準

災害警戒本部の設置基準は次のとおりとする。

■災害警戒本部の設置基準

- 本市域において、震度4の地震が発生したとき（災害警戒本部の自動設置発令）
- 県全域又は市域に、気象業務去に基づく津波注意報・警報が発表されたのに伴い、災害に関する情報の収集・伝達を特に強化して対処する必要があるとき
- 地震、津波、その他の異常な自然現象により、県の全域又は市域に災害の発生するおそれがあり、警戒を要するとき
- 前各号のほか、災害予防及び災害応急対策の的確な実施のため、警戒体制をとる必要のあるとき
- 弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れから、津波災害に備え、避難の必要を認めるとき

(2) 災害警戒本部の組織及び所掌事務

災害警戒本部の組織は、次のとおりとする。

なお、災害警戒本部の組織編成及び所掌事務の詳細は、別掲「災害対策本部等（警戒本部）の所掌事務及び組織機構」による。

■災害警戒本部の組織

- 災害警戒本部に本部長をおき、本部長は副市長をもって充てる。
- 本部に災害警戒本部会議をおき、本部長、市長部局の部長・参事、議会事務局長、教育部長、上下水道部長、その他本部長が必要と認める者をもって構成し、本部長がこれを召集する。
- 本部長が出張等による不在又は連絡不能な場合、総務部長が指揮をとる。

(3) 災害警戒本部会議の開催

本部長（副市長）は、本部を設置したときは速やかに災害警戒本部会議を開催し、本部員はあらかじめ指定された場所、又は指示があった場所に参集する。

災害警戒本部会議の報告、協議事項は、その都度災害の状況に応じて本部長若しくは本部員の提議によるが、おおむね次のとおりとする。

なお、災害警戒本部会議の開催場所は、「市役所庁議防災室」とする。

■災害警戒本部会議の開催場所

本部会議の開催場所	市役所 庁議防災室
-----------	-----------

■災害警戒本部会議の報告・協議事項

区分	報告・協議内容
主な報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ○各部の配備体制 ○被害状況に関すること ○緊急措置事項
主な協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ○応急対策に関すること ○避難準備・高齢者等避難開始に関すること ○災害対策本部の設置に関すること ○その他災害対策の重要事項に関すること ○災害警戒本部の解散に関すること

3 災害対策本部の設置

市長を本部長として、基本法第 23 条及び南城市災害対策本部条例の規定に基づき組織され、防災会議と緊密な連携のもとに地域防災計画の定めるところにより、市域にかかる災害予防及び災害応急対策を実施する。

参考資料 4-3 南城市災害対策本部条例

(1) 災害対策本部の設置基準

市長は、基本法第 23 条第 1 項の規定により、次のような場合において災害対策本部を設置する。

■災害対策本部の設置基準

- 市内において、大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき
- 市内に災害が発生し、その規模及び範囲から判断し、本部設置による対策を要すると認められるとき
- 県対策本部が設置された場合において、市が対策本部の設置の必要を認めたとき
- 本市域において震度5弱以上の地震が発生したとき（災害対策本部の自動設置発令）
- 本市域において津波警報が発表された場合（災害対策本部の自動設置発令）

(2) 災害対策本部の組織及び所掌事務

災害対策本部の組織は、次のとおりとする。

なお、災害対策本部の組織編成及び所掌事務の詳細は、別掲「災害対策本部等（警戒本部）の所掌事務及び組織機構」による。

各対策部は、原則として、本部の設置と同時に設置する。ただし、災害の種別等により、本部長（市長）が指示した部は設置しないことができる。

■災害対策本部の組織

- 災害対策本部に本部長及び副本部長をおき、本部長には市長を、副本部長には副市長、総務部長をもって充てる。
- 本部に部及び班を設け、部に部長、班に班長及び班員を置く。
- 本部に災害対策本部会議をおき、本部長、副本部長、部長、その他本部長が必要と認める者をもって構成し、本部長がこれを招集する。
- 本部長が出張等による不在又は連絡不能で特に緊急の意思決定をする場合においては、下記の順位により所定の決定権に代わって意思決定を行う。この場合において、代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者に報告し、その承認を得る。

■意思決定権者の代理順位

1位 市長 ⇒ 2位 副市長 ⇒ 3位 総務部長

(3) 災害対策本部会議の開催

本部長（市長）は、本部を設置したときは、速やかに本部会議を開催し、副本部長及び本部員は直ちに本部員室に参集する。

本部会議の報告、協議事項は、その都度災害の状況に応じて本部長若しくは本部員の提議によるが、おおむね次のとおりとする。

なお、災害対策本部会議の開催場所は、「市役所庁議防災室」とする。ただし、市役所が大規模地震等の影響を受けて使用できない場合は、次の代理候補地のうち可能な場所に設置する。

■災害対策本部会議の開催場所及び代理候補地

本部会議の開催場所	市役所 庁議防災室
(代理候補地)	第一候補地 島尻消防

■災害対策本部会議の報告・協議事項

区分	報告・協議内容
主な報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ○各部の配備体制 ○被害状況に関すること ○緊急措置事項
主な協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ○応急対策に関すること ○本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること ○自衛隊、沖縄県、他市町村及び公共機関への応援要請に関すること ○避難の指示、警戒区域の指定に関すること ○救助法の適用に関すること ○激甚災害の指定に関すること ○市民向け緊急声明の発表に関すること ○応急対策に要する予算及び資金に関すること ○国、県等への要望及び陳情等に関すること ○その他災害対策の重要事項に関すること

(4) 災害対策本部の閉鎖

本部長（市長）は、次の基準に従い災害対策本部を閉鎖する。

■災害対策本部の閉鎖基準

<ul style="list-style-type: none"> ○予想された災害の危険が解消したと認められるとき ○災害発生における応急措置がおおむね完了し、本部による対策実施の必要がなくなったと認められるとき
--

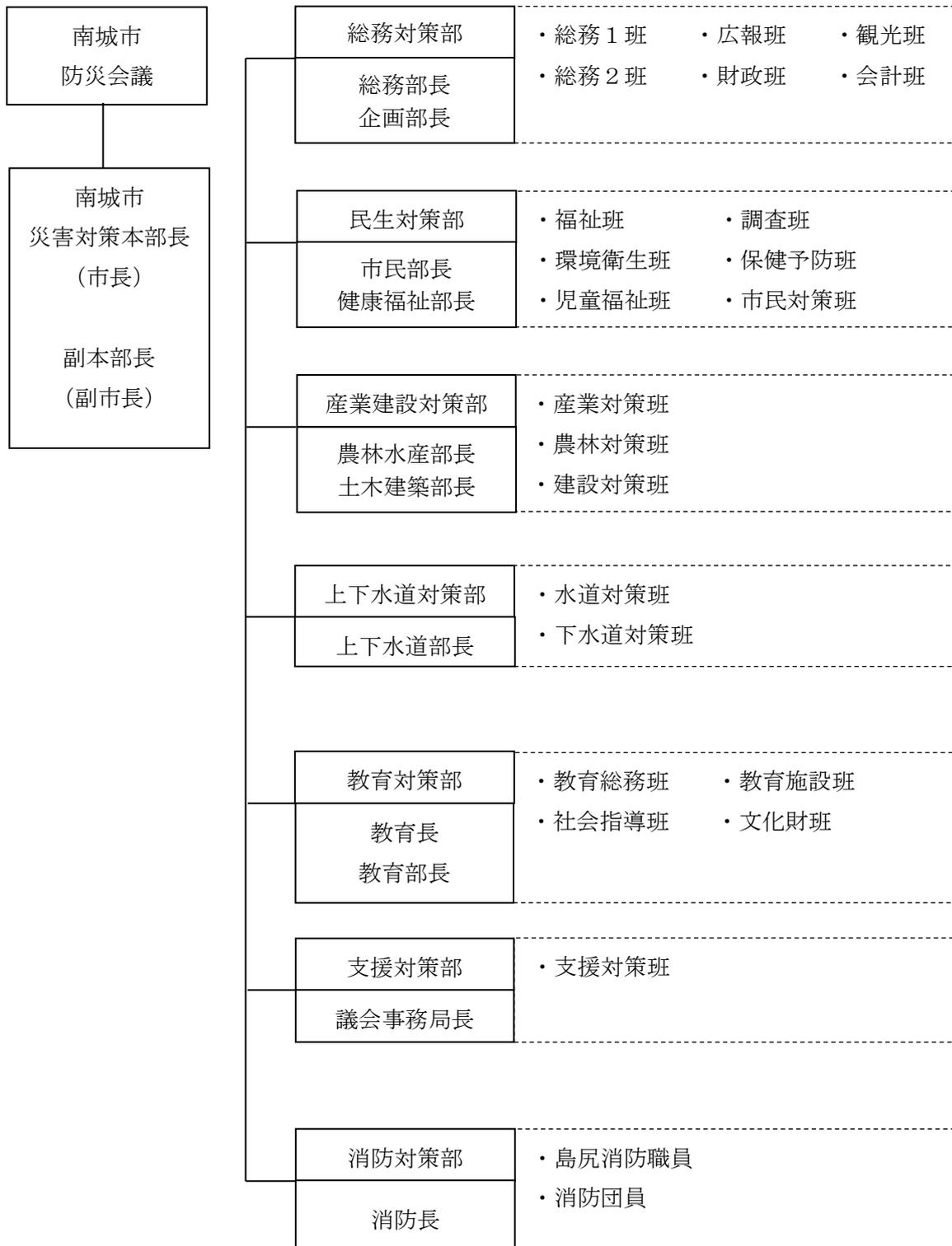
(5) 災害対策本部の設置・閉鎖に関する通知及び公表

市は、本部を設置又は閉鎖したときは、県、関係機関及び住民に対し、次により通知、公表する。

■災害対策本部の設置・閉鎖時の通知及び公表

通知又は公表先	通知又は公表の方法
各部・班への通知・公表	職員参集メール、庁内放送、庁内 LAN、電話、その他迅速な方法
地域住民への公表	テレビ、ラジオ、防災無線等、広報車、その他迅速な方法
報道機関への通知・公表	電話、FAX、その他迅速な方法
県への通知	沖縄県総合行政情報通信ネットワーク、電話、FAX、その他迅速な方法
与那原警察署	電話、FAX、その他迅速な方法
その他関係機関	電話、FAX、その他迅速な方法

■災害対策本部組織図（部長は参事を含む。）



■災害対策本部等（警戒本部）の所掌事務及び組織機構（1/6）

災害対策組織					所掌事務	配備要員数			
部	部長	班	班長	班員		警戒配備	第一配備	第二配備	第三配備
総務対策部	総務部長・企画部長	総務1班	秘書防災課長 総務課長	秘書防災課員 総務課員	①本部の設置及び閉鎖に関する事 ②本部会議及び部長会議に関する事 ③防災会議、その他防災関係機関への連絡及び協力要請に関する事 ④部内及び各部への連絡調整に関する事 ⑤災害に関する情報の総括に関する事 ⑥住民への広報に関する事 ⑦国、県その他関係機関に対する被害調査報告に関する事 ⑧職員の非常招集、服務に関する事 ⑨自衛隊災害派遣要請の要求に関する事 ⑩気象情報等の収集・広報伝達に関する事 ⑪罹災証明の発行に関する事 ⑫災害復旧対策の総合調整に関する事 ⑬職員の公務災害、衛生管理に関する事 ⑭対策要員の動員及び配置に関する事 ⑮災害見舞い、視察者の受入に関する事 ⑯その他所管の情報収集、被害状況等の調査、対策業務に関する各担当部署への報告に関する事	3	6	全員	全員
		総務2班	企画調整課長 交通政策課長 公民連携室長	企画調整課員 交通政策課員 公民連携室員	①所管の被害調査及びその対策に関する事 ②部内の連絡調整に関する事 ③救援物資の受入れ及び配給に関する事 ④被災者への食料、生活必需品の調達及び配給に関する事 ⑤ボランティアの受入れに関する事 ⑥部内他班の応援に関する事 ⑦部内他班に属さないこと ⑧その他所管の情報収集、被害状況等の調査、対策業務に関する各担当部署への報告に関する事	0 1	4	全員	全員
		広報班	まちづくり推進課長 DX推進課長	まちづくり推進課員 DX推進課員	①災害情報、被害応急対策、救助活動状況等の報道機関への広報に関する事 ②災害記録の調査、収集に関する事 ③部内他班の応援に関する事 ④その他所管の情報収集、被害状況等の調査、対策業務に関する各担当部署への報告に関する事	1	3	全員	全員

■災害対策本部等（警戒本部）の所掌事務及び組織機構（2/6）

災害対策組織					所掌事務	配備要員数			
部	部長	班	班長	班員		警戒配備	第一配備	第二配備	第三配備
総務対策部	総務部長・企画部長	財政班	財政課長	財政課員	①災害に必要な経費の予算措置に関する事 ②市有財産及び庁舎施設の防災、保全、被害調査、報告に関する事 ③漂流物、拾得物の保管、管理に関する事 ④災害復旧対策車両の確保に関する事 ⑤他所管の情報収集、被害状況等の調査、対策業務に関する各担当部署への報告に関する事	1	4	全員	全員
		会計班	会計課長	会計課員	①災害対策本部の出納事務に関する事 ②災害対策用物資、器材の契約に関する事 ③部内他班の応援に関する事 ④他所管の情報収集、被害状況等の調査、対策業務に関する各担当部署への報告に関する事	0 1	2	全員	全員
		観光班	観光商工課長	観光商工課員	①市内在観光客等の被害状況調査及び収集に関する事 ②所管の関係団体との連絡調整に関する事 ③観光施設等の被害調査及びその対策に関する事 ④商業、施設等の被害調査及びその対策に関する事 ⑤部内他班の応援に関する事 ⑥他所管の情報収集、被害状況等の調査、対策業務に関する各担当部署への報告に関する事	1	3	全員	全員
民生対策部	市民部長・健康福祉部長	市民対策班	市民課長	市民課員	①市民、外国人等の被害状況、人口動態等の調査収集に関する事 ②応急仮設住宅への入居受付に関する事 ③部内他班の応援に関する事 ④他所管の情報収集、被害状況等の調査、対策業務に関する各担当部署への報告に関する事 ⑤遺体の埋火葬の許可に関する事	0 1	4	全員	全員

■災害対策本部等（警戒本部）の所掌事務及び組織機構（3/6）

災害対策組織					所掌事務	配備要員数			
部	部長	班	班長	班員		警戒配備	第一配備	第二配備	第三配備
民生対策部	市民部長・健康福祉部長	福祉班	社会福祉課長	社会福祉課員	①応急食料、その他生活必需品の調達、管理に関すること ②災害救助活動に協力する団体、日赤、その他機関との連絡調整に関すること ③災害救助法の適用に伴う事務に関すること ④救援物資の確保、輸送、配分に関すること ⑤避難所の受入れ、避難場所の選定、維持、管理に関すること ⑥非常用電源の整備に関すること ⑦義援金の受領、配分に関すること ⑧生活保護、高齢者、知的障がい者、心身障がい者、精神障がい者、母子世帯等の調査、収集に関すること ⑨その他所管の情報収集、被害状況等の調査、対策業務に関する各担当部署への報告に関すること	1	10	全員	全員
		調査班	税務課長	税務課員	①土地家屋等の被害状況の調査・収集に関すること ②被災者に対する市税の減免、徴収猶予に関すること ③部内他班の応援に関すること ④その他所管の情報収集、被害状況等の調査、対策業務に関する各担当部署への報告に関すること	0 1	4	全員	全員
		保健予防班	健康増進課長 国保年金課長	健康増進課員 国保年金課員	①災害地域、避難所等の感染症対策等の防疫、医療、精神衛生の管理に関すること ②乳幼児、妊産婦の救護、助産に関すること ③救急診療所との連絡調整に関すること ④避難所における炊き出しに関すること ⑤避難所における被災者の救護に関すること ⑥部内他班の応援に関すること ⑦その他所管の情報収集、被害状況等の調査、対策業務に関する各担当部署への報告に関すること	0 1	10	全員	全員

■災害対策本部等（警戒本部）の所掌事務及び組織機構（4/6）

災害対策組織					所掌事務	配備要員数			
部	部長	班	班長	班員		警戒配備	第一配備	第二配備	第三配備
民生対策部	市民部長・健康福祉部長	環境衛生班	生活環境課長	生活環境課員	①災害地域の環境衛生に関すること ②浸水家屋の衛生消毒に関すること ③ゴミ及びし尿処理、収集運搬に関すること ④動物の遺体の収容及びその処置に関すること ⑤動物の保護、収容に関すること ⑥防疫に関する関係機関との連絡調整に関すること ⑦遺体の収容、処理及び埋葬等に関すること ⑧その他所管の情報収集、被害状況等の調査、対策業務に関する各担当部署への報告に関すること	1	3	全員	全員
		児童福祉班	こども保育課長 こども相談課長	こども保育課員 こども相談課員	①所管の被害調査及びその対策に関すること ②応急保育に関すること ③児童・母子等の災害支援対策に関すること ④他の班の協力支援に関すること ⑤その他所管の情報収集、被害状況等の調査、対策業務に関する各担当部署への報告に関すること	0 1	4	全員	全員
産業建設対策部	農林水産部長・土木建築部長	産業対策班	産業振興課長 農業委員会事務局長	産業振興課員 農業委員会事務局員	①農作物、林産物、畜産物関連施設等の被害調査、防疫及びその対策に関すること ②水産、漁港関連施設等の被害調査及びその対策に関すること ③その他所管の情報収集、被害状況等の調査、対策業務に関する各担当部署への報告に関すること	1 3	10	全員	全員

■災害対策本部等（警戒本部）の所掌事務及び組織機構（5/6）

災害対策組織					所掌事務	配備要員数			
部	部長	班	班長	班員		警戒配備	第一配備	第二配備	第三配備
産業建設対策部	農林水産部長・土木建築部長	農林対策班	田園整備課長	田園整備課員	①農地、農道、農業用地、農村公園等関連施設の被害調査及びその対策に関すること ②法定外公有財産の被害調査及びその対策に関すること ③災害復旧用工事機械、資材の調達に関すること ④水防に関すること ⑤部内他班の応援に関すること ⑥他所管の情報収集、被害状況等の調査、対策業務に関する各担当部署への報告に関すること	1 └ 2	10	全員	全員
		建設対策班	都市計画課長 都市整備課長 施設管理課長	都市計画課員 都市整備課員 施設管理課員	①都市公園及び公園緑地、都市計画道路、橋梁、排水路、街路樹、公営住宅、一般建築物その他施設の整備、復旧調査に関すること ②道路、その他における障害物の除去に関すること ③水防に関すること ④河川の水位警戒に関すること ⑤避難所の建設、点検、修理に関すること ⑥海岸及び河川等の被害調査及びその対策に関すること ⑦災害復旧用工事機械、資材の調達に関すること ⑧他所管の情報収集、被害状況等の調査、対策業務に関する各担当部署への報告に関すること	1 └ 2	10	全員	全員
上下水道対策部	上下水道部長	水道対策班	水道課長	水道課員	①給水地域の被害状況調査に関すること ②被災者に対する飲料水の供給に関すること ③給水活動に協力する団体等の連絡調整に関すること ④上水道施設、消火栓、ポンプ場等の被害調査及びその対策に関すること ⑤上水道施設の応急復旧に関すること ⑥他所管の情報収集、被害状況等の調査、対策業務に関する各担当部署への報告に関すること	1 └ 3	5	全員	全員
		下水道対策班	下水道課長	下水道課員	①下水道施設等の被害調査及びその対策に関すること ②部内他班の応援に関すること ③他所管の情報収集、被害状況等の調査、対策業務に関する各担当部署への報告に関すること	1 └ 2	6	全員	全員

■災害対策本部等（警戒本部）の所掌事務及び組織機構（6/6）

災害対策組織					所掌事務	配備要員数			
部	部長	班	班長	班員		警戒配備	第一配備	第二配備	第三配備
教育対策部	教育長・教育部長	教育総務班	教育総務課長	教育総務課員	①職員の非常招集、服務に関すること ②職員の配置に関すること ③職員の公務災害、衛生管理に関すること ④部内の連絡調整に関すること ⑤文教施設等に避難所を設置する際の連絡調整に関すること ⑥災害復旧に必要な器材、資材の調達に関すること ⑦児童・生徒の給食業務に関すること ⑧避難所における救援炊き出し支援に関すること ⑨他所管の情報収集、被害状況等の調査、対策業務に関する各担当部署への報告に関すること	0 〽 1	3	全員	全員
		教育施設班	教育施設課長	教育施設課員	①学校施設、給食センター、社会教育・社会体育施設の被害調査及びその対策に関すること ②他所管の情報収集、被害状況等の調査、対策業務に関する各担当部署への報告に関すること	0 〽 1	3	全員	全員
		社会指導班	教育指導課長	教育指導課員	①児童・生徒の被害状況の調査、避難に関すること ②被災児童・生徒の救護、応急教育計画の指導に関すること ③児童・生徒の保健に関すること ④応急学校教材、学用品の調達に関すること ⑤他所管の情報収集、被害状況等の調査、対策業務に関する各担当部署への報告に関すること ⑥部内他班の応援に関すること	0 〽 1	5	全員	全員
			生涯学習課長	生涯学習課員					
文化財班	文化課長	文化課員	①文化財等の被害調査及びその対策に関すること ②他所管の情報収集、被害状況等の調査、対策業務に関する各担当部署への報告に関すること	0 〽 1	4	全員	全員		
支援対策部	議会議務局長	支援対策班	議会議務局次長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長	議会議務局員 選挙管理委員会事務局員 監査委員事務局員	①他部他班の応援に関すること ②他所管の情報収集、被害状況等の調査、対策業務に関する各担当部署への報告に関すること	0 〽 1	2	全員	全員

注1) ここでいう部長は参事、課長は副参事を含む。

第2項 動員計画（実施主体：総務1班、各部各班）

1 配備基準

本部長（市長）は、災害対策への体制を迅速に整えるため、配備基準に基づき直ちに配備の規模を指定する。

配備基準は、次のとおりとする。

■地震・津波災害時の配備基準

配備体制		配備基準	配備体制の内容
災害警戒準備体制	警戒初動配備	○本市域において震度3の地震が発生した場合 ○津波注意報の発表又は津波のおそれがあると判断した場合	気象災害などの防災情報の収集等、警戒体制等の初動配備。
災害警戒本部	警戒配備	○本市域において震度4の地震が発生した場合 ○津波注意報の発表及び情報収集・伝達等を特に強化して対処する必要がある場合 ○弱い地震であっても、津波災害に備え、避難の必要を認める場合	災害対策本部の前身であって、警戒配備要員をもって情報収集、巡回、連絡等の活動を行う。
災害対策本部	第一配備	○本市域において震度5弱の地震が発生した場合 ○津波警報が発表された場合	気象業務法に基づく警報が発表される等、重大な災害の発生が予想され警戒を必要とする場合で、巡回、情報収集、連絡等を担当する人員をもって充てる。
	第二配備	○本市域において震度5強の地震が発生した場合 ○津波警報の発表及び体制等を特に強化して対処する必要がある場合	局地的に重大な災害発生とともに、災害応急活動が開始される体制とする。
	第三配備	○本市域及び隣接市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合 ○大津波警報が発表された場合 ○県全域にわたる被害が発生した場合 ○甚大な局地的被害が発生した場合	市全域にわたって風水害等の大規模災害の発生がある場合、動員可能な職員をもってあたるもので、完全な非常体制とする。

参考資料 5-1 気象庁震度階級関連解説表

2 配備要員

(1) 配備要員計画

配備体制別の配備要員計画は、次のとおりとする。この配備要員は災害の実情により所属の部長において増減することができる。

各部長は、「配備体制別の配備要員計画」に基づき、災害対策要員のうちから配備の規模に応じた配備要員をあらかじめ指名し、配備要員指名名簿を作成しておく。

なお、各部長は、毎年4月1日に配備要員指名名簿を総務部長へ提出し、人事異動等において変更がある場合も、その都度報告しておく。

参考資料 7-1 災害対策配備要員指名名簿

■配備体制別の配備要員計画

配備体制	災害警戒準備体制	災害警戒本部	災害対策本部		
	警戒初動配備	警戒配備	第一配備	第二配備	第三配備
指揮	秘書防災課長	副市長 (秘書防災課長)	市長 (総務部長)	市長 (総務部長)	市長 (総務部長)
配備要員	秘書防災課長 秘書防災係長 秘書防災係員	【本部員】 副市長 教育長 総務部長 企画部長 市民部長 健康福祉部長 農林水産部長 土木建築部長 教育部長 上下水道部長 議会事務局長	【本部員】 副市長 教育長 総務部長 企画部長 市民部長 健康福祉部長 農林水産部長 土木建築部長 教育部長 上下水道部長 議会事務局長 消防長 (本部長が必要と認めた場合)		
			○警戒配備 に加えて	○第一配備 に加えて	○第二配備 に加えて出 動可能な全 ての職員
		秘書防災課長 防災係長、防災係員	3	全課員	
		総務課長	3	5	
		企画調整課長	2	3	
		交通政策課長	2	3	
		公民連携室長	1	3	
		まちづくり推進課長	1	2	
		DX推進課長	1	全課員	
		財政課長	3	3	
		会計課長	1	1	
		観光商工課長	2	4	
		市民課長	2	2	
		社会福祉課長	2	4	
		生きがい推進課長	2	4	
		こども保育課長	2	4	
		こども相談課長	2	4	
		税務課長	2	6	
		健康推進課長	3	6	
		国保年金課長	3	4	
		生活環境課長	2	4	
		産業振興課長	7	全課員	
		田園整備課長	7	全課員	
		都市計画課長	3	全課員	
		都市整備課長	3	全課員	
		施設管理課長	3	全課員	
		水道課長	2	全課員	
		下水道課長	2	全課員	
		教育総務課長	1	2	
		教育施設課長	2	全課員	
教育指導課長	2	4			
生涯学習課長	1	3			
文化課長	3	3			
議会事務局次長	1	1			

注1) 指揮の欄の括弧内は召集事務の担当。

- 注2) 各部局長の判断において災害対策配備要員の増減を行う。
注3) ここでいう部長は参事、課長は副参事を含む。
注4) 台風襲来時に、災害警戒本部を立ち上げた場合の配備要員については、別に定める。
注5) 選挙管理委員会、監査委員事務局は議会事務局、農業委員会は産業振興課に含む。

(2) 配備要員の対象外とする職員

次に掲げる職員については対象から除外するものとし、該当する職員は所属長に連絡をとりその承認を得る。

■ 配備要員の対象外とする職員の要件

- 平常時における病弱者等で応急活動を実施することが困難なもの
- 妊娠中の女子及び乳児をもつもの
- 発災時において、急病、負傷等で参集不能となったもの

(3) 配備の決定

本部長は、地震情報、津波警報及び災害発生のおそれのある異常現象等の通報を受けた場合で、大きな災害が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに本部会議を招集し、災害対策のための配備規模を決定する。

なお、本部会議の招集に関する事務は、総務1班が行う。

3 動員方法

(1) 勤務時間内の動員

総務対策部長は、本部が設置され、対策要員の配備規模が決定されたときは、その旨を各部長に通知する。通知を受けた各部長は、各班長にその旨を通知する。

通知を受けた各班長は、直ちに班内の配備要員に対し、その旨を通知する。通知を受けた配備要員は直ちに所定の配備に就く。その際、各部長は、配備要員名簿を作成し、総務対策部長へ報告する。

なお、各部長は、あらかじめ部内の非常招集システムを確立しておく。

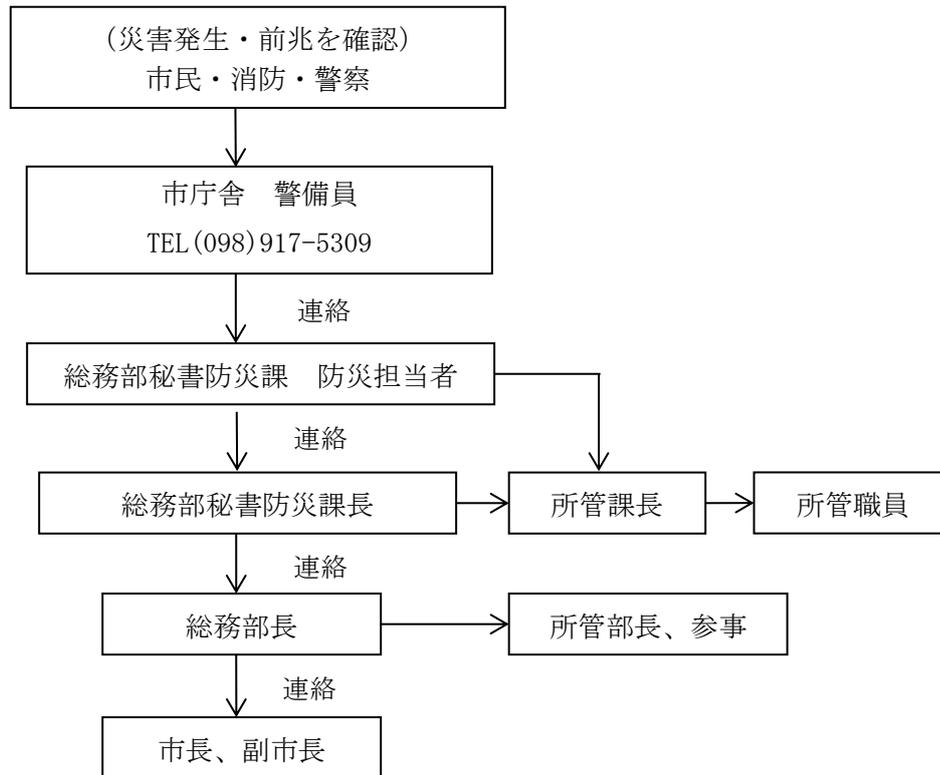
参考資料 7-2 災害対策配備要員名簿

(2) 勤務時間外の参集

職員は、夜間、休日等の勤務時間外において災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、進んで所属長と連絡をとり、必要に応じて自主的に登庁する。

なお、夜間、休日等における庁内の連絡体制は次のとおりとし、いずれの庁舎への通報にも対応できるよう連絡体制を整備する。

■勤務時間外の連絡体制



4 災害応急対策に従事する者の安全の確保

本部長は、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分に配慮し、災害応急対策を実施する。

第3項 関係機関との連携・協力（実施主体：総務1班、各部各班）

1 国・県の災害現地対策本部との連携

市は、国・県の災害現地対策本部が設置されたときは、災害現地対策本部と連携し、災害応急対策を実施する。

2 防災関係機関との協力体制

市は、本市において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、防災関係機関と相互に緊密な連携協力を図り、総合的かつ計画的な災害対策の実施に努める。

また、各分野の応急対策を効率的に行うため、防災関係機関の長に対し、市災害対策本部に対して専門職を派遣するよう要請する。

3 合同調整所の設置

市及び警察・消防・自衛隊等の各機関がそれぞれ応急対策を進める上で、各種調整や情報共有等を図る場として、合同調整所を設置する。

第2部 災害予防計画

第1章 地震・津波災害予防計画

第2章 風水害等災害予防計画

第1章 地震・津波災害予防計画

第1節 地震・津波災害予防計画の基本方針

第1項 災害予防計画の基本的な考え方

地震災害に対して市民の生命・財産の安全を確保するための予防対策は、「地震・津波に強い人づくり」、「地震・津波に強いまちづくり」、「地震・津波災害応急対策活動の準備」、「津波避難体制等の整備」及び「久高島の防災体制の強化」の5つに区分して計画する。

1 地震・津波に強い人づくり

防災計画を実行する人に着目し、地震・津波災害への意識、知識力、行動力、組織力及び連携力を向上させ、地震・津波に対する適切な行動や組織的対応がとれるようにするための対策である。

主な着目点は次のとおりである。

- (1) 防災訓練計画
- (2) 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画
- (3) 自主防災組織育成計画
- (4) 消防職・団員等の充実
- (5) 企業防災の促進
- (6) 地区防災計画の普及等

2 地震・津波に強いまちづくり

建築物、土木構造物その他の都市基盤に着目し、地震・津波が発生しても被害を最小限に止め、復旧・復興しやすい構造とするための対策である。

主な着目点は次のとおりである。

- (1) 地盤・土木施設等の対策
- (2) 都市基盤の整備
- (3) 建築物の対策
- (4) 危険物施設等の対策

3 地震・津波災害応急対策活動の準備

消防、避難、救助、救援等の様々な災害時の応急対策活動に着目し、必要な活動体制・環境を整備し、応急対策を迅速かつ効果的に実施するための対策である。

4 津波避難体制等の整備

津波に対する最重要課題である避難を円滑に行うための対策に特化し、都市構造、人づくり、応急対策のすべての面に着目した対策である。

主な着目点は次のとおりである。

- (1) 津波避難計画の策定・推進
- (2) 津波危険に関する啓発
- (3) 津波に対する警戒避難体制・手段の整備
- (4) 津波災害警戒区域の指定等

5 久高島の防災体制強化

本市の離島である久高島で予想される地震・津波による孤立化の対策に特化し、都市構造、人づくり、応急対策のすべての面に着目した対策である。

主な着目点は次のとおりである。

- (1) 孤立に強いまちづくり
- (2) 孤立に強い人づくり
- (3) 地震・津波災害応急対策活動への準備
- (4) 津波避難体制の整備

第2項 災害予防計画の推進

1 減災目標（実施主体：市、県）

市及び県は、地震・津波の被害想定調査結果を踏まえて減災目標を設定し、防災関係機関と協力して予測された被害を効果的に軽減するための防災対策を計画的に推進する。

2 緊急防災事業の適用（実施主体：秘書防災課、島尻消防、県）

国、県等の防災事業を積極的に活用し、本市の防災対策を強力に推進する。

(1) 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

地震防災対策特別措置法に基づき、県「地震防災緊急事業五箇年計画」の緊急整備施設の選定を受けるなど、事業について具体化を図るよう努める。

■南城市の整備推進施設等

- 避難地
- 避難路
- 消防用施設
- 消防活動用道路
- 緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾・漁港施設等
- 医療機関、社会福祉施設、公立小・中学校、養護学校等の各種学校施設、その他公的建造物の改築・補強
- 津波避難確保のための海岸保全施設、河川管理施設
- 砂防設備、森林保安施設、地すべり等防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用排水施設であるため池のうち、地震防災上必要なもの

- 地域防災拠点施設
- 防災無線等施設設備
- 飲料水確保施設、電源確保施設
- 非常用食料、救助用資機材等備蓄倉庫
- 負傷者の一時収容、設備、資機材（応急救護設備等）
- 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- その他

(2) その他の法令等の適用

津波対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律、その他の関連法令等に基づく防災・減災事業等の実施により、地震・津波に強いまちづくりをソフト・ハードの両面から効率的、効果的に推進する。

また、市は、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理を推進する。

3 防災研究の推進に関する計画（実施主体：秘書防災課、防災関係機関）

市は、防災関係機関と連携し、地震・津波防災上の課題に対応した防災研究の推進に関する事業を定める。

(1) 防災研究の目的・内容

本市の地震及び津波による災害危険区域の実態を総合的・科学的に把握するため、国及び県が行う調査研究の成果や既往の被災事例等を参考に、地震による地盤振動、液状化、斜面崩壊、津波、その他災害予想危険箇所や建物崩壊、出火・延焼、ライフライン施設被害、人的被害等について資料収集、被災原因の分析等を行うとともに、可能な限り具体的な減災目標を設定し、地域防災計画の見直しに反映させる。

また、地震時の防災機関職員の早期招集・活動要領、自主防災組織や防災ボランティア等の育成要領、市民生活への支援方策等に関する研究を推進する。

(2) 防災研究の実施体制

防災に関する研究を企画・検討し、その進捗状況や効果等を総合的に評価・検討できるような体制づくりに努める。

第2節 地震・津波に強い人づくり

地震・津波災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要不可欠であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く展開する必要がある。

「自らの命は自らが守る」という意識の醸成や、地域の災害リスクととるべき避難行動等について住民の理解を促進し、社会全体としての防災意識の向上を図るため、防災訓練の実施、防災知識等の普及・啓発、自主防災組織の結成促進や育成・強化、防災ボランティア活動の環境整備等の取組みにより、災害に強い人材の育成を図る。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 防災訓練計画	秘書防災課、健康福祉部、市民課、観光商工課、教育指導課、島尻消防
第2項 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画	秘書防災課、教育指導課、島尻消防
第3項 自主防災組織育成計画	秘書防災課
第4項 消防職・団員等の充実	秘書防災課、島尻消防
第5項 企業防災の促進	秘書防災課、健康福祉部
第6項 地区防災計画の普及等	秘書防災課

第1項 防災訓練計画

市は、地震・津波災害への避難体制を確立し、防災思想の普及を図るため、県、防災関係機関及び市民と一体となって計画的に防災訓練を実施する。

訓練実施に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に十分配慮するものとし、市において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の多様な視点に十分配慮するよう努める。

1 防災訓練の実施に係る基本方針

本市の地震・津波防災訓練の基本方針は、次のとおりとする。

(1) 実戦的な活動ノウハウの獲得を重視した防災訓練

訓練の目標や成果の総括を重視し、参加者がより実戦的な防災活動のノウハウや防災資機材の操作方法等を獲得することを第一とする。

(2) 地域防災計画等の検証

市の地域防災計画等の問題点や課題を明確化し、今後の見直しのあり方等を把握することを目指し、様々な条件や状況を取り入れたシナリオに基づく地震・津波防災訓練を実施する。

(3) 訓練内容の具体化

訓練の種別ごとに想定される災害状況等を踏まえて、目的、内容、訓練方法（時期、場所、要領等）及び検証方法（訓練の効果、課題分析等）等を具体化した訓練とする。

(4) 多様な主体の参加

市民等の防災意識を広く啓発するため、大規模な地震・津波を想定した訓練においては、市、県及び防災関係機関が連携して、多数の市民や事業所等が参加するように努める。

また、男女のニーズの配慮、要配慮者及び児童、観光客及び外国人への支援等、災害時の活用に必要な多様な視点を普及するため、女性団体、教育機関、自主防災組織、観光協会、福祉関係団体、ボランティア団体、民間企業等と連携する。

2 各防災訓練の実施に係る事項（実施主体：秘書防災課、島尻消防、健康福祉部、市民課、観光商工課、教育指導課、県、防災関係機関）

市は、防災訓練の実施に際しては、総合防災訓練のみならず、次のような個別の目標を設けた訓練を実施する。

■個別目標を設けた訓練

- 地震・津波の発生時刻や規模について様々な条件設定を行い、初動体制の確立、通信連絡体制の確保、組織間の連携確保、被災現場の派遣等について行うテーマ別訓練
- 広域応援に際しての受入れ・応援派遣等の訓練
- 傷病者等を念頭にした救出・医療訓練
- 指定緊急避難場所・指定避難所における要配慮者及び児童や女性のニーズに配慮した生活支援訓練
- 物資集配拠点における集配訓練
- 民間企業・ボランティア等との連携訓練
- 避難行動要支援者等の避難支援、観光客・外国人等の避難誘導訓練
- 避難所における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所開設・運営訓練

3 総合防災訓練（実施主体：秘書防災課、県、防災関係機関）

(1) 総合防災訓練

市は、県との連携のもと、広域的な被害を想定した総合訓練を実施する。当該訓練の実施に際しては、訓練のテーマ、対象者、実施内容、及び具体的目標等を工夫し、市全体の防災意識や連携体制を向上させる効果的な訓練を実施する。

また、地域特性や被害想定等を踏まえ、多くの地域住民や関係団体等が参加する実践的な地震防災訓練を実施する。特に離島である奥武島、久高島等においては、孤立を想定した自活体制の確保、応援の要請・受入等をテーマとした訓練を実施する。

■総合防災訓練

区分	内容等
実施時期	毎年1回以上適当な時期（防災の日、水防月間、土砂災害防止月間等）に行う。
実施場所	毎年過去の災害の状況等を考慮のうえ、関係機関と協議のうえ決定す

	る。
参加機関	県、市及び防災関係機関
訓練の種目	訓練の種目はおおむね次のとおりとする。 ○避難訓練及び避難行動要支援者等の避難支援訓練 ○水防訓練 ○救出及び救護訓練 ○炊き出し訓練 ○感染症対策訓練 ○輸送訓練 ○通信訓練 ○流出油等防除訓練 ○広域応援要請訓練（情報伝達訓練） ○その他
訓練実施後の評価	訓練実施後に評価を行い、応急対策上の問題点や改善点など今後の課題を整理し、必要に応じて改善を行う。

(2) 広域津波避難訓練

市は、市民の津波避難行動に特化した市内全域を対象とする広域的な実践訓練を津波防災の日（11月5日）などに実施する。これにより、市民等の津波防災意識の啓発、津波避難計画の検証等を行う。

なお、主な検証のポイントは次のとおりとする。

■広域津波避難訓練の検証ポイント

- 津波情報の伝達方法、津波避難場所、避難経路等の課題
- 津波避難困難地域の把握
- 避難行動要支援者等の避難支援、福祉避難所及び災害拠点病院等への移送等の円滑性

(3) 災害対策本部運営訓練

市は、災害対策本部員及び各部の初動対応力を向上させるため、大規模な地震・津波等を想定した災害対策本部の初動について実践的な訓練を実施する。

なお、訓練のねらいは次のとおりとする。

■災害対策本部運営訓練のねらい

- 災害想定、各部の所掌事務、リソースの理解促進
- 本部会議及び各部の実践力の向上
- 防災計画・マニュアルの検証

(4) 複合災害訓練

市は、県及び防災関係機関等と連携して、本市の地域特性を踏まえて、様々な複合災害が発生する可能性や発生した場合の状況等についての机上訓練を行い、複合災害ごとの対応計画の策定や見直しを検討する。

また、発生の可能性が高い複合災害については、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実働訓練に努める。

4 防災訓練の成果の点検（実施主体：秘書防災課、県、防災関係機関）

市は、防災訓練の成果を点検・評価し、次回以降の防災訓練はもとより地域防災計画等の修正や防災対策の充実強化に反映する。

特に、訓練実施時の社会的要請等にあわせて、訓練の対象、規模、内容及びシナリオ等を設定し、その成果を点検・評価し、防災計画・施策に反映する仕組みを確立する。

5 地域防災訓練等の促進（実施主体：秘書防災課、県）

市は、地域において学校や職場等での実践的な防災訓練が行われるように、事業者、自治会・自主防災組織及び学校関係者等に対する教育や支援を実施し、当該訓練の実施を踏まえた地震津波防災マニュアルの策定等を促進する。

第2項 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画

市は、地震・津波災害を念頭におき、市及び関係機関の職員並びに地域住民に対する防災知識の普及・啓発を次のとおり実施する。

1 防災知識の普及・啓発（実施主体：秘書防災課、県、防災関係機関）

市は、災害リスクや災害時に取るべき行動について普及・啓発するとともに、地域の防災的見地から防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するため、地震・津波に関するハザードマップ（防災マップ）、地区別防災カルテ、地震・津波時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施するよう努める。

防災知識の普及の際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

(1) 普及・啓発の時期や内容等

市は、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等の防災に関する各週間にあわせて、県の地震・津波被害想定調査結果等を示しながら、その地域の危険性や次の対策を市民等に周知するなど、重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

■普及・啓発の内容

- 7日分以上の食料、飲料水、携帯トイレ等の非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、消火器の配備、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備等、家庭での予防・安全対策
- 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震・津波発生時にとるべき行動、避難場所での行動
- 災害時の家族内の連絡体制の確保
- 緊急地震速報受信時の対応行動
- 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

(2) 効果的な普及・啓発方法

防災知識の普及・啓発に当たっては、報道機関等の協力を得るほか、ビデオ、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用する。

また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成を促進するため、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく提供するように努める。

(3) 地震・津波に関する情報等の解説

市は、気象台、県及び防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること、震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

また、地震及び津波に関する情報を住民が容易に理解できるよう県や防災関係機関と連携し、地震情報、津波警報等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、市民に迅速かつ正確な情報を伝達する。

さらに、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、県や防災関係機関と連携し、津波防災について普及・啓発を図る。

2 各種防災教育の実施（実施主体：秘書防災課、島尻消防、教育指導課、生涯学習課、県、防災関係機関）

市は、地域住民や関係職員の災害発生時における適正な判断力の養成と防災体制の構築を目的とし、次の防災教育の徹底を図る。

また、県、教育機関、民間団体等と密接に連携し、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を推進する。防災教育を実施する際は、必要に応じて教育機関の協力を得る。津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。

(1) 防災研修会・防災講習会

災害対策関係法令等の説明・実習等を行い、関係法令や地域防災計画等に基づき、円滑な災害対策が実施できるよう、災害時の防災活動要領等の習得を図るための研修会を行う。

また、受講者の属性（職種・年齢層等）を考慮した防災講習会を実施し、災害発生の原因や対策等に係る科学的・専門的知識の習得を図る。

(2) 防火管理者教育

消防法（昭和23年法律第186号）第8条に定める学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店その他多数のものが出入り、勤務又は居住する防火対象物の防火管理者に対して、消防計画を策定し、その計画に基づく初期消火及び通報避難訓練の実施、消防設備、その他消防活動に必要な施設の点検・整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、その他防火管理上必要な業務を行うための教育を実施し、地震火災予防対策の強化を図る。

(3) 学校教育・社会教育

保育所、幼稚園、こども園、児童館、放課後児童クラブ、小・中学校等における学校教育では、園児・児童・生徒の発達段階にあわせ、また、青年会、女性団体、子ども会、PTA、老人クラブなどの社会教育団体では属性等を考慮し、それぞれ防災に関する基礎的知識、災害の発生の原因及び避難方法や救助方法等の防災教育の徹底を図る。

市は、学校における防災教育の指導内容を体系的に整理して防災教育の指導時間を確保するほか、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

また、教育関係者と連携して、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる地震・津波防災

教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、市民の地震・津波防災への理解向上に努める。

また、外部の専門家や保護者等の協力のもと、学校における防災計画やマニュアルの策定を促進するほか、公民館等の社会教育施設等を活用した地域コミュニティにおける多様な主体が参加する防災教育の普及を推進する。

(4) その他

消防団、主防災組織及び事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織等の組織を通じて、防災知識の普及・啓発を図る。

また、防災知識の普及・啓発や各種訓練の実施の際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦などの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

3 災害教訓の伝承（実施主体：秘書防災課、教育指導課、県）

過去に発生した大規模災害の教訓等を確実に後世に伝えていくため、災害教訓等の伝承の重要性を啓発するとともに、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含む各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に公開するよう努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくほか、市民等が災害の教訓を伝承する取組を支援するよう努める。

第3項 自主防災組織の育成

地震・津波への対応力を強化するためには、自分達の地域は自分達で守ろうという隣保協同の精神に基づき、地域住民が自主的に防災活動を行う体制を確立することが重要となる。

自主防災活動をより効果的に行うためには、地域ごとに住民が連帯して自主防災組織を結成し、日頃から訓練を積み重ねておく必要がある。このため、市は、地域住民などによる自主防災組織の設置を積極的に推進し、その育成強化を図る。

1 自主防災組織整備計画の策定（実施主体：秘書防災課）

地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、その役割及び活動、市の行う指導、支援方針等を具体的に明らかにする。

2 住民の防災意識の向上（実施主体：秘書防災課）

市は、住民に対する防災意識の向上や地域における自主防災組織の結成、住民参加の推進等を図るため、パンフレット等資料の作成や周知、講演会等の開催について積極的に取り組む。

3 組織づくり（実施主体：秘書防災課）

市は、既存の自治会等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法

により組織づくりを推進する。組織の編成に当たっては、住民が真に連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる組織規模であること、住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であることに留意する。

■組織づくりの方法

組織別	実施内容
自治組織	自治会等の自治組織に活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。
防災活動団体	何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図ることで、自主防災組織として育成する。
地域活動団体	女性会、青年会、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

4 活動計画の策定（実施主体：秘書防災課）

市は、組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模及び態様を十分生かした自主防災組織による具体的な活動計画の策定を推進、支援する。

■活動内容

平常時の活動	地震時の活動
<ul style="list-style-type: none"> ○防災に関する知識の普及 ○防災訓練の実施 ○防災資機材の備蓄 ○防災リーダーの育成 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害情報の収集・伝達 ○責任者等による避難誘導 ○出火防止 ○救出・救護 ○給食・給水

5 資機材の整備（実施主体：秘書防災課）

市は、消火、救助及び救護に必要な防災資機材等の整備を促進するため、自主防災組織に必要な援助を行う。

6 活動拠点整備等（実施主体：秘書防災課）

市は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、地震・津波時には避難、備蓄の機能を有する活動拠点施設の整備を図る。

7 組織の結成の促進と育成（実施主体：秘書防災課、まちづくり推進課）

(1) 自主防災組織の結成促進と育成

市は、県が実施する自主防災リーダー養成研修や自主防災資機材の整備等の支援を受けて、自主防災組織の結成を促進し、育成する。

(2) 消防団との連携

市は、自主防災組織と消防団との連携等を通じて、地域の防災コミュニティの充実を図るとともに、住民の自主防災組織や消防団への参加や、日常的な訓練の実施を促進する。

ア 防災研修への参加等による防災リーダーの育成

イ 多様な世代や女性が参加しやすい環境整備

第4項 消防職・団員等の充実

1 消防職員の充実（実施主体：秘書防災課、島尻消防）

消防職員は消防活動の中核を担っているため、次について充実強化を図る。

■消防職員の充実強化対策

- 消防職員の適正数の確保
- 消防職員の資質の向上のための通常の研修や、大規模災害等を想定した緊急消防援助隊による九州ブロック訓練等派遣を含めた、消防防災体制の強化

2 消防団員の充実（実施主体：秘書防災課）

消防団は、地域の消防防災のリーダーとして、平常時・災害時を問わず地域に密着して住民の安心と安全を守る重要な役割を担っている。特に、大規模災害時には、消防署や自主防災組織と連携して住民の避難支援等を行うことが期待されている。

市は、次の対策を実施し、消防団員の充実強化を図る。

■消防団の充実強化対策

- 地域に必要な消防団員数の確保
- 市民への消防団活動の広報
- 消防団の訓練、資機材の充実のための支援策の推進
- 青年層、女性層及び被雇用者等の消防団員への参加促進等
- 消防団員の候補者となりうる住民や企業就業者への研修

第5項 企業防災の促進

1 事業者における防災対策の強化（実施主体：事業者）

各事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時においても重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化の推進、予想される被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応計画の策定及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を続けるなど事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

なお、事業者は、災害等により屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動す

ることのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

2 市の支援（実施主体：秘書防災課、健康福祉部）

市は、県と連携し、事業所等の取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業防災の推進に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に対応されるよう条件整備に取り組む。

また、企業のトップから一般職員までの各階層の職員の防災意識の向上を図るとともに、優良企業表彰や企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災対策に係る各種支援を実施する。

第6項 地区防災計画の普及等

1 地区防災計画の位置づけ（実施主体：秘書防災課）

基本法第42条第3項及び第42条の2に基づき、一定の地区内の居住者等が地区防災計画（一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画）を提案した場合、市防災会議は本市地域防災計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を本市地域防災計画に定める。

なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

2 地区防災計画の普及（実施主体：秘書防災課）

各地区の共助による計画的な防災活動を推進するため、内閣府の「地区防災計画ガイドライン」や地区防災計画の事例等を活用し、自主防災組織や事業所等に地区防災計画の作成方法、手順、提案の手続きを普及、啓発する。

第3節 地震・津波に強いまちづくり

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 地盤・土木施設等の対策	秘書防災課、都市計画課、都市整備課、産業振興課、田園整備課、水道課、下水道課、DX推進課
第2項 都市基盤の整備	都市計画課、秘書防災課、産業振興課、島尻消防
第3項 建築物の対策	都市計画課、施設整備課、教育施設課
第4項 危険物施設等の対策	生活環境課、島尻消防

第1項 地盤・土木施設等の対策

各種の地震災害から市域を保全し、市民の生命、身体及び財産を保護するための防災施設の整備・改修等の事業については、この計画の定めるところによって実施する。

1 地盤災害防止事業（実施主体：秘書防災課、都市計画課、都市整備課、県）

市は、地震災害の危険性が指摘される地域について、今後の本市内の都市開発、市街地開発及び産業用地の整備並びにこれら地域開発に伴う液状化対策及び盛土造成地等の対策を次のとおり実施する。

■液状化対策及び盛土造成地等の対策

- 防災上重要な機関施設や地域の拠点施設で液状化の予想されるところについては、所要の液状化対策を実施する。
- 今後の産業用地等の新規開発については、地盤改良等の徹底を行う。
- 液状化被害の可能性がある地盤情報やそれらへの技術的対応方法について、積極的に市民や関係方面への周知・広報に努める。
- 阪神・淡路大震災等の事例から、既存の法令に適合した構造物の液状化被害は少ないことから、法令遵守の徹底を図る。
- 宅地耐震化推進事業により、既存造成地において地震時に滑動崩落のおそれがある場合は、造成宅地の調査、宅地の耐震化、宅地ハザードマップの作成・公表を進めるほか、宅地造成等規制法による造成宅地防災区域の指定等を推進する。

2 砂防事業（実施主体：秘書防災課、都市計画課、都市整備課、施設管理課、県）

(1) 地すべり・土石流防止対策

地すべり防止区域及び土石流危険予想に指定されている箇所については、早急な地すべり及び土石流防止事業を推進する。また、将来地すべりの発生が予想される区域においては、開発等による地すべり危険箇所が増加しないよう、地すべり防止区域の指定により行為の制限を行い、地すべり対策工事等の防止対策を図る。

本市は山地から海岸までの距離が短く急傾斜地や急勾配の溪流が多く、がけ崩れ、地すべり及び土石流による災害が予想される危険箇所・警戒区域等は66か所ある。

(2) 急傾斜地崩壊防止対策

県の事業指定箇所だけでなく、本市における危険度が高い急傾斜地を調査把握し、災害未然防止のための対策工事の実施に努める。

参考資料 1-2 地すべりによる危険が予想される箇所

参考資料 1-3 急傾斜地崩壊危険箇所

参考資料 1-4 山地災害危険地区

3 道路施設整備事業（実施主体：都市計画課、都市整備課、施設管理課、県、沖縄総合事務局）

(1) 道路網の整備

市は、地震災害時において人員、物資の緊急輸送その他災害応急対策上の重要な役割を發揮するよう災害に強い道路網の整備を計画的に推進する。

(2) 道路施設の整備

所管道路について地すべり危険箇所調査等を実施し、道路施設団体の崩壊等も含め交通断絶が予想される箇所等では補修等対策工事を行う。

また、橋梁については、耐震点検調査を実施し、対策が必要な場合は架替、補強及び落橋防止装置の整備を実施する。

(3) 緊急輸送道路ネットワークの形成

市は、消防、救急・救助及び輸送活動等を迅速・円滑に実施するため、道路（緊急輸送道路）の拡幅や改良等を推進するとともに、これらと交通、輸送及び災害対策等の拠点（港湾、臨時ヘリポート、水道施設、道の駅等）へのアクセス道路を有機的に連絡させて、緊急輸送道路ネットワークを形成し、各種防災活動を円滑に実施できるようにする。

参考資料 3-7 緊急輸送道路ネットワーク計画図

(4) 広域的な防災拠点機能の確保

道の駅等を道路啓開や災害復旧の活動のための災害時の広域的な防災拠点として位置づける。

(5) 道路啓開用資機材の整備

放置車両、がれき及び倒壊電柱等を除去し、必要に応じ路面及び橋梁段差の修正を行うことで、震災時の緊急輸送道路としての機能を早期に確保できるよう、レッカー車、クレーン車、バックホウ、ホイールローダー及び工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

(6) 応急復旧体制の確保

市は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、道路啓開計画に基づく一元的な出動要請を行えるよう、建設業者との協定の締結に努める。

また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行えるよう、あらかじめ応急復旧要領を作成し、各道路管理者と関係機関が相互に連携して、定期的な実働訓練に取り組む。

参考資料 1-6 県管理道路（指定区間外国道、県道）危険区域

4 港湾・漁港整備事業（実施主体：都市計画課、都市整備課、施設管理課、産業振興課、県、沖縄総合事務局、事業者）

(1) 港湾・漁港整備事業の実施

市は、海上交通ルートによる避難、救助及び輸送を行ううえで極めて重要な役割を果たす安座真港について、耐震強化岸壁の整備、その背後で耐震強化岸壁と一体となって機能する臨時ヘリポート、緊急物資ストックヤード等に対応した防災緑地、臨港道路の整備を推進し、地震・津波後の物資輸送拠点としての機能の確保に努めるよう県に要請する。

また、市で管理する漁港（志喜屋漁港、久高漁港、奥武漁港）について、地震・津波後の物資輸送拠点としてなり得るよう耐震強化岸壁、緑地、背後道路等の整備に努めるとともに、県で管理する海野漁港についても同様の整備を推進するよう県に要請する。

(2) 応急復旧体制の確保

市は、県や事業者等と連携し、地震・津波後の港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。

また、港湾・漁港における危険物の除去、航路啓開、応急復旧等に必要な人員及び資機材等の確保に関する建設業者等との協定の締結等必要な対策を講じる。

港湾管理者は、緊急輸送等に必要な航路等の機能を確保するため、航路等の水域沿いの港湾施設を管理する民間事業者等に対して施設の維持管理状況の報告を求めるとともに、必要に応じて立ち入り検査を行う。また、施設の維持管理が適切に行われず、災害時に船舶の航行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、適正な維持管理のため措置を講ずるよう命じ、又は勧告を行うものとする。

5 農地防災事業の促進（実施主体：田園整備課、県）

市は、液状化をはじめとする地盤災害や周辺ため池等の決壊や津波の浸水等による二次災害として表面化する農地被害への対策では、地震・津波に伴う農地防災事業を計画的に推進し、地震時の被害の拡大防止に努める。

また、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップ等による適切な情報提供に努める。

6 海岸保全施設対策（実施主体：産業振興課、県）

海岸の保全については、海岸法（昭和31年法律第101号）第2条の2に規定する海岸保全基本方針に基づく対策について、市は、県に対し、海岸保全施設について、以下の対策を推進するよう要請する。

- (1) 津波、高潮などの災害に対する適切な防護水準を確保するとともに、海岸環境の整備と保全及び海岸の適切な利用を図るため、施設の整備に加えソフト面の対策
- (2) 海岸保全施設の老朽化が急速に進む中、予防保全の考え方にに基づき海岸保全施設の適切な維持管理・更新
- (3) 背後地の状況等を考慮して、設計の対象を超える津波、高潮等の作用に対して施設の損傷等を軽減するため、粘り強い構造の堤防、胸壁及び津波防波堤の整備

- (4) 水門、陸閘等については、統廃合又は常時閉鎖を進めるとともに、現場操作員の安全又は利用者の利便性を確保する必要があるときは、自動化、遠隔操作化の取り組み
- (5) 海岸保全施設の機能や背後地の重要度等を考慮して必要に応じた耐震性の強化

参考資料 1-5 重要水防区域外で危険と予想される区域

7 上水道施設災害予防対策（実施主体：水道課、県）

(1) 施設の耐震性及び液状化対策の強化

市は、上水道施設の新設、拡張及び改良等に際しては十分な耐震設計、耐震施工及び液状化対策を行うとともに、施設の維持管理に際しては適切な保守点検による耐震性の確保に努める。また、配水系統の相互連結や緊急給水手段の確保により供給システムの強化を推進する。

(2) 広域応援体制の点検

市は、災害時における円滑な応急給水について、県企業局及び他市町村水道事業体から広域的な応援・受援を円滑かつ的確に実施できるように、「沖縄県水道災害相互応援協定」に基づく実践的な運用体制を点検する。

8 下水道施設災害予防対策（実施主体：下水道課、県）

(1) 施設の耐震性、液状化対策の強化及びバックアップ施設の整備

市は、下水道施設の新設・改築等に当たっては十分な耐震性を有するよう努めるとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化、液状化対策等災害に強い下水道の整備を図る。

(2) 広域応援体制の確認

市は、「九州・山口ブロック下水道事業災害時支援に関するルール」に基づき、県が整備する受入れ体制等を確認する。

参考資料 6-1 九州・山口9県災害時相互応援協定等

9 高圧ガス施設災害の予防対策（実施主体：市、県、（一社）沖縄県高圧ガス保安協会）

市は、地震・津波による高圧ガス災害の発生及び拡大を防止するため、国、県、公安委員会及び（一社）沖縄県高圧ガス保安協会等と連絡を密にし、高圧ガス供給及び消防施設の耐震性の強化、LPガス容器の転倒防止対策、耐震性機器の設置促進、並びに安全機器の普及等を推進する。

■高圧ガス災害予防計画

対策別	実施内容
高圧ガス貯蔵所、販売所等の保安対策	高圧ガス取扱施設の所有者、管理者又は占有者に対し法令に規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ、保安の監督指導を行う。
高圧ガス消費先の保安対策	消費者への保安啓発指導を（一社）沖縄県高圧ガス保安協会に委託実施させ、消費者の保安意識の向上を図る。 また、消費者保安に対する販売事業者の監督体制の強化を図る。
路上における指導	高圧ガス運搬車両の事故を防止するため、県が行う路上における指

取締の実施	導取締の応援体制を整えるとともに、必要に応じた実施を検討する。
-------	---------------------------------

10 電力施設災害予防対策（実施主体：事業者）

沖縄電力(株)は、災害に伴う電力施設被害の防止について恒久的設備対策計画を推進するとともに、電力施設の耐震性確保及び被害軽減のための施策を実施し、震災時の被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講じる。

■電力施設災害予防対策

区分	対策
防災訓練の実施	災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施するとともに、国及び地方自治体を実施する防災訓練には積極的に参加する。
火力発電設備	機器の耐震は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動や津波高などを勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準に基づいて設計を行う。建物については、建築基準法による耐震設計を行う。
送電設備	○架空電線路 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。 ○地中電線路 終端接続箱、給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行う。洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。 また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。
変電設備	機器の耐震設計は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」により行う。 建物については、建築基準法による耐震設計を行う。
配電設備	○架空配電線路 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。 ○地中配電線路 地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。
通信設備	屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。

※上記、火力発電設備～通信設備について、地震動による液状化に対しては、機能に重大な支障が生じないよう必要に応じて設計する。

11 通信施設災害予防計画（実施主体：秘書防災課、県、各電気通信事業者）

市、県及び各電気通信事業者は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に次の予防措置を講じるなど、万全の措置を期する。

特に、通信局舎等の耐震性、停電対策、危険分散、通信経路の多ルート化、バックアップ、運用体制及び関係機関の連携等の面から検討し、大規模災害時にも重要通信を確保できるように措置する。

(1) 市における予防計画

①災害用情報通信手段の確保

市は、次について検討のうえ、災害用情報通信手段の確保等を行う。

■災害用情報通信手段の確保対策

区分	対策
代替手段等の確保	○各電気通信事業者が提供する災害時優先電話等の効果的活用 ○携帯電話、衛星通信・衛星電話、業務用無線、アマチュア無線等の移動無線の災害時活用体制の確保（アマチュア無線の活用は、ボランティア性に配慮）
冗長性の確保	○無線ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携 ○有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化、関連装置の二重化
電源の確保	○非常用電源設備の整備、無線設備や非常用電源設備の保守点検、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術から耐震性・耐浪性のある場所への設置等
確実な運用への準備	○災害時の利用を重視した無線設備の定期的な総点検 ○情報通信手段の管理及び運用体制の点検 ○災害用の無線電話等の機器の運用方法等の習熟 ○非常通信の取扱い及び機器の操作の習熟等、他の防災関係機関等と連携した通信訓練 ○通信の輻輳、途絶等を想定した訓練（通信統制、重要通信の確保、非常通信の活用等） ○移動無線等の輻輳時の混信等の対策（非常時運用要領の策定及び関係機関間の調整等、周波数割当等が必要なときは総務省と事前調整）
その他の通信の充実等	○県と市町村間のネットワークのデジタル化による大容量データ通信の確保

②情報通信機器等の充実

市は、災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、市防災情報システム追加拡充及び最新設備への更新等を推進する。

③通信設備等の不足時の備え

市は、災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、各電気通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

④停電時の備え及び平常時の備え

市は、災害時における通信確保の重要性に鑑み、長時間の停電に備え自家発電設備を整備するとともに、無線設備や自家発電設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所及び浸水被害を受けない場所への設置等を図ることについて十分考慮する。

(2) 各電気通信事業者における予防計画

①電気通信設備等の予防計画

災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画を推進する。

ア 主要な電気通信設備が設置されている建物については、耐震、耐浪及び耐火対策を行う。

イ 主要な電気通信設備については、予備電源設備を設置又は予備電源車を確保する。

②伝送路の整備計画

局地的被害による回線の被害を分散するため、主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。

③回線の非常措置計画

災害が発生した場合における通信確保のための非常措置として、あらかじめ次の対策を講じる。

ア 回線の設置切替方法

イ 可搬無線機、工事用車両無線機等による非常用回線の確保

ウ 離島等への孤立化防止用無線電話機による災害緊急通信の確保

エ 救助法適用時の避難場所、現地対策本部機関等への貸出携帯電話の確保

オ 可搬型基地局装置による通話回線の確保

12 通信・放送設備の優先利用等の事前措置（実施主体：DX推進課、県、関係機関）

(1) 優先利用の手続き

市は、通信設備の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（同法第79条）について、最寄りの電気通信事業者及び放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておく。

(2) 放送施設の利用

市長は、防災上緊急かつ特別の必要があるときに、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送を速やかに行えるように、手続きの円滑化等についてあらかじめ協議して定めておく。

第2項 都市基盤の整備

災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりの面から土地利用や基盤施設の整備を推進するため、各地域の防災環境を整備するための事業を総合調整して実施する。

1 防災対策に係る土地利用の推進（実施主体：都市計画課、企画調整課、県）

(1) 防災対策に係る土地利用に関する事業の基本方針

地震災害に備えた適正な土地利用の推進により、安全な都市環境の整備を促進するための基本方針は、次のとおりである。

■安全な都市環境の整備を促進するための基本方針

区分	基本方針
防災上危険な市街地の解消	土地区画整理事業や市街地再開発事業等を推進し、防災上危険な密集市街地の解消を図るほか、避難等の機能を有する道路や公園等の都市基盤

	施設を整備する。
新規開発に伴う指導・誘導	新規開発等には、防災の観点から調整・指導を行い、安全性の高い市街地の形成を図る。 また、土地区画整理事業等による防災上重要な都市基盤施設の先行整備等を行う。

(2) 防災対策に係る土地利用に関する事業の実施

①土地区画整理事業

市街地における住宅密集地等の防災上危険な市街地の解消を図り、防災拠点機能を有する公共・公益施設等との連携による防災活動上の道路、公園等の都市基盤施設を防災の観点から整備に努める。

②市街地再開発事業等

市街地再開発事業による建築物の共同化、不燃化の促進を推進し、避難地及び避難路の確保、道路、公園、広場等の公共施設を整備することで、都市機能の更新及び地域防災活動の拠点整備を図る。事業を実施するに当たって、都市防災、緊急性の高い必要な公共施設、住宅施設、商業施設の整備等総合的な都市再開発を推進するとともに、無秩序な開発を防ぎ快適性とゆとりある生活空間の形成から住民の安全性を図る。

③新規開発に伴う指導・誘導

新規開発等の事業に際し、防災の観点から総合的見地に立って調整・指導を行う。低地部の軟弱地盤地域での大規模宅地造成、危険斜面の周辺等での開発行為等、防災に配慮した土地利用への誘導等を計画的に実施する。

(3) 所有者不明土地の活用

市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

2 都市基盤施設の防災対策に係る整備（実施主体：秘書防災課、都市計画課、都市整備課、施設管理課、県、事業者）

(1) 都市基盤施設の防災対策に関する基本方針

市は、都市の防災構造上重要な都市基盤施設の整備を推進する。また、地震・津波による甚大な被害が予測され、都市防災構造化対策を緊急かつ総合的に実施すべき地域については、道路・公園、砂防、港湾・漁港等の都市基盤施設や防災拠点、避難地、避難路、避難誘導標識等の整備に係る事業計画を策定し、防災対策を推進する。

(2) 防災対策に係る都市基盤施設の整備に関する事業の実施

地震に強い都市構造の形成を図るための具体的な事業の内容は、次のとおりである。

■地震に強い都市構造の形成を図るための具体的な事業の内容

区分	事業内容
防災上重要な道路の整備	避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するほか、都市部の地域の道路については多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路については、災害時の交通を円滑に確保するため、必要に応じて、区域を指定して道路の占有の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。
緑地の整備・保全	土砂災害の危険性が高い斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業等との連携や、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止や延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を推進する。
避難地・避難路の確保及び誘導標識等の設置	避難場所となる都市基幹公園、住区基幹公園等を計画的に配置・整備し、必要に応じ学校等のオープンスペースを利用した避難地及び避難路を確保するとともに、誘導標識等の設置を推進し、消防・避難活動等の対策を強化する。
ライフライン等の共同溝等の整備等	ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、国、地方公共団体及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設について、地震災害においては耐震性の確保を進め、あわせて電線等の公益物件を収容するための共同溝等の整備を推進する。 また、医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化や津波への安全性確保を推進するよう関係機関等へ要請する。 その他、廃棄物処理施設については、災害時の電力の熱の供給等可能とする始動用緊急電源や電気・水・熱の供給設備の設置等を図り、広域処理を行う地域単位で処理能力に一定の余裕を確保するなど災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努める。
防災拠点機能の確保	避難場所となる都市公園等は、災害応急対策活動の場として防災機能をより一層効果的に発揮させるため、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、災害用トイレ及び臨時ヘリポート等の整備を推進する。

3 地震火災の予防（実施主体：島尻消防、都市計画課、県）

(1) 地震火災予防の基本方針

今後予想される大規模地震による延焼火災の防止を図るための基本方針は、次のとおりである。

■大規模地震による延焼火災の防止を図るための基本方針

区分	基本方針
不燃化の推進	地震被害想定等により、地震火災・延焼の危険度が高い地区について、建築物の不燃化を推進する。
消火活動困難区域の解消	消防自動車の出入りができる幅員6m以上の道路からホースが到達する一定の距離以上離れた消防活動困難区域等については、防災街区

	整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の市街地の面的な整備により、消防活動が困難な区域を解消する。
延焼遮断帯等の形成	広幅員の道路、公園、空地等を確保することにより延焼遮断帯を形成する。
地震に強い消防水利の確保	消火栓の被害を想定した地震に強い消防水利・耐震性貯水槽等を計画的に整備する。

(2) 地震火災・延焼予防事業の実施

地震火災・延焼の防止を図るための具体的な事業の内容は、次のとおりである。

■地震火災の防止を図るための具体的な事業の内容

区分	事業内容
防火・準防火地域の指定	防火地域又は準防火地域の指定を地震火災・延焼の危険度が高い地区を重点に積極的に実施し、不燃化を促進する。
公営住宅の不燃化推進	市営住宅等について、市街地特性等を考慮して建替えによる住宅不燃化の推進を図る。
耐震性貯水槽等・消防水利の整備	地域における消防力や消防水利の充足状況を勘案し、耐震性貯水槽や自然水利・プール等の活用体制の整備を推進する。

4 津波に強いまちの形成（実施主体：都市計画課、産業振興課、県、沖縄総合事務局）

津波に強い都市構造化を図るため、次の点を踏まえ、沿岸部の土地利用、建築物や土木構造物等の設計及び都市計画等を実施する。

ア 最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。

このため、臨海部に立地する港湾、工場、物流施設、漁港等の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携のもと、海岸保全施設等の整合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進める。

イ 災害クラスの津波による津波浸水想定及び津波災害警戒区域周知を図るとともに、警戒避難体制の向上を促進する。

ウ 徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

エ 市地域防災計画と都市計画等の有機的な連携を図るため、関係課の連帯による計画の作成や、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。

また、都市計画等を担当する職員に対してハザードマップ等を用いた防災教育の充実を図り、日頃から都市計画行政の中に防災の観点を取り入れる。

オ 津波浸水想定区域等について、沿岸地域の警戒避難体制及び土地利用、施設整備等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。

なお、比較的発生頻度の高い津波に対しては、港湾・漁港の後背地を防護するための

一連の堤防・胸壁等を計画する等、一体的な施設整備を図る。

- カ 内陸への津波遡上、浸水を防止するため、必要に応じて道路等の盛土について検討する。
- キ 浸水の危険性の低い地域を居住地域とする土地利用計画の策定、できるだけ短時間で避難が可能となるような都市計画と連携した避難施設の計画的整備、民間施設の活用による確保及び建築物や公共施設の耐浪化など、津波に強いまちの形成を図る。

なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

- ク 社会福祉施設や医療施設等についてはできるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には建築物の耐浪化や、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など、施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

また、庁舎、消防署、警察署など災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するため、津波浸水区域内であれば浸水の危険性の低い場所へ移転の必要がある。

- ケ 緊急輸送ルートを早期に確実に確保するため、緊急輸送道路や輸送拠点（港湾、漁港、臨時ヘリポート等）について、地震・津波に対する安全性及び信頼性の高い施設整備に努める。
- コ 災害により本市が被災した場合、港湾・漁港と一体となって機能する背後緑地に臨時ヘリポートを設置し、海上輸送と連携した空からの緊急物資輸送ラインを確保することで被災時の緊急事態に対応する。

第3項 建築物の対策

既存建築物の耐震性の向上を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」に基づく「沖縄県耐震改修促進計画」により耐震診断・耐震改修を推進するほか、津波への安全性確保の促進に努める。

1 建築物の耐震化の促進（実施主体：都市計画課、都市整備課、教育施設課、県、沖縄総合事務局）

市は「沖縄県耐震改修促進計画」に準じて、地域内の住宅、特定建築物の耐震化目標の達成に向け、市有施設等の耐震化の現況を把握し、県と連携して、計画的な耐震化を図る。

また、建築物の促進に関する法律により耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の所有者・管理者に対し、診断結果の報告を指導し、結果を公表する。

その他、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じこめ防止対策、高層ビルにおける長周期地震動対策及び津波への耐浪性確保対策等もあわせて促進する。

2 ブロック塀対策（実施主体：都市計画課、県）

宮城県沖地震では、ブロック塀や石垣の倒壊によって多くの死傷者を出し、自動販売機を含

む屋外重量転倒危険物の危険性が改めて示された。

本市の場合、昔ながらの集落構造を形成している地区や古い建物が残るところについては、ブロック塀や石垣の老朽化及び放置状態による倒壊の危険性が高いといえる。このような重量倒壊の危険は大きな被害を及ぼすことから、倒壊等の防止策を実施する。

(1) 調査及び改修指導

市は、ブロック塀等の地震による倒壊危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造り替えや、生け垣の構築を奨励する。

特に地震・津波発生時の避難、消防活動及び緊急輸送を確保するため、避難路や緊急輸送道路の沿道、消防活動困難区域及び津波浸水想定区域の周辺等を重点に、ブロック塀等の倒壊による道路閉塞を防止する。

(2) 指導及び普及啓発

市は、建築物の防災週間等を通して、建築基準法の遵守について指導するとともに、ブロック塀等の点検方法及び補強方法の普及啓発を行う。

第4項 危険物施設等の対策

危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、事業所における地震・津波を想定した保安体制の強化や、法令の規定する基準の遵守を徹底するとともに、防災教育及び訓練の徹底並びに防災思想の普及徹底を図る。

1 危険物災害予防計画（実施主体：島尻消防、県、与那原警察署、防災関係機関）

(1) 危険物貯蔵所及び取扱所等に対する指導

市及び島尻消防は、消防法に規定する危険物貯蔵所及び取扱所に対し、立入検査や保安検査等を実施し、法令基準の維持適合についてその確認を行うとともに、適宜、地震・津波災害予防上必要な指導を行う。

(2) 防災保安教育の実施

危険物貯蔵所及び取扱所等の管理者及び監督者は、取扱い者に対し、地震・津波を想定した保安教育を実施するとともに、消防機関は管理者が行う保安教育訓練について、必要な助言指導を行う。

(3) 危険物貯蔵所及び取扱所等の予防対策

危険物貯蔵所及び取扱所等の管理者は、防災体制の構築及び危険物施設の管理、点検等について、次の対策を講じ地震・津波災害の予防に万全を期する。

■危険物貯蔵所及び取扱所等の予防対策

区分	予防対策
火災・爆発等の防止対策	取り扱う危険物の性状や数量等を十分把握し、地震・津波による火災爆発防止のための必要な措置を講じる。

危険物施設の管理・点検	危険物貯蔵所及び取扱所等の危険物施設の維持管理が適正にできるよう、地震・津波を想定した管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行うなど、危険物施設の維持管理の徹底を図る。
保安設備の維持	危険物の火災、爆発、流出等に係る保安又は防災の設備について、定期的に点検確認を行うなど、地震・津波の際にも常にその機能が維持されるよう必要な指導を講じる。
保安体制の整備・確立	危険物貯蔵所及び取扱所等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と市及び消防機関等に対する通報体制を確立する。
従事者に対する教育訓練	危険物貯蔵所及び取扱所等の管理者又は監督者は、定期的あるいは必要に応じて地震・津波に対する教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。 また、移動タンク貯蔵所の管理者は、移送時における事故に対処するため、応援要員の確保及び派遣方法を定め、あらかじめ移送経路における市（消防本部）等の関係機関への通報先を定めておく。

2 毒物劇物災害予防計画（実施主体：島尻消防、県、与那原警察署、防災関係機関）

地震・津波災害時に毒物劇物が流出又は散逸するなどの不測の事態に備えて、次について徹底を図る。

■毒物劇物の流出等への備え

<ul style="list-style-type: none"> ○毒物及び劇物の取扱状況等の把握 ○毒物及び劇物の地震津波発生時の危害防止規定の策定 ○施設・設備等の防災対策に係る定期点検及び補修の実施 ○安全教育及び訓練の実施 ○事故対策組織の確立

3 火薬類災害予防計画（実施主体：島尻消防、県、与那原警察署、防災関係機関、(一社)沖縄県火薬類保安協会等）

市は、地震・津波時の火薬類による災害の発生を防止するため、国、県、沖縄県警察、第十一管区海上保安本部及び(一社)沖縄県火薬類保安協会等と相互に連携し、保安体制の強化や火薬類取締法に規定する基準の適正維持を講じるとともに、保安教育の徹底を図る。

■火薬類災害の予防対策

区分	保安対策・啓発の内容
火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所等の保安対策	<ul style="list-style-type: none"> ○県は、火薬類製造所、貯蔵所の所有者、管理者及び占有者に対し、法令の規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ、地震・津波への保安の監督指導を行わせる。 ○県は、火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所には、必要に応じ立入検査を実施し、地震・津波への保安体制の強化を図る。
火薬類消費者の保安啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○県は、火薬類消費者への地震・津波の保安講習会等を開催することにより保安啓発を図る。 ○県は、火薬類消費者の保安指導を実施し、地震・津波への自主保安体制の強化を図る。

4 有害化学物質等漏出災害予防計画（実施主体：生活環境課、県）

市は、多種多様の有害化学物質等が使用・製造・保管されている事業場において、地震・津波の発生に伴うこれらの有害化学物質等の飛散・流出を防止し、市民の健康や生活環境を保全するため、次の有害化学物質等漏出災害予防対策を進めるよう県に要請する。

■有害化学物質等漏出災害への予防対策

区分	予防対策
有害化学物質等取扱事業場における状況把握及び情報提供体制の整備	市内事業場で使用されている有害化学物質等の種類、量、排気、排水等の処理状況などを定期的に調査し、取扱状況を的確に把握するとともに、その情報をデータベース化し、防災関係機関等からの問い合わせに対応ができる体制を整備する。
「大気汚染防止法」、 「水質汚濁防止法」 に基づく事業者指導	「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」の対象施設の設置者に対して、立入調査等により次の内容等について指導を進める。 ○対象施設、処理施設等の適正な管理及び有害化学物質等の適正な管理 ○地震・津波発生に伴う有害化学物質飛散流出時の体制の整備

第4節 地震・津波災害応急対策活動の準備

市は、「第3部 災害応急対策計画」に記載する対策を、災害発生時に迅速かつ円滑に遂行できるように、次に示す事前の措置を適宜推進していく。

なお、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たっては、公共用地・国有財産の有効活用を図る。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 初動体制の強化	秘書防災課、総務課、財政課、DX推進課、島尻消防
第2項 活動体制の確立	秘書防災課、総務課、財政課、まちづくり推進課、DX推進課、市民課、田園整備課、都市計画課、都市整備課、施設管理課、島尻消防
第3項 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実	秘書防災課、財政課、教育総務課、教育施設課、教育指導課、社会福祉課、生きがい推進課文化課、島尻消防
第4項 災害ボランティアの活動環境の整備	秘書防災課、教育指導課、財政課、社会福祉課、市社会福祉協議会
第5項 要配慮者の安全確保計画	健康福祉部、事業者
第6項 観光客・旅行者・外国人等の安全確保	秘書防災課、観光商工課、DX推進課、市民課

第1項 初動体制の強化

突然発生する災害に迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報（被害情報や応急対策活動の実施状況等）を災害発生後素早く把握し、所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。

市は、次の6つの点を重点に初動体制の強化を図る。

1 市職員の動員配備対策の充実（実施主体：秘書防災、総務課、島尻消防）

市職員（要員）を迅速かつ的確に確保することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつである。そこで、職員が災害発生後速やかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、次の対策を推進する。

(1) 市職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が自己の防災対策に専念できるよう、職員はもちろんその家族にも防災対策に係る知識の普及・啓発を徹底し、被害を最小限に止めることに努める。

(2) 災害対策職員用携帯電話の拡充

地震が発生する場合、職員自身の体感では小さい揺れでも、他の地域で大きな震度を記録していることもある。このような場合、いち早く市災害対策本部長をはじめ各対策部長等と連絡を行い、災害対策本部要員の確保を図るため、本部長をはじめ、防災担当職員、関係部課の災

害担当職員等に携帯電話等を常時携帯させるなど、常に呼び出しが可能な体制を整える。

(3) 24 時間体制の整備

勤務時間の内外を問わず、発生の可能性がある災害に対処するため、24 時間体制の対策要員の待機により、迅速な初動体制を確保可能とするよう強化整備に努める。

(4) 執務室等の安全確保の徹底

市職員の勤務時間中の地震発生時に、執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品の固定化や危険物品の撤去など執務室等の安全確保を徹底する。

2 市災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実（実施主体：秘書防災課、財政課）

災害発生時に円滑に災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、次の対策を推進する。

(1) 災害対策本部各班・各部の訓練

手際よく市災害対策本部の各班各部が迅速に対応できるよう、定期的に訓練を実施する。

(2) 市災害対策本部職員用物資の確保

市災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも3日分の水、食料、下着、毛布等の備蓄について検討する。

3 災害情報の収集・伝達体制の充実（実施主体：秘書防災課、総務課、DX 推進課）

被害情報（被害情報や応急対策活動の実施状況等）を迅速に把握するため、次の対策を推進する。

(1) 防災システム等の整備・拡充

災害・被害情報や避難情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設・設備等の整備、最新機器への更新等を一層進めていくことが必要であり、防災システムの整備等について、市は次の対策を推進する。

①防災システムの整備・拡充

整備・更新・機能拡充を進めてきた現行の防災システムの老朽化等の実態や東日本大震災の教訓等を踏まえ、次のような機能・設備を備えた防災システムの整備・拡充を検討する。

■新たな防災システムの機能・設備等

- 自立・分散型エネルギー設備の導入
- 要配慮者のうち、情報弱者への防災ラジオの貸与
- 主要な収容避難所への無線 WiFi 設備の整備 等

②防災相互通信用無線局の整備・強化

防災関係機関との相互間の通信を確保するため、防災相互通信用無線局の整備を強化する。

(2) 通信設備等の不足時の備え

災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、電気通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

(3) 連絡体制等の確保

各関係機関との連絡手段・窓口、役割分担、夜間休日の対応体制等を確保する。

(4) 情報収集要領の作成

市から県への被災状況の報告ができない場合における、県調査隊等を活用した情報収集の手段、情報の内容等を検討し、情報収集要領としてまとめておく。

4 情報分析体制の充実（実施主体：秘書防災課）

収集した災害情報を的確に分析・整理する人材の育成及び専門家の意見活用体制を整備する。

5 災害対策実施方針の備え（実施主体：秘書防災課）

市は、収集した災害情報をもとに、災害対策本部において速やかに災害対策の実施方針を打ち出せるように、策定の手順や方法等を検討しておく。

6 複合災害への備え（実施主体：秘書防災課）

市は、後発災害の発生が懸念される場合にも要員・資機材を適切に配分し、また、外部への応援を早期に要請できるように対応計画の策定に努める。

第2項 活動体制の確立

多岐にわたる災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の前提となる活動体制を整えておく必要がある。

市は、次の点を重点に活動体制の確立を図る。

1 市職員の防災対応力の向上（実施主体：秘書防災課）

平時から、地震・津波等をはじめとする災害応急対策活動に十分備え、実際の災害時に的確に実施するため、次の対策を推進する。

(1) 職員を対象とした防災研修の実施

職員を対象とした防災研修会を定期的を開催し、職員の資質の向上を図る。

また、防災に関する記事、レポート等を全ての部局に配付するとともに、広報紙等に防災関係記事を掲載し、職員の防災への理解を深める。

(2) 市防災担当職員及び災害担当職員の養成

防災担当部局の防災担当職員は災害対策の統制活動が求められ、各部局における災害担当

職員は担当部局において応急対策のリーダーシップが求められる。これらの職員が災害発生時に的確な活動を行うためには、平時から特に重点的な研修が必要であり、次の施策を推進する。

■防災担当職員の養成施策

- 国等の実施する防災研修会、防災関係学会（地域安全学会、土木学会等）等に積極的に職員を派遣する。
- 災害を体験した都道府県等への視察及び意見交換会の開催等を行う。
- 防災担当専門職員を養成する。

(3) 民間等の人材確保

市は、応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するように努める。

また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

2 物資及び資機材の確保及び調達体制の充実（実施主体：秘書防災課、島尻消防、財政課、田園整備課、施設管理課、県、防災関係機関）

迅速かつ的確な災害応急対策の実施には、膨大な数の救出救助用資機材（チェーンソー、のこぎり、ジャッキ、かけや及び重機等）、消火用資機材（消火器及び可搬ポンプ等）、医薬品、医療用資機材、食料、飲料水、ブルーシート、土のう袋、生活必需品等の確保が必要となる。

市は、市内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を確保できる体制を確保するよう努める。

なお、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握し、不足する資機材等については、関係機関や民間事業者と連携して必要な量備蓄に努める。

また、災害時に迅速に物資等を調達するため、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

さらに、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

(1) 救出救助用資機材の確保体制の充実

救出救助用資機材は、災害発生時に極めて緊急度が高いため、住民等が身近に確保できるよう整備を推進する。

■救出救助用資機材の確保対策

- 自主防災組織用の救出救助用資機材の補助
- 家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発
- 救助工作車等の消防機関への整備促進

- 資機材を保有する建設業者等と市との協定等締結の促進
- 各公共施設における救出救助用資機材の整備促進

(2) 消火用資機材の確保体制の充実

消火用資機材は、災害発生時に極めて緊急度が高いため、住民等が身近に確保できるよう整備を図る。

■消火用資機材の確保対策

- 自主防災組織用の消火用資機材の補助
- 家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発

(3) 医薬品・衛生材料の確保体制の充実

医薬品・衛生材料については、沖縄県地震被害想定調査（平成25年度）による想定被災者数の2日分以上を目標として確保することとし、必要があるときは業者の保有する医薬品等を災害発生直前の価格で調達できる体制を整えておく。

(4) 食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の備蓄及び調達体制の充実

食料・飲料水・被服寝具等生活必需品については、災害発生後3日以内を目標に調達体制を確立することとし、それまでの間は家庭や地域等での確保がなされるような対策を講じる。

なお、大規模な地震・津波発生時には物資等の調達が困難となることを想定し、地震被害、津波・高潮被害想定調査による避難者数や女性及び要配慮者が必要とするものに配慮して十分な量の備蓄を行うほか、物資の性格、地震・津波の危険性及び避難場所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄、備蓄拠点の設置など、効果的な体制を選定する。

■食料・飲料水・生活必需品の確保対策

- 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等における、食料・水・被服寝具など生活必需品の7日分の備蓄に関する啓発
- 市における食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の備蓄・点検・補充の促進（食料の備蓄は、本市人口の20分の1の3日分（市人口×1/20×3食×3日）を目標とする。）
- 大手流通業者等（大型小売店舗等）との協定等締結の促進、流通備蓄量や生産拠点の被災リスクの把握
- 乳幼児、高齢者等に配慮した食料、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備
- 市による給水車（一般車両に給水タンクを積載したものを含む）、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の確保及び市民等へのポリ容器等の備蓄促進

(5) 輸送手段の確保

①車両の確保

市は、所有車両について災害後の運用計画を作成しておく。

また、車両の不足に備えて、トラック協会等の民間団体等と事前に協定を締結し、地震災害後に速やかに車両の確保ができるよう日頃から連携を図っておく。

②船舶の確保

所有船舶については、災害後の運用計画を作成しておく。

また、第十一管区海上保安本部所属船艇、自衛隊保有船舶及び漁船等について、応援要請の方法等について事前協議を図っておく。

③航空機の調達

一般交通途絶等に伴い、緊急に航空機による輸送が必要な場合を想定し、県を通じた自衛隊、海上保安庁、在日米軍及び緊急消防援助隊への航空機輸送の要請手続き等について、日頃から連携を図り、整備しておく。

④燃料の調達

沖縄県石油商業組合・沖縄県石油業協同組合等と、緊急輸送体制確保のための優先供給の協力体制について協議しておく。

3 応援体制の強化（実施主体：秘書防災課、島尻消防、県、防災関係機関、事業者）

被害が甚大で市において対応が困難な場合、県内他市町村への応援要請や、外部からの応援を求める必要がある。

(1) 他市町村の相互応援協力協定締結の推進

様々な地震・津波の被害想定による被災パターン等を踏まえ、災害応急対策に係る市町村間の相互応援を迅速・確実に行える体制を強化する必要がある。

このため、他市町村間との相互応援協力協定の締結を推進する。また、市の対応能力を超える遺体の火葬処理及び災害廃棄物の処理等に対処するため、広域処理体制の構築を県に要請する。

以上の点を踏まえて、被災地の周辺地域となった場合に後方支援基地としての機能を発揮できるように必要な準備を実施しておく。

(2) 市内関係業界や民間団体との連携体制の充実

官民一体となって災害に対処できる体制を充実するため、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材又は業務に関係する企業等から災害時の協力・連携が円滑に行えるように市内関係企業・業界及び民間団体との間で応援協力協定を締結し、人的・物的協力の具体的な内容や手順等を明確化する。

(3) 専門ボランティアとの連携体制の充実

災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、次の対策を講じる。

■専門ボランティアとの連携・支援対策

- 医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備を促進する。
- 市社会福祉協議会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、求められるマンパワーの要件及び活動の支援・調整等について研修会等を行い、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

(4) 自衛隊との連携の充実

被害想定結果等を踏まえて災害派遣要請の実施が想定される分野、緊急時の連絡体制及び受入れ拠点等を明確にしておくとともに、訓練等を実施して連携体制を充実させる。

(5) 大規模災害発生時における広域的な応援・受援体制の整備

大規模災害発生時においては、市のみでは対応に困難を来すことが想定されるため、国や他都道府県を含む各機関が連携して広域的な応援体制を構築する必要がある。市は、平常時から各機関と十分協議し、大規模な災害発生時に速やかに対応できるよう、各機関と締結した広域応援協定等に基づいた応援体制を整える

(6) 応援・受援の備え

市は、災害の規模等に応じて円滑に応援又は受援できるように、次の点を明確にした応援計画及び受援計画を策定し、事前の準備に努める。

■ 応援計画及び受援計画の内容

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 応援先・受援先の指定○ 応援・受援に関する連絡・要請の手順○ 災害対策本部との役割分担、連絡調整体制○ 応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の集積・輸送体制等 |
|---|

4 交通確保・緊急輸送体制の充実（実施主体：秘書防災課、与那原警察署、事業者）

大規模災害発生時には、災害対策要員、負傷者、物資及び資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保とあわせて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、今後次の対策を推進する。

(1) 交通規制計画の作成等

緊急通行車両が交通渋滞で機能麻痺しないよう、重要路線等の交通規制計画を作成する。それにあわせて、必要な災害時交通規制用情報板の整備、重要となる信号への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策、交通誘導のための警備業者との協力協定の締結及び交通施設の耐震性確保等を図る。

(2) 重要道路啓開のための体制整備

災害発生後、道路啓開計画に基づく連絡・連携体制を立ち上げ、速やかに道路の被害状況を把握して関係機関と情報共有を図り、通行に障害のある場合直ちに啓開できる体制を沖縄総合事務局開発建設部及び建設業協会など関係団体の協力も得て確保する。

また、定期的な実働訓練等により啓開体制の課題を抽出し、計画の見直しを行いながら、迅速な道路啓開の実施に努める。

(3) ヘリポートの整備

孤立化した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮したヘリポートの選定、開設・運用に必要な体制や機材の整備を推進するよう努める。なお、災害時におけるヘリコプター利用方法等（ドクターヘリを含む）

について、関係機関とあらかじめ協議しておくものとする。

(4) 緊急通行車両の事前届出の徹底

災害時の緊急輸送の確保を図るため交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するためには緊急通行車両の確認がなされる。この場合、事前に届出を行い届出済証の交付を受けることで手続きが簡略化され、迅速な確認が可能となる。

そこで、「第3部 災害応急対策計画」に基づき、使用する可能性の車両をリストアップし、事前届出の徹底を図ることとする。

(5) 災害交通規制の周知

与那原警察署は、災害時の交通規制実施時の運転者の義務等を市民に周知する。

(6) 運送事業者との連携確保

市は、緊急輸送調整業務への運送事業者等の参加、運送事業者等による物資集積拠点の運営（運送事業者等の施設活用を含む）及び被災者の輸送協力について次の視点から検討し、必要な体制等の整備を推進する。

■運送事業者との連携確保対策

- 被災者の輸送に必要な情報項目、輸送対象者、要請方法等
- 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理や発注方法の標準化
- 物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置の支援
- 輸送車両への優先的な燃料供給等の環境整備
- 輸送協定を締結した民間事業者等の車両の緊急通行車両の事前届出の普及

5 広報広聴体制の充実（実施主体：秘書防災課、まちづくり推進課、DX推進課）

被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願い、ボランティアの募集等）を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。

そこで、次の体制を早急に整える。

■広報広聴体制

区分	体制
プレスルームの整備	市、県及び防災関係機関からの情報を迅速・的確に発信するため、プレスルームを指定し、設備を充実する。
災害時の報道機関を通じての広報に関する意見交換会の開催	災害時の情報が的確に報道機関を通じて提供できるよう報道機関との間で意見交換会を開催する。
インターネット等を通じた情報発信に関する検討	インターネット、ワンセグ、SNS等の新しい情報伝達手段を用いて伝達する方法や伝達内容等について検討を進める。
手話通訳者・外国語通訳者のリストアップ	聴覚障がい者や外国人に対して的確な情報を伝達できるよう、手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。

6 防災拠点の整備に関する検討（実施主体：秘書防災課）

防災拠点は、平常時には防災知識の普及・啓発、地域防災リーダー等の教育・訓練の場、さらには防災資機材や物資備蓄の場であり、災害時には避難場所や災害応急対策活動及び情報通信等のベースキャンプともなる。

このため、自治会・町内会の区域にはコミュニティ防災拠点、小学校区・中学校区には地域防災拠点の整備を推進していく。

7 公的機関等の業務継続性の確保（実施主体：秘書防災課、財政課、市民課、田園整備課、施設管理課）

市は、地震・津波発生時の災害応急対策等を実施し、優先度の高い通常業務を継続するため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応を定めた業務継続計画を策定する。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し及び業務継続計画の見直しなどを行う。

特に、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・飲料水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

さらに、次の各種データ及びそれらのデータを扱うシステム等の総合的な整備保全やバックアップ体制の整備を進める。

■バックアップの必要な各種データ等

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報、測量図面及び情報図面等データ○不動産登記の保全等 |
|--|

第3項 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細かな事前措置を施していく必要がある。

また、民間事業者に委託可能な業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくことで、民間事業者のノウハウや能力等を活用し、災害時に迅速かつ効果的に対策を進めることが可能となる。

市は、各々について次の対策を講じていくこととする。

なお、市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けてあらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度等の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行って行く。

1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実（実施主体：秘書防災課、島尻消防、健康福祉部、与那原警察署、財政課）

市民の生命・財産への被害を最小限とするためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、緊急医療、消防活動及び二次災害防止活動の各段階においてきめ細かな事前措置を施していく必要があるため、次の対策を積極的に推進する。

(1) 地震に関する情報の収集・伝達対策の充実

地震による被害をより効果的に防止するため、緊急地震速報及び余震に関する情報等を住民に迅速に知らせる体制を整える。

(2) 津波に関する情報の収集・伝達対策の充実

津波警報等の収集及び津波浸水想定区域住民等への伝達体制の充実を図る。

(3) 避難誘導対策の充実

危険な建物及び地域から安全な場所に市民や旅行者等を避難させるため、避難誘導に関する対策を市、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等においてそれぞれ確立する必要がある。そこで、市は施設管理者等と連携して、次の対策を推進していくこととする。

■施設等における避難誘導対策

- 社会福祉施設、公立学校その他の公共施設の耐震補強と避難体制の再点検
- 医療機関、社会福祉施設、ホテル・旅館、観光施設、不特定多数の者が利用する施設等の避難体制の再点検
- 高齢者、障がい者及び外国人のための避難マニュアルの作成
- 耐震性のある県立施設の避難所指定に関する県との調整の推進
- 避難路沿線施設の耐震性についての点検及び改修促進

(4) 救出救助対策の充実

建物、土砂の中に生き埋めとなった者及び危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助できるよう、市は、次の対策を推進していくこととする。

■救出救助対策

- 市（島尻消防含む）、警察及び自衛隊との図上演習を含む合同救出救助訓練の実施（総合防災訓練に含む）
- 自主防災組織用の救出救助用資機材の補助

(5) 緊急医療対策の充実

大きな地震により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフラインの停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速・的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。

そのため、市は、医師会等医療関係者との連携のもとに協定を締結し、総合的な緊急医療対策を検討する。なお、当面は市として次の対策を推進する。

■総合的な緊急医療対策

- 地震・津波の被害想定、初動期を念頭においた緊急医薬品等の備蓄の推進
- 災害派遣医療チーム（DMAT）及び市内医療機関の医療従事者による医療救護班による緊急医療活動訓練の実施（総合防災訓練を含む）
- 第2次救急医療施設への軽傷患者の過集中の防止対策
- 医療機関の被災状況、稼働状況及び医薬品に関する情報その他円滑な緊急医療活動に関する情報を一元化し提供するための対策
- 地震・津波の危険性、被害想定の子予測負傷者を踏まえた市内医療機関、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命にかかわる重要施設における応急医療体制の整備及び3日分の医薬品・医療資機材・非常電源用燃料等の備蓄並びにヘリポートの整備
- 慢性疾患患者の円滑な広域搬送体制の確保（関係機関との合同訓練等を含む）

(6) 消防対策の充実

市は、市内の消防団員比率、自主防災組織カバー率等を踏まえ、同時多発火災の発生に迅速に対処できるよう、次の対策を推進していく。

■消防対策

- 島尻消防、消防団及び自衛隊との合同消火訓練の実施（総合防災訓練を含む）
- 耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付積載車及び救助工作車等消防用施設・設備の整備促進
- 自主防災組織用の初期消火用資機材の補助
- 消防救急無線のデジタル化・運用
- 消防管理者として大規模な建築物等の管理を行う者の選任、防災管理に係る消防計画の作成及び防災管理点検の実施等の促進

(7) 建築物・宅地の応急危険度判定体制の整備

建築物の余震等による倒壊や部材の落下物等による二次災害を防止し、市民の安全を確保するため、被災建築物、被災宅地の応急危険度判定の支援が迅速かつ的確に実施できる体制の整備に努める。

2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実（実施主体：秘書防災課、財政課、教育総務

課、教育施設課、教育指導課、生涯学習課、文化課、社会福祉課、生きがい推進課）

被災者に対してきめ細かな保護・救援を迅速に行うため、次の対策を推進する。

(1) 学校の防災拠点化の推進

次の点に留意し、学校が地域の避難所等の防災拠点として機能するため、必要な対策を講じる。

■学校における防災拠点としての機能整備

- 無線設備の整備
- 教職員の役割の事前規定
- 調理場の調理機能の強化
- 保健室の緊急医療機能（応急処置等）の強化
- シャワー室、和室、簡易ベッド及び車いす用トイレの整備

- 学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水用）及び浄化施設の整備
- 給水用・消火用井戸、貯水槽、非常用電源、テレビ・ラジオ及び備蓄倉庫の整備
- 施設の耐震化及びバリアフリー化
- 非常用電源設備の確保

(2) 指定緊急避難場所・指定避難所の指定・整備

①指定緊急避難場所・指定避難所の指定

市は、各種災害から危険を回避するための指定緊急避難場所及び被災住民が一時滞在するための指定避難所を指定する。

また、指定緊急避難場所や円滑に避難するために必要な情報を防災マップ等で住民等に周知する。

②指定緊急避難場所・指定避難所の整備

市は、指定緊急避難場所及び指定避難所の安全性の強化に努めるほか、内閣府の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成25年8月）」を参考に指定避難所の環境整備に努める。また、感染症対策について、感染症罹患者が発生した場合の対応を含め、平時から防災と保健の担当部署と連携し、必要な場合にはホテル等の活用を含めて検討するなど避難所における感染拡大防止に努める。

学校を避難所に指定する場合は、教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所としての利用法等について教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

(3) 福祉避難所のリストアップ

市は、一般の避難所でのケアが困難な高齢者・障がい者等を専用に受入れる介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定する。

特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

なお、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

市は公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

また、県は、社会福祉施設の被災により、高齢者・障がい者等の要配慮者が当該地域で保健福祉サービスを受けることができない場合に、被災地外の社会福祉施設等で一時的に保健福祉サービスを受けるため、受入れ候補施設を事前にリストアップし、受入体制を協議しておく。

(4) 家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、住民や各機関それぞれが備蓄する食料・飲料水・被服寝

具等生活必需品により生活の確保を図る体制を構築するため、これに備えた事前の準備が必要である。このため、家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等に対して、物資の調達体制が確立するまでの間（おおむね最低7日間）、食料・飲料水・被服寝具等生活必需品を各々において備蓄するよう普及・啓発を行う。

(5) 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

市は、災害により住家を失った人に対し迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、地震・津波被害想定による被災戸数から仮設住宅の必要量を算定し、建設候補地をリストアップしておく。

また、公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等を把握し、必要に応じて関係団体との協定を締結し、災害時の応急借上住宅として迅速に確保できるようにしておく。

(6) 物価の安定等のための事前措置

市は、災害発生時、物価の安定等を図るため、大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握等を行う。これらの活動を迅速に行うため、次の事前措置を実施する。

■物価の安定等のための事前措置

- 災害発生時に価格監視する物品のリスト化及び監視方法の検討
- 災害発生時に営業状況を把握する大規模小売店及びガソリンスタンド等のリスト化

(7) 文教対策に関する事前措置

市は、災害発生時に文教対策を円滑に行うため、次の事前措置を実施する。

■文教対策に関する事前措置

- 学校等の教育施設が指定緊急避難場所・指定避難所等として使用される場合、その使用のあり方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校職員の行動方針等の検討
- 時間外災害発生時の児童、生徒及び学生の被災状況の把握方法の検討
- 時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討
- 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査の指導

(8) 児童・生徒・園児等の保護等の事前措置

市は、学校等において、災害発生時における保護者との連絡、児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努める。

また、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育施設等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

(9) 広域一時滞在等の事前措置

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難や一時滞在が可能となるよう、次の事前措置の実施に努める。

■広域一時滞在等の事前措置

- 他市町村との広域一時滞在に係る応援協定の締結

- 災害時の避難者の移送や受入等についての実施要領の作成
- 一時滞在施設の選定、施設の受入能力等の把握
- 総務省の全国避難者情報システム等を活用した、広域避難者・一時滞在者の所在地等の情報を把握する体制の整備
- 放送事業者等と連携した、広域避難者・一時滞在者へ生活情報等を伝達する体制の整備

(10) 家屋被害調査の迅速化

市は、県が行う家屋の被害認定の担当者のための研修等に職員を参加させ、災害時の生活再建支援金の支給等に必要な罹災証明の発行を迅速化する。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、家屋被害認定調査担当者の育成、罹災証明業務実施体制の整備、他市町村や関係団体との応援協定の締結に努める。

市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

(11) 災害廃棄物の発生への対応

市は、国の「災害廃棄物対策指針」（改定版）（平成30年3月）及び「沖縄県災害廃棄物処理計画」（平成29年3月）に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の市町村との連携・協力のあり方等を具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。

また、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるとともに、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努める。その際、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。

さらに、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

(12) 非常災害指定時の消防用設備等の基準の検討

著しく異常かつ激甚な非常災害で避難所、応急仮設住宅、臨時医療施設が著しく不足する場合には、基本法第86条の2及び第86条の3により、消防法第17条の規定が除外される災害に指定される場合がある。このような災害時に、臨時の避難所や応急仮設住宅等を速やかに確保できるように、市及び島尻消防は、消防法に準じる消防用設備等の設置・維持基準を検討しておく。

第4項 災害ボランティアの活動環境の整備

1 ボランティア意識の醸成（実施主体：教育指導課、生涯学習課、市社会福祉協議会）

(1) 学校教育における取組

市は、ボランティア精神の芽を育てるため、幼少期からの教育や体験に勝るものではなく、学校教育に積極的に取り入れていく。

(2) 生涯学習を通じた取組

市及び市社会福祉協議会は、社会教育活動の中でボランティア講座等を開催し、ボランティアへの理解と実践への機会の創出を図る。

2 ボランティアの育成等（実施主体：社会福祉課、市・県社会福祉協議会、防災関係機関）

(1) ボランティアの育成

市は、ボランティアが効果的な活動を実施するため、市社会福祉協議会と連携して、平時からボランティアの育成に努める。

(2) 専門ボランティアの登録等

ア 市は、災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療業務、看護業務、介護業務、通訳、無線通信及び被災建築物応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者（以下「専門ボランティア」という。）を平時から登録し、把握に努める。

イ 市は、ボランティアとして登録されている専門ボランティアに対し、防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修及び訓練等に努める。

(3) ボランティアコーディネーターの養成

市は、日本赤十字社沖縄県支部、県社会福祉協議会及び市社会福祉協議会と連携し、災害時にボランティアを指導し、効果的な活動が行えるようボランティアコーディネーターの養成に努める。

3 災害ボランティアセンターの設置（実施主体：社会福祉課、市社会福祉協議会）

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

4 ボランティア支援対策（実施主体：秘書防災課、財政課、市・県社会福祉協議会）

ア 市は、市・県社会福祉協議会と連携して、ボランティアの受付場所、受付要員及び活動拠点について準備・指定しておく。

イ 市及び市社会福祉協議会は、災害後のボランティアニーズについて想定しておき、ボランティアの自主性を尊重しつつ、初動期のボランティア活動が迅速に行われるようにしておく。

ウ 市及び市社会福祉協議会は、ボランティア（団体）を登録・把握するとともに、ボランティア活動を支援していく。

また、ボランティアが被災地において相互に連携して迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供し、ボランティア相互の連絡体制等のネットワークを確保する。

エ 市は、ボランティア保険の加入に際して、保険料負担の支援を検討する。

第5項 要配慮者の安全確保計画

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に対しては、防災知識の普及・啓発、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な面で配慮が必要である。

このため、平時から地域において要配慮者の支援体制を整備しておくことが重要であり、特に、避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿の活用を図り、個別避難計画の作成を推進するとともに、避難所での健康管理や応急仮設住宅への優先的入居等を行える体制等の整備に努める。

1 社会福祉施設等における安全確保（実施主体：健康福祉部、事業者）

社会福祉施設、幼稚園及び保育所における要配慮者の安全を図るためには、次の対策を講じておく必要がある。

(1) 市防災計画への位置づけ

市は、災害発生時の要配慮者の避難対策等について、施設管理者、市及び福祉関係団体等の対応や連携協力方法等を地域防災計画に定める。

水防法・土砂災害防止法に基づき、津波災害警戒区域内や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の所有者または管理者は、避難確保計画の作成、教育・訓練を実施し市へ報告しなければならない。

市は対象となる施設について、地域防災計画にその名称と所在地を記載し、計画の策定及び訓練の実施について定期的に確認するとともに支援を行うものとする。また、市は管理者が適切な避難誘導を実施するための、洪水予報等及び避難情報を各施設に伝達する。

1-7 災害警戒区域内の要配慮者施設一覧

(2) 施設・設備等の整備及び安全点検

施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に避難できるよう、また、施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や附属設備等の整備や常時点検に努める。

(3) 地域社会との連携

災害発生時の避難に当たっては施設職員だけでは十分な対応ができない可能性もあることから、常に施設と地域社会との連携を図り、災害時において地域住民の協力が得られる体制づくりを行う。

(4) 緊急連絡先の整備

災害発生時に保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行う。

(5) 災害用備蓄等の推進

長時間にわたりライフラインや医療品、食料等が確保できない事態を想定し、非常電源、医療品及び非常用食料等の確保に努める。

2 在宅で介護を必要とする市民の安全確保（実施主体：健康福祉部、秘書防災課）

心身に障害を有する者（児童を含む。以下同じ。）、介護を要する高齢者については、身体諸機能の障害による移動困難及び判断能力の減退等による行動困難等、防災上の配慮が求められる。

また、常時単身で日常生活を営む高齢者についても、生活環境の面から防災上の特別の配慮を必要とする。

(1) 避難行動要支援者の避難支援体制の整備

市は、防災担当部課と福祉担当部課との連携のもと、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して市避難行動要支援者支援計画による避難行動要支援者の「自助」及び地域住民における相互支援活動による「共助」を基本とし、避難支援組織や各種団体・関係機関が連携強化を図り、難行動要支援者への避難支援体制の整備を目指す。

また、個人のプライバシーに配慮しつつ、避難行動要支援者名簿等の情報を関係機関と共有し、本人の同意を得て自主防災組織等に提供し、一人一人の避難行動要支援者に対して避難支援者を定めるなど、具体的な個別避難計画の策定に努める。

避難行動要支援者支援名簿の作成・活用及び個別避難計画の作成に当たっては、基本法及び「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月〔令和3年5月改定〕内閣府）に基づき、次の事項を定めるものとする。

- ア 避難支援を行う関係者の範囲
- イ 避難行動要支援者の対象範囲
- ウ 避難行動要支援者の名簿作成に必要な個人情報の範囲と入手方法
- エ 避難行動要支援者の名簿の更新要領
- オ 避難行動要支援者の名簿提供における情報漏えい防止措置
- カ 要配慮者が円滑に避難するための情報伝達等における配慮事項
- キ 避難支援者の安全確保対策

(2) デジタル技術の活用

市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

(3) 防災についての普及・啓発

広報等を通じ、要配慮者をはじめ、家族、地域住民に対する啓発活動を行う。

■防災についての普及・啓発の内容

区分	普及・啓発の内容
要配慮者及びその家族に対する普及・啓発	○日常生活において常に防災に対する理解を深め、また日頃から対策を講じておくこと。 ○地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加すること。
地域住民に対する普	○地域在住の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平素から

区分	普及・啓発の内容
及・啓発	準備すること。 ○発災時には要配慮者の安全確保に協力すること。

(4) 緊急通報システムの整備

災害時に要配慮者が直接消防機関に通報できるシステムの整備に努める。

3 不特定多数の者が利用する施設における安全確保（実施主体：施設所管課、事業者）

不特定多数の者が利用する施設等には、高齢者や障がい者、外国人等のように災害発生時には自力で避難することが困難な人々が多く出入りしていることから、これら要配慮者の安全を確保するためには、日頃から十分な防災対策を講じておくことが必要である。

(1) 施設設備等の整備

施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に施設等から避難できるよう、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等に基づき、施設や附属設備等の整備に努める。

(2) 施設及び設備等の安全点検

施設の管理者は、災害発生時における施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や附属設備等の常時点検に努める。

4 避難行動要支援者名簿の作成（実施主体：健康福祉部、島尻消防、与那原警察署、防災関係機関）

ア 市長は、市に居住する要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。以下同じ。）のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者についての避難支援等を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）の作成に努める。

また、避難行動要支援者の状況や生活実態は時間経過とともに常に変化するものであることから、市はこうした把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みを構築し、名簿情報を最新の状態に保つように努める。

イ 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次の事項を記載し、又は記録する。

- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 住所及び居所
- 電話番号その他の連絡先
- 避難支援を必要とする事由
- 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

ウ 市長は、アの避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、要配慮者の氏名等の情報を

内部で目的外利用し、又は関係都道府県知事等に対し必要な情報の提供を求めることができる。

- エ 市長は、避難支援等の実施に必要な限度で、アの避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、内部で目的外利用できる。
- オ 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、島尻消防、与那原警察署、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織その他の関係者に対し、名簿情報を提供する。ただし、市条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られない場合はこの限りでない。
- カ 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意を得ることなく、オの関係者その他の者に対し、名簿情報を提供できる。
- キ 市長は、オ又はカにより名簿情報を提供するときは、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じるよう求めること、その他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- ク オ又はカにより名簿情報の提供を受けた者その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

参考資料 7-27 避難行動要支援者名簿

5 個別避難計画の作成（実施主体：健康福祉部、秘書防災課）

市は、自治会組織、自主防災組織、民生委員児童委員等に個別計画の作成を依頼し、説明会の開催等により作成を促進する。

自治会組織は、自主防災組織、民生委員児童委員等の協力を得て避難行動要支援者ごとの個別の支援計画（個別計画）の作成に努める。作成に当たっては、避難行動要支援者の状態、災害の危険度、孤立化等を考慮して支援の優先度を検討し、効果的に進める。

個別計画が未整備の避難行動要支援者については、市職員と民生委員児童委員等が連携して安否確認等を円滑に実施する体制を確保するものとし、要支援者ごとの担当者や実施要領を整備する。

また、個別計画は災害対策基本法による個別避難計画として整備し、避難行動要支援者及び避難支援等実施者（当該個別避難計画に氏名等が記載された避難支援等の実施者）が同意した場合は同法に基づいて避難支援等関係者に対して個別避難計画情報を必要な限度で提供するとともに、情報漏えい防止など必要な措置を講じる。

6 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応（実施主体：健康福祉部、秘書防災課）

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑

かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

7 地区防災計画との整合（実施主体：秘書防災課、健康福祉部）

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第6項 観光客・旅行者・外国人等の安全確保

市、観光施設、宿泊施設及び交通施設（フェリー、バス等）等の管理者は、観光客等の行動特性を考慮し、地理に不案内な観光客・旅行者等や日本語を解さない外国人等が地震・津波災害に遭遇した場合を想定した安全確保体制を整備する。

1 観光客・旅行者等の安全確保（実施主体：秘書防災課、観光商工課、DX推進課、県）

(1) 避難標識等の整備、普及

市、観光施設、宿泊施設及び交通施設等の管理者は、避難誘導標識の配置、管理施設への海拔表示及びハザードマップの掲示等を推進するほか、県、観光協会、交通機関（フェリー、バス等）、レンタカー会社及びガソリンスタンド等と連携して、地震・津波発生時の避難行動や避難場所等の情報を、ホームページや観光マップ等を利用して観光客や旅行者等へ周知する。

(2) 観光客・旅行者・宿泊客の避難誘導・帰宅支援体制の整備

観光施設、交通施設、旅館・ホテル等の施設管理者は、地震・津波災害時の避難誘導マニュアルや避難支援体制を事前に整備しておくなど、観光・宿泊客の安全を確保することにとどまらず、交通機関の被災等で、帰宅困難となった多数の観光客等が待機できるよう平素から食料・飲料水・被服寝具等生活必需品の備蓄に努める。

市は、津波避難計画の策定において、観光客、宿泊客等が多い時期を想定し、観光施設、宿泊施設、交通施設等の管理者と連携して、円滑に誘導する体制や避難場所、避難経路等を確保する。

また、県と連携して、観光客等に津波警報や避難情報を即時配信できるシステムの導入に努める。

(3) 観光関連施設の耐震化促進

観光関連団体と連携し、観光関連施設の耐震診断及び改修に係る広報及び相談、支援策の実施に努める。

2 外国人の安全確保（実施主体：秘書防災課、市民課、観光商工課）

市は、国際化の進展に伴い、本市に居住・来訪する言語・文化・生活環境の異なる外国人に

対して災害時における避難対策等の充実強化を図り、的確な行動がとれるような支援方策と環境づくりに努める。

(1) 外国人への防災知識の普及

ハザードマップや避難誘導標識等への外国語の併記や、外国語による防災パンフレットを作成し、外国人に配布する等の方法により、外国人に対し防災知識の普及・啓発を図る。

(2) 外国語通訳ボランティアの活用体制の整備

災害時における外国語通訳ボランティアの事前登録等、通訳ボランティアの活用体制の整備を図る。

3 観光危機管理体制の整備（実施主体：秘書防災課、観光商工課）

市は、県及び観光関連団体等と連携して、観光危機管理に関する知識等の普及啓発を図る。また、地震・津波等の観光危機発生時に観光客が必要とする各種情報を収集し、要支援観光客や交通手段等にも配慮しつつ総合的かつ迅速に、情報発信を行える体制を整備する。

第5節 津波避難体制等の整備

本市は、住民、漁業関係者、海水浴客、釣り人、観光客及び要配慮者等を津波被害から守るため、避難体制の強化等を推進する必要がある。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 津波避難計画の策定・推進	秘書防災課、観光商工課、健康福祉部、教育施設課、教育委員会
第2項 津波危険に関する啓発	秘書防災課、DX推進課、健康福祉部、教育指導課
第3項 津波に対する警戒避難体制・手段の整備	秘書防災課、DX推進課
第4項 津波災害警戒区域の指定等	秘書防災課

第1項 津波避難計画の策定・推進

1 市における対策（実施主体：秘書防災課）

市は、沖縄県津波避難計画策定指針、津波浸水想定結果及び海抜高度図等をもとに、地域の実情に応じた実践的な津波避難計画を策定し、住民等への周知を図る。

なお、計画の策定や修正に当たっては、実際の災害対応、防災演習・訓練等の検証結果を反映し、より効果的な内容にしていく。

■津波避難計画の項目（案）

- 津波浸水想定区域（津波到達予想時間も含む）
- 避難対象地域・人口（観光客等も含む）・避難所要時間等
- 津波避難困難地域・人口等
- 避難場所（収容対象地区・収容人口含む）及び避難路等
- 職員の参集基準等の初動体制
- 避難指示等の発令基準、津波警報及び避難情報の伝達内容及び手段等
- 津波対策の教育及び啓発
- 避難訓練
- 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策、避難行動要支援者等の避難対策その他留意すべき事項

2 要配慮者、不特定多数の者が利用する施設等の管理者（実施主体：観光商工課、健康福祉部、教育施設課、教育委員会、事業者）

観光・宿泊施設、交通施設（フェリー・バス等）、医療・福祉施設、学校、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、観光客や施設利用者等の円滑な避難体制を中心とした防災マニュアルを策定し、訓練を実施する。この際、多数の避難者の集中や混乱等も想定した内容とする。

3 避難計画の留意点（実施主体：秘書防災課）

(1) 徒歩避難の原則

津波発生時の避難は、徒歩を原則とする。このため、市は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、津波避難困難地域や避難行動要支援者の避難支援者等で、津波到達予測時間を越えるなど自動車等の利用が不可欠な場合においては、避難者が自動車等で安全かつ確実に避難できることを確認した上で、徒歩以外の避難手段を設定する。この場合、与那原警察署と十分な調整を図るとともに、各地域での合意形成、津波避難道路であることを周知する標識の整備、津波発生時の行動の周知等を徹底し、自動車避難に伴う危険性の軽減策を徹底する。

(2) 消防防災関係職員等の避難原則

消防職員、消防団員、警察官、市職員など津波浸水想定区域内で防災対応や避難誘導に当たる者は、当該地域の津波到達予測時間に余裕をもった時間内に避難することを原則として、当該時間内に可能な活動の手順や避難判断基準等を、平時の津波防災訓練等の検証結果等を踏まえて定めておく。

第2項 津波危険に関する啓発

1 市における対策（実施主体：秘書防災課、教育指導課、）

市は、県が調査あるいは保有している津波危険に関するデータや海拔表示等に係るガイドライン、海拔高度図等を活用して市民にわかりやすく公表することによって、津波危険に関する啓発を行う。

また、県と連携し、津波の危険性や津波警報・避難指示等の内容や避難方法等について、積極的な防災教育や防災訓練等を通じて、住民及び船舶等が迅速かつ的確な避難行動をとれるよう、広く普及・啓発する。

さらに、市は県の指針等を踏まえ、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実及び避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの課題を整理し、総合的な津波対策を検討する。

2 津波避難対策普及・啓発の内容（実施主体：秘書防災課、DX推進課、福祉部、教育指導課）

市は、住民等を対象に次の項目について繰り返し普及・啓発を行う。普及・啓発の方法は、次の各種手段・機会を活用して実施する。

■津波避難対策普及・啓発の内容

- 津波浸水想定区域（想定限界や不確実性含む）
- 津波危険への対処方法（適切な避難場所及び避難路、津波警報等の意味及び精度、移動手段、率先行動等を含む）
- 過去の津波災害事例や教訓（1771年八重山地震津波等）

- 津波の特性（波の押し・引き、遠地地震等）
- 津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるために制定された津波フラッグに関する知識

■津波避難対策普及・啓発の方法

- 保育所、幼稚園、こども園、児童館、放課後児童クラブ、小・中学校、消防署での職員、生徒、児童、園児及び保護者を対象とした教育
- 漁業関係者、海水浴場関係者を対象とした説明会
- 津波危険地域に立地する施設関係者（特に観光・宿泊施設関係者、要配慮者関連施設、不特定多数の者が利用する施設等）を対象とした説明会
- 津波危険地域の各町内会、自治会単位での説明会及び地域の防災リーダー（消防団、自主防災組織等）への研修会
- 広報誌
- 防災訓練
- 防災マップ（津波ハザードマップ）
- 統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板の設置（避難場所や避難階段等を、蓄光石等の夜間でも認知できる手法に配慮して表示するよう努める）
- 電柱・電信柱や公共施設等への海拔、浸水実績高及び浸水予測高等の表示

3 広報・教育・訓練の強化（実施主体：秘書防災課、健康福祉部、教育指導課、県）

(1) 津波ハザードマップの普及促進

市の津波避難計画を反映した津波ハザードマップの作成・公表を促進するとともに、防災教育、訓練、広報その他土地取引における確認等を通じてハザードマップの内容の理解を促進する。

(2) 津波避難訓練の実施

市は、津波浸水想定結果及び海拔高度図等を基に、最大クラスの津波高や津波到達予想時間を踏まえ、防災関係機関、社会福祉施設、医療機関、学校、住民、防災リーダー及び要配慮者等が参加する実践的な避難訓練を実施する。

(3) 津波防災教育の推進

市は、県及び教育関係者と連携して、過去の津波災害の脅威や教訓等を伝承する機会を定期的に設けるほか、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、市民の津波防災への理解向上に努める。

第3項 津波に対する警戒避難体制・手段の整備

市は、本市の自然環境、地理条件、津波対策の現況等を考慮し、津波への警戒・避難体制の向上や津波避難困難地域の解消等を図る。

1 危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備（実施主体：秘書防災課、まちづくり推進

課、DX推進課、防災関係機関)

市は、沖縄県防災情報システム等により、気象庁が発表した地震情報や津波警報等を迅速に入手する。

津波危険地域及び住家に対して津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準や迅速な広報体制を整備し、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努める。

地震情報、津波警報、避難指示等が住民の迅速・的確な避難行動に結びつくよう、要配慮者、観光客及び外国人等に配慮して、効果的な伝達内容等を準備しておく。

また、関係事業者と連携して、津波警報等が確実に伝わるよう、市防災情報システム、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）及びワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努める。

2 監視警戒体制等の整備（実施主体：秘書防災課、島尻消防）

津波危険に対し警報等の把握、海岸地域の監視装置の設置等、監視警戒体制を整備する。

3 避難経路及び避難ビルの整備（実施主体：秘書防災課、都市計画課、都市整備課、施設管理課、観光商工課）

(1) 避難距離の長い避難経路の見直し

津波避難計画に基づき、津波到達までの時間が短い地域ではおおむね6分以内の経路を目標とする。

また、徒歩で短時間に高台等へ移動できるよう、必要に応じて避難路、避難階段を整備し、住民等に周知する。整備に当たっては、地震による段差の発生、避難車両の増大、停電時の信号滅灯等を想定し、渋滞や事故のないようにする。

(2) 避難経路・避難場所案内板の設置

観光客等、現在地の地理に不案内な者でも速やかに身近な津波避難場所へ移動できるよう、外国人等にもわかりやすい避難誘導サインを設置する。

(3) 津波避難施設の指定及び整備等

津波避難困難地域等、身近な高台等が少ない地区では、公共施設のほか民間建築物等の活用も含めて津波避難施設の指定や整備を促進する。

これらの指定や整備に当たっては、想定浸水深や建築物への衝突による水位上昇を考慮し、十分な高さや構造及び避難スペースが確保されるように努める。

なお、津波到達時間内に避難できる高台やビル等が存在しない地区では、一時的に緊急避難する盛り土による高台や津波避難施設の整備等を検討する。

(4) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等

ア 市長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があるときと認めるときは、円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定め

る基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。

イ 市長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難場所として指定しなければならない。

ウ 市長は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他必要な事項を居住者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(5) 津波避難場所の指定・整備

津波避難場所は、津波浸水想定区域外の高台や避難施設等とし、避難後も孤立せず、津波の状況に応じてさらに安全な場所へ移動できる場所の指定や整備を行う。

また、建築物については、必要に応じ、換気及び照明等の避難生活環境を良好に保つ設備の整備に努める。

やむを得ず津波浸水想定区域等に津波避難場所を指定する場合は、施設の耐浪化、非常用発電機の設置場所の工夫、非常通信設備の配置及び物資の備蓄等を行う。

また、指定緊急避難場所を指定避難所（避難生活用の施設）と混同しないよう、市民への周知と理解を促進する。

(6) 津波避難困難地域の解消

市は、県の津波避難困難地域予測結果を基に、地域の特性や避難体制の実情等を踏まえて津波避難困難地域を設定する。また、津波避難困難地域図を活用して避難困難地域の解消に効果的な対策を検討し、対策の実施に努める。

第4項 津波災害警戒区域の指定等（実施主体：秘書防災課、県）

津波災害警戒区域（津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域）等の指定について検討し、必要な措置を講じる。

なお、県知事により津波災害警戒区域に指定された場合には、津波防災地域づくりに関する法律により次の対策を講じる。

■津波災害警戒区域に指定された場合の対策（津波防災地域づくり法）

- 本計画に、当該区域ごとに津波に関する情報、予報及び警報・注意報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。
- 津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設について、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報及び予報及び警報の伝達方法を本計画に定める。

- 本計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路及び円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップの配布等を行う。
- 津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に關し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。

参考資料 1-7 災害警戒区域内の要配慮者施設一覧

第5項 久高島の防災体制の強化（実施主体：秘書防災課、県）

本市の離島である久高島において、広大な海域に存在するため地震・津波により生命線となる港湾、漁港、道路及び通信設備等が被災し、長時間にわたり、外部からの救援が不能となる事態が予想される。

また、津波による浸水想定範囲も広く、高台や中高層ビルなどが存在しないため、大津波からの避難が困難となる事態も予想される。このような本市の地理的特性や防災上のぜい弱性を踏まえて、地震・津波による孤立化や津波避難に必要な以下の対策を推進する。

1 孤立等に強い施設整備（実施主体：秘書防災課、道路管理者、港湾・漁港管理者）

(1) 港湾・漁港対策

港湾管理者および漁港管理者は、久高島の孤立化防止に重要な港湾及び漁港について、耐震強化壁や背後道路等の整備を推進する。また、施設の応急復旧及び航路啓開等を速やかに実施する体制を推進する。

(2) 道路対策

道路管理者は、重要な港湾、漁港や孤立が予想される住宅等と災害対策拠点（避難所、救護所、物資輸送拠点、臨時ヘリポート等）を結ぶ重要な道路区間について、耐震性の確保等を推進する。また、施設の応急復旧や道路啓開を速やかに実施する体制等の整備を推進する。

(3) 通信設備対策

市、県及び通信事業者は、孤立化を想定して所管の通信設備の耐震性や耐浪性を確保するほか、長時間の孤立に備え非常電源や代替通信手段（孤立防止用無線、衛星携帯電話等の配備など）の確保を推進する。

2 孤立等に強い人づくり（実施主体：秘書防災課、消防組合、県）

(1) 孤立想定訓練

市は、離島等の孤立危険集落について、地震・津波による長時間の孤立化を想定した訓練を実施し、非常通信、応援の要請・受入、港湾・漁港の応急復旧等を速やかに行う災害対応力を養成する。

(2) 知識の普及

市は、久高島をはじめとする孤立危険集落では、地震・津波の被害による長時間の孤立化を想定し、受援までの間を地域内でしのぐ自活体制の必要性を普及し、各家庭での飲料水、

食料、生活必需品等について、1週間分以上の備蓄を促進する。

(3) 自主防災組織の育成

災害時に孤立化が想定される地域では、初期消火、避難対策、救助・救護等を、地域の組織力で自主的に対処できるよう、自主防災組織の設立を推進する。そのための支援を、市・島尻消防は県と連携して自主防災リーダーの育成や自主防災資機材の整備等を支援する。

(4) 消防団の高度化

市は、島尻消防と連携し、非常備消防の離島の消防団員を対象に、教育・研修や消防資機材等の整備を支援する。

3 地震・津波災害応急対策活動の準備（実施主体：秘書防災課、島尻消防、県）

(1) 離島への応援体制の強化

市及び県は、地震・津波の被害想定による被災パターンを踏まえて、本島からの応援が迅速に実施できる体制の整備を推進する。

(2) 備蓄拠点の確保等

市及び県は、久高島や孤立集落等への救援物資の搬送が長時間途絶する状況を想定し、十分な量を備蓄するほか、物資の性質、地震・津波の危険性、避難場所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄及び備蓄拠点の設置等、効果的な体制を選定する。

(3) ヘリポートの整備

久高島や孤立化が予想される地域において、津波浸水及び土砂崩れ等の危険箇所を考慮したヘリポートを選定し、開設・運用に必要な体制や資機材の整備を推進するよう努める。

4 津波避難体制の整備（実施主体：秘書防災課、島尻消防、県、市民）

(1) 津波に対する啓発

過去に本県の離島に大被害をもたらした地震津波等の教訓の伝承を推進する。

(2) 津波警戒避難体制・手段の整備

島全体が低平で津波避難に必要な高台等の避難場所を確保できない久高島においては、津波避難タワーを整備しており、施設の適正な維持管理・定期点検などを行うとともに、避難訓練の実施など、津波避難対策の強化を図る。

第2章 風水害等災害予防計画

風水害等災害予防計画は、災害の発生を未然に防止するために、治山事業等による市域の保全、防災に関する教育訓練の実施、災害用食料・物資資材の備蓄、気象・水防・消防・救助救急施設の整備、火災予防及びその他災害への予防対策について定め、その実施を図るものである。

第1節 風水害等に強い人づくり

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 台風・大雨等の防災知識普及計画	秘書防災課、教育指導課、島尻消防
第2項 防災訓練計画	秘書防災課、島尻消防
第3項 自主防災組織育成計画	秘書防災課
第4項 災害ボランティア計画	秘書防災課、教育指導課、生きがい推進課、市社会福祉協議会

第1項 台風・大雨等の防災知識普及計画

市は、[地震・津波災害予防計画 第2節 第2項地震・津波知識の普及・啓発に関する計画]に定める対策のほか、台風や大雨、火災等に対する教訓、訓練、広報を充実・強化し、風水害等への市民等の防災意識や対応力の維持・向上を図る。

過去に本市に甚大な被害をもたらした台風の教訓を再認識し、災害の教訓を風化させないことが重要である。

1 台風教育（実施主体：秘書防災課、教育指導課、県）

(1) 講演会

市は、県及び气象台と連携し、防災気象講演会やお天気教室等を定期的に行い、市民向けの台風や大雨等の気象災害の知識を普及する。

气象台は、県や市、その他の防災関係機関と連携し、土砂災害、洪水害、竜巻等突風による災害などの風水害が発生する状況を住民が容易に理解できるよう、これらに係る防災気象情報の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、住民に正確な知識を普及する。また、特別警報・警報・注意報発表時の住民のとるべき行動などについて、関係機関と連携して、普及・啓発を図る。

(2) 防災教育

市は、社会教育、学校教育等において、台風・大雨等の災害の基礎知識や避難行動等についての防災教育を徹底する。

(3) 災害教訓の伝承

①台風災害の蓄積と公開

市は、市内の過去の大規模な台風災害に関する資料、文献及び映像等をライブラリー化し、災害記録や教訓等の市民への周知に努める。また、災害発生箇所の保存やモニュメント等の設置に努める。

②台風災害の経験・教訓等の伝承

市は、過去の大規模台風災害等の検証や記念事業（シンポジウム、現地歩き、展示会、被災者の語り部等）を定期的実施し、災害等の教訓を後世に伝える。

2 防火教育（実施主体：島尻消防）

(1) 防火講習会等

①防火管理者講習

防火管理に関する知識の普及・啓発を図るため、法令に基づき新規講習を年1回以上実施するとともに、防火管理体制の強化拡充を図る。

②火災防御検討会

特異火災の発生に備えて火災防御検討会を開催して、防御活動及び予防対策に万全を期する。

(2) 防火知識の普及

「火災予防週間」等において各関係機関の協力を得て、防火知識の普及・啓発を図る。

3 普及・啓発の方法等（実施主体：秘書防災課）

(1) 風水害等に関する情報等の解説

土砂災害、洪水害、竜巻等突風による災害などの風水害が発生する状況を市民が容易に理解できるよう県や气象台、その他の防災関係機関と連携し、これらに係る防災気象情報の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て市民に正確な知識の普及を図る。

また、特別警報・警報・注意報発表時の市民のとるべき行動などについて、関係機関と連携して、普及・啓発を図る。

(2) 普及・啓発の内容

市及び県、气象台は、防災気象講演会やお天気教室等を定期的開催し、市民向けの台風や大雨等の気象災害の知識を普及する。

また、風水害等に係る防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

4 台風時の孤立化等対策（実施主体：秘書防災課）

台風時には船舶等が欠航し、本市への食料、物資等の流通も停止することがあるため台風接近に備え、市民や事業者等が十分な食料や生活必需品等を事前に確保するよう啓発を行う。

また、平時から大規模災害による長時間の孤立を想定し、受援までの間、各離島内での防災対策による自活体制を構築する必要性について認識し、各家庭や事業所での食料・水・被服寝

具等の生活必需品等について1週間分以上の備蓄を促進する。

第2項 防災訓練計画

市は、風水害等を想定した防災活動要領の習熟、防災関係機関の連携の強化、防災意識の高揚及び技術の習得等のため、防災訓練を実施する。

訓練実施に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に十分配慮するものとし、市において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、女性の視点に十分配慮するよう努める。

1 総合防災訓練（実施主体：秘書防災課、島尻消防、県、防災関係機関）

市は、県と連携のもと、広域的な台風・大雨等の被害を想定した総合防災訓練を実施し、防災関係者及び市民に風水害への心構えと防災活動を認識、修得させるとともに、防災関係機関の協力体制の確立強化を図る。

なお、実施時期や実施場所等については、[地震・津波災害予防計画 第2節 第1項防災訓練計画]によるものとする。

2 各種防災訓練（実施主体：秘書防災課、島尻消防、県、防災関係機関）

(1) 消防訓練

消防活動技術の向上を図るため、消防ポンプ操法大会等を実施する。

(2) 非常通信訓練

沖縄地方非常通信協議会は、災害が発生した場合、非常通信が十分な効果を発揮できるように、協議会において計画する非常通信訓練計画に基づき訓練を実施する。

(3) 職員参集訓練

市は、非常配備体制を確保するため、職員の参集訓練を実施する。参集に当たっては、交通機関、交通用具の使用を制限又は禁止し、勤務時間内外の条件を加えた訓練を実施する。

第3項 自主防災組織育成計画（実施主体：秘書防災課）

市は、[地震・津波災害予防計画 第2節 第3項自主防災組織育成計画]に定める地震・津波対策のほか、高潮等の浸水、土砂災害、暴風等に対する自主防災組織等の活動体制を整備し、風水害への地域防災力を確保する。

特に、浸水想定区域や土砂災害等の災害危険箇所については、危険箇所内の避難誘導や避難行動要支援者等の避難支援を円滑に行えるように自主防災組織等の協力体制の整備を促進する。

また、地域防災のリーダーとして自主防災組織の核となる人材の養成や、消防団員の候補者となりうる住民や企業就業者への研修を行い、市内の自主防災組織の組織化や、消防団員の確

保に努める。

第4項 災害ボランティア計画（実施主体：秘書防災課、生涯学習課、生きがい推進課、防災関係機関、市・県社会福祉協議会）

市は、[地震・津波災害予防計画 第4節 第4項災害ボランティアの活動環境の整備]に定める地震・津波対策のほか、大規模な風水害等が発生した場合に県内外から駆けつける災害ボランティアが活躍できる環境を整備し、災害ボランティアとの協力体制を確保する。

特に風水害時には、建物内に堆積した泥の排除等、各家庭の清掃等への協力要請が多数想定され、これらの活動が円滑に行えるように必要な資機材等の調達体制等を確保しておく。

第2節 風水害等に強いまちづくり

国及び地方公共団体は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾、空港等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、危険な住宅密集市街地の解消等を図るための防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導、それぞれの災害に応じた防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 風水害予防計画	秘書防災課、都市計画課、都市整備課、施設管理課、産業振興課、田園整備課
第2項 土砂災害予防計画	秘書防災課、都市計画課、都市整備課、施設管理課、
第3項 高潮等対策計画	秘書防災課、産業振興課、田園整備課、都市計画課、都市整備課、施設管理課
第4項 建築物等災害予防計画	都市計画課、都市整備課、施設管理課、財政課、教育施設課
第5項 火災予防計画	秘書防災課、島尻消防
第6項 林野火災予防計画	秘書防災課、産業振興課、島尻消防
第7項 危険物等災害予防計画	島尻消防
第8項 上・下水道施設災害予防計画	水道課、下水道課
第9項 ガス、電力施設災害予防計画	-
第10項 災害通信施設整備計画	秘書防災課、DX推進課
第11項 不発弾等災害予防計画	秘書防災課、島尻消防
第12項 火薬類災害予防計画	島尻消防
第13項 文化財災害予防計画	文化課
第14項 農業災害予防計画	秘書防災課、財政課、田園整備課、産業振興課
第15項 道路事故災害予防計画	都市計画課、都市整備課、施設管理課
第16項 海上災害予防計画	秘書防災課、島尻消防

第1項 風水害予防計画

- 1 構築物等の風水害予防措置（実施主体：都市計画課、都市整備課、施設管理課、事業者）
 既設の看板、広告物その他構造物を定期的及び事前に台風等の災害が予測される場合など調査を行い、危険と判断されるものについては、所有者又は管理者に通報し、改善又は撤去するよう指導する。
- 2 農作物の風水害予防対策（実施主体：産業振興課、田園整備課）
 農作物の風水害予防について、農家等を指導する。
- 3 河川水統制又は河川改修に関する治水事業（実施主体：土木建築部、田園整備課、県）

所管・管理、その他市内における河川及び海岸等、公有水面の危険調査を実施し、災害が予想される場合については適時巡視する。なお、危険箇所の改修については緊急かつ計画的に実施する。

4 地すべり、がけ崩れ災害防止対策（実施主体：土木建築部、県）

地すべり、がけ崩れ及び急傾斜地における崩落危険が予想される箇所を毎年調査把握するとともに大雨注意報・警報発令時又は台風時には巡回・監視する。安全施設については、土地条件に応じた施設整備又は措置を逐次実施する。

参考資料1-2 地すべりによる危険が予想される箇所

参考資料1-3 急傾斜地崩壊危険箇所

参考資料1-4 山地災害危険地区

5 道路、橋梁維持補修事業（実施主体：土木建築部、県）

道路管理者は所管・所轄する道路、橋梁を常時補修する。なお、早急に修理が不可能な危険箇所については、立札によって表示し、通行又は重量の制限を行う。

6 浸水想定区域の指定時の対応（実施主体：秘書防災課、生きがい推進課、こども保育課、教育指導課）

市は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域の指定のあったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

また、住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の所有者または管理者は、避難確保計画の作成、教育・訓練を実施し市へ報告しなければならない。市は対象となる施設について、地域防災計画に記載し、計画の策定及び訓練の実施について定期的に確認するとともに支援を行うものとする。また、市は管理者が適切な避難誘導を実施するための、洪水予報等及び避難情報を各施設に伝達する。

参考資料 1-7 災害警戒区域内にある要配慮者施設一覧

第2項 土砂災害予防計画

1 砂防事業（実施主体：秘書防災課、土木建築部、県）

(1) 土砂災害危険箇所

本市では、地すべり危険箇所は 20 箇所、急傾斜地崩壊危険箇所は 30 箇所が指定されている。

参考資料1-2 地すべりによる危険が予想される箇所

参考資料1-3 急傾斜地崩壊危険箇所

(2) 対策

市は、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所では、警戒避難体制の整備やハザードマップの周知・啓発を進める。

2 警戒避難体制の整備（実施主体：秘書防災課、土木建築部、県）

(1) 監視装置等の整備等

市は、県等と連携して、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計等の設置並びに風倒木流出防止対策など、総合的な土砂災害対策を推進する。

また、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

(2) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定及びそれに伴う措置

①土砂災害警戒区域

県知事は市長の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定する。指定に必要な基礎調査の結果（土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面）は公表する。

当該区域の指定を受けた市は、土砂災害警戒区域ごとに必要な事項について市防災計画に定め、住民に周知する。

- 急傾斜地
- 土石流
- 地すべり

■土砂災害警戒区域における措置

○危険区域等の周知

- ・土砂災害警戒区域の範囲や緊急避難場所・避難（経）路（又は、がけ崩れ等のおそれのある区域から避難する際の避難方向等）を網羅した総合防災マップ等を作成し、住民へ周知する。

○警戒避難体制の確立

土砂災害警戒区域ごとに次の事項を定める。

- ・土砂災害に関する情報の収集・伝達、予報又は警報の発表・伝達に関する事項
- ・避難施設その他の避難場所及び避難経路その他の避難経路に関する事項
- ・基本法48条第1項の防災訓練として市長が行う土砂災害に関する避難訓練の実施に関する事項
- ・土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- ・救助に関する事項
- ・その他警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項

②土砂災害特別警戒区域

県知事は市長の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土

砂災害特別警戒区域として指定し、当該土砂災害特別警戒区域について次の措置を講じる。

■土砂災害特別警戒区域における措置

- 住宅宅地分譲地及び社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- 勧告による移転者への融資及び資金の確保

③土砂災害防止法第8条に基づくハザードマップ等の作成、配布

土砂災害防止法第8条に基づきハザードマップ対策等を作成、配布、研修等を実施し、災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発を図る。

3 土砂災害（特別）警戒区域の指定時の対応（実施主体：秘書防災課、生きがい推進課、こども保育課、教育指導課）

土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の所有者または管理者は、避難確保計画の作成、教育・訓練を実施し市へ報告しなければならない。市は対象となる施設について、地域防災計画に記載し、計画の策定及び訓練の実施について定期的に確認するとともに支援を行うものとする。また、市は管理者が適切な避難誘導を実施するための、洪水予報等及び避難情報を各施設に伝達する。

参考資料 1-7 災害警戒区域内の要配慮者施設一覧

第3項 高潮等対策計画

高潮等の災害対策については、高潮対策の強化マニュアル（内閣府、平成13年）に基づいて、次の対策を推進する。

1 高潮防災施設の整備（実施主体：農林水産部、土木建築部、県、沖縄総合事務局）

市は、国、県に対して、沿岸部の住宅地や主な農耕地で既成している堤防、護岸の老朽度を点検し、防災機能が不十分な場合は改修等を計画的に推進するよう要請する。

参考資料1-5 重要水防区域外で危険と予想される区域

2 警戒避難体制の整備（実施主体：秘書防災課）

市は、沖縄県高潮被害想定調査結果（平成18年度～平成19年度）、水害ハザードマップの手引き（国土交通省・令和5年5月）等を活用して高潮避難計画を検討するとともに、高潮ハザードマップの更新・普及を実施する。

3 浸水想定区域の指定時の対応（実施主体：秘書防災課、生きがい推進課、こども保育課、教育指導課）

市は、高潮浸水想定区域の指定のあったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該

浸水想定区域ごとに、高潮警報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、高潮に係る避難訓練に関する事項その他高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

また、住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の所有者または管理者は、避難確保計画の作成、教育・訓練を実施し市へ報告しなければならない。市は対象となる施設について、地域防災計画に記載し、計画の策定及び訓練の実施について定期的に確認するとともに支援を行うものとする。また、市は管理者が適切な避難誘導を実施するための、予報等及び避難情報を各施設に伝達する。

参考資料 1-7 災害警戒区域内の要配慮者施設一覧

第4項 建築物等災害予防計画

風水害、大火災等による建造物の災害を防御するため、次の項目について、防災建造物の建設を促進し、建造物被害の減少を図る。

1 密集市街地の再開発対策（実施主体：土木建築部）

市は、市街地における延焼火災等の防止を図るとともに、土地の合理的かつ健全な利用と都市機能の更新を図るため、密集市街地の解消を促進する。

2 建築物の適切な維持保全と耐風対策の促進（実施主体：土木建築部）

市は、建築物の防火及び避難等の機能確保のため、各種制度の説明を行い、技術的相談に応じるなど、建築物の耐風及び耐火対策を促進する。

また、耐風対策強化のため、一般住宅への雨戸設置の推奨を図る。

3 公共建築物の耐風及び耐火対策（実施主体：財政課、教育施設課）

市は、公共建築物のうち老朽化施設については、建替え又は補強等によって、耐風、耐水、耐浪及び耐火対策を推進する。

特に、体育館や公民館等、災害時の避難所となる公共施設については、開口部への雨戸設置、屋根の飛散防止等、耐風対策などを優先的に行う。

4 公共建築物の定期点検及び定期検査（実施主体：財政課、県）

市は、県と連携し、公共建築物の建築設備等に対する定期点検及び検査を実施し、防火・避難等の機能を確保する。

第5項 火災予防計画

火災の発生を未然に防止するための対策は、次によるものとする。

1 消防力・消防体制等の拡充強化（実施主体：秘書防災課、島尻消防）

市は、火災予防について次の指導又は措置を講じ、消防力・消防体制等の拡充強化を図る。

■消防力・消防体制等の拡充強化対策

区分	指導又は措置の内容
消防教育訓練の充実強化	教育訓練計画に基づき、消防職員、消防団員及び消防関係者の資質向上を図る。
消防制度等の確立	消防計画、消防相互応援協定等の効率的運用を推進する。
消防体制の充実・指導	消防団の体制強化を図る。
消防施設・設備の整備促進	消防水利及び消防車両等の整備促進を図る。

2 火災予防査察・防火診断（実施主体：秘書防災課、島尻消防）

市は、火災の発生拡大を防止し、確実な住民避難の実施を図るため、消防用設備等（消火設備・警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設）及び防火管理体制の査察を行う。

(1) 特定防火対象物等

市は、特定防火対象物の用途等に応じて立入検査を計画的に行い、特定防火対象物の状態を常に把握しておくとともに、消防用設備等の設置や管理面の不備が認められる施設の管理者に対して、設備改善の指導を徹底する。

島尻消防は、防火対象物定期点検報告制度により、点検報告義務のある一定の防火対象物について、防火管理の徹底及び避難・安全基準の強化等を図る。その他の防火対象物についても、自主点検による報告制度を推進し、管理権限者の自主的な防火安全対策の向上を図る。

(2) 一般住宅

市及び島尻消防は、住宅用火災警報器等の普及促進、高齢者世帯の住宅防火診断、火気の手扱い指導及び住宅防火啓発活動等を推進する。

3 消防施設の整備拡充（実施主体：秘書防災課）

市は、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水等の自然水利の活用、水泳プール及びため池等の指定消防水利としての活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

第6項 林野火災予防計画

林野火災の予防、警戒及び鎮圧を行い、火災による災害の拡大防止を図るため、次の対策を講じる。

- 1 林野火災対策の推進（実施主体：秘書防災課、産業振興課、島尻消防、県、防災関係機関）
 - ア 市は、延焼範囲が拡大し、広域にわたる消防活動を行う場合の消防機関相互間の指揮統制及び情報連絡体系など、林野火災消防活動計画の整備を図る。
 - イ 県、消防機関、林野行政機関、自衛隊及び県警察その他関係機関で構成する林野火災対策推進協議会が実施する総合的な林野火災対策に協力する。
- 2 出火防止対策（実施主体：秘書防災課、産業振興課、島尻消防）
 - ア 市は、入山者の注意を喚起するため、山火事防止の標柱及び標板等の設置に努める。
 - イ さとうきび葉等の焼払いに起因する林野火災の多発に鑑み、適正な火入れの指導、特に強風、乾燥時における火気の取扱についての指導を強化する。
 - ウ 市は、森林又はこれに接近している土地における火入れについて森林法等に基づく規制措置の適正な実施を確保するための指導を強化する。
 - エ 火入れに際しての消火設備、監視員の配置及び防火線の設定等についての指導をはじめ、火災予防上危険な気象状況のときの火入れ中止の指導等を徹底する。

第7項 危険物等災害予防計画

危険物による災害の発生及び拡大を防止するため、事業所における保安体制の強化、法令の規定する基準の遵守を徹底するとともに、保安教育及び訓練の徹底並びに防災思想の普及・啓発の徹底を図る。

- 1 危険物災害予防計画（実施主体：島尻消防、県、与那原警察署、防災関係機関、事業所）
〔地震・津波災害予防計画 第3節 第4項 1危険物災害予防計画〕に準拠する。
- 2 毒物劇物災害予防計画（実施主体：島尻消防、県、与那原警察署、防災関係機関）
〔地震・津波災害予防計画 第3節 第4項 2毒物劇物災害予防計画〕に準拠する。

第8項 上・下水道施設災害予防計画

上・下水道施設の老朽施設・管路施設等の点検・補修を進めるとともに、被災時の復旧用資機材管理や被災者への応急給水施設等の整備を図る。

- 1 上水道施設災害予防計画（実施主体：水道課、県）
 - (1) 施設の防災性の強化
市は、上水道施設の新設・拡張・改良等に際しては、日本水道協会発刊の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針・解説」等により設計するほか、洪水等の浸水、土砂災害のリスク等を考慮し、配水系統の相互連結や緊急給水手段の確保を図る。

(2) 広域応援体制の整備

「沖縄県水道災害相互応援協定」による水道事業者及び水道用水供給事業者間の災害応援を円滑に実施できるよう、実施要領の整備、資機材等の整備及び訓練等を実施する。

2 下水道施設災害予防計画（実施主体：下水道課、県）

(1) 施設の強化及びバックアップ施設の整備

市は、下水道施設の施工に当たっては、高潮等の浸水や土砂災害等のリスクを考慮するとともに、自家発電装置の整備（停電対策）を行い、災害に強い下水道の整備を図る。

これらの整備においては、下水道危機管理マニュアル作成の手引き（日本下水道協会）に基づく。

(2) 災害予防体制の整備

市は、発災後における下水道施設の維持又は修繕のための民間事業者等との協定締結、下水道の機能を維持するための可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等、下水道施設の災害が発生した場合に迅速に対応できるよう災害予防体制の整備を推進する。

第9項 ガス、電力施設災害予防計画

1 高圧ガス災害予防計画（実施主体：（一社）沖縄県高圧ガス保安協会等）

市は、高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、国、県、公安委員会及び（一社）沖縄県高圧ガス保安協会等と連携し、保安体制の強化、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に規定する基準の遵守が徹底されるよう必要な対策を講じるとともに、保安管理の徹底を図る。

■高圧ガス災害予防計画

対策別	実施内容
高圧ガス貯蔵所、販売所等の保安対策	高圧ガス取扱施設の所有者、管理者又は占有者に対し法令に規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ、保安の監督指導を行う。
高圧ガス消費先の保安対策	消費者への保安啓発指導を（一社）沖縄県高圧ガス保安協会に委託実施させ、消費者の保安意識の向上を図る。 また、消費者保安に対する販売事業者の監督体制の強化を図る。
路上における指導取締の実施	高圧ガス運搬車両の事故を防止するため、県が行う路上における指導取締の応援体制を整えとともに、必要に応じた実施を検討する。

2 電力施設災害予防計画（実施主体：沖縄電力(株)、事業者）

沖縄電力(株)は、[地震・津波災害予防計画 第3節 第1項 10 電力施設災害予防対策]に定める地震・津波対策のほか、高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮して、電力施設の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な風水害等

時にも電力の安定供給を図る施設や体制等の整備を計画的に進める。

また、風水害の被害想定及び防災訓練の結果等を踏まえて、防災業務計画を定期的に検証し、見直しを実施する。

第10項 災害通信施設整備計画

1 通信施設災害予防計画（実施主体：秘書防災課、DX推進課、島尻消防、沖縄総合事務局、県、医療機関、通信事業者）

市、県、医療機関、通信事業者等は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に次の予防措置を講じるなど、万全の措置を期するものとする。

(1) 災害通信施設の整備

市は、[地震・津波災害予防計画 第3節 第1項 11 通信施設災害予防計画 (1)] に定める地震・津波対策のほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害等の危険性や暴風等を考慮した市防災情報システム等の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な風水害等時にも重要通信を確保する施設や体制等の整備を計画的に進める。

(2) 救助・救急、医療及び消火活動に関する通信手段の確保等の計画

①通信手段の確保

市、医療機関等は、発災時における救助・救急、医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、通信手段の確保等を図る。

②広域災害・救急医療情報システムの整備

市、医療機関等は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努める。

(3) 各通信事業者における予防計画

各通信事業者は、[地震・津波災害予防計画 第3節 第1項 11 通信施設災害予防計画 (2)] に定める地震・津波対策のほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮して、通信施設の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の確保等を図り、大規模な風水害等時にも重要通信を確保する施設や体制等の整備を計画的に進める。

また、風水害等の想定、防災訓練の結果等を踏まえて、防災業務計画を定期的に検証し、見直しを実施する。

2 通信・放送設備の優先利用等（実施主体：まちづくり推進課、DX推進課、県、関係機関）

市は、[地震・津波災害予防計画 第3節 第1項 12 通信・放送設備の優先利用等の事前措置] に定める地震・津波対策のほか、風水害を想定した通信設備及び放送設備の優先利用手続き等を整備しておく。

第11項 不発弾等災害予防計画

不発弾の爆発等による災害の発生及び拡大を防止するため、不発弾等処理体制に万全を期し、関係機関の協力・連携による不発弾等の処理の円滑化を図るとともに、不発弾等の関係事業者及び市民一般に対し不発弾等に関する知識の普及徹底を図る。

1 不発弾の処理体制（実施主体：秘書防災課、県、与那原警察署、沖縄総合事務局、自衛隊、防災関係機関）

不発弾等の処理は、おおむね次によるものとする。また、処理のながれを参考資料に示す。

参考資料3-11 不発弾処理業務の流れ

(1) 陸上で発見される不発弾等の処理

- ア 発見者は、最寄りの交番又は与那原警察署に通報し、与那原警察署を通じて県警察本部に発見届出をする。
- イ 県警察本部長は、発見届出の都度、陸上自衛隊第15旅団長（第101不発弾処理隊）に処理要請を行う。
- ウ 第101不発弾処理隊は、必要に応じ現場調査を行い弾種及び発見場所の状況等を勘案して撤去計画を立てる。
- エ 小型砲弾等比較的危険度が少なく移動可能な弾種は、第101不発弾処理隊により回収し、一時保管庫へ搬入する。
- オ 爆弾等危険度が高いものは、発見現場で信管離脱後、一時保管庫へ搬入する。
- カ 信管離脱作業は危険を伴うため、次の対策を講じた上で実施する。
 - (ア) 市は、関係機関と撤去日時、交通規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。なお、関係機関は、責任分担覚書き等を交換し、任務責任等を明確にする。
 - (イ) 避難範囲を定め、その区域への交通を規制し、地域住民を避難させる。
 - (ウ) 副市長を本部長とする現地対策本部を設置する。

(2) 海中で発見される不発弾の処理

- ア 海中で不発弾が発見されたときは、発見者から通報を受けた与那原警察署、第十一管区海上保安本部・中城海上保安部、県知事、市長又は港湾管理者等は、海上自衛隊沖縄基地隊司令に処理要請を行う。
- イ 沖縄水中処分隊は現地調査を行い、関係機関と調整のうえ、撤去計画を立てる。
- ウ 危険度が少なく移動可能なものは沖縄水中処分隊により回収撤去し、一時保管庫へ搬入する。
- エ 危険度が高く移動困難なものは、現地対策本部を設置し、発見現場で爆破処理する。
- オ 爆破処理作業は、非常に危険を伴うので、次の対策を講じた上で実施する。
 - (ア) 市は、関係機関と撤去日時、交通規制、通行船舶規制、避難計画等について協議するため処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。
 - (イ) 危険範囲を定め、その地域への船舶及び住民等の立ち入りを規制する。

- (ウ) 副市長を本部長とする対策本部を設置し、総務部長を本部長とする対策本部を設置する。

2 関係機関の協力体制の確立（実施主体：秘書防災課）

市は、国、県その他関係機関等の協力体制を確立し、不発弾等の調査、探査及び発掘処理工事の安全かつ円滑な推進を図る。

3 不発弾に関する防災知識の普及・啓発（実施主体：県、市、島尻消防、事業者）

ア 市及び島尻消防、不発弾磁気探査事業者等の関係機関は、県等が開催する講習会や研修への参加、勉強会を通じて、不発弾の特性及び火薬類取締法等の関係法令に関する防災知識を習得する。

イ 市民一般に対しても、不発弾の危険性について周知を図るため広報活動を行う。

第12項 火薬類災害予防計画

（実施主体：島尻消防、県、与那原警察署、防災関係機関、事業所）

[地震・津波災害予防計画 第3節 第4項 3火薬類災害予防計画]に準拠する。

第13項 文化財災害予防計画（実施主体：文化課、県）

有形文化財及び有形民俗文化財は、火災等の被害から守る必要がある。また、史跡、名勝、天然記念物については、山火事による被害のおそれがある。

このほか、台風による建造物等の倒壊も予想されるため、次により災害予防の徹底を図る。

ア 市は、県の指導を受け、管内文化財の防災計画を策定し、平時から与那原警察署及び市（島尻消防）と連携し、災害予防対策を実施する。

イ 市は、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体の長へ防災思想を啓発し、環境の整理整頓を図るよう奨励する。

ウ 市は、文化財の指定地内に居住する所有者に火気使用の制限を指導する。

エ 市は、防災施設の必要な指定文化財について年次計画をもって防災施設の設置を促進する。

オ 県の主催する市文化財担当職員講習会等において文化財災害対策等について指導を受け、適切な防災措置を指導する。

カ 暴風による倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策を行う。

参考資料2-3 市内文化財一覧表

第14項 農業災害予防計画

農業災害予防のため、農地農業用施設の保全及び防災営農の推進は、次によるものとする。

1 ため池等整備事業（実施主体：沖縄総合事務局、県、田園整備課）

(1) 土砂崩壊防止工事

市は、県等と連携し、農地、農業用施設及び他に被害を及ぼすおそれのある地区の土砂崩壊を未然に防ぐため、土砂崩壊の危険性のある地域を中心に事業を推進する。

(2) 老朽ため池等整備工事

市及び県は、市内に所在するかんがい用ため池で、古いことから堤体及び取水施設等をそのまま放置すると豪雨時に破堤し、下流域に多大な被害をまねくおそれのあるため池等について、緊急度の高いものから順次補修事業を実施する。

2 農地保全整備事業（実施主体：田園整備課）

市及び県は、降雨によって浸食を受けやすい特殊土壌地帯や急傾斜地帯に造成された農地の浸食・崩壊を未然に防ぐための事業を推進する。

3 地すべり対策事業（実施主体：都市計画課）

市及び県は、地すべり防止区域において地すべりによる被害を除去又は軽減し、農地及び農業用施設等の被害を未然に防止する事業を推進する。

4 防災営農の確立（実施主体：産業振興課）

(1) 指導体制の確立

市及び県は、本市の農業に影響を与える各種災害を回避・克服して、農業生産力及び農業所得の向上を図るため、関係機関、団体の統一的な指導体制の確立を図る。

①指導組織の指導力の強化

市は、各種の防災研修を強化し、指導力の向上を図る。

②防災施設の拡充

市及び県は、各種の防災実証展示施設の充実により、防災対策の普及・啓発を図る。

(2) 営農方式の確立

市及び県は、本市農業の当面する諸問題に積極的に対応しつつ、亜熱帯農業における防災営農技術の確立を図る。

第15項 道路事故災害予防計画

1 危険箇所の点検・補修（実施主体：都市計画課）

市は、道路構造物や沿道斜面等を定期的に点検・調査し、異常箇所の補修・改良、危険箇所の防災対策を行う。

2 体制・資機材の整備等（実施主体：秘書防災課、土木建築部、財政課、与那原警察署）

市及び与那原警察署は、大規模事故発生時の情報収集・伝達、交通規制、復旧等を速やかに行うため、情報の連絡、提供体制、対策資機材等の整備に努める。

第16項 海上災害予防計画

1 航行の安全確保等（実施主体：島尻消防、県、防災関係機関）

ア 海事関係者等は、第十一管区海上保安本部等が開催する海難防止・海上災害防止に係る講習会に参加し、訪船指導等を受け、海上災害防止思想の理解に努める。

イ 一定規模以上の船舶や係留施設の管理者・保管施設の設置者は、沖縄総合事務局の指導のもと、「油濁防止緊急措置手引書」及び「有害液体汚染防止緊急措置手引書」の習熟に努める。

2 災害応急対策への備え（実施主体：秘書防災課、島尻消防、県、防災関係機関）

(1) 情報連絡体制の整備

市は、第十一管区海上保安本部、県と連携し、大規模海難や油等流出事故が発生した場合に、沿岸の住民、事業者、漁業協同組合及び港湾・漁港管理者及び船舶等に緊急情報を収集・伝達する体制を確立しておく。

(2) 消防、救助体制の整備

市は、海上捜索活動を実施できる船舶等の整備に努める。また、市及び消防機関は、消防艇等の消防用機械・資機材等の整備に努めるとともに、海水等を消防水利として活用する施設の整備に努める。

(3) 油防除作業体制の整備

市は、県等との連携のもと、迅速かつ的確な油防除ができるように、油防除マニュアルの作成や防除資機材の整備に努める。

(4) 訓練等

市は、第十一管区海上保安本部、沖縄総合事務局、県等と連携し、大規模な海難事故や油の大量流出事故等を想定して、海上消火、海難救助及び流出油防除等の訓練を実施するとともに、海難事故や油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材を育成する。

第3節 風水害等応急対策活動の準備

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 気象観測体制の整備計画	-
第2項 水防、消防及び救助施設等整備計画	島尻消防、田園整備課、施設管理課
第3項 避難誘導等計画	秘書防災課、教育施設課、健康福祉部、観光商工課
第4項 要配慮者安全確保体制整備計画	健康福祉部
第5項 食料等備蓄計画	秘書防災課、島尻消防、財政課
第6項 交通確保・緊急輸送計画	秘書防災課、施設管理課

第1項 気象観測体制の整備計画（実施主体：県、沖縄総合事務局、沖縄気象台、関係機関）

風水害等による被害を未然に防止し、あるいは軽減するため、雨量・水位等の気象観測施設及び観測体制の整備充実を推進するとともに、風水害等の警戒避難に必要な観測情報を市民等に提供する体制やシステムの整備・拡充を推進する。

第2項 水防、消防及び救助施設等整備計画（実施主体：島尻消防、田園整備課、施設管理課、県、事業者）

水防、消防及び救助施設等の現況、管理及びその整備は次によるものとする。

1 水防施設等

水防法の規定により、水防管理団体は、市内における水防を十分に果す責任を有し、水災の防御及びこれに因る被害を軽減するため、必要に応じて水防倉庫及び水防機材等の水防施設を整備する。

2 消防施設等

消防施設等については、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）及び関係法令等に基づいて整備拡充する。

市は、国庫補助対象施設以外の施設等について、県費補助支援を要請し、必要施設の整備を行う。

3 流出危険物防除資機材

市は、県、船舶関係者及び製油所及び油槽所等の石油等危険物取扱者と連携し、石油類等の大量流出事故が発生した場合に迅速に処理対応できるよう、大量に流失した危険物による災害

の拡大防止等に必要な次の資機材等の整備を図る。

■流出危険物防除資機材

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○流出危険物の災害防止に必要なオイルフェンス、むしろ、応急木材、作業船等○流出危険物の回収及び処理に必要な油処理剤、油吸着剤並びに吸引ポンプ、バージ等○流出危険物から火災が発生した場合の消防活動に必要な化学消防車、化学消火剤及び消火器具等○流出危険物による災害の拡大防止に必要なガス検知機及び通信機器等 |
|--|

第3項 避難誘導等計画

市は、危険な建物、地域から安全な場所に市民や旅行者等を避難させるため、避難誘導、収容に関する対策を確立していくこととする。

1 避難体制の整備（実施主体：秘書防災課、教育施設課、教育委員会、健康福祉部、観光商工課、県、防災関係機関）

(1) 避難体制の再点検

- ア 市立社会福祉施設、幼稚園、こども園・小・中学校、その他市管理施設における避難体制の再点検
- イ 放課後児童クラブ、社会福祉法人、学校法人、観光施設・ホテル・旅館経営者、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者等に対する避難体制の再点検の指導

(2) 避難所等の整備及び周知徹底

- ア 避難所の選定・更新
- イ 避難所の開設及び運営方法の確立
- ウ 避難所の安全確保
- エ 住民への周知
- オ 警報、避難情報の伝達内容・手段、避難誘導體制の整備
- カ 避難情報の基準の設定、国及び県等への避難指示等の判断の助言を求める際の連絡調整窓口及び連絡方法の整備
- キ 高齢者、障がい者、外国人のための避難マニュアルの作成
- ク 避難経路の点検及びマップの作成
- ケ 避難心得の周知（携帯品、その他心得）

(3) 社会福祉施設、病院、学校、観光・宿泊施設、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者の実施すべき対策

- ア 避難計画の作成
- イ 避難誘導體制の整備

2 避難場所の整備等（実施主体：秘書防災課、教育施設課、健康福祉部、観光商工課、県、

防災関係機関)

(1) 避難所の指定、整備

市は、災害時の避難に備え、次により避難所の整備をしておく。

- ア 避難所は、公立の学校、公民館、旅館等とし、できるだけ炊き出し可能な既存建物を使用する。
- イ 避難所として使用する建物については、バリアフリー設備を確保するとともに定期的にその現況を調査する。
- ウ 避難場所の選定に当たっては、高潮等の浸水想定区域、土砂災害危険箇所等を考慮する。
- エ 避難所に適する施設がないところについては、簡易宿泊施設及び天幕を設置する場所を選定しておく。
- オ 市内に適当な場所がない場合は、県及び関係者と協議して避難所の予定施設又は場所を定める。
- カ 避難所の予定施設又は場所については、あらかじめ土地、建物、所有者又は管理者の了解を受けておく。
- キ 避難所の予定施設となっている学校について、太陽光発電設備が整備されている場合は、災害時の非常用電源としての機能強化を図る。

(2) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等

- ア 市長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。
- イ 市長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。
- ウ 市長は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他必要な事項を居住者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

参考資料2-1 指定緊急避難場所・指定避難所・避難所

第4項 要配慮者安全確保体制整備計画 (実施主体：沖縄総合事務局、県、生きがい推進課、こども保育課、教育委員会、事業者)

[地震・津波災害予防計画 第4節 第5項要配慮者の安全確保計画]に定める対策のほか、市は、高潮等の浸水、土砂災害、暴風等に対する高齢者、障がい者等の避難支援体制を整備し、風水害等時にも要配慮者の安全を確保する。

特に、浸水想定区域や土砂災害等の災害危険箇所については、水防法や土砂災害防止法等に

基づいて、土砂災害に関する情報、予報及び警報等の伝達に関する事項、急傾斜地の崩壊等が発生する恐れがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地を明記し、警戒区域内の要配慮者の円滑な避難体制の整備促進に努める。

第5項 食料等備蓄計画（実施主体：秘書防災課、島尻消防、財政課、県、防災関係機関）

市は、食料等備蓄計画については〔地震・津波災害予防計画 第4節 第2項 2 物資及び資機材の確保体制の充実（4）〕に定める地震・津波対策のほか、高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮した備蓄を行い、大規模な風水害等の直後にも避難者等の食料、飲料水、生活必需品を供給する体制を確保する。

第6項 交通確保・緊急輸送計画（実施主体：秘書防災課、施設管理課、与那原警察署、事業者）

交通確保・緊急輸送計画は、〔地震・津波災害予防計画 第4節 第2項 4 交通確保・緊急輸送体制の充実〕に定める地震・津波対策のほか、市、県及び関係機関は、高潮等の浸水、土砂災害、暴風等による道路施設の被害を想定した交通の安全、緊急車両の通行を確保する体制を整備し、大規模な風水害等の際にも、交通の安全や緊急輸送を確保する。

道路管理者は、道路の浸水や土砂崩れ等を速やかに把握するため、監視・観測装置、パトロール体制、道路管理者間相互及び警察等とのリアルタイムな情報共有体制を整備する。

第3部 災害応急対策計画

第1章 地震・津波災害応急対策計画

第2章 風水害等災害応急対策計画

第3章 共通の災害応急対策計画

第1章 地震・津波災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、地震情報・津波警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものである。

第1章地震・津波災害応急対策計画では、地震・津波防災に関する組織、地震情報・津波警報等の伝達を記載し、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等については、第3章共通の災害応急対策計画で記載する。

第1節 地震情報・津波警報等の伝達計画

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 緊急地震速報	-
第2項 地震情報等の種類及び発表基準	-
第3項 津波警報等の種類及び発表基準	-
第4項 津波警報等の伝達	総務1班
第5項 近地地震・津波に対する自衛措置	総務1班、建設対策班

第1項 緊急地震速報（実施主体：気象庁）

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたとき、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち予測震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。

日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-アラート）経路により市は防災無線等を通して住民に伝達する。

※緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

※ 震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報は、地震動特別警報に位置づけられる。

第2項 地震情報等の種類及び発表基準 (実施主体：気象庁)

気象庁は、次の地震情報を発表する。

■地震情報等の種類及び発表基準

種類	発表基準
震度速報	○地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報する。
震源に関する情報	○震度3以上の地震が観測されたとき、「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表する。(大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない)。
震源・震度に関する情報	○震度1以上の地震が観測されたときや津波警報、津波注意報発表または若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報(警報)を発表した場合のいずれかを満たした場合に、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地域名と市町村名を発表する。 ○震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表する。
長周期地震動に関する観測情報	○震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合に、地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表する。(地震発生から10分後程度で1回発表)
遠地地震に関する情報	○国外で発生した地震について、マグニチュード7.0以上又は都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合、地震の発生時刻、発生場所(震源)、その規模(マグニチュード)を、おおむね30分以内に発表する。 ○日本や外国への津波の影響に関しても発表する。 ○国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。
その他の情報	○顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合、その震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。
推計震度分布図	○震度5弱以上が観測されたとき、観測した各地の震度データをもとに250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表する。

注) 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・沖縄気象台・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

○地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時や担当区域内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報ならびに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料。

○管内地震活動図及び週間地震概況

防災災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・沖縄気象台・地方気象台等で月毎又は週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区気象台及び沖縄気象台は週毎の資料を作成し(週間地震概況)、毎週金曜日に発表している。

第3項 津波警報等の種類及び発表基準 (実施主体：気象庁)

気象庁は、地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報を発表する。

1 大津波警報・津波警報・津波注意報

気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報(以下これらを「津波警報等」という。)を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

■津波警報等の発表の考え方

- 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。
- ただし、地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝える。
- 予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

■津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		想定される被害/津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震発の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波に巻き込まれる。/沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	標高の高いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。/沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2mを超え、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	海の中では人は早い流れに巻き込まれ、また養殖いかだが流出し、小型船舶が転覆する。/海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり、海外に近づいたりしない。

注1)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

※津波警報等の留意事項等

- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合がある。
- 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合に

は、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2 津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻などを津波情報として発表する。

■津波情報の種類と発表内容

種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表）を発表（※1）
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※2）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※3参照）
<p>（※1）この情報で発表される津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。</p> <p>（※2）津波の観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。 ○最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 <p>（※3）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○沖合で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第一波の到達時刻、最大波の推定時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。 ○最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表し、津波が到達中であることを伝える。 	

■沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

発表中の津波警報等	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表

津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)
-------	------------	------------------------------

- 沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

■沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値)の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(注) 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表し、津波が到達中であることを伝える。

※津波情報の留意事項等

- 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・津波到達予想時刻は、津波予報区の中なかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区の中なかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
 - ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- 津波観測に関する情報
 - ・津波による潮位変化(第一波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- 沖合の津波観測に関する情報
 - ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

3 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、次の内容を津波予報で発表する。

■津波予報の発表基準と発表内容

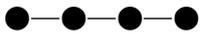
発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

4 津波予報区

日本の沿岸は66の津波予報区に分かれている。その内、南城市が属する津波予報区は、「沖縄本島地方」である。

また、大津波警報、津波警報及び津波注意報の標識は、次のとおりである。

■大津波警報・津波警報・注意報の標識

標識の種類	鐘音	サイレン音	備考
大津波警報	(連打) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)	
津波警報	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)	
津波注意報	(3点と2点の班打) 	(約10秒)  (約2秒)	
津波注意報及び 津波警報解除	(1点2個と2点との班打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)	

(注) 吹鳴の反復は適宜とする。

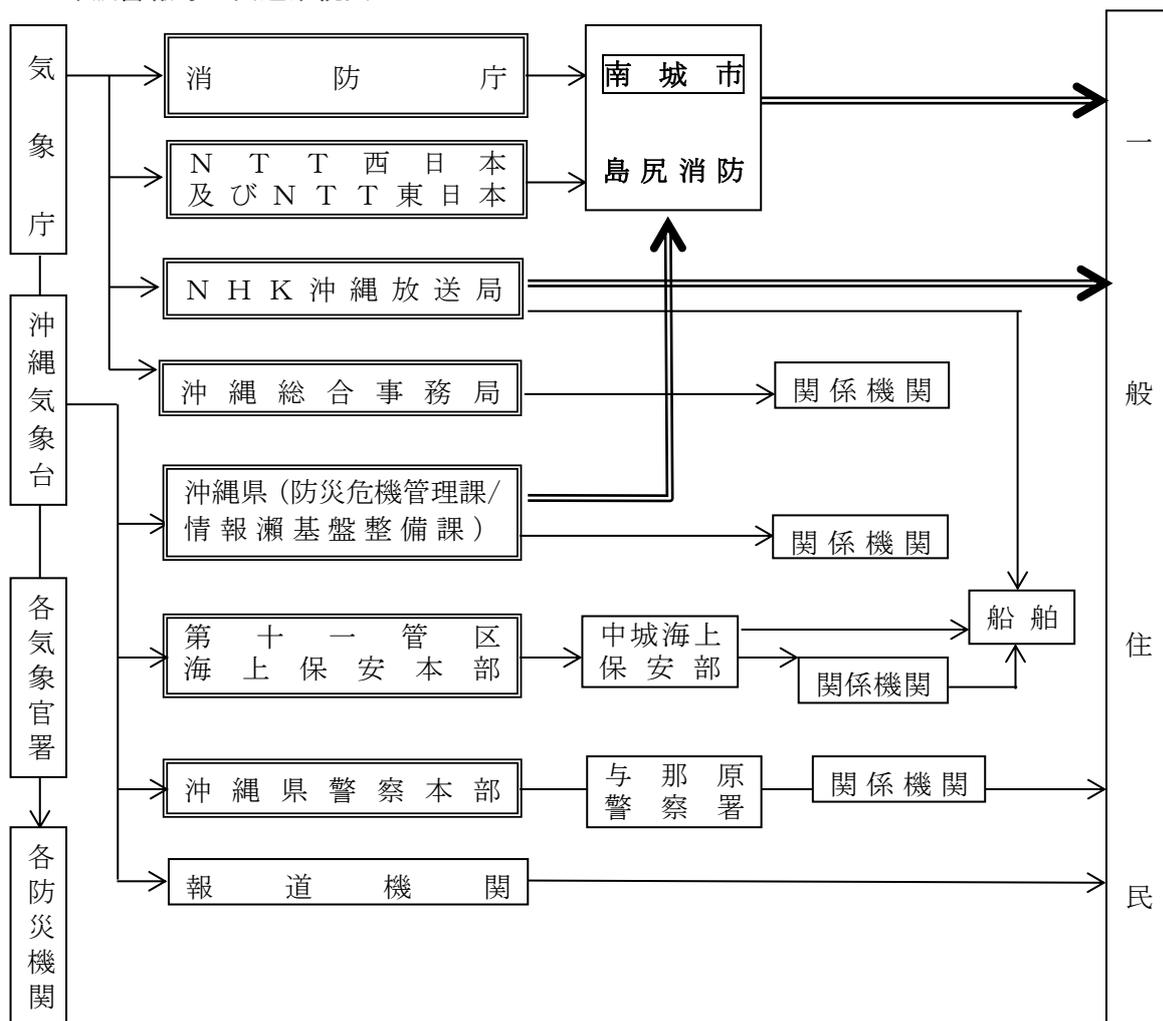
第4項 津波警報等の伝達 (実施主体：総務1班)

地震情報及び津波警報等の伝達系統は、次の図のとおりである。

市は、情報の発表を知り得たときは、あらかじめ地域防災計画又は避難計画等に定めた方法により住民、観光客、従業員等に伝達する。また、気象業務法の特別警報に該当する緊急地震速報（震度6弱以上に限る）及び大津波警報の場合については、エリアメール、防災無線等を活用して住民に伝達する。

なお、津波警報等の解除はこの系統図の伝達体制に準ずる。

■津波警報等の伝達系統図



注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

注2) 二重線の経路は、気象業務法第15条2によって、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

第5項 近地地震・津波に対する自衛措置 (実施主体：総務1班、建設対策班)

市は、沖縄気象台の発表する津波警報等によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じた

とき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、あるいは異常な海象を知った場合は、警察、消防機関等に連絡するとともに、市防災無線や広報車等を用いて、沿岸住民に対し、海岸から退避するよう指示する。

あわせて、警察、消防機関等の協力を得て、海岸からの退避を広報するとともに、潮位の監視等の警戒体制をとる。

第2章 風水害等災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものである。

第2章風水害等災害応急対策計画では、防災に関する組織、気象警報等の伝達を記載し、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等については、第3章共通の災害応急対策計画で記載する。

第1節 組織計画

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 組織計画	総務1班、各部各班
第2項 動員計画	総務1班、各部各班
第3項 関係機関との連携・協力	総務1班、各部各班

第1項 組織計画（実施主体：総務1班、各部各班）

1 災害警戒準備体制の設置

災害警戒本部の設置前における初動体制、又は設置に至らない災害規模の発生及び発生が予想される場合に、防災担当者（秘書防災課職員）による災害警戒準備体制をとる。

■災害警戒準備体制の設置基準

- 沖縄気象台による各種注意報が発表されたとき
- 災害の発生又はおそれがあると判断し、警戒を要するとき

2 災害警戒本部の設置

気象台から大雨、洪水、高潮等の注意報・警報等が発表されるなど災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策本部の設置に至らない場合のとき、副市長は、災害警戒本部を設置し、警戒体制をとる。

(1) 災害警戒本部の設置基準

災害警戒本部の設置基準は次のとおりとする。

■災害警戒本部の設置基準

- 県全域又は市域に気象業務法に基づく大雨、洪水、その他の注意報・警報が発表されたのに伴い、災害に関する情報の収集・伝達を特に強化して対処する必要があるとき

- 大雨、洪水、その他の異常な自然現象により、県の全域又は市域に災害の発生するおそれがあり、警戒を要するとき
- 前各号のほか、災害予防及び災害応急対策の的確な実施のため、警戒体制をとる必要のあるとき

(2) 災害警戒本部の組織及び所掌事務

災害警戒本部の組織は、次のとおりとする。

なお、災害警戒本部の組織編成及び所掌事務の詳細は、別掲「災害対策本部等（警戒本部）の所掌事務及び組織機構」（第1章地震・津波災害応急対策計画を参照）による。

■災害警戒本部の組織

- 災害警戒本部に本部長をおき、本部長は副市長をもって充てる。
- 本部に災害警戒本部会議をおき、本部長、市長部局の部長・参事、議会事務局長、教育部長、上下水道部長、その他本部長が必要と認める者をもって構成し、本部長がこれを召集する。
- 本部長が出張等による不在又は連絡不能な場合、総務部長が指揮をとる。

(3) 災害警戒本部会議の開催

本部長（副市長）は、本部を設置したときは速やかに災害警戒本部会議を開催し、本部員はあらかじめ指定された場所、又は指示があった場所に参集する。

災害警戒本部会議の報告、協議事項は、その都度災害の状況に応じて本部長若しくは本部員の提議によるが、おおむね次のとおりとする。

なお、災害警戒本部会議の開催場所は、「市役所庁議防災室」とする。

■災害警戒本部会議の開催場所

本部会議の開催場所	市役所 庁議防災室
-----------	-----------

■災害警戒本部会議の報告・協議事項

区分	報告・協議内容
主な報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ○各部の配備体制 ○被害状況に関する事 ○緊急措置事項
主な協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ○応急対策に関する事 ○避難準備・高齢者等避難開始に関する事 ○災害対策本部の設置に関する事 ○その他災害対策の重要事項に関する事 ○災害警戒本部の解散に関する事

3 災害対策本部の設置

市長を本部長として、基本法第23条及び南城市災害対策本部条例の規定に基づき組織され、防災会議と緊密な連携のもとに地域防災計画の定めるところにより、市域にかかる災害予防及び災害応急対策を実施する。

参考資料 4-3 南城市災害対策本部条例

(1) 災害対策本部の設置基準

市長は、基本法第23条第1項の規定により、次のような場合において災害対策本部を設置する。

■災害対策本部の設置基準

- 市内において、大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき
- 市内に災害が発生し、その規模及び範囲から判断し、本部設置による対策を要すると認められるとき
- 県対策本部が設置された場合において、市が対策本部の設置の必要を認めたとき

(2) 災害対策本部の組織及び所掌事務

災害対策本部の組織は、次のとおりとする。

なお、災害対策本部の組織編成及び所掌事務の詳細は、別掲「災害対策本部等（警戒本部）の所掌事務及び組織機構」（第1章地震・津波災害応急対策計画を参照）による。

各対策部は、原則として、本部の設置と同時に設置される。ただし、災害の種別等により、本部長（市長）が指示した部は設置しないことができる。

■災害対策本部の組織

- 災害対策本部に本部長及び副本部長をおき、本部長には市長を、副本部長には副市長をもって充てる。
- 本部に部及び班を設け、部に部長、班に班長及び班員を置く。
- 本部に災害対策本部会議をおき、本部長、副本部長、部長、その他本部長が必要と認める者をもって構成し、本部長がこれを招集する。
- 本部長が出張等による不在又は連絡不能で特に緊急の意思決定をする場合においては、下記の順位により所定の決定権に代わって意思決定を行う。この場合において、代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者に報告し、その承認を得る。

■意思決定権者の代理順位

1位 市長 ⇒ 2位 副市長 ⇒ 3位 総務部長

(3) 災害対策本部会議の開催

本部長（市長）は、本部を設置したときは、速やかに本部会議を開催する。

本部会議の報告、協議事項は、その都度災害の状況に応じて本部長若しくは本部員の提議によるが、おおむね次のとおりとする。

なお、災害対策本部会議の開催場所は、「市役所庁議防災室」とする。ただし、市役所が大規模地震等の影響を受けて使用できない場合は、次の代理候補地のうち可能な場所に設置する。

■災害対策本部会議の開催場所及び代理候補地

本部会議の開催場所	市役所庁舎 庁議防災室
(代理候補地)	第一候補地 島尻消防本部

■災害対策本部会議の報告・協議事項

区分	報告・協議内容
主な報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ○各部の配備体制 ○被害状況に関する事 ○緊急措置事項
主な協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ○応急対策に関する事 ○本部の配備体制の切替え及び廃止に関する事 ○自衛隊、沖縄県、他市町村及び公共機関への応援要請に関する事 ○避難の指示、警戒区域の指定に関する事 ○救助法の適用に関する事 ○激甚災害の指定に関する事 ○市民向け緊急声明の発表に関する事 ○応急対策に要する予算及び資金に関する事 ○国、県等への要望及び陳情等に関する事 ○その他災害対策の重要事項に関する事

(4) 災害対策本部の閉鎖

本部長（市長）は、次の基準に従い災害対策本部を閉鎖する。

■災害対策本部の解散基準

<ul style="list-style-type: none"> ○予想された災害の危険が解消したと認められるとき ○災害発生における応急措置がおおむね完了し、本部による対策実施の必要がなくなったと認められるとき
--

(5) 災害対策本部の設置・閉鎖に関する通知及び公表

市は、本部を設置又は閉鎖したときは、県、関係機関及び住民に対し、次により通知、公表する。

■災害対策本部の設置・解散時の通及び公表

通知又は公表先	通知又は公表の方法
各部・班への通知・公表	庁内放送、庁内 LAN、電話、その他迅速な方法
地域住民への公表	テレビ、ラジオ、防災無線等、広報車、その他迅速な方法
報道機関への通知・公表	電話、FAX、その他迅速な方法
県への通知	沖縄県総合行政情報通信ネットワーク、電話、FAX、その他迅速な方法
与那原警察署	電話、FAX、その他迅速な方法
その他関係機関	電話、FAX、その他迅速な方法

第2項 動員計画（実施主体：総務1班、各部各班）

1 配備基準

本部長（市長）は、災害対策への体制を迅速に整えるため、配備基準に基づき直ちに配備の規模を指定する。

配備基準は、次のとおりとする。

■風水害等災害時の配備基準

配備体制		配備基準	配備体制の内容
災害警戒準備体制	警戒初動配備	○沖縄気象台による各種注意報が発表されるなど、災害の発生又は発生のおそれがあると判断し、警戒を要する場合(発生まで時間的余裕がある場合)	気象災害などの防災情報の収集等、警戒体制等の初動配備。
災害警戒本部	警戒配備	○気象業務法に基づく各種注意報・警報の発表とともに、災害発生のおそれがあり、警戒体制を要し、災害対策本部等の設置を判断する場合	災害対策本部の前身であって、警戒配備要員をもって情報収集、巡回、連絡等の活動を行う。
災害対策本部	第一配備	○気象業務法に基づく警報が発表される等、重大な災害の発生が予想され、警戒を必要とする場合	気象業務法に基づく警報が発表される等、重大な災害の発生が予想され警戒を必要とする場合で、巡回、情報収集、連絡等を担当する人員をもって充てる。
	第二配備	○局地的に重大な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合	局地的に重大な災害発生とともに、災害応急活動が開始される体制とする。
	第三配備	○市全域にわたって風水害等の大規模災害が発生したとき、又は発生のおそれがある場合	市全域にわたって風水害等の大規模災害の発生がある場合、動員可能な職員をもってあたるもので、完全な非常体制とする。

参考資料 5-2 特別警報・警報・注意報発表基準

2 配備要員

(1) 配備要員計画

配備体制別の配備要員計画は、次のとおりとする。この配備要員は災害の実情により所属の部長において増減することができる。

各部長は、「配備体制別の配備要員計画」(第1章地震・津波災害応急対策を参照)に基づき、災害対策要員のうちから配備の規模に応じた配備要員をあらかじめ指名し、配備要員指名名簿を作成しておく。

なお、各部長は、毎年4月1日に配備要員指名名簿を総務部長へ提出し、人事異動等において変更がある場合も、その都度報告しておく。

参考資料 7-1 災害対策配備要員指名名簿

(2) 配備要員の対象外とする職員

次に掲げる職員については対象から除外するものとし、該当する職員は所属長に連絡をとりその承認を得る。

■ 配備要員の対象外とする職員の要件

- 平常時における病弱者等で応急活動を実施することが困難なもの
- 所属長が配備対象外と認めるもの
- 発災時において、急病、負傷等で参集不能となったもの

(3) 配備の決定

本部長は、気象予報・警報及び災害発生のおそれのある異常現象等の通報を受けた場合で、大きな災害が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに本部会議を招集し、災害対策のための配備規模を決定する。

なお、本部会議の招集に関する事務は、総務1班が行う。

3 動員方法

(1) 勤務時間内の動員

総務対策部長は、本部が設置され、対策要員の配備規模が決定されたときは、その旨を各部長に通知する。通知を受けた各部長は、各班長にその旨を通知する。

通知を受けた各班長は、直ちに班内の配備要員に対し、その旨を通知する。通知を受けた配備要員は直ちに所定の配備に就く。その際、各部長は、配備要員名簿を作成し、総務対策部長へ報告する。

なお、各部長は、あらかじめ部内の非常招集システムを確立しておく。

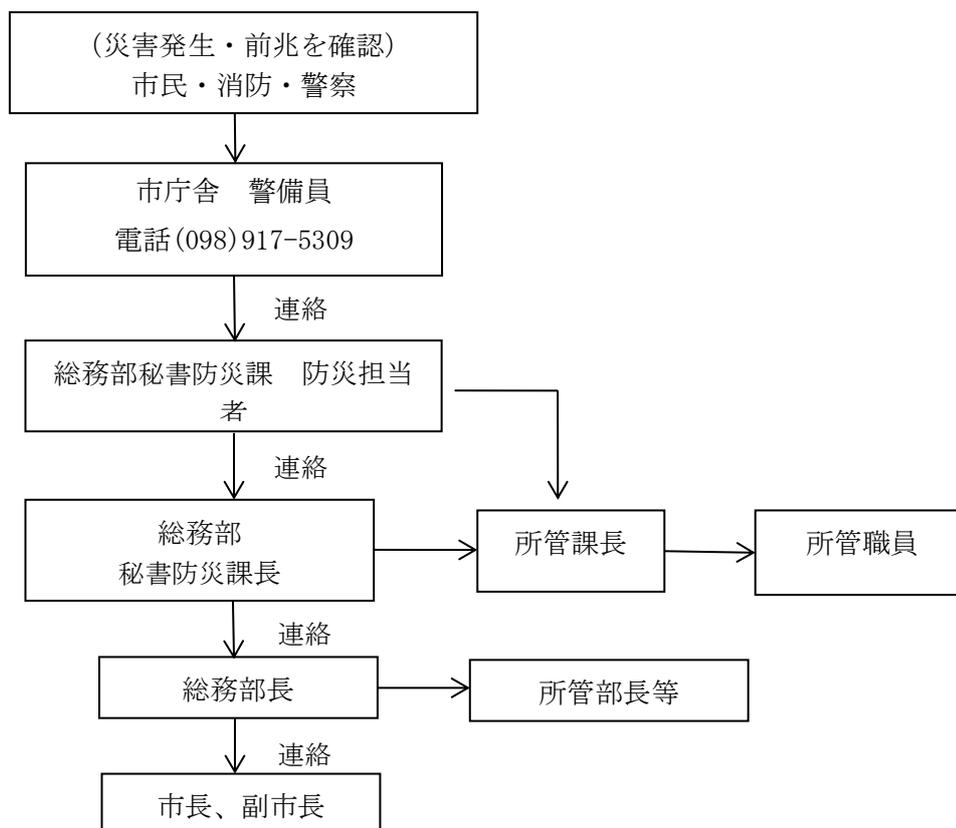
参考資料 7-2 災害対策配備要員名簿

(2) 勤務時間外の参集

職員は、夜間、休日等の勤務時間外において災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、進んで所属長と連絡をとり、必要に応じて自主的に登庁する。

なお、夜間、休日等における庁内の連絡体制は次のとおりとし、いずれの庁舎への通報にも対応できるよう連絡体制を整備する。

■勤務時間外の連絡体制



4 災害応急対策に従事する者の安全の確保

本部長は、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮し、災害応急対策を実施する。

第3項 関係機関との連携・協力 (実施主体：総務1班、各部各班)

1 国・県の災害現地対策本部との連携

市は、国・県の災害現地対策本部が設置されたときは、災害現地対策本部と連携し、災害応急対策を実施する。

2 防災関係機関との協力体制

市は、本市において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、防災関係機関と相互に緊密な連携協力を図り、総合的かつ計画的な災害対策の実施に努める。

また、各分野の応急対策を効率的に行うため、防災関係機関の長に対し、市災害対策本部に対して専門職を派遣するよう要請する。

3 合同調整所の設置

市及び警察・消防・自衛隊等の各機関がそれぞれ応急対策を進める上で、各種調整や情報共有等を図る場として、合同調整所を設置する。

第2節 気象警報等の伝達計画

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 警報等の種類及び発表基準	総務1班、消防対策部
第2項 警報等の発表及び解除等の発表機関	総務1班、消防対策部
第3項 気象警報等の伝達	総務1班
第4項 異常気象発見時の措置	総務1班

第1項 警報等の種類及び発表基準 (実施主体：総務1班、消防対策部、県、沖縄気象台)

1 気象業務法に定める警報等

(1) 気象特別警報・警報・注意報

沖縄気象台は、大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときは「注意報」を、重大な災害が起こるおそれがあるときは「警報」を、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」を、県内の市町村ごとに発表する。

参考資料 5-2 特別警報・警報・注意報発表基準

(2) 気象情報等

沖縄気象台は、気象の予報等に関し特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報発表後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。気象情報の対象とする現象により、台風に関する情報、大雨に関する情報及び潮位に関する情報等がある。

なお、台風情報で使用される台風の大きさ等は次のとおりとする。

■台風情報で使用する台風の大きさ・強さ

台風の大きさ (風速 15m/s 以上の半径)	台風の強さ (最大風速)
大型 500km 以上 800km 未満	強い 33m/s 以上 44m/s 未満
超大型 800km 以上	非常に強い 44m/s 以上 54m/s 未満
	猛烈な 54m/s 以上

注) 上表の基準以外の台風は単に「台風」と表現する。

(3) 地方海上警報

沖縄気象台は、海上の船舶の安全確保を図るため、定められた海域 (海上予報区) に対して強風や視程障害等の現象の実況及び予想 (24 時間以内) がある場合に発表する。

①地方海上予報区の範囲と細分名称

○沖縄気象台担当地方海上予報区

沖縄海域 (SEA AROUND OKINAWA)

○細分名称

沖縄東方海上 (SEA EAST OF OKINAWA)
 東シナ海南部 (SOUTHERN PART OF EAST CHINA SEA)
 沖縄南方海上 (SEA SOUTH OF OKINAWA)

②地方海上警報の種類と発表基準

地方海上警報の種類	発表基準
カイジ ヨウケイワシ 海上警報なし (英文 NO WARNING)	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合
カイジ ヨウノウムケイホ 海上濃霧警報 (英文 FOG WARNING)	濃霧により視程が 500m 未満 (0.3 カリ未満)
カイジ ヨウカセケイホ 海上風警報 (英文 WARNING)	最大風速が 13.9～17.2m/s (28 以上～34 ノット未満)
カイジ ヨウキヨウフウケイホ 海上強風警報 (英文 GALE WARNING)	最大風速が 17.2～24.5m/s (34 以上～48 ノット未満)
カイジ ヨウホウフウケイホ 海上暴風警報 (英文 STORM WARNING)	最大風速が 24.5～32.7m/s (48 以上～64 ノット未満)
カイジ ヨウタイフウケイホ 海上台風警報 (英文 TYPHOON WARNING)	最大風速が 32.7m/s 以上 (64 ノット以上)

(4) キキクル (大雨警報・洪水警報の危険度分布) 等

警報、注意報や気象情報で災害に対して注意警戒を呼びかける。警報が発表された市域のうち、実際に土砂災害や水害発生危険度が高まっている場所は、キキクル (危険度分布) で色分けして表示する。例えば土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) では、「災害切迫」 (黒色) が出現すると、重大な土砂災害がすでに発生している可能性が高い状況となるため、高齢者等の方は遅くとも「警戒」 (赤色) が出現した時点で、一般の方は遅くとも「危険」 (紫色) が出現した時点で、安全な場所に避難する必要がある。内閣府の「避難情報に関するガイドライン」では「土砂災害の危険度分布において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に避難情報を発令することを基本とする (土砂災害警戒区域等を避難情報の発令の対象としてあらかじめ定めておく。) 状況に応じて、その周辺の発令区域も含めて避難情報を発令する。」とされている。

(5) 警報級の可能性

警報級の現象が5日先までに予想されているときには、その可能性を「早期注意情報 (警報級の可能性)」として [高]、[中] の2段階で発表される。大雨に関して [高] 又は [中] が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があるとされる警戒レベル1となる。

2日先から5日先までの「早期注意情報 (警報級の可能性)」は、台風・低気圧・前線などの大規模な現象に伴う大雨等が主な対象とされ、[高] や [中] が発表されたときは、心構えを早めに高めて、その後発表される「台風情報」等の内容に十分留意する。

翌日までの期間の「早期注意情報 (警報級の可能性)」は、積乱雲や線状降水帯などの小規模な現象に伴う大雨等から、台風・低気圧・前線などの大規模な現象に伴う大雨等までが対象とされ、[高] が発表されたときは、危険度が高まりつつあり、「警報に切り替える可能性

が高い注意報」や「予告的な府県気象情報」がすでに発表されているか、まもなく発表されることを表す。命に危険が及ぶような警報級の現象が予想される詳細な時間帯を気象警報・注意報等で確認するよう留意する。

2 水防警報等

(1) 水防活動用気象警報等

水防活動に資するため、水防関係機関に対して行われる水防活動用の警報・注意報は、次の(2)・(3)に定める特別警報・警報・注意報が発表されたとき、これによって代替される。

水防活動用気象警報・注意報	代替警報・注意報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報（大津波警報の名称で発表）
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

(2) 水防警報

国及び県が指定する河川、海岸等において、水防法に基づき洪水、津波又は高潮等による災害発生が予想される場合に発令されるものについて、本市における水防警報とする。

3 消防法に定める火災警報等

(1) 火災警報

市長は、市の区域を対象として、消防法の規定により沖縄県知事から火災気象通報を受けたとき又は気象状況が火災の予防上危険であると認めたときにこれを発する。

この場合、警報を発する具体的な基準は、「島尻消防火災予防条例施行規則」においてこれを定める。

■火災予防上の警報発令基準

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○実効湿度が60%以下で、最小湿度が50%以下となり、最大風速が10m以上の見込みのとき ○平均風速15m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき（降雨中は通報しないこともある） |
|--|

(2) 火災気象通報

気象官署は、県と沖縄気象台との「沖縄地方における火災気象通報に関する協定」に基づき、それぞれ担当区域に発表する「火災予防に関する気象通報」をもって火災気象通報にかえる。

4 県知事、市町村長が行う警報等

知事は、沖縄気象台その他の国の機関から災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、又は自ら災害に関する警報をしたときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について関係機関に対し必要な通知又は要請を行う。

市長は、災害に関する予報又は警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報又は警報を知ったとき、若しくは自ら災害に関する警報をしたときは、地域防災計画の定めるところにより当該予報、警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他の関係ある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において必要があると認めるときは、市長は、住民その他の関係のある公私の団体に対し予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置等について必要な通知又は警告を行う。

5 土砂災害警戒情報

危険な場所からの避難が必要な警戒レベル4に相当する。

県と沖縄気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に土砂災害発生の危険度が高まったときは、市長が避難指示を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう対象となる市町村を特定して土砂災害警戒情報を発表する。

なお、補足情報として、1 km 四方の領域（メッシュ）ごとに土砂災害発生の危険度を5段階判定した「土砂災害警戒判定メッシュ情報」が発表され、これにより、土砂災害発生の危険度が高まっている詳細な領域を把握できる。

土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、必要に応じて避難指示の対象地区の拡大等の更なる措置を検討する。

市長は、土砂災害警戒情報に関しては、「沖縄県と気象庁が共同して行う土砂災害警戒情報に関する協定」（平成18年4月18日）及び同協定に基づく「沖縄県土砂災害警戒情報に関する実施要領」に基づき運用するものとし、大雨により土砂災害発生のおそれがある場合に、個別の土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等の状況や気象状況も合わせて総合的に勘案し、防災活動や避難指示の判断、住民の自主避難等を支援する。

6 記録的短時間大雨情報

沖縄気象台は、県内で大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に府県気象情報の一種として、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しており、実際に災害発生の危険度が高まっている場所が警報の「危険度分布」で確認できる。

7 竜巻注意情報

沖縄気象台は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注

意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、各気象台が受け持つ予報区単位で発表する。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、各気象台が受け持つ一次細分区域単位とする。この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

8 全般気象情報、沖縄地方気象情報、沖縄本島地方気象情報

沖縄気象台は、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に全般気象情報、沖縄地方気象情報、沖縄本島地方気象情報を発表する。

第2項 警報等の発表及び解除等の発表機関（実施主体：消防対策部、沖縄気象台、県）

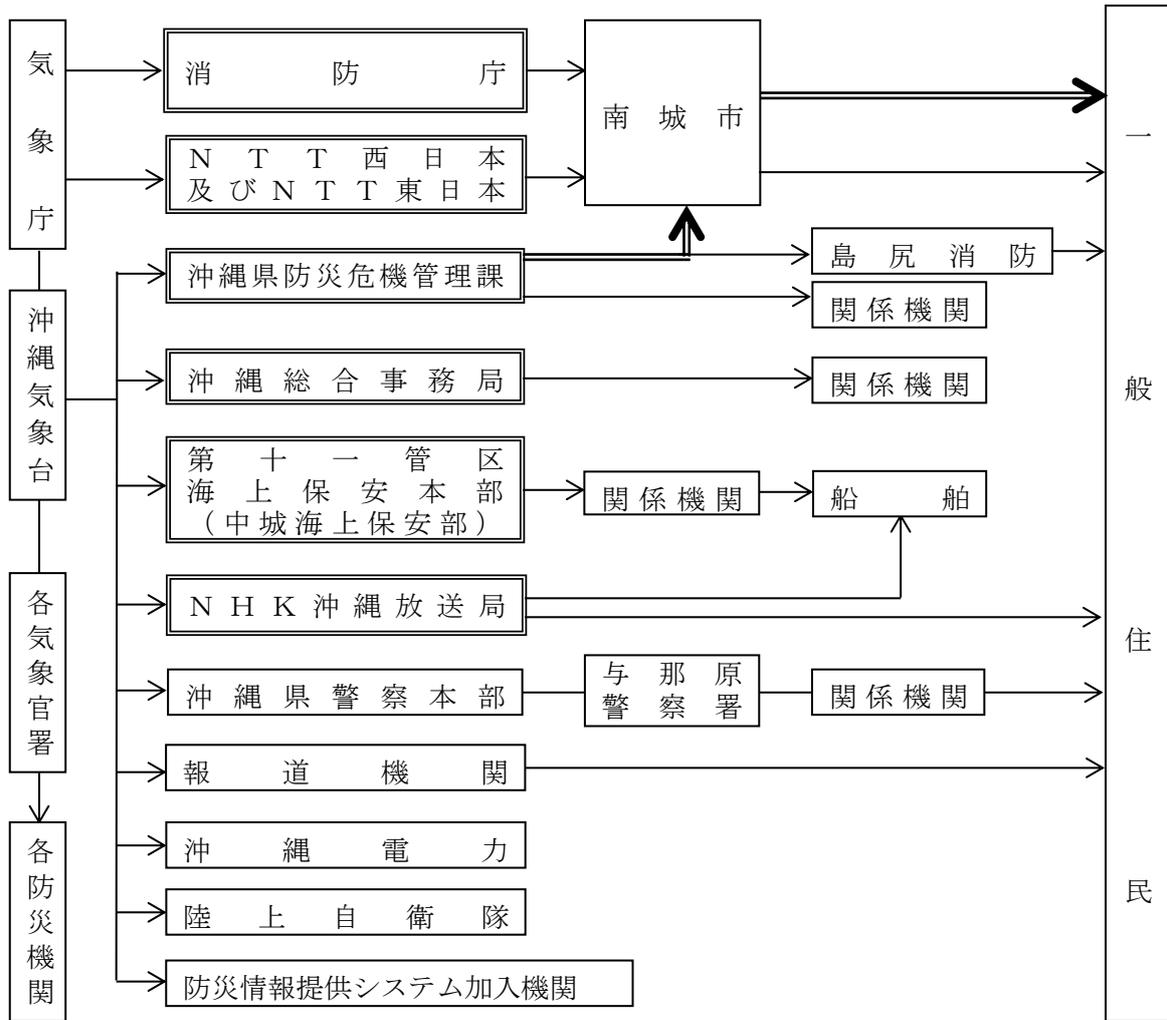
警報等の発表及び解除は次の機関で行う。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
大雨注意報 洪水 〃 強風 〃 波浪 〃 高潮 〃 濃霧 〃 雷 〃 乾燥 〃 霜 〃 低温 〃 大雨（土砂災害、浸水害）警報 洪水 〃 暴風 〃 波浪 〃 高潮 〃 大雨特別警報 暴風 〃 波浪 〃 高潮 〃 記録的短時間大雨情報 竜巻注意情報	沖縄気象台	南城市
火災警報	市長	南城市内
水防警報	県知事	指定した河川・海岸
土砂災害警戒情報	県及び沖縄気象台	南城市内

第3項 気象警報等の伝達 (実施主体：総務1班)

市は、災害の発生あるいは拡大を未然に防止するため、気象注意報・警報・特別警報及び気象情報等を受けたとき又は自ら知ったときは、関係機関等に通報するとともに、住民に対して迅速かつ確実に伝達する。特別警報の場合は、直ちに防災無線及び広報車等により住民に対して周知する。

1 気象警報等の伝達系統図

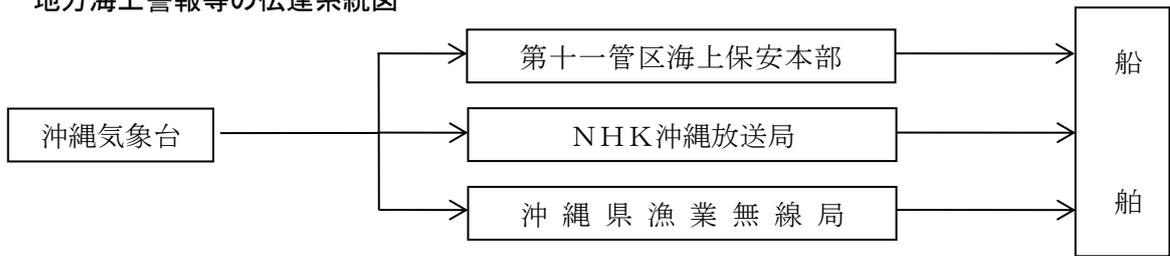


注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
 注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

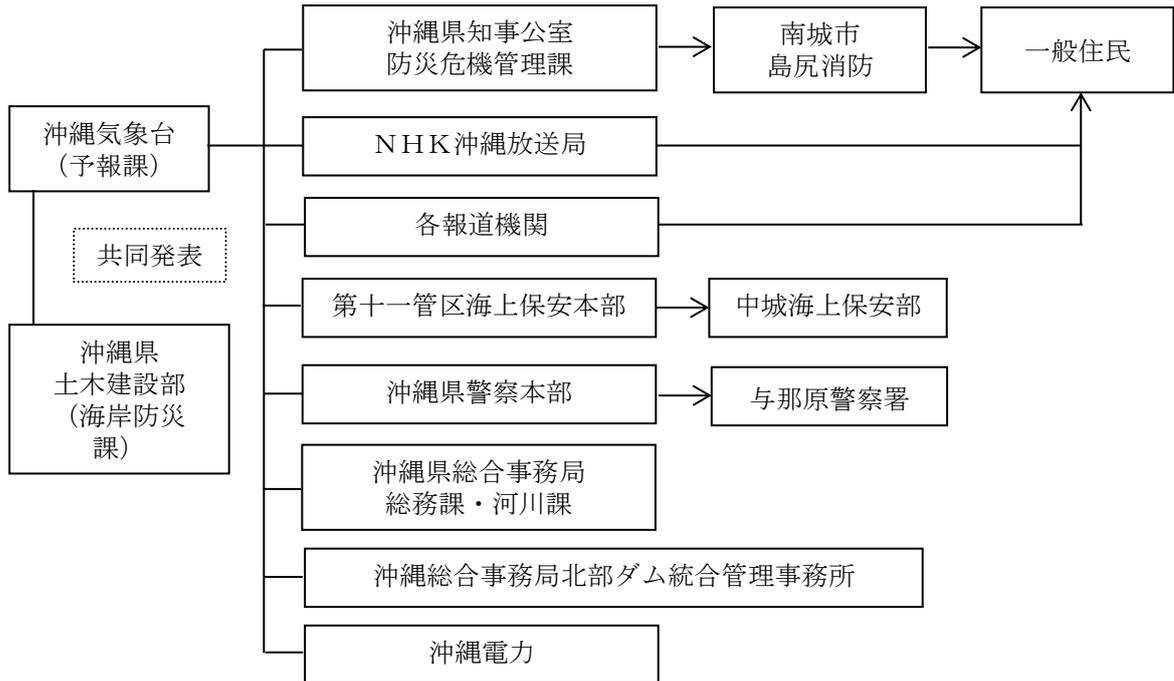
2 火災警報等の伝達系統図



3 地方海上警報等の伝達系統図



4 土砂災害警戒情報の伝達系統図



5 「NTT西日本及びNTT東日本」に通知する警報等

(1) 警報の種類

沖縄気象台が「NTT西日本及びNTT東日本」に通知する警報の種類は、暴風警報、暴風特別警報、大雨警報、大雨特別警報、高潮警報、高潮特別警報、波浪警報、波浪特別警報及び洪水警報とする。

(2) 通知の方法

気象庁と「NTT西日本及びNTT東日本」をオンライン接続することにより、沖縄気象台が発表する警報事項をNTT西日本及びNTT東日本に通知する。

第4項 異常気象発見時の措置（実施主体：総務1班、関係機関、発見者）

気象、水象、地象に関し、異常な現象を発見した者は、災害の拡大を防止するため、通報場所、状況、経過等の具体的な情報を通報しなければならない。

■通報を要する異常現象

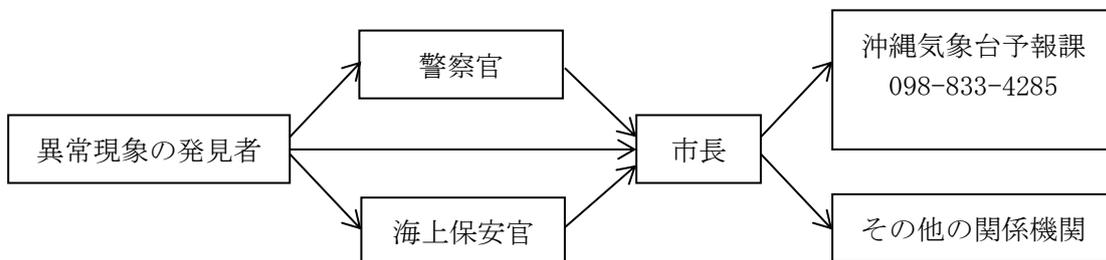
事項別	現象		
気象に関する事項	著しく異常な気象現象	強い突風、竜巻、激しい雷雨等	
地象に関する事項	土砂災害関係	土石流	山鳴りがする、川が濁り始める等
		がけ崩れ	がけに亀裂が入る、小石がバラバラ落ちてくる等
		地すべり	地面にひび割れができる等
水象に関する事項	異常潮位、異常波浪	著しく異常な潮位、波浪	

■異常現象を発見した者及び関係機関の通報

- 発見者の通報
異常現象を発見した者は、直ちに市（市長）又は警察官若しくは海上保安官に通報する。
- 警察官、海上保安官等の通報
通報を受けた警察官又は海上保安官等は、直ちに市（市長）に通報する。
- 市長の通報
上記により通報を受けた市長は、直ちに沖縄気象台及び関係機関に通報するとともに、その現象を確認するなど事態の把握に努め、住民に対する周知を図る。

■通報系統図

異常現象発見者の通報系統図は、次のとおりである。



第3節 台風災害対策計画

市は、台風の常襲地帯となっている本県において、台風の接近及び接近のおそれがある場合の組織体制等を特別に掲げ、本市域の被害軽減を図る。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 台風災害事前対策	関係各課
第2項 暴風警報発表時等の組織計画	総務1班、関係各班（課）

第1項 台風災害事前対策（実施主体：関係各課）

1 防災知識等の普及計画

市は、台風被害を最小限に抑えるため、台風が発生し、沖縄本島地方に影響を及ぼすまでに対策を講じられるよう市民に対して下記事項の啓発・広報等を継続して行う。

■事前の啓発・広報

実施区分	担当部課
防災知識の広報	総務部秘書防災課
暴風時等の危険場所に関する注意喚起	総務部秘書防災課、企画部観光商工課、農林水産部田園整備課・産業振興課、土木建築部、施設管理課、教育委員会
避難場所の設定及び利用に関すること	総務部秘書防災課
市民への協力事項（ゴミ収集日の変更等）	市民部生活環境課
気象情報に関すること	総務部秘書防災課

2 警戒準備体制

市は、台風が沖縄本島地方に影響を与えると予想される場合は、各部課等において台風の接近に備えて事前対策を講じる。

■台風接近に備えた警戒準備体制

部	課	事前対策
総務部 及び 企画部	秘書防災課	○警戒要員を配置し、情報収集活動及び台風対策等に必要な資機材等の点検を行う。
	財政課	○庁舎等の保全対策を講じる
	企画部	○閉庁になった場合の業務が円滑に行われるよう事前の調整を図る。
市民部 及び 健康福祉部	市民課	○閉庁になった場合の業務が円滑に行われるよう事前の調整を図る。
	こども保育課	○事前に保育所・児童館、こども園、放課後児童クラブ等の施設の暴風雨対策及び休園連絡調整等にあたる。
	社会福祉課	○所管する高齢者及び障がい者の独居世帯の巡視等その対策

部	課	事前対策
	生きがい推進課	にあたる。
農林 水産部	産業振興課	○閉庁になった場合の業務が円滑に行われるよう事前の調整を図る。 ○農林水産物・施設の被害対策について関係機関と連絡調整を行い、必要なときは事前に対策を講じる。
	田園整備課	○所管する農地及び農業用施設の巡視を行い、必要があれば事前に対策を講じる。 ○所管する施設等の巡視を行う。 ○施工中で所管する工事現場等の巡視を行い、事前に対策を講じる。 ○必要があれば建築資機材等の整理整頓などの指導を行う。
土木 建築部	都市計画課 都市整備課 施設管理課	○市内の地すべり、急傾斜地箇所等の巡視を行う。 ○所管する道路、河川排水等の巡視を行い、必要があれば事前に対策を講じる。 ○施工中で所管する工事現場等の巡視を行い、事前に対策を講じる。 ○必要があれば建設資機材等の整理整頓などの指導を行う。
	水道課	○所管する施設等の保全対策を講じる。 ○閉庁になった場合の業務が円滑に行われるよう事前の調整を図る。 ○施工中で所管する工事現場等の巡視を行い、事前に対策を講じる。 ○必要があれば建設資機材等の整理整頓などの指導を行う。
上下 水道部	下水道課	○所管する施設等の保全対策を講じる。 ○閉庁になった場合の業務が円滑に行われるよう事前の調整を図る。 ○施工中で所管する工事現場等の巡視を行い、事前に対策を講じる。 ○必要があれば建設資機材等の整理整頓などの指導を行う。
	教育総務課	○所管する施設等の保全対策を講じる。
教育 委員会	教育施設課	○所管する学校施設等の保全対策を講じる。 ○所管する社会教育施設等の安全対策を講じる。
	教育指導課 生涯学習課	○児童・生徒の登下校時の保全対策を講じる。
	文化課	○所管する文化財等の保全対策を講じる。

第2項 暴風警報発表時等の組織計画（実施主体：総務1班、関係各班（課））

1 災害警戒本部の設置

沖縄本島地方に暴風警報が発表されたとき、又は発表されるおそれがあるときは、南城市役所庁舎内に副市長（副市長が不在又は連絡不能な場合は総務部長）を本部長とする災害警戒本部を設置し、警戒体制をとる。

また、台風が勤務時間外及び祝日に接近することが予想される場合には、事前に設置日時等

の協議を行ない、その決定事項を各部局等の課長等へ指示し、備える。

なお、庶務は秘書防災課において処理する。

(1) 災害警戒本部員

災害警戒本部員は、副市長、市長部局の部長・参事、教育部長、上下水道部長、議会事務局長、その他本部長が必要と認める者をもって組織する。

(2) 災害警戒本部会議での主な協議事項

本部長（副市長）は、本部を設置したときは、必要に応じて警戒本部会議を開催する。本部会議の報告・協議事項は、その都度災害の状況に応じて本部長若しくは本部員の提議によるが、おおむね次のとおりである。

なお、災害警戒本部員であって、暴風警報発表時、災害警戒本部会議へ出席のため、登庁することが困難な場合は、総務部長へ連絡し自宅待機する。

その際、総務部長は警戒本部会議での協議決定事項を速やかに自宅待機中の本部員へ伝達する。

■災害警戒本部会議における報告・協議事項

区分	内容
開催場所	市役所庁議防災室
主な報告事項	○各部の配備体制に関すること ○災害、被害状況に関すること ○緊急措置事項
主な協議事項	○応急対策に関すること ○避難準備・高齢者等避難に関すること ○避難指示、警戒区域の指定に関すること ○災害対策本部の設置に関すること ○災害警戒本部の解散に関すること ○閉庁に関すること ○その他、本部長が必要と認めること

(3) 災害対策要員

災害対策要員は基本的には下記の課の長等とするが、災害状況により各部局長が配備要員の増減を指示する。

各部局長は、出勤した配備要員の名簿を作成し、総務部長に報告する。

また、配備要員等に指示されていない職員は、緊急事態に備え自宅待機とする。

参考資料 7-2 災害対策配備要員名簿

■配備要員

部課名		配備要員	主な活動内容
総務部	秘書防災課	4名	各部との連絡調整及び外部機関との連絡調整要員及び避難受入対応要員
	総務課	2名	避難受入対応要員
	財政課	1名	庁舎の保全対策要員
企画部		1～3名	緊急時の対策要員
土木建築部		2～3名	道路・土木・建設関係対策要員
農林水産部		2～3名	農地・農業排水関係等対策要員 農林水産関係連絡要員
市民部		1～3名	ごみ回収方法等対応要員
健康福祉部		1～3名	避難受入れ対応要員 要配慮者対策要員
教育委員会		1～3名	教育関係等対策要員及び緊急時の保全対策要員
上下水道部		2～3名	上水道・下水道関係対策要員
上記以外の部署		0～2名	緊急時の対策要員

(4) 警戒活動

本部長は、配備した対策要員をもって情報連絡、巡視等の警戒活動を行う。

また、島尻消防と密接に連携し、軽微な災害等が発生した場合は協力して応急措置を行う。

(5) 避難の受入れ

市は、住民から避難等の要請があった場合は、庁舎で受入れる。

また、大規模な避難等を要するときは、「第3章 第6節 避難計画」で示すとおりとする。

(6) 災害警戒本部の解散

本部長は、災害の危険が解消され警戒の必要がなくなったと認める場合は、災害警戒本部を解散し、被害状況、対策活動状況等を必要に応じて市長に報告する。

また、災害警戒本部解散後、秘書防災課防災担当は速やかに各配備要員へその旨を連絡する。

2 災害対策本部の設置

市全域にわたって台風により甚大な被害が発生したとき、又は甚大な被害が発生するおそれがあるときは、市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

(1) 災害対策本部の設置

災害対策本部の設置については、災害警戒本部員で協議し、災害対策本部への移行が必要と認められる場合、市長に状況を説明し、市長は災害対策本部の設置を決定する。

また、下記以外の事項については、「第2章 風水害等災害応急対策計画」による。

(2) 災害対策本部員

災害対策本部員は、「第2章 第1節 組織計画」のとおりとする。

(3) 災害対策本部会議での主な協議事項

本部長は、本部を設置したときは、速やかに本部会議を開催し、副本部長及び本部員は直ちに本部に参集する。本部会議の報告・協議事項は、その都度災害の状況に応じて本部長若しくは本部員の提議によるが、おおむね次のとおりである。

なお、災害対策本部員であって、暴風警報発表時、本部会議へ出席のため、庁舎まで登庁することが困難な場合は、総務部長へ連絡し自宅で待機する。

その際、総務部長は本部会議での協議決定事項を速やかに自宅で待機中の本部員へ伝達する。

また、災害対策本部員以外で、本部長が特に必要と認める者について本部会議へ出席させることができる。

■災害対策本部会議における報告・協議事項

区分	内容
開催場所	市役所 庁議防災室
主な報告事項	○各部の配備体制に関すること ○災害、被害状況に関すること ○緊急措置事項
主な協議事項	○応急対策に関すること ○本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること ○関係機関への応援要請に関すること ○避難準備・高齢者等避難・避難指示に関すること ○警戒区域の指定に関すること ○救助法の適用に関すること ○応急対策に要する予算及び資金に関すること ○国、県への要望及び陳情に関すること ○その他、災害対策の重要事項に関すること

(4) 災害対策要員

災害対策本部が設置された場合の災害対策要員については、「第2章 第1節 組織計画」による。各部局長は、出勤した配備要員の名簿を作成し、総務対策部長に報告する。

参考資料 7-2 災害対策配備要員名簿

(5) 警戒活動

本部長は、配備した対策要員をもって情報連絡、巡視等の警戒活動を行う。

また、島尻消防と密接に連携し、災害等が発生した場合は協力して応急措置を行う。

(6) 避難の受入れ

市は、住民から避難等の要請があった場合は、各庁舎で受入れる。

また、大規模な避難等を要するときは、「第3章 第6節 避難計画」で示すとおりとする。

(7) 災害対策本部の解散

本部長は、災害の危険が解消され警戒の必要がなくなったとき、又は応急対策活動を終了した場合は、災害対策本部を解散する。

なお、災害対策本部解散後、秘書防災課防災担当は速やかに各配備要員へその旨を連絡する。

3 各本部に共通する対応

災害救助に関する情報及び緊急連絡があった場合は、島尻消防組合と秘書防災課防災係に速やかに報告する。ただし、緊急性を要しやむを得ない場合は、事後報告しても差し支えない。

各課等で主管して行われる行事・イベント等の対応については、基本的に担当部課等が判断して対応する。

第3章 共通の災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、地震情報・津波警報、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものである。

特に発災当初の72時間は、救命・救助活動に重要な時間帯であるため、救命・救助活動及びこの活動のために必要な人的・物的資源を優先的に配分したうえで、避難対策、食料・飲料水等の必要な生活支援を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、情報提供、二次災害の防止等の活動に拡大する。

第1節 災害通信計画

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 通信の協力体制	-
第2項 各種通信施設の利用	総務1班、広報班

第1項 通信の協力体制（実施主体：通信設備所有者等）

通信設備の所有者又は管理者は、災害時の通信が円滑かつ迅速に行われるよう相互に協力する。

第2項 各種通信施設の利用（実施主体：総務1班、広報班、県、関係機関）

災害情報等の伝達・報告、災害時における通信連絡は、通信施設の被害状況により異なるが、実情に即した方法で行うものとし、固有の通信施設を持っている機関についてはこれを利用する。

なお、他の機関における通信施設の利用については、事前に管理者と利用方法等必要な手続きを定めて災害時に利用する。

1 電気通信業務用電気通信施設・設備の利用方法

電気通信業務用電気通信施設・設備の利用方法は次のとおりである。

■電気通信業務用電気通信施設・設備の利用方法

利用設備	利用方法
沖縄県総合行政情報通信ネットワーク	○沖縄県及び関係機関との通信は沖縄県総合行政情報通信ネットワーク設備の利用による通信の確保を図る。
普通電話による通信	○一時的には、加入電話の通常手続きにより通信を確保するが、施設の被害、その他によりその利用方法が制限される場合は、「非常電話」の取扱を受け、通話の優先利用を図る。 ○臨時電話が設置できる状況にあつては、被害地及び避難所に臨時電話を設置し、早急に災害通信体制の確保を図る。
非常電話 (災害時優先指定電話)	○災害時において、非常電話を優先利用するため、平常時からNTT等電話取扱局との調整により「災害時優先指定電話」の指定を受けておく。
電報による通信	○災害対策のため、特に緊急を要する電報は、「非常電報」と取扱を受け、電報の優先利用を図る。 ○非常電報を申し込むに当たっては、頼信紙の余白に「非常」と朱書き、非常である旨を告げて頼信する。

2 専用通信設備の利用

業務用電気通信設備の利用ができなくなった場合、又は緊急通信にその必要がある場合には、専用通信設備の利用をあらかじめ協議して定めた手続きにより利用する。

また、県防災行政無線網（通常通信ルート）が使用できない場合、下記の非常通信ルートを使用し通信連絡をするものとし、平素から関係機関との意思疎通に努める。

■専用通信施設の通信方法

専用通信施設	通信方法
市内防災無線 (屋外放送)	市内防災無線の利用は、各種災害で非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合において通信連絡を行う。
消防無線電話	消防無線電話を利用し、通信相手機関を管轄する島尻消防を通じ、通信連絡を行う。
警察電話	沖縄県警察本部の警察有線電話を利用して、通信相手機関を管轄する各署、交番等を経て通信連絡をする。
警察無線電話	沖縄県警察本部の警察無線電話を利用し、警察電話に準じて通信連絡をする。
その他非常通信の利用	その他非常通信の利用は、各種災害で非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合で、市の専用通信設備の利用ができないか、又は利用することが著しく困難であるため、その非常通報の目的を達成することができない時に、非常通信設備を利用して通信連絡をする。

■非常通信ルートの使用方法

非常通信ルート	非常通信受付機関	電話番号
使走 南城市 → 与那原警察署 → 県警察本部 → 県庁	与那原警察署	945-0110

3 通信設備優先利用の協定

市は、基本法に基づく通信設備の優先利用について、その必要と認める機関とあらかじめ協議しておく。

4 放送要請の依頼

市は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告等を行う場合において、テレビ又はラジオによる放送を必要とするときは、県（広報班）に放送の要請を依頼する。

ただし、人命に関するなどの特に緊急を要する場合は、直接放送機関に放送の依頼を行い、事後速やかに県（広報班）にその旨を報告する。

5 ポータルサイト・サーバ事業者の利用要請

市は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告等を行う場合において、ポータルサイト・サーバ事業者にインターネットを活用した情報提供を必要とするときは、県にその協力を要請する。

第2節 災害状況等の収集・伝達計画

市は、災害が発生し又は発生するおそれのある場合、関係機関等の協力を得て、本市の地域に係る災害の被害状況等を迅速かつ的確に情報収集及び報告伝達する。また、ライフライン等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者への航空写真・画像等の情報提供に努める。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 災害状況の収集	総務1班、関係各班
第2項 災害報告の種類と連絡系統	総務1班
第3項 災害報告	総務1班

第1項 災害状況の収集（実施主体：総務1班、関係各班）

1 災害情報の種類

市は、被害規模を早期に把握するため、次の情報等の収集を行う。

なお、情報の収集に当たっては、地理空間情報の活用や、他の機関と情報を共有し連携に努める。

■災害情報の種類

- 人的被害、住家被害及び火災に関する情報
- 避難指示等の状況並びに警戒区域の指定状況
- 避難者数及び指定緊急避難場所・指定避難所の場所等に関する情報
- 医療機関の被災状況及び稼働状況に関する情報
- 道路の被害、応急対策の状況並びに道路交通状況に関する情報
- 空港及びヘリポートの被害、応急対策の状況並びに航空機運行状況に関する情報
- 電気、水道及び電話の被害並びに応急対策の状況に関する情報
- 港湾及び漁港の被害、応急対策の状況並びに海上交通状況に関する情報
- 大規模災害時における消防機関への119番通報の殺到状況

2 市による災害情報の収集

市は、次の方法で情報収集を行う。

■情報の収集方法

収集方法	情報の内容
航空機による情報	発災直後に県警察本部、自衛隊、第十一管区海上保安本部等の航空機により収集された情報を把握する。
職員の参集途上による情報	夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合にあっては、事前に自宅から職場までの参集ルートを設定しておき、その途上で情報を収集する。
住民等からの通報	住民等からの通報、119番通報の殺到状況等から災害情報を把握する。特に、情報の空白期間においては、119番通報の殺到状況や周囲の状況

等から被害情報を推定し県に報告する。

■情報収集・報告の留意点

- 火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国(消防庁)へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について判明したものうちから逐次報告する。
- 被害の有無に関わらず、地震が発生し、市域内で震度5強以上を記録した場合、又は津波により死者又は行方不明者が発生した場合は直ちに消防庁及び県に対し報告する。
- 島尻消防は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。
- 行方不明者の数については捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市の区域(海上を含む。)内で行方不明となった者について警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。
- 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民基本台帳に登録(外国人含む)を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者など住民基本台帳登録の対象外の者は外務省)又は県に連絡する。

第2項 災害報告の種類と連絡系統 (実施主体：総務1班)

災害報告は、被害発生の時間的経過にともない、3段階(災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告)に区分する。報告については、別紙様式の記入要領に基づいた文書により報告する。

1 災害報告の種類

■災害報告の種類

報告段階	報告期間
①災害概況即報 (発生報告)	災害が発生したとき、直ちにその概況を報告する。
②被害状況即報 (中間報告)	被害状況の全容が明らかになったときから、応急対策が完了するまでの間、逐次その状況を報告する。
③災害確定報告 (最終報告)	災害応急対策の措置が終了し、その被害が確定したとき報告する。
④災害年報	毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを県へ報告する。

2 県及び国への報告要領

市長は、本市において災害対策本部を設置した場合、又は報告の必要があると認められる災害の場合、被害状況を県知事に報告する。

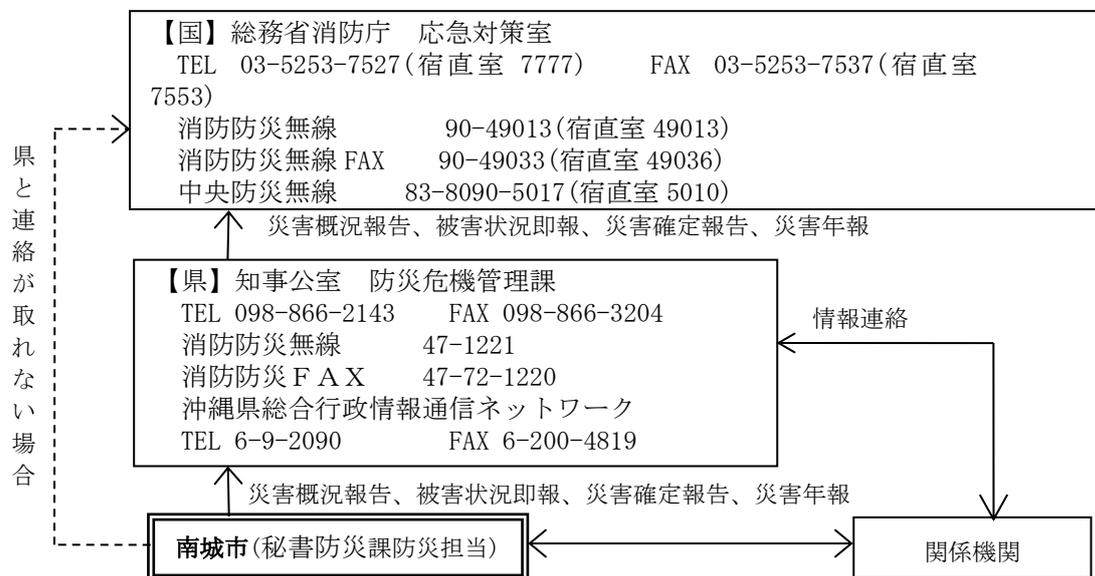
県(防災危機管理課)に報告できない場合にあっては、国(総務省消防庁)に報告する。なお、県と連絡が取れるようになった後の報告については、県に対して行う。

■県及び国への報告

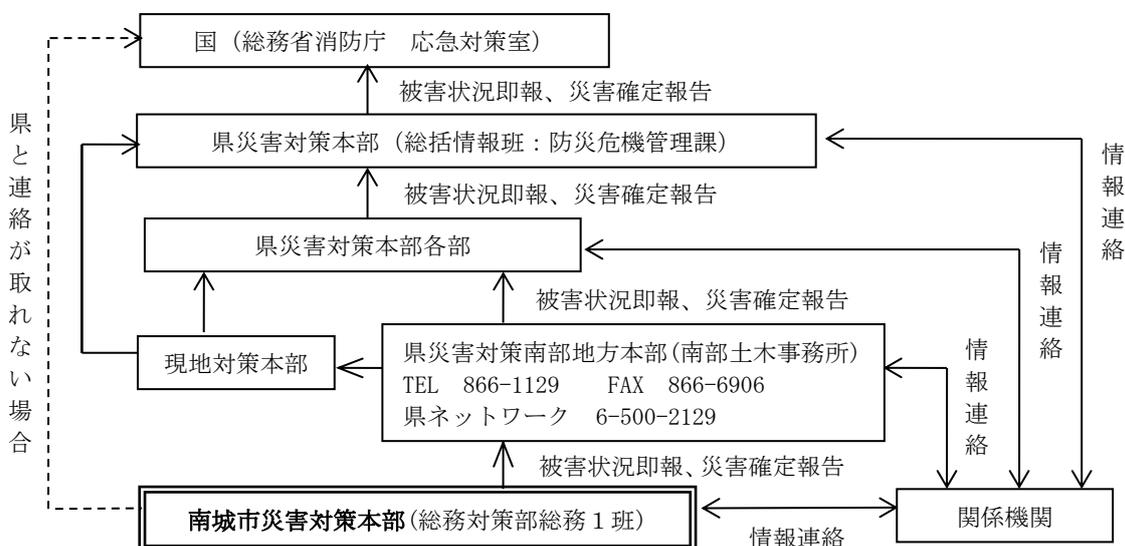
報告種別	報告要領
①災害概況即報	災害の初期的な報告で、その状況を県総合行政情報通信ネットワーク等で災害発生後、直ちに報告する。
②被害状況即報	被害状況が判明次第逐次、県地方本部（県南部土木事務所）又は県防災危機管理課へ報告する。 なお、報告に当たっては、島尻消防組合消防本部、与那原警察署と密接な連絡を保つ。
③中間報告	県災害対策本部等から特に求められたときに行う。
④災害確定報告	当該災害の応急対策が終了した後、20日以内に行う。
⑤災害年報	毎年1月1日から12月31日までの災害の被害状況について、翌年4月11日現在で明らかになったものを4月15日までに報告する。

■災害情報連絡系統図

[県災害対策本部未設置時]



[県及び市災害対策本部設置時]



第3項 災害報告（実施主体：総務1班）

1 災害概況即報（災害発生時）

(1) 概況調査の実施

市は、大規模な災害が発生した場合、職員（参集途中での情報収集）、自治会長及び関係機関等から6つの事項等（下表）の災害情報を素早く収集し、①情報源、②地域別、③被害種別に整理して、素早く被害の全体像を把握する。

■災害情報

災害の規模、範囲等の情報	地震の規模、震度、範囲、津波情報、気象・水象・地象等情報
被害情報	人的被害、物的被害、公共施設の被害、火災の状況、医療機関の被災状況、港湾、電気、ガス、水道等
避難状況	避難指示の状況、警戒区域の指定状況、避難者数、避難所の場所
通信網の確保状況等に関する情報	市関係機関、県、警察、自衛隊等防災関係機関、ライフライン関係機関、報道機関、防災無線通信施設の被災・稼動状況等
道路等交通情報	国道、県道、市道の被災状況、通行不能場所の把握、交通渋滞等の情報、海上交通情報等
対策情報	消防活動状況、避難所（開設、食料、生活必需品供給状況）、障害物除去状況、応急対策のための物資、資材の供給状況、救助活動、応援・支援状況、医療機関の稼動状況等
その他の情報	大規模災害時における消防機関への119番通報の殺到状況、苦情その他の状況等

(2) 概況調査の報告

登庁した職員は、参集途中で収集した情報を別紙様式（概況調査票）に記入のうえ、所属長へ提出し、所属長は取りまとめた概況調査票を総務対策部長へ報告する。ただし、火災や人命に関わる場合は、直接島尻消防及び総務対策部総務1班へ連絡する。

総務1班は、各対策部等から収集した情報（概況調査事項等）を直ちに災害概況即報として災害即報様式第1号にて県に報告する。特に死傷者、住宅被害を優先させる（例えば、地震時の第一報として、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する等）。

参考資料 7-3 災害概況調査票

参考資料 7-4 災害即報様式（第1号）

参考資料 7-6 災害即報記入要領

2 被害状況即報（中間報告）

(1) 中間調査の実施

市は、概況調査等の結果をもとに、救助法の適用基準に該当する被害程度のものについて中間調査を実施する。調査の対象は人、住家被害等とする。

なお、災害の規模・状況等を勘案し、調査の必要があれば、本部長の指示により産業建設対策部に被害調査班を結成し、下記により調査を実施する。

■中間調査の要領

事前の準備	調査担当者に「災害調査票」を配布し、調査・連絡方法を打合せる。
関係機関との連携	関係機関と連絡をとり、調査の脱落、重複集計に注意する。 また、被害状況が異なった場合は報告前に再調査する。
班編成	調査区域をいくつかのブロックに分け、各ブロックに2～3名程度で構成する調査班を編成する。
被害人員の調査	被災世帯人員数等についての確定調査は、現地調査と住民基本台帳等の諸帳簿と照合し、正確を期する。
判定基準	人的及び物的被害状況の判定（目視による）は、別紙「被害状況判定基準」及び災害調査票に従う。
被害写真	被害写真は、被害状況確認の資料として重要であるので、数多く撮影する。
調査期間	本部からの指示後、3日以内に完了・報告を目指す。

参考資料 7-7 被害状況認定基準

参考資料 7-8 災害調査票

(2) 中間調査の報告

市は、被害状況が判明次第逐次報告するものとし、災害即報様式第2号に基づく内容を市から県に報告する。県に報告できない場合にあつては、総務省消防庁に報告する。

なお、市が県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行う。

参考資料 7-4 災害即報様式（第2号）

参考資料 7-6 災害即報記入要領

3 災害確定報告

市は、被害状況の最終報告として、同一の災害に対する応急対策が終了した後20日以内に災害報告様式第1号に基づく内容を県に報告する。

なお、報告に当たっては、地元警察（署、駐在所、交番）と密接な連絡を保つ。

参考資料 7-5 災害報告様式（第1号）

4 災害年報

市は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを災害報告様式第2号に基づき4月15日までに県へ報告する。

参考資料 7-5 災害報告様式（第2号）

第3節 災害広報計画

市は、県等と相互に情報交換を行い、災害情報及び被害状況等の広報を行うとともに、被災者に対して避難活動や生活の維持に必要な情報を報道機関の協力を得て、迅速かつ適切に提供する。

また、市は安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及啓発に努めるものとする。

■ 広報の方法

- 防災無線等・その他の方法による広報
- 報道機関を通じ、テレビ・ラジオ・新聞等による広報
- 広報車による広報
- 写真、ポスター等の提示による広報
- 広報誌等の配布、その他

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 被害写真の収集	総務1班、総務2班、調査班
第2項 報道機関に対する情報等の発表	総務1班、広報班
第3項 市民に対する広報	広報班、各部各班
第4項 報道機関への要請	広報班
第5項 住民からの問い合わせに対する対応	広報班
第6項 要配慮者等に配慮した広報	広報班
第7項 被災者の安否に関する情報の提供	総務1班、市民対策班

第1項 被害写真の収集（実施主体：総務1班、総務2班、調査班）

市は、現地に職員を派遣して災害現地の写真を撮影するなど資料の収集を図る。また、報道機関が撮影した写真について、必要があるときは協力を依頼する。

第2項 報道機関に対する情報等の発表（実施主体：総務1班、広報班）

市は、収集した災害情報等を報道機関に対して発表する。災害の規模が大きく、また長期間にわたる災害については、公表時間を定めて行う等の措置をとる。

なお、情報等の発表に際しては、広報内容（日時、場所、目的等）をあらかじめ報道機関と協議・周知させ、報道機関との連携を重視することから、災害時には報道機関の情報連絡員の派遣を要請する。

■ 報道機関への発表内容

- 災害の種別（名称）及び発生年月日
- 災害発生場所又は被害激甚地域

- 被害の状況
- 救助法適用の可否
- 市における応急対策の状況

第3項 市民に対する広報（実施主体：広報班、各部各班）

各部において広報を必要とする事項が生じたときは、広報班に原則として文書でもって通知する。広報班は、総務対策部総務1班との共同体制に基づき、各部が把握する災害情報、その他の広報資料を積極的に収集し、本部長の指示により速やかに市民及び報道機関へ広報する。

なお、その際には高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。

災害広報は、次の要領により行う。

■段階的な災害広報の要領（風水害のケース）

区分	要領
警戒段階（台風等が接近し、大雨等が予想される時期）	<ul style="list-style-type: none"> ○用語の解説、情報の取得先、住民等のとるべき措置 ○台風・気象情報 ○水位情報（基準水位への到達、堤防高までの水位、排水ポンプの運転状況等） ○警報 ○災害対策の状況（本部の設置、対策の現況と予定等） ○被災状況（浸水、道路冠水、土砂災害箇所等） ○道路・交通状況（渋滞、通行規制等） ○公共交通機関の運行状況 ○ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次災害防止措置等） ○避難情報（高齢者等避難）
初動段階（暴風、浸水、土砂災害が予測される時期）	<ul style="list-style-type: none"> ○避難情報（高齢者等避難、避難指示とその理由、避難所等）
応急段階（暴風、浸水、土砂災害等が収束した時期）	<ul style="list-style-type: none"> ○ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等） ○医療機関の状況 ○感染症対策活動の実施状況 ○食料、生活必需品の供給予定 ○災害相談窓口の設置状況 ○その他住民や事業所のとるべき措置

第4項 報道機関への要請（実施主体：広報班）

市は、報道機関を通じ市民や被害者に対して必要な情報、注意事項及び市の対策等の周知徹

底を図るため、「災害時における放送要請に関する協定」及び「災害時等における報道要請に関する協定」に基づき県に要請する。

特に、緊急連絡事項はスポット放送を放送機関に依頼し周知を図る。

■報道機関を通じて広報する内容

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 不要不急の電話の自粛 | <input type="checkbox"/> 交通情報 |
| <input type="checkbox"/> 被災者の安否 | <input type="checkbox"/> 食料・生活物資に関する情報 |
| <input type="checkbox"/> 空き病院の情報 | <input type="checkbox"/> 電気・水道などの復旧の見通し |
| <input type="checkbox"/> 二次災害防止のためにとるべき措置 | |

第5項 住民からの問い合わせに対する対応（実施主体：広報班）

市は、住民からの問い合わせに対し、次のとおり対応する。

■住民等からの問い合わせ等への広報

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 来訪者に対する広報窓口の設置 |
| <input type="checkbox"/> 広報車を現地へ派遣しての情報収集及び必要事項の広報活動 |
| <input type="checkbox"/> 住民専用電話の設置等による広報活動 |
| <input type="checkbox"/> 市ホームページ、エリアメール、行政チャンネル、SNS を活用し、広報活動を行う。 |

第6項 要配慮者等に配慮した広報（実施主体：広報班）

市は、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した広報活動を行う。

■要配慮者に対する対応

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> テレビの文字放送等を活用し、広報活動を行う。 |
| <input type="checkbox"/> 手話及び外国語通訳を確保し、広報活動を行う。 |

第7項 被災者の安否に関する情報の提供（実施主体：総務1班、市民対策班）

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等の人命に関わる緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合においては、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。なお、安否情報を適切に提供するために必要なときは、関係市町村、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

また、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人

情報の管理を徹底するよう努める。

第4節 自衛隊災害派遣要請計画

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 災害派遣を要請する場合の基準	-
第2項 災害派遣要請等	総務1班
第3項 災害派遣部隊の活動等	総務1班、財政班、農林対策班、建設対策班

第1項 災害派遣を要請する場合の基準 (実施主体：県、関係機関)

知事は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条に基づき、次の基準に基づいて自衛隊の災害派遣を要請する。

■自衛隊災害派遣の要請基準

- 天災地変、その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため、必要があると認められる場合
- 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合
- 市町村の通信途絶の状況から判断した場合

■要請者及び派遣命令者

区分	要請者及び派遣命令者
災害派遣を要請することができる者 (以下「要請者」という。)	○知事・・・・・・・・・・主として陸上災害 ○第十一管区海上保安本部長・・・・主として海上災害 ○那覇空港事務所長・・・・・・・・主として航空機遭難
災害派遣の要請を受けることができる者 (以下「派遣命令者」という。)	○陸上自衛隊第15旅団長 ○海上自衛隊第五航空群司令 ○海上自衛隊沖縄基地隊司令 ○航空自衛隊南西航空混成団司令

第2項 災害派遣要請等 (実施主体：総務1班、自衛隊)

1 知事への派遣要求

市長は、市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、基本法第68条の2に基づき、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は無線等で知事（県防災危機管理課）に自衛隊の派遣要請を要求し、以後速やかに文書を提出する。

■要請の内容

要請事項	実施内容
災害派遣（緊急患者空輸を除く）を	○災害の状況及び派遣を要請する事由 ○派遣を希望する期間

要請事項	実施内容
要請する場合	<ul style="list-style-type: none"> ○派遣を希望する区域及び活動内容 ○その他参考となるべき事項（連絡責任者、連絡方法、宿泊施設の有無、救援のため必要とする諸器材、駐車場等の有無）
緊急患者空輸を要請する場合	<ul style="list-style-type: none"> ○患者の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・入院先病院、空輸区間 ・患者の氏名、性別、生年月日、年齢、職業、住所 ・病名、感染症・意識・要至急入院・手術の有無 ○付添者等 <ul style="list-style-type: none"> ・付添人の氏名、年齢、患者との続柄、職業、住所 ・添乗医師等の氏名、年齢、病院名、添乗場所 ○特異事項 <ul style="list-style-type: none"> ・酸素ボンベの使用の有無、使用予定本数 ・掲載医療器材及びその大きさ、重量 ・現地の風向、風速、天候、視界 ○その他参考となるべき事項（地元連絡責任者、ヘリポート等の夜間照明設備の有無、特に必要とする機材） ○緊急患者空輸要請書

2 防衛大臣等への通知

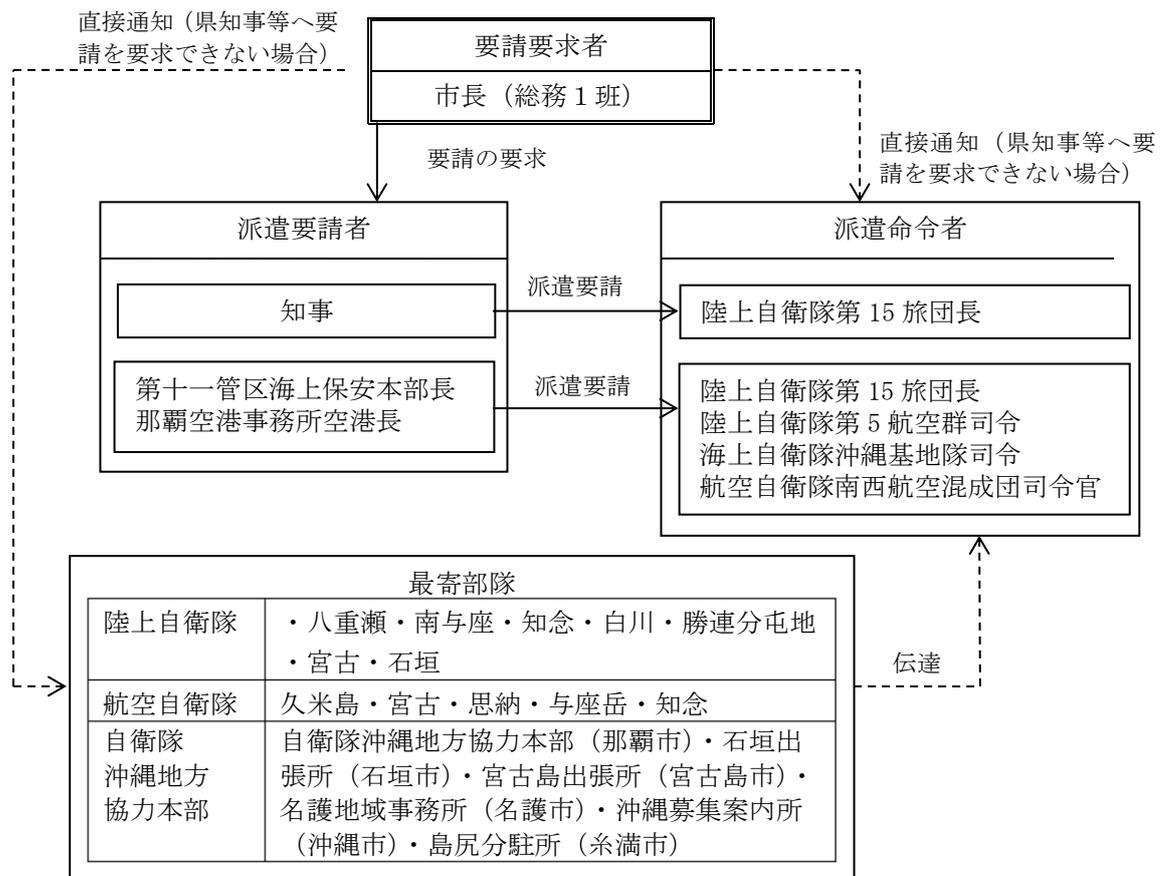
市長は、1の要求ができない場合には、その旨及び市域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者（派遣命令者）に通知することができる。

なお、通知を行った場合、速やかにその旨を知事（県防災危機管理課）に報告しなければならない。

また、通知を受けた防衛庁長官又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、知事の要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

参考資料 7-13 自衛隊災害派遣要請依頼書

■自衛隊の災害派遣要請系統図



※緊急時における通報を実施した市町村長は、速やかに県に派遣要請を行う。

■自衛隊災害派遣命令者の所在地等一覧

区分	名称	住所	電話番号
陸上自衛隊	那覇駐屯地	那覇市鏡水 679	098-857-1155
航空自衛隊 海上自衛隊	那覇基地	那覇市當間 301	098-857-1191

■急患空輸等の要請先（電話：自衛隊の連絡場所に同じ）

実施事項	要請権者	連絡先
離島の急患及び物資空輸	知事	陸上自衛隊第15旅団
船舶急患空輸及び海難救助	第十一管区海上保安本部長	航空自衛隊南西航空混成団
海上捜索	〃	海上自衛隊第5航空群、沖縄基地隊

■最寄り部隊の所在地等一覧

区分	名称	住所	電話番号
陸上自衛隊	八重瀬分屯地	島尻郡八重瀬町字富盛 2608	098-998-3437
	南与座分屯地	島尻郡八重瀬町字安里 569	098-998-3439
	知念分屯地	南城市知念字知念 1177-2	098-948-2814
	白川分屯地	沖縄市字白川 119	098-938-3335
	勝連分屯地	うるま市勝連内間 2530	098-978-4001
	宮古駐屯地	宮古島市上野野原	0980-76-6661
	石垣駐屯地	石垣市平得 1273404	0980-98-0008
航空自衛隊	与座岳分屯基地	糸満市字与座 1780	098-994-2268
	知念分屯基地	南城市佐敷字佐敷 1641	098-948-2813
	恩納分屯基地	国頭郡恩納村恩字恩納 7441-113	098-966-2053
	宮古島分屯基地	宮古島市上野野原 1190-189	0980-76-6745
	久米島分屯基地	島尻郡久米島町字江城山田原 2064-1	098-985-3690
自衛隊沖縄地方協力本部	那覇市前島 3-24-3-1	098-866-5457	
自衛隊沖縄地方協力本部石垣出張所	石垣市字登野城 55-4 合同庁舎内	0980-82-4942	
自衛隊沖縄地方協力本部宮古島出張所	宮古島市字下里 1016 合同庁舎内	0980-72-4742	
自衛隊沖縄地方協力本部名護地域事務所	名護市宮里 452-3	0980-52-4064	
自衛隊沖縄地方協力本部沖縄募集案内所	沖縄市美里 1-2-9	098-937-1608	
自衛隊沖縄地方協力本部島尻分駐所	糸満市西川 18-13 あがりえビル 1F	098-992-4141	

3 自衛隊の自主派遣

自衛隊法第 83 条第 2 項に基づき、災害の発生が突発的でその救援が特に急を要し、知事の派遣要請を待ついとまがない場合において、派遣命令者は、派遣要請を待つことなく、その判断に基づいて部隊等を派遣する。

災害派遣の要請があった場合においては、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。部隊等の長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は、次のとおりである。

■部隊等の長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準

- ①災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- ②災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- ③海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- ④その他、上記①～③に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

第3項 災害派遣部隊の活動等

(実施主体：総務1班、財政班、農林対策班、建設対策班、自衛隊)

1 派遣部隊の活動内容

派遣部隊の実施する作業等は、災害の状況、他の救難機関等の活動状況等のほか、要請者の要請内容、現地における部隊の人員及び装備等によって異なるが、通常、次のとおりである。

■派遣部隊の活動内容

- 被害状況の把握（偵察行動）
- 避難の援助（避難者の誘導、輸送）
- 避難者等の捜索、救助
- 水防活動（土のう作成、運搬、積込み）
- 消防活動
- 道路又は水路の啓開（損壊、障害物の啓開、除去）
- 応急医療、救護及び防疫
- 人員及び物資の緊急輸送（救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送）
- 炊飯及び給水支援
- 救援物資の無償貸付け又は譲与（総理府令第1号（昭和33年1月1日付）による）
- 危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去）
- その他（自衛隊の能力で対処可能なもの）

2 派遣部隊との連絡調整

自衛隊は、災害発生時に必要と認める場合、市に連絡幹部を派遣し、調整・連絡にあたる。

市は、自衛隊の連絡員の派遣にあたり、自衛隊本隊との連絡・調整に必要な施設等の提供を準備する。また、救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、市と派遣部隊長等との密接な連絡調整を図る。

3 市の準備すべき事項

市は、自衛隊派遣に際しては、次の事項に留意するとともに、自衛隊の任務を理解し、その活動を容易にするよう協力する。

■準備事項

- 災害地における作業等に関しては、市及び県（防災危機管理課等）と派遣部隊指揮官との間で協議して決定する。
- 市は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の責任者を指定しておく。
- 派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を提供する。
- 災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類、材料及び消耗品類は、特殊なものを除き、できる限り市において準備する。
- 市は、災害の応急対策活動、復旧活動並びに緊急患者空輸に必要な航空燃料の補給及び航空機用発電機等の使用について便宜を図る。

4 災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官の権限等

(1) 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、次の措置をとることができる。

■自衛官の権限等

区分	措置内容
警察官がその場 いない場合（自衛隊 法第94条）	○緊急車両の通行を妨害する車両等の道路外への移動命令（所轄警察署長への通知）（基本法第76条の3第3項） ○避難命令等（災害派遣命令者への報告）（警察官職務執行法第4条第1項）

<p>市長その他市長の職権を行うことができる者がその場にいない場合</p>	<p>○土地、建物等への立入り（警察官職務執行法第6条第1項）</p> <p>○警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令（市長への通知）（基本法第63条第3項）</p> <p>○他人の土地等の一時使用等（市長への通知）（基本法第64条第8項）</p> <p>○現場の被災工作物等の除去等（市長への通知）（基本法第64条第8項）</p> <p>○住民等を応急措置の業務に従事させること（市長への通知）（基本法第65条第3項）</p>
---------------------------------------	---

(2) 自衛官の措置に伴う損失・損害の補償

次の損失・損害については、市が補償を行う。

■自衛官の措置に伴う損失・損害の補償

- 自衛官の行う他人の土地の一時使用等の処分（法第64条第8項において準用する同条第1項）により通常生ずる損失
- 自衛官の従事命令（法第65条第3項において準用する同条第1項）により応急措置の業務に従事した者に対する損害

5 派遣部隊の撤収

要請者は、派遣部隊の撤収時期について、自衛隊及び被災地関係者と十分な協議を行い、円滑な撤収に努める。

派遣命令者は、知事から要請があった場合、又は派遣の必要がなくなったと認める場合には、速やかに部隊を撤収する。この際、市長、警察、消防機関等と周密に調整するとともに、その旨を知事に通知する。

6 経費の負担区分等

災害派遣部隊等が活動に要した経費のうち、下記に掲げるものは県及び市の負担とし、細部はその都度要請者と災害派遣命令者間で協議のうえ決定する。

その他、下記に該当しない経費の負担については、要請者と災害派遣命令者の間で協議のうえ協定を行う。

■市又は県の負担

- 派遣部隊が連絡のために宿泊施設等に配置した電話の施設費及び当該電話による通話料金
- 関係公共機関等の宿泊施設に伴う施設借上料、電気、水道、汚物処理等の料金
- 岸壁使用料

7 ヘリポートの準備

市は、あらかじめ定めた緊急時のヘリポートをヘリポートの設置基準に基づいて設置、管理するものとする。災害時には、ヘリポートの被害状況を確認し、離着陸可能な場所を県等に報告する。

参考資料 3-4 ヘリポートの準備要領

第5節 広域応援要請計画

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 応援協定に基づく応援要請	総務1班
第2項 市の応援要請	総務1班
第3項 県が実施する支援との連携	総務1班
第4項 応援受入れ体制	総務1班

第1項 応援協定に基づく応援要請（実施主体：総務1班）

市は、市内に大規模な災害が発生し、市単独では十分な応急措置が実施できないと認めるときは、市の応援協定に基づき応援の要請を行う。

参考資料 6-3 南城市災害時応援協定一覧

第2項 市の応援要請（実施主体：総務1班）

1 指定行政機関等の職員の派遣要請、あつせん

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、基本法第29条及び30条に基づき、県に対し職員の派遣を要請し、又は県に対し指定地方行政機関等の職員の派遣についてあつせんを求める。

また、災害応急対策のため必要があるときは、基本法第74条の3に基づき、指定行政機関・指定地方行政機関に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

■派遣要請時に明示する事項

- 派遣を要請する理由
- 派遣を要請する職業別人数
- 派遣を要請する期間
- 派遣される職員の給与、その他勤務条件
- その他職員等の派遣について必要な事項

2 他の市町村への応援の要求

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、基本法第67条に基づき、他の市町村長に対し、応援を求める。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り応援を拒んではならない。

3 知事への応援の要求

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、基本法第68条に基づき、知事に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。この場合において、応援を求

められ、又は災害応急対策の実施を要請された知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

また、県は「九州・山口9県災害時相互応援協定」に基づき、大規模な災害が発生し、被災県独自では十分に応急措置ができない場合において、九州・山口9県に対し、応援を要請する。

参考資料 6-1 九州・山口9県災害時相互応援協定

4 「緊急消防援助隊」等の出動の要請

大規模災害発生時において、市（島尻消防）は、消防組織法第44条に基づき、必要に応じ県を通じて総務省消防庁長官に対して「緊急消防援助隊」等の出動を要請し、救急、救助、消火活動等について応援を求める。

また、航空応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、応援を要請する。

第3項 県が実施する支援との連携（実施主体：総務1班）

市の行政機能が喪失又は機能低下した場合は、次のような県が実施する支援を連携して行う。

1 県調査隊との連携による被害情報の把握

市は、本市に対しヘリコプター等により県職員の調査隊が派遣された場合には、連携して被害情報を把握するとともに、県等からの支援について連絡調整を行う。

なお、県は市において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合は、要請を待たずに派遣を行う。

2 バックアップに必要なニーズの把握

市は、県職員の派遣及び県保有資機材等の提供等を要請する際は、市の機能をバックアップするために必要なニーズを県と連携し、把握する。

3 派遣職員の配置及び輸送等の調整

市は、本市における派遣職員の配置や輸送等の調整を県と連携し行う。

なお、被災により本市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合、市に与えられた以下の権限により実施すべき応急措置については、その全部または一部を、県が代行する。

- (1) 警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限
- (2) 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限
- (3) 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

第4項 応援受入れ体制（実施主体：総務1班）

1 他市町村等への応援要請時の受入れ

市長は、他市町村等への応援を要請する場合には、関係機関と連絡調整を図り、その受入れ体制を準備する。

受入れに当たっては、支援の種類、規模、到着予定日時、場所等を確認のうえ、その支援活動が円滑に実施できるよう、県と連携を図る。

2 海外からの受入れ

市は、県の災害対策本部等から海外からの支援受入れの連絡があった場合には、支援受入れの可否を判断し、受入れを決定した場合は県と連絡調整を図り、その受入れ体制を整備する。

第6節 避難計画

市は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、危険区域内の住民等に対して避難のための立退きを指示し、人命の安全を確保する。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 避難指示等の発令等	総務1班、広報班
第2項 避難誘導の実施	総務1班、消防対策部、関係各班
第3項 避難所の開設及び運営管理	福祉班、総務2班、保健予防班
第4項 広域一時滞在	総務1班

第1項 避難指示等の発令等 (実施主体：総務1班、広報班、県、関係機関)

1 実施責任者

適切な避難指示等の発令により、住民の迅速・円滑な避難を実現することは、市長の責務である。ただし、状況により、関係法令に基づき避難のための立退きの指示、警戒区域の設定、避難の誘導、避難所の開設及び避難所への収容、保護は、次の者が行う。これらの責任者は相互に緊密な連携を保ち、住民等の避難が迅速かつ円滑に行われるように努める。

なお、災害発生により、市が全部又は大部分の応急対策事務の実施が不可能になった場合、知事は避難のための立退き指示等に関する措置の全部又は一部を市長に代わり実施する（基本法第60条第6項）。また、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

■高齢者等避難（警戒レベル3）＝危険な場所から高齢者等は避難

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	なし	警報等の伝達時には、基本法第56条により実施可能

※災害対策本部設置前の場合は、災害警戒本部長により提供する。

■避難指示（警戒レベル4）＝危険な場所から全員避難

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	基本法第60条	
知事	災害全般	基本法第60条	市長ができない場合に代行

■緊急安全確保（警戒レベル5）＝命の危険 直ちに安全確保！

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	基本法第60条	
知事	災害全般	基本法第60条	市長ができない場合に代行

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
警察官 海上保安官	災害全般	基本法第 61 条	市長から要請がある場合又は市長が避難の指示をするいとまのないとき
警察官	災害全般	警察官職務執行法第 4 条	
自衛官	災害全般	自衛隊法第 94 条	警察官がその場にいないとき
知事又はその命を受けた職員	洪水、津波、高潮、地すべり	水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条	
水防管理者（市長）	洪水、津波、高潮	水防法第 29 条	

■警戒区域の設定＝強制力があり、従わない場合には罰則がある。

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	基本法第 63 条	
知事	災害全般	基本法第 73 条	市長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	基本法第 63 条	市長から要請がある場合又は市長（委任を受けた職員含む）がその場にいないとき
自衛官	災害全般	基本法第 63 条	市長（委任を受けた職員含む）、警察官等がその場にいないとき
消防吏員 消防団員	火災	消防法第 28 条	消防警戒区域の設定
水防団長 水防団員 消防機関に属する者	洪水、津波、高潮	水防法第 21 条	
注) 人命を守るため必要と認めるときに設定するが、強制力があり従わない場合には罰則もあるため、不必要な範囲まで設定しないよう留意する必要がある。 <設定の考慮事項> ○災害危険の範囲が広範囲で、長期にわたる場合 ○応急対策上、やむを得ない場合			

2 避難指示等の基準

避難指示等の発令及び警戒区域の設定に関する基準は次のとおりとする。

なお、市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる（津波は除く）。

なお、情報発表の判断条件等の詳細については、別途「避難指示等判断・伝達マニュアル」に定めるものとする。

■高齢者等避難（警戒レベル3）の基準

区分		目安又は基準等
発令等の目安	発令時の大まかな状況	○災害が発生するおそれがある状況、すなわち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況
	発令の目安となる状況	○1～3時間後に河川増水や氾濫、重大な土砂災害のおそれがあるとき ○最大風速 50m/s 以上の非常に強い台風、又は特別警報の発表基準に該当する勢力の強い台風が通過するおそれがあるとき ○その他諸般の状況から避難準備を要すると認められるとき
発令等の基準	梅雨前線等に伴う大雨による浸水害	○大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表された場合 （大雨注意報の発表に伴い、発令を検討する）
	梅雨前線等に伴う大雨による土砂災害	○大雨警報（土砂災害）が発表された場合 （大雨注意報の発表に伴い、発令を検討する）
	台風に伴う高潮災害	○強風注意報が発表された場合 ○沖縄気象台が、嚴重な警戒呼びかけや、特別警報発表の可能性を知らせる記者会見を開催した場合
	高潮災害以外の台風災害	○強風注意報が発表され場合 ○沖縄気象台が、嚴重な警戒呼びかけや、特別警報発表の可能性を知らせる記者会見を開催した場合 （台風情報の発表（3時間毎）に伴い、発令を検討する）
	津波の場合	—
	その他の場合	○警戒体制に入り、周囲の状況から判断して危険が予想される場合
発令時に住民に求める行動		○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、危険な場所から避難場所へ避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ○高齢者以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせたり、家族等との連絡、非常用持ち出し品の用意等、避難準備を開始するとともに、早めの自主避難を心がける

■避難指示（警戒レベル4）の基準

区分		目安又は基準等
発令等の目安	発令時の大まかな状況	○災害が発生するおそれが高い状況、災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況
	発令の目安となる状況	○数年に一度の大雨を観測したとき、又は河川氾濫のおそれがあるとき ○重大な土砂災害が発生するおそれが高まったとき ○特別警報の発表基準に該当する勢力の強い台風が接近しているとき
発令等の基準	梅雨前線等に伴う大雨による浸水害	○記録的短時間大雨情報が発表された場合
	梅雨前線等に伴う大雨による土砂災害	○土砂災害警戒情報又は記録的短時間大雨情報が発表された場合 （大雨特別警報の発表に伴い、発令区域の拡大を検討する）
	台風に伴う高潮災害	○高潮注意報又は高潮警報が発表された場合
	高潮災害以外	○沖縄本島地方に台風を要因とする特別警報が発表された場合

区分		目安又は基準等
	の台風災害	○暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合 (強風注意報の発表に伴い発令を検討する)
	津波の場合	—
	その他の場合	○警戒体制が続き、周囲の状況が高齢者等避難の段階より悪化し、危険が差し迫ってきた場合
発令時に住民に求める行動		○危険な場所から全員避難する。立退き避難を原則とし、避難場所等への避難行動を開始する ○洪水や高潮等に対しては、ハザードマップ等により、屋内で身の安全を確保できるかを確認した上で、自らの判断で「屋内安全確保」することも可能

■緊急安全確保（警戒レベル5）及び警戒区域の基準

区分		目安又は基準等
発令等の目安	発令時の大まかな状況	○災害が発生又は切迫した状況、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高い状況、若しくは人的被害が発生し、身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険である可能性がある状況
	発令の目安となる状況	○数十年に一度の大雨で重大な浸水害、土砂災害の発生するおそれが非常に高いとき ○特別警報の発表基準に該当する勢力の強い台風が接近しているとき ○津波警報（注意報、特別警報を含む）を覚知、若しくは強い地震（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認めたとき ○その他人命保護上避難を要すると認められるとき ○応急対策上、止むを得ないとき
発令等の基準	梅雨前線等に伴う大雨による浸水害	○記録的短時間大雨情報が発表された場合 (大雨特別警報の発表に伴い発令を検討する)
	梅雨前線等に伴う大雨による土砂災害	○土砂災害警戒情報又は記録的短時間大雨情報が発表された場合 (大雨特別警報の発表に伴い発令を検討する)
	台風に伴う高潮災害	○高潮警報又は高潮特別警報が発表された場合
	高潮災害以外の台風災害	○暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合
	津波の場合(注)	○沖縄本島地方に津波注意報、津波警報、大津波警報のいずれかが発表された場合
	その他の場合	○警戒体制が続き、周囲の状況が避難指示の段階より悪化し、相当危険が差し迫ってきた場合
発令時に住民に求める行動		○確実な避難行動を直ちに完了 ○未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動
注) 津波については、大津波警報、津波警報、津波注意報により避難対象地域が異なることから、それぞれの避難対象範囲を予め定めておく必要がある。なお、津波は局所的に		

高くなる場合もあること、想定を超える範囲で浸水が拡大する可能性（河川沿いの津波の遡上を含む）があることも周知する必要がある。

また、停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合についても、避難指示を発令する。

3 避難指示等又は警戒区域の伝達

避難措置の実施者は、高齢者等避難開始、避難指示、警戒区域の設定において、次の事項を明らかにして発する。

■周知すべき事項

- 発令者
- 対象区域
- 高齢者等避難、避難指示の発令及び警戒区域の設定の理由
- 避難日時、避難先及び避難経路
- その他必要な事項

(1) 関係機関への通知

避難指示、警戒区域の設定を行ったものは、おおむね次により必要な事項を関係機関へ通知する。

参考資料 7-9 避難指示等発令情報（市町村用）

■関係機関への通知に関する必要措置

指示者・警戒区域の設定者	必要措置（関係機関への通知）	備考
市長の措置	市長→ 知事(県防災危機管理課) 市長→ 県内放送事業者	基本法に基づく措置
知事の措置	知事(県防災危機管理課)→ 市長	基本法に基づく措置
知事又はその命を受けた職員の措置	知事(県海岸防災課)→ 与那原警察署長	地すべり防止法に基づく措置
警察官の措置	警察官→ 与那原警察署長→ 市長→ 知事(県防災危機管理課)	基本法に基づく措置
	警察官→ 与那原警察署長→ 県警察本部長→ 知事(県防災危機管理課)	警察官職務執行法に基づく措置
海上保安官の措置	海上保安官→ 中城海上保安部→ 第十一管区海上保安本部→ 市長→ 知事(県防災危機管理課)	基本法に基づく措置 海上保安庁法に基づく措置
自衛官の措置	自衛官→ 市長→ 知事(県防災危機管理課)	基本法に基づく措置
水防管理者の措置	水防管理者→ 与那原警察署長	水防法に基づく措置
消防吏員・消防団員の措置	消防吏員・消防団員→ 市長	

(2) 住民への周知

避難指示、警戒区域の設定者は、必要な伝達事項及び伝達方法によりその発した指示、警戒区域を住民や本市の滞在者等に迅速に通知徹底するよう努める。

■住民への伝達事項及び伝達方法

伝達事項	伝達方法
○発令者 ○避難の指示、警戒区域の設定の理由 ○避難日時、避難先及び避難経路 ○避難に当たっての注意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・避難に際しては、必ず火気、危険物等の始末を完全に行うこと ・会社、工場にあっては、浸水その他の災害による油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気及びガス等の保安措置を講じること ・避難者は1人あたり3日分程度の食料・水・日用品及び衣類等を携行すること ・避難者は、必要に応じ防寒用雨具を携行すること ・災害に適した指定緊急避難場所へ避難すること 	○市防災無線等による伝達 ○関係者による直接口頭又は拡声器による伝達 ○広報車、市HPやSNS等の呼びかけによる伝達 ○報道機関を通じて行うテレビ及びラジオ等による伝達 ○広報車両等による伝達

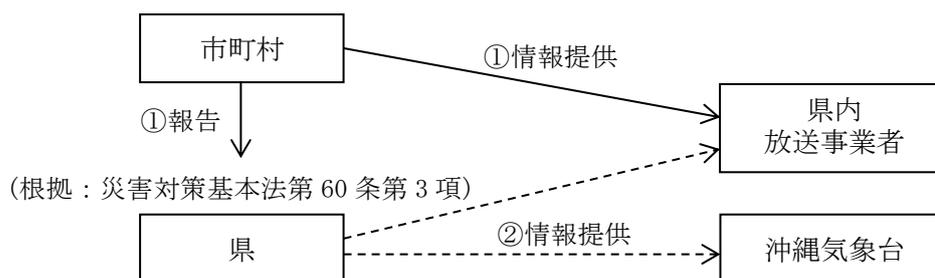
(3) 避難指示等情報の伝達ルート及び手段

市は、原則、県及び放送業者双方へ同時に情報を伝達する。直接、市から放送局への伝達が行えない場合等には、県を経由して伝達する。

伝達手段は原則として、FAX及び電話とする。

参考資料 3-5 避難指示等情報の伝達ルート及び手段

■伝達ルート



第2項 避難誘導の実施 (実施主体：総務1班、消防対策部、関係各班、関係機関)

避難の誘導は、避難の指示、警戒区域の設定者が行う。

避難誘導に当たっては、消防職員、消防団員、警察官及び市職員など、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提として、要配慮者、観光客、居住外国人を含む避難対象区域内の全ての者を対象とする。また、予想される交通規制等を考慮する。

■避難誘導の実施要領

実施事項	実施内容
避難の順位	避難の順位は、要配慮者（高齢者、幼児、障がい者、病人、妊産婦及び外国人等）を優先し、一般（防災に従事する以外の者）を次の順位とする
避難者の誘導	<p>避難指示後の避難者誘導は、避難指示者と市長が協力し、消防職員が中心となって行う。</p> <p>○避難誘導員は、避難立退きに当たっての携帯品を必要最小限に制限し、円滑な立退きについて適宜指導をする。</p> <p>○避難にあたり避難誘導員を配置し、避難時の事故防止並びに避難の安全・迅速を図る。</p> <p>○避難の経路は、災害時の状況に応じて適宜定めておき、避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示する。</p> <p>○在宅の避難行動要支援者については、避難行動要支援者支援計画に基づき、社会福祉協議会や民生委員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て各戸を訪問し、安否確認等による円滑な避難誘導を行う。</p> <p>○社会福祉施設等の入所者及び利用者については、施設の管理者が避難誘導を行う。その場合、市は可能な限り支援を行う。</p>
避難後の措置	避難した地域において、事後速やかに避難漏れや要救助者の有無を確認する。

第3項 避難所の開設及び運営管理（実施主体：福祉班、総務2班、保健予防班）

市は、避難所の開設及び避難者の収容保護を行う。救助法が適用された場合は、知事の補助機関として行う。

なお、市が避難所を開設したときは、直ちに避難所開設状況（開設日時、場所、収容人員、開設期間の見込み等）を知事（県民生活課）に報告しなければならない。

また、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況を適切に県に報告するよう努める。

また、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

参考資料 7-11 避難者名簿

参考資料 7-12 避難場所・避難所の設置基準

1 避難所の設置・開設

市は、次により避難所を設置・開設する。

■ 避難所の設置要領

避難所の設置事項	実施内容
避難所の開設	○避難所の設置は、集团的に収容でき、炊き出し可能な既存の施設を利用し、その他被害状況等の条件を考慮して、総務1班が適切と認めるものを避難所として開設する。

入所対象者	○避難所に入所できる者は、避難指示、警戒区域の設定を受けた者及び災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者とする。 ○新型コロナウイルス等感染症罹患者、感染疑い等については、県と連携し、その受入対応について協議する。
開設の期間	○避難所を開設できる期間は、災害発生から7日以内(救助法適用)とする。
避難所の区域	○地区毎に避難所をあらかじめ指定しておき、平常時から住民へ周知を図る。 ○なお、災害の種類及び被害状況等により避難所を変更又は新たに設置した場合は、その旨住民に周知を図る。
避難所が不足する場合	○避難所としての施設が不足する場合、次の措置を行う。 ・隣接市町村への収容委託、建物・土地の借り上げ等 ・県施設の一時使用要請 ・県を通じ、一時的に避難施設としての船舶の調達を要請
費用	○市が避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための人夫費、消耗器材費、建物及び器物の使用謝金、燃料費及び仮設便所等の設置費とする。

2 避難所の運営管理

市は、次により避難所を運営管理する。また、被災地区の状況に応じ、避難所の統合及び廃止を行う。

■避難所の運営管理要領

管理事項	実施内容
避難所の生活	○避難所の運営は、避難者による自治を原則とする。 ○運営担当者、居住区域の代表者(班長)を選定し、避難者による自主運営の手順や留意事項を周知する。 ○情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者住民、自主防災組織、ボランティア等の協力が得られるように努める。 ○要配慮者(高齢者、障がい者等)のニーズを把握したうえで支援するなど、避難生活について配慮する。 ○感染症等のまん延期には、特に感染症対策について周知徹底する。
避難者に係る情報の把握	○避難所毎に、そこに入所している避難者に係る情報の早期把握に努める。 〔避難者カード等(別紙様式)の作成〕 ○避難所毎に、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等に係る情報の早期把握に努める。 ○指定避難所以外に避難している被災者、親戚・知人宅等に避難している被災者の所在も把握し、これらの被災者への情報伝達や問い合わせ等に対応する。 ○感染症等による体調不良や容体の急変に留意し、県や医療機関等と連携して対応する。
避難所の環境	○避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。 ・食事供与の状況やトイレの設置状況等の把握に努める。 ・避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置

	<p>の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品及び女性用下着の女性による配布、巡回警備等による避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。 ・テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。 ・ペットの同行避難を考慮して、避難場所敷地内にペット専用のスペースを確保するとともに、飼育ルールを定め、飼育について飼い主の自己管理を促すよう努める。
--	--

参考資料 7-10 避難者カード

3 福祉避難所の指定

市は、要配慮者が相談等を含む必要な生活支援が受けられるなど、安心して避難ができる体制を整備した福祉施設等を福祉避難所として指定する。

また、福祉避難所が不足する場合は、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難場所の確保に努める。

参考資料 2-1 指定緊急避難場所・指定避難所・避難所

4 避難者の移送

災害が甚大な場合又は緊急を要する場合の避難者の移送は、「本章 第13節 交通輸送計画」に定めるところによる。

5 避難長期化への対応

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、仮設住宅のほか、必要に応じて、旅館やホテル、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等、利用可能な宿泊施設や住宅等の提供について避難者に情報提供し、避難所の早期解消に努める。

6 被災者の生活環境の整備

市は、災害が発生したときは、遅滞なく避難所を供与するとともに、避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講じるよう努める。

また、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、その生活環境の整備に必要な措置を講じるよう努める。

7 在宅避難者等の支援

市は、やむを得ず避難所に滞在できない在宅避難者や自主避難所等の状況を把握し、食料等必要な物資の配布、保健師の巡回健康相談等による保健医療サービスの提供、生活支援情報の提供等に努める。

第4項 広域避難（実施主体：総務1班、県）

1 広域避難の協議等

市長は、災害が発生し、被害が甚大で、被災した住民の安全や居住場所、市内避難所利用が困難な場合は、県と協議し、被災地域外の市町村の施設等へ広域避難を行うものとする。

県は、市町村の要請に基づいて、避難可能な公共施設や民間施設を把握し、受入先市町村及び施設管理者と避難収容について調整を行う。

2 県外広域一時滞在の協議等

(1) 被災市町村の協議の要求

市長は、被災住民について他の都道府県での一時的な滞在（県外広域一時滞在）の必要があると認めるときは、知事に対し、他の都道府県知事と被災住民の受入れについて協議することを求める。

(2) 県知事の協議

県知事は、協議元市町村から要求があったときは、被災住民の受入れについて、他の都道府県の知事に協議しなければならない。

知事から通知を受けたときは、速やかにその内容を公示し、関係機関に通知する。

なお、広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかにその旨を協議先市町村長及び関係機関に通知、公示するとともに、知事に報告する。

3 県外広域一時滞在の受入れ

市は、他の都道府県知事（協議元都道府県知事）から被災住民の受入れについて県知事から協議を受けた場合は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れる。この場合において、広域一時滞在のために公共施設等を提供し、その旨を知事に報告する。

第7節 観光客等対策計画

市及び観光施設等の管理者は、観光客等対策を実施する。

なお、避難計画の基本的な事項は「本章 第6節 避難計画」のとおりである。

また、市内で発生する観光危機に関し、観光危機管理の基本的な対応策等について「南城市観光危機管理計画」を策定し、災害発生時における観光客等の安全・安心の確保に努める。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 避難情報の伝達及び避難誘導	総務1班、観光班、消防対策部、関係各班
第2項 避難収容	総務1班、福祉班、観光班、総務2班
第3項 帰宅困難者対策	広報班

第1項 避難情報の伝達及び避難誘導

(実施主体：総務1班、観光班、消防対策部、関係各班、事業者)

1 市の役割

市は、津波情報や避難情報を、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の観光施設や交通施設等に電話等により伝達する。

また、市職員、消防職員及び消防団員等により海岸、港湾等を巡回し、海水浴客及び釣り人等の来遊者に高台や最寄りの避難ビルへの避難を呼びかける。

2 観光施設等の役割

津波情報や市の避難情報を把握した宿泊施設や観光施設の責任者は、放送設備や拡声器等により、宿泊者や来遊者等に対し避難を呼びかけ、安全な場所へ誘導する。なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

3 交通機関の役割

津波情報や市の避難情報を把握した交通機関の管理者は、バスターミナル等の旅客に対し避難を呼びかけ、安全な場所に誘導する。

運行中の車両及び船舶等の旅客は、運転者等が運行管理者との連絡又は地域の避難誘導者の指示に従い、安全な場所まで誘導する。なお、避難情報が伝達されないとき場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

第2項 避難収容（実施主体：総務1班、福祉班、観光班、総務2班、事業者）

市は、観光客等の避難状況を把握し、一時的に収容する施設を確保する。施設が不足する場合は、宿泊施設及び事業所等に施設の提供を要請する。

また、観光施設の管理者、観光関係団体、交通機関及び警察等と連携し、観光客の人数確認、負傷者及び不明者等の安否情報を把握し、県に報告する。

なお、市及び観光施設の管理者等は、可能な限り飲料水・食料等を供給する。

第3項 帰宅困難者対策（実施主体：広報班）

市は、帰宅困難者に対し、災害の状況、飲料水・食料等の供給及び交通機関の復旧状況などの情報を、収容場所等でチラシ、テレビ及びラジオ等で提供する。

第8節 要配慮者対策計画

市及び要配慮者利用施設管理者は、要配慮者対策を実施する。

なお、避難計画の基本的な事項は「本章 第6節 避難計画」のとおりである。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 避難行動要支援者の避難支援	総務1班、福祉班、消防対策部
第2項 避難生活への支援	福祉班、保健予防班、市民対策班
第3項 学校、社会福祉施設及び医療施設における避難対策	社会指導班
第4項 外国人への支援	総務1班、総務2班

第1項 避難行動要支援者の避難支援（実施主体：総務1班、福祉班、消防対策部、事業者）

市は、平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報及び個別避難計画情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報及び個別避難計画情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求める。

避難誘導に当たっては、地域住民、自主防災組織及び民生委員・児童委員等の支援者の協力を得て、要配慮者への避難情報の伝達、安全な高台や避難ビル等への誘導及び安否の確認を行う。

避難後における避難行動要支援者への対応については、名簿情報及び個別避難計画情報を避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者ととも避難場所から避難所への移送を行う。

第2項 避難生活への支援（実施主体：福祉班、保健予防班、市民対策班）

1 避難時の支援

市は、要配慮者の避難状況や生活状況を把握し、必要な福祉対策のニーズを検討するとともに、専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。

避難所においては、専用スペースを設けるなど生活への配慮をするとともに、福祉避難所の設置や社会福祉施設等への緊急入所を行う。

また、市は状況に応じて県に対し専門的人材の派遣等の要請を行う。

2 応急仮設住宅への入居

市は、地域の支援のつながりや生活の利便性を考慮した場所に応急仮設住宅を設置し、要配慮者を優先して入居するように配慮する。

また、バリアフリー等の設備等についても、可能な限り要配慮者に配慮した福祉仮設住宅を設置する。

3 福祉サービスの持続的支援

市は、福祉サービス提供者等と連携を図り、可能な限り通常の福祉サービスが継続されるよう支援する。

第3項 学校、社会福祉施設及び医療施設における避難対策

(実施主体：社会指導班、事業所)

1 学校

市教育委員会又は学校長は、避難指示及び警戒区域の設定者の指示に基づき、児童・生徒の避難を速やかに実施する。

■あらかじめ定めた避難対策

- | | |
|-------------|-------------|
| ○避難実施責任者 | ○避難誘導の要領 |
| ○避難の順位 | ○避難後の処置 |
| ○避難先 | ○事故発生に対する処置 |
| ○避難誘導者及び補助者 | ○その他必要とする事項 |

2 社会福祉施設及び医療施設における避難対策

社会福祉施設及び医療施設の管理者は、避難指示権者の指示に基づき、当該施設利用者の避難を速やかに実施する。

第4項 外国人への支援 (実施主体：総務1班、総務2班)

市は、沖縄県国際交流・人材育成財団等の団体と連携して、外国人への相談、外国語による情報発信及び語学ボランティアの派遣等を行う。

第9節 水防計画

市は、水防法及び基本法の主旨に基づき、南城市における河川等の洪水、雨水出水、高潮又は津波等の水害から市民の生命、身体及び財産の保護を図る。

なお、水防計画の策定に当たっては、災害時における水防活動従事者の安全確保に配慮するとともに、必要に応じて河川管理者又は下水道管理者の同意を得た上で、河川管理者又は下水道管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川又は下水道に関する情報の提供等水防と河川管理等の連携を強化する。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 水防対策本部の設置	建設対策班
第2項 水防対策非常配備と出動	建設対策班
第3項 水防対策巡視	建設対策班、関係各班
第4項 避難のための立退き	総務1班、建設対策班、広報班

第1項 水防対策本部の設置（実施主体：建設対策班）

沖縄気象台より、洪水、大雨、津波及び高潮の発生のおそれがある予報・警報（暴風警報を除く）を受けたとき、又は市長が必要と認めたときからその危険が解消するまでは、災害警戒本部及び災害対策本部の必要要員により水防対策本部を設置する。

ただし、南城市災害対策本部が設置された場合、水防対策本部は同時に災害対策本部組織に統合される。

1 水防対策本部連絡会議

水防対策本部に連絡会議をおき、本部長、副本部長、本部員、その他本部長が必要と認める者をもって構成し、本部長がこれを招集する。

水防対策本部連絡会議における協議は、水防対策の全般に関する事項とする。

■水防対策本部の組織構成

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 本部長・・・・・・・・・・市長
<input type="checkbox"/> 副本部長・・・・・・・・・・副市長
<input type="checkbox"/> 本部員・・・・・・・・・・市災害対策本部の配備に準ずる |
|--|

2 水防対策本部の事務分掌

水防対策本部の事務分掌は、南城市災害対策本部の所掌事務に準ずる。

ただし、産業建設対策部建設対策班は、次の事務を行う。

■産業建設対策部建設対策班の事務分掌

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 水防対策本部連絡会議に関する事。 |
|---|

- 水害に関する気象予報・警報の受理、伝達に関すること。
- 災害情報の受理、伝達に関すること。
- 河川、土木等に関する水害調査及び総務対策部長への報告に関すること。
- 水害に関する応急対策に関すること。
- その他、関係機関との連絡調整に関すること。

第2項 水防対策非常配備と出動（実施主体：建設対策班）

1 水防対策非常配備体制の指示

本部長は、通常勤務から水防対策非常配備体制への切替を確実にを行うため、「第1章 第1節 組織計画」「第2章 第1節 組織計画」における災害時の配備基準の第一配備、第二配備を準用して、次の要領により配備を指示する。

■水防対策非常配備体制の種類

体制別	配備内容
第一配備体制	気象情報により警戒を必要とする場合、情報連絡に必要な人員を配備する。
第二配備体制	水防対策を要する事態の発生が予想されるに至った場合、又は情報を総合して事態が切迫した状態が認められるとき、所属人員全員を配備する。

2 非常登庁

水防対策本部員は、常に気象の変化に注意し、水防対策非常配備体制の発令が予想されるときは進んで所属長と連絡をとり、必要に応じて登庁する。

第3項 水防対策巡視（実施主体：建設対策班、関係各班）

水防対策本部所管の各班及び島尻消防は、県からの通報又はその他の方法により気象予報・警報等を知ったときは、危険が解消するまで絶えず河川、海岸堤防等を巡視する。

■通報の種類と方法

通報の種類	通報の方法
水位の通報	河川及びため池等の水位を逐次産業建設対策部、島尻消防に報告し、それぞれの管理者との情報交換に努める。
潮位の通報	海岸、漁港等の潮位の変動を絶えず監視し、危険潮位（標高より2m以上）に達したときは、直ちに関係対策班、関係機関及び団体等に通報する。

第4項 避難のための立退き（実施主体：総務1班、建設対策班、広報班）

市は、洪水又は高潮等により著しい危険があると認められるときは、水防法第29条に基づき、本章における「本章 第3節 災害広報計画」「本章 第6節 避難計画」により避難のための立退きを実施する。

第10節 消防計画

市及び島尻消防は、火災、風水害、地震等の災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、保有消防力の全機能をあげて目的達成に努める。また、本計画の他に島尻消防が定める「消防計画」に準ずる。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 消防体制・出動の確立	島尻消防
第2項 救助・救急活動	島尻消防
第3項 火災原因及び被害調査	島尻消防
第4項 相互応援要請	総務1班、島尻消防
第5項 消防の応援要請	総務1班、島尻消防

第1項 消防体制・出動の確立（実施主体：島尻消防）

消防署は、常に市内の火災発生に備えて何時でも出動できるように待機の体制を保つ。火災又はその他の災害が予想される警報が発せられた場合、消防隊編成及び出動計画に基づき出動し、火災防御にあたる。また、非番員等は、上司の指示に従い、必要に応じて現場若しくは消防署に出動し勤務に就く。

消防団員は、火災出動、その他の災害発生時にいつでも出動できる態勢をとるものとし、サイレン及び電話連絡等をもって出動する（火災又は諸災害発生時に対処するため、消防隊の出動は別に定める命令による）。

■火災警報（おおむね次のいずれかに該当する気象状況において、必要と認めたととき発する）

- 実効湿度が60%以下で、最小湿度が50%以下となり、最大風速が10m以上の見込みのとき
- 平均風速15m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき（降雨中は通報しないこともある）

第2項 救助・救急活動（実施主体：島尻消防）

指揮者はまず要救助者の有無を確認し、必要があれば捜索を実施し、要救助者がいれば各隊は協力して救急隊との連携のもと、救助活動に全力を投入する。

なお、火災に対処する第一義は人命救助とし、あらゆる消防活動に優先する。

負傷者の搬送及び収容は、原則として救急隊が行うものとするが、状況により消防車又は現場付近の車両をもって行う。

第3項 火災原因及び被害調査（実施主体：島尻消防）

火災原因及び被害調査の結果は、市長へ消防長からの報告を確認する。

第4項 相互応援要請（実施主体：総務1班、島尻消防）

消防長及び市長は、火災が延焼拡大し、大火災に進展の様相を呈したときは、「沖縄県消防相互応援援助協定」、「全国消防長会応援計画・受援計画」及び「消防相互援助協約」等に基づき、近隣市町村に応援を要請する。

第5項 消防の応援要請（実施主体：総務1班、島尻消防）

市長は、大規模な災害等が発生した場合は、「沖縄県広域消防相互応援協定」に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行う。

応援要請を行ったときは、応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。

また、島尻消防庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。

第11節 救出計画

市は、各救助機関と連携して迅速な救助活動を実施する。被災地の住民や自主防災組織等は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 被災者の救出	消防対策部
第2項 救出用資機材の調達	消防対策部、会計班
第3項 惨事ストレス対策	総務1班、保健予防班

第1項 被災者の救出（実施主体：消防対策部、関係機関）

市は、島尻消防又は消防団等を主体とした救出班を編成し、警察と相協力して、救出に必要な器具を借り上げるなど、情勢に応じた方法により被災者の救出を実施する。

また、市のみでは救出が実施できないと判断した場合、県に対して隣接市町村、警察及び自衛隊等の応援を求める。

なお、住民は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第2項 救出用資機材の調達（実施主体：消防対策部、会計班、関係機関）

救助機関は、各機関が所有する救出用資機材を使用する。資機材が不足する場合は、建設業協会等との協定や民間業者への要請により調達する。

第3項 惨事ストレス対策（実施主体：総務1班、保健予防班）

救助機関は、職員等の惨事ストレス対策を実施するため、必要に応じて総務省消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第12節 医療救護計画

市は、地震・津波等の災害により多数の傷病者が発生し、また、医療機関の機能が停止して混乱が生じた場合、医療救護及び助産を行う。

救助法が適用された場合の医療救護は県が行い、市長はこれを補助する。ただし、救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の実施を待つことができないときは、市長が実施する。

■本市の主な業務内容

- 現地における応急的医療施設の設置並びに管理
- 傷病者の救出、搬送及び災害現場の警戒並びに各機関における搬送の調整
- 日本赤十字地区長、分区長に対する出動要請
- 地区医師会に対する出動要請

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 医療救護及び助産の実施	保健予防班、福祉班、総務1班、消防対策部
第2項 医薬品、衛生材料等の調達	保健予防班
第3項 被災者の健康管理とこころのケア	保健予防班、児童福祉班、社会指導班

第1項 医療救護及び助産の実施

(実施主体：保健予防班、福祉班、総務1班、消防対策部)

1 情報の収集

市は、県及び医療機関と連携し、医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握する。

2 救護班の編成及び出動要請

市は、南部地区医師会及び医療関係機関による医療・助産救護班を編成する。

また、医療・助産救護班による医療及び助産救護が十分できない場合、また災害規模及び患者の発生状況によっては、日赤沖縄県支部救護班、沖縄県医師会、南部地区医師会、その他医療関係機関に派遣を要請し、協力を得て行う。

緊急な出産を要する場合は、最寄りの助産師によって行う等の措置を図る。

■救護班の編成

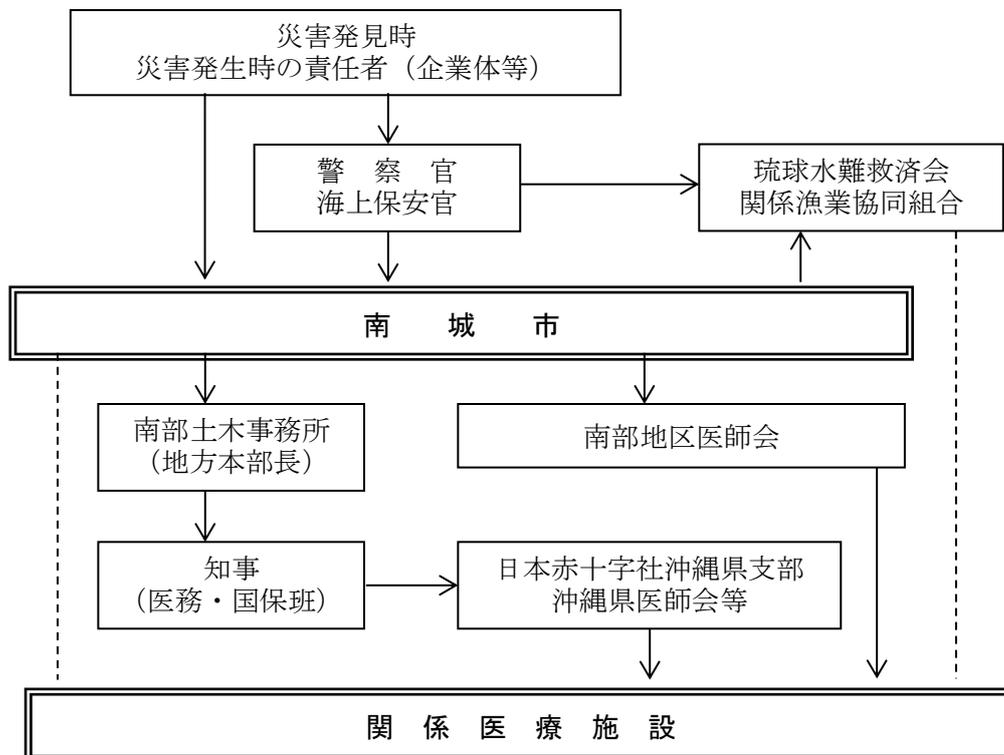
班名	機関名	構成人員	備考
医療・助産救護班	市（保健予防班） 南部地区医師会 市内各医療関係機関	医師 1人 助産師又は看護師 1人 保健師 1人 事務職員 1人	必要により運転手等助手1人

班名	機関名	構成人員	備考
県編成 医療班	保健所 県立病院 日本赤十字社 国立病院機構等 他市町村、県医師会	医師（班長） 1人 保健師、助産師、看護師 （准看護師を含む） 3人 事務員 1人 運転手 1人	計6人を基準

■医療、助産の費用及び期間

区分	費用	実施期間
医療	○医療・助産救護班による場合 薬剤、治療材及び破損した医療器具の修繕費用の実費 ○一般の病院又は診療所の場合 社会保険の報酬額以内 ○施術者による場合 協定料の額以内	災害発生の日から 14日以内
助産	○医療・助産救護班による場合 使用した衛生材料等の実費 ○助産師による場合 慣行料金の80%以内	分娩した日から 7日以内

■災害発生の通報連絡系統



通報内容

- | | |
|---|--------------|
| ① | 事故等発生（発見）の日時 |
| ② | 〃 の場所 |
| ③ | 〃 の状況 |
| ④ | その他参考事項 |

3 救護所の設置

市は、医療・助産救護班と連携して、救護所及び応急救護所を設置する。

■救護所の設置基準

設置区分	設置基準
救護所	診療所、その他医療機関を事前協議のうえ、救護所として利用設置する。
応急救護所	本部長の指示により、地域被災者の応急救護の拠点として避難場所・避難所（学校・公民館等）の罹災者の収容施設、罹災者の通行の多い地点及びその他適当と認める場所に臨時に設置する。

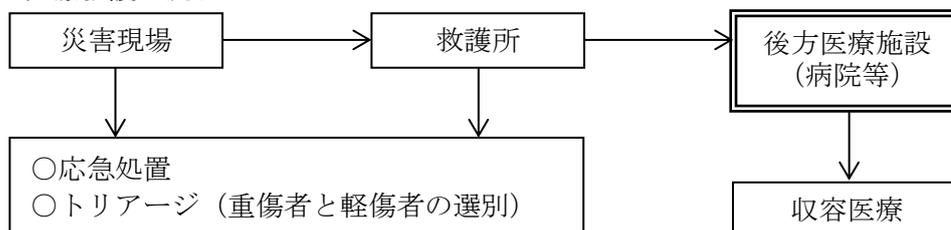
4 応急手当及び搬送

市は、医療・助産救護班によるトリアージ及び応急手当の後、後方医療機関での医療措置が必要とされた重傷者については、搬送先を考慮して、ヘリコプター等適切な搬送手段による搬送する。

傷病者の搬送は、原則として市及び消防署の救急車両等により行う。市は、道路の不通等でヘリコプターでの搬送が必要な場合において、県を通じて、ドクターヘリ、自衛隊、第十一管区海上保安本部又は米軍等のヘリコプターの出動を要請する。

参考資料 3-4 ヘリポートの準備要領

■医療救護の流れ



※後方医療施設：救護所では困難な重病・重症患者等の処置、治療を行う。
 （常設の公立、救急指定病院）

5 委託医療機関等による医療

医療・助産救護班による医療措置ができない者や救護措置が適切でない者は、委託医療機関（県及び国立の公立病院、助産所、近隣市町村の委託医療機関）において救護を行う。

参考資料 2-2 市内医療機関一覧

参考資料 3-6 沖縄県の通報連絡等救急医療対策系統図

■委託医療機関

- 救助法適用市町村区域内の病院・診療所における入院治療施設
- 近隣市町村区域内における病院・診療所における入院治療施設

6 船舶の利用

市は、大規模な災害により被災地の医療施設が不足する場合、県を通じて、第十一管区海上保安本部及び海上自衛隊等に対し所有船舶の供用を要請する。

第2項 医薬品、衛生材料等の調達（実施主体：保健予防班、県）

1 医療、助産活動に必要な携行資材の補給方法

救護所において、医療及び助産の実施に必要な医薬品、衛生材料及び医療器具等は、各編成施設の当該班の所持品、資材を携行し、繰替使用する。携帯不能又は不足の場合は、南部地区医師会検診センターにおいて補給する。

また、当該地域での調達確保が困難な場合、県（薬務衛生班）に対し、確保・輸送の要請を行う。

2 血液製剤の確保

市は、災害時における輸血用血液製剤が円滑に供給できるよう県（薬務衛生班）を通し、沖縄県赤十字血液センターへの輸血用血液製剤の確保・要請に努める。

第3項 被災者の健康管理とこころのケア

（実施主体：保健予防班、児童福祉班、社会指導班）

1 被災者の健康状態の把握

救護班は、避難所・仮設住宅等での巡回健康相談を実施し、住民の健康状態の把握と対応を決定する。

2 こころのケア

市は、県と連携し、こころのケア対策を実施する。

■災害発生後の各段階におけるこころのケア活動の概要

段階区分	こころのケア活動の概要
フェーズ0 発生直後、おおむね24時間	①安全確保・正確な情報収集と情報提供 ②安心感の提供（社会的支え） ③こころのケア体制の検討 等
フェーズ1 発生後～数日間	①主に避難所でのこころの相談・医療の提供 ②精神障がい者の把握 ③遺族へのケア 等
フェーズ2 発生数日後から数週間	①要支援者の把握 ②こころのケア（新たに発生するこころの問題） ③支援者への技術支援・勤務体制への助言（過労防止） 等
フェーズ3 発生数週間～	①こころのケア（長期的なこころのケア） ②要支援者への継続支援 ③交流の場の提供 等
フェーズ4 発生数ヶ月後～終結	①要支援者への継続支援 ②健康相談（巡回型・固定型） ③地域づくり

（出典：福島県 心のケアマニュアル）

3 継続的治療への対応

市は、人工透析等、継続的治療が必要な被災者の状況を把握し、必要に応じて医療機関や南部地域災害医療本部に対応を要請する。

第13節 交通輸送計画

市は、災害時における交通の確保並びに被災者、応急対策要員及び応急対策物資、資機材の緊急輸送について、交通の危険及び混乱を防止するとともに、安全確保と輸送等を確実にを行う。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 交通規制	建設対策班
第2項 緊急輸送	総務1班、財政班、保健予防班、福祉班
第3項 応急対策	建設対策班

第1項 交通規制（実施主体：建設対策班、県、関係機関、事業者）

1 交通規制の実施

各責任者は、災害時における交通の規制を行うものとし、相互協力を図りながら被災者、応急対策要員及び応急対策物資の緊急輸送が円滑に行われるよう努める。なお、交通規制区間が複数の管理道路にまたがる場合又は互いに隣接する場合は、関係する実施責任者間で総合調整を図るものとする。

■交通規制の種別・内容

実施区分	規制種別	規制内容（根拠法）
陸上	道路管理者	危険箇所 ○災害時において道路施設の破損等により、施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路管理者が交通を禁止し、又は制限する（道路法に基づく規制「道路法第46条」）
	県公安委員会	危険箇所 ○災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、公安委員会は歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する（道路交通法に基づく規制「道路交通法第4条」）
	県公安委員会	災害緊急輸送 ○県公安委員会は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあっては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する（基本法に基づく規制「基本法第76条」）

実施区分		規制種別	規制内容（根拠法）
海上	海上保安本部	特定港内及び危険箇所	○船舶交通安全のため必要があると認めるとき ○海難の発生、その他の事情により特定港内において、船舶交通の混雑の生ずるおそれがあるとき、又は混雑緩和に必要なとき
		災害緊急輸送	○海上保安官がその職務を行うため、周囲の状況から真にやむを得ないと認めるとき（港則法・海上保安庁法に基づく範囲「港則法第37条、海上保安庁法第18条」）

2 交通規制に伴う各種措置の実施

(1) 相互連絡

道路管理者と警察機関は、相互に緊密な連絡をとり、交通の規制を実施しようとするときは、あらかじめその規制の対象区間、規制期間及び理由を相互に通知する。

(2) 危険箇所における規制

市、県又は県公安委員会は、道路の破損、決壊、その他の状況により通行禁止又は制限する必要があると認めるときは、禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は、適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障がないよう措置する。特に、津波警報が発表された場合は、浸水想定区域への車両の流入を規制する。

(3) 緊急輸送のための規制

輸送機関及び県公安委員会は、災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者、又は災害対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため、必要があると認めるときは、次により適切な措置をとる。

■緊急輸送のための規制に伴う措置内容

実施機関	措置内容
緊急輸送機関の措置	災害地において、緊急輸送を実施しようとする機関の長は、あらかじめ日時種別、輸送量、車両の種別、発着地、経路、事由等を県公安委員会に連絡する。
公安委員会の措置（制限の必要を認めたとき）	○緊急車両以外の車両の通行禁止、又は制限の対象、区間及び期間を記載した様式1による表示及び適当な迂回路の表示を所定の場所に設置する。 ○上記の通行禁止、又は制限しようとするときは、あらかじめ当該道路管理者に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ当該道路管理者に通知するいとまがないときは、事後において速やかに通知する。 ○緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

(4) 交通規制等の禁止・制限の周知

県公安委員会は、災害時における通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等」という。）を行ったときは、基本法第76条の規定に基づき、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間、その他必要事項を周知させる。

(5) 発見者等の通報

災害時に道路及び橋梁等の交通施設の危険な状況、又は交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに市長又は警察官に通報する。

通報を受けたとき（者）は、警察官にあっては市長へ、市長にあってはその路線を管理する道路管理者又は警察機関へ通知する。

3 警察官、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防職員による措置命令等

(1) 警察官による措置命令等

警察官は、通行禁止等に係る区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）において、車両、その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じることができる。また、警察官は命ぜられたものが当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができない場合は、自ら当該措置をとることができる。

(2) 自衛官・消防職員による措置命令等

災害による危険発生又は発生するおそれがあると認められるとき、警察官がその場にいらない場合、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防職員は、自衛隊及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な運行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。なお、当該措置をとったときは、直ちにその旨を管轄する警察署長に通知しなければならない。

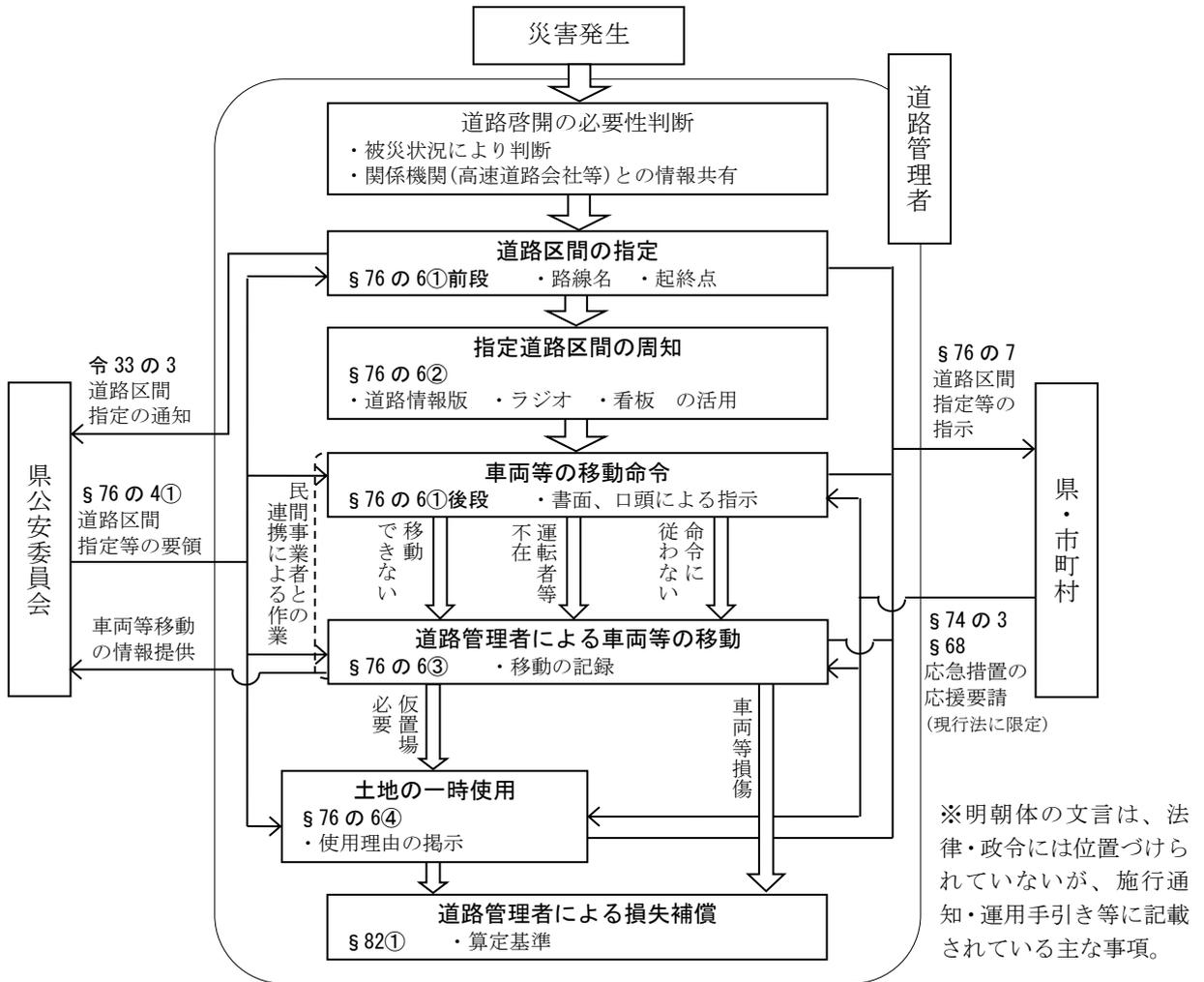
4 放置車両等の移動等の措置

道路管理者は、放置車両等について、次の措置を講じる。

■放置車両等の移動等に関する措置

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急を要するとき、又は県公安委員会から要請を受けたときは、区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。○道路管理者は、上記の措置のため、やむを得ない必要があるときは、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分することができる。○市は、知事からの指示等があった場合は、速やかに上記の措置を実施する。 |
|---|

■基本法に基づく車両等の移動の流れ



5 車両運転者の責務

車両の運転者は、基本法第76条の規定に基づく通行禁止等が行われたときは、次の措置をとらなければならない。

■車両運転者のとるべき措置内容

規制区分	措置内容
道路区間及び区域に係る通行禁止等が行なわれた場合	道路区間や区域に係る通行禁止等が行われたときは、車両を当該道路区間や道路以外の場所に移動させる。移動させることが困難なときは、できる限り道路の左端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。
警察官の指示を受けた場合	その他警察官の指示を受けたときは、それに従う。

6 交通施設の応急対策

交通施設の災害応急対策は、「本章 第28節 公共土木施設応急対策計画」の定めるところとする。

第2項 緊急輸送

(実施主体：総務1班、財政班、保健予防班、福祉班、県、関係機関、事業者)

市長は、被災者の避難、その他応急対策の実施に必要な輸送を行う。
 ただし、次の場合は県が緊急輸送に必要な措置をとる。

■県による緊急輸送に必要な措置

- 災害範囲が広域で、車両等の確保配分について調整を必要とする場合
- 輸送実施機関において、輸送不可能の状態と認められる場合

1 緊急輸送の対象・内容

■緊急輸送の対象・内容

優先段階	対象内容
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ○救助、救急、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 ○消防、水防活動等、災害の拡大防止のための人員、物資 ○政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等、初動の応急対策に必要な要員、物資等 ○後方医療機関へ搬送する負傷者等 ○緊急輸送に必要な輸送施設・拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ○第1段階の継続 ○生命維持に必要な物資（食料・水等） ○傷病者、被災者の被災地外への輸送 ○輸送施設の応急復旧等に必要な人員・物資
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ○第2段階の継続 ○災害復旧に必要な人員及び物資 ○生活必需品

2 緊急輸送の実施

輸送の方法は、輸送物資等の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案し、適当な方法による。

輸送実施機関は、所属職員のうちから輸送責任者を指名し、当該物資等を輸送する車両等に同乗させる等の措置を講じる。

(1) 道路輸送

1) 車両等の確認

市は、輸送のために必要とする自動車及び運転者を確保する。

■輸送のために必要とする自動車及び運転者

- 応急対策を実施する機関に属する車両等
- 公共的団体に属する車両
- 営業用の車両等
- 自家用の車両

2) 緊急通行車両への標章の掲示

市は、事前届出により証明書の交付を受けた緊急車両について、標章を掲示する。

■緊急通行車両等の内容

優先段階	対象内容
緊急通行車両の事前届出	緊急通行車両の確認を迅速かつ円滑に行うため、緊急通行車両の事前届出を、知事又は県公安委員会に提出し、届出済証の交付を受ける。
緊急通行車両の標章及び証明書	緊急通行車両の使用者は、知事又は県公安委員会より標章（様式2）及び証明書（様式3）の交付を受け、被災地における交通の混乱の防止を図る。
標章の掲示	上記により交付を受けた車両は、当該車両の前面の見やすい箇所に標章を掲示する。

参考資料 7-17 車両通行止・緊急通行車両標章及び証明書

3) 市有車両の確保

財政班は、市有車両の確保を行う。各班長は、車両を必要とするときに必要な事項を明示して配車を要請する。

財政班は、各班長から配車の要請があった場合は、車両の保有状況、応急対策の内容及び緊急度を考慮のうえ使用車両を決定し、要請した班へ通知する。

■配車の要請に必要な事項

- 輸送日時及び輸送区間
- 輸送対象の人数、品名及び数量
- その他必要な事項

4) 民間車両（市有車両以外）による輸送

市は、必要な車両確保が困難な場合で、民間車両により輸送を行うときは、沖縄総合事務局運輸部にあつせんを依頼し、迅速な輸送の実施に努める。

5) 費用の基準

費用の基準は、次のとおりとする。

■費用の基準

- 輸送業者による輸送又は車両の賃借料は、通常の料金とする。
- 官公署、その他公共機関等の所有車両の使用については、燃料費程度を負担する。

6) 燃料の確保

市は、車両による輸送を行う場合は、沖縄県石油商業組合・沖縄県石油業協同組合に優先的な供給を要請する。

(2) 海上輸送の実施

災害のため陸上輸送が困難、又は海上輸送がより効果的な場合、輸送実施機関が船舶を借り上げ、輸送を実施する。

1) 県有船舶による輸送

市は、県有船舶による輸送を必要とするときは、県（総括情報班）に対し、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要請し、その後速やかに文書を提出する。

■県有船舶による輸送の要請時に必要な事項

<ul style="list-style-type: none"> ○災害の状況及び応援を必要とする理由 ○応援を必要とする期間 ○応援を必要とする船舶数 ○応急措置事項 ○その他参考となるべき事項

2) 第十一管区海上保安本部船艇の派遣要請等

市長は、第十一管区海上保安本部船艇による輸送を必要とするときは、知事に対し要請及び要請後の措置を行う（「本章 第4節 自衛隊災害派遣要請計画」による要領に準ずる）。

3) 民間船舶による輸送

市長は、民間船舶により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部にあつせんを依頼し、迅速な輸送の実施に努める。

(3) 空中輸送

市は、災害の発生による交通途絶等の理由により空中輸送の必要を生じた場合は、次の措置を講じる。

■空中輸送の措置

実施項目	実施内容
空中輸送の実施及び要請等	災害による交通途絶その他の理由により、空中輸送の必要が生じた場合は、空中輸送の実施を行う。また、空中輸送要請及び要請後の措置並びに撤収要請については、「本章 第4節 自衛隊災害派遣要請計画」による要領に準ずる。
ヘリポートの整備	空中輸送（緊急患者空輸、物資の空輸等）を受ける場合に備え、ヘリコプターの発着又は飛行機からの物資投下が可能な場所の選定、整備に努め、災害時における空中輸送の円滑化を図る。

(4) 人力等による輸送

災害時の人力等による輸送を行う場合に備え、安全かつ効率的な輸送通路について検討し、地域住民の協力のもと迅速適切な措置がとれるよう努める。

3 広域輸送拠点の確保

市は、救援物資の受入れのために、施設又は空地に広域輸送拠点を確保する。

第3項 応急対策（実施主体：建設対策班、県）

1 台風・大雨時の応急対策

各道路管理者及び与那原警察署は、災害警戒段階から緊密に連携し、道路の巡視、点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。

特に、避難指示等が発表された場合は、避難対象地区の道路の浸水、土砂災害及び倒木等の被害状況を確認し、市に伝達する。

与那原警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ及び車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

2 交通施設の応急対策

交通施設の応急対策は、「本章 第28節 公共土木施設応急対策計画」の定めるところによる。

第14節 治安警備計画

災害時における住民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持を目的に対策を図る。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 警察への協力・出動要請等	総務1班、広報班
第2項 警察による災害警備	-

第1項 警察への協力・出動要請等

(実施主体：総務1班、広報班、県、与那原警察署)

市は、自主防災組織等と連携し、被災地において警察が行うパトロールや生活の安全に関する情報提供等の活動に協力し、住民の安全確保に努める。

なお、市長は、治安警備、社会秩序の維持に必要な場合は、次により警察に対して協力・出動等を要請する。

■警察の災害警備措置要領

段階	体制	活動内容
準備体制	台風が接近し、又は大雨、高潮、洪水等の警報・注意報等が発せられ、予想される災害の発生までに相当の時間的余裕がある場合は準備体制をとる。	<ul style="list-style-type: none"> ○おおむね次に掲げる活動を行う。 ○災害警備連絡室（本部）の設置 ○気象、災害情報の収集及び伝達 ○事前広報 ○関係機関との連絡 ○装備資機材の準備 ○通信の確保 ○警察施設の防護
警戒体制	管内に暴風、大雨、高潮、津波、地震等の警報が発せられ災害（大規模災害を除く）による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、警戒体制をとる。	<ul style="list-style-type: none"> ○準備体制に掲げる活動のほか、おおむね次に掲げる活動を行う。 ○災害警備（準備）本部の強化 ○警備本部要員の招集 ○警備部隊の編成及び事前配置 ○装備資機材の事前配備 ○広報体制の確立 ○警備部隊の応援要請 ○補給
非常体制	大規模災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、非常体制をとる。	<ul style="list-style-type: none"> ○準備体制及び警戒体制に掲げる活動のほか、おおむね次に掲げる活動を行う。 ○避難誘導及び警戒措置 ○被害調査 ○救出・救助活動 ○行方不明者の捜索及び遺体の検分 ○犯罪の予防及び検挙

段階	体制	活動内容
		○応援部隊の派遣調整 ○交通秩序の維持及び交通規制の実施 ○広報活動

■警察への協力・出動の要請等

市長の措置	措置内容
災害応急措置	市長は、災害応急対策に関する措置をとるときは、警察署長に連絡を行い、両者が密接に協力する。
協力要請	市長が警察官の協力を求める場合は、原則として警察署長に対して行う。
出動要請	市長が警察官の出動を求める場合は、警察署長を経て災害応急対策責任者である警察本部長に要請する。

第2項 警察による災害警備（実施主体：与那原警察署）

警察は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害被害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急的対策を実施して、本市における社会秩序の維持にあたる。

警察が行う警備活動は、「沖縄県地域防災計画」、「沖縄県警察災害警備実施要綱」、「与那原警察署災害警備実施要綱」による。

第15節 救助法適用計画

災害に際して救助法を適用し、応急的及び一般的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 救助法適用後の救助の実施	福祉班、総務1班
第2項 救助法の適用基準	福祉班、総務1班
第3項 救助法の適用手続	福祉班、総務1班

第1項 救助法適用後の救助の実施（実施主体：福祉班、総務1班）

知事は、救助法の適用後の救助業務を実施する。この場合、市は県（知事）の補助を行う。ただし、知事が必要があると認めるときは、市長が行うことができる（救助法第30条）。

■救助の種類

- 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 被服、寝具その他生活必需品の給与
- 医療及び助産
- 被災者の救出
- 被災した住宅の応急修理
- 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 学用品の給与
- 埋葬
- 遺体の捜索及び処理
- 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物の除去

※救助法の適用に至らない災害についての被災者の救助は、市防災計画に定めるところにより市長が実施する。

第2項 救助法の適用基準（実施主体：福祉班、総務1班）

1 救助法の適用基準

本市における救助法に基づく救助は、次に掲げる事項に該当する。

■救助法の適用基準

- 本市の被害世帯数が60世帯以上
- 県内全域の被害世帯数が1,500世帯以上で、うち本市内30世帯（上記の1/2世帯）以上
- 県内全域の被害世帯数が7,000世帯以上で、本市の被害状況が特に救助を要する状態

- 次の事項により、知事が特に救助の必要を認めるとき
- ・災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情（災害が隔絶した地域に発生したものである等）がある場合であって、多数の世帯の住家が焼失したとき
 - ・多数の生命又は身体に危険を受け、又は受けるおそれが生じた場合
- 災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とするとき

2 被害世帯の算定基準

被害世帯とは、住家が全壊（焼）、流失等により滅失した世帯の数である。その他の損壊に対しては、次の表による換算基準とする。

なお、被害世帯に対する算出適用の人口基準は、災害直前の国勢調査人口による。

■被害世帯の算定基準表

住家損壊内容	被害世帯数1（滅失世帯）の算定
全壊（焼）・流失等による滅失	1世帯
半壊・半焼等の著しい損壊	2世帯
床上浸水、土砂堆積等による一時的居住不可能な状態	3世帯

第3項 救助法の適用手続（実施主体：福祉班、総務1班）

市長は、救助法の適用基準に該当し、又は該当する見込みがある場合、直ちに知事へ報告する。

災害の事態が急迫（知事による救助の実施を待ついとまのない等）な場合、市長は救助法に定める救助を行い、直ちに知事に報告する。その後の処置については知事の指示を受ける。

参考資料 3-8 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

第16節 給水計画

市は、災害により飲料水を得ることができない者に対し、生活に必要な飲料水を供給し、被災者を保護するとともに施設等の応急復旧を行う。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 飲料水の供給	水道対策班
第2項 水道施設の応急復旧	水道対策班

第1項 飲料水の供給（実施主体：水道対策班）

市は、被災者に対する応急飲料水の供給を行う。救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行なうため必要があると認めるときは市長が行うことができる。給水対象者、給水方法及び給水量は、次のとおりとする。

■給水対象者

- 災害のため、現に飲料水を得ることができない者とする。
- 救助法が適用された場合、本地域で自力による飲料水確保が不可能であれば、家屋・家財の被害世帯に係わらず給水実施ができる。
- ただし、罹災者であっても自力で近隣より飲料水が確保できれば供給の必要はない。

■給水方法

実施事項	実施内容
優先供給	○必要最小限の生活ができる用水の供給に限る。 ○医療施設、社会福祉施設、避難所等の施設に対しては優先的に給水を行う。
取水	○給水のための取水は消火栓その他の補給源等から行う。
消毒等	○取水が汚染しているとき、又は汚染のおそれがあるときは、水質検査を行い、ろ水器によるろ過及び洗浄剤の投入等により消毒を行う。
供給	○被災地への供給は、タンク車及び容器による搬送給水等、現地の実情に応じて適当な方法によって行う。
広報	○給水に際し、広報車又は報道機関等の協力を得て、給水日時、場所、その他必要な事項を市民に広報する。

■給水量

- 被災者に対する給水量は、1人1日2～3リットルとする。
- 補給水源の水量、給水能力及び施設復旧状況等に応じて給水量を増減する。

第2項 水道施設の応急復旧（実施主体：水道対策班）

市は、水道施設が破壊された場合には、給水のための重要度及び修理の可能性等を考慮して応急復旧を行い、必要に応じて市指定給水装置工事事業者の応援を求める。

第17節 食料供給計画

市は、被災者及び災害応急対策員に対する食料等の給与・供給のため、調達、炊き出し及び配給等を迅速かつ確実に実施する。

救助法が適用された場合は、知事又は知事から委任された市長が実施する。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 食料の調達	総務1班、総務2班
第2項 食料の供給活動	総務1班、総務2班、福祉班、支援対策班、教育総務班

第1項 食料の調達 (実施主体：総務1班、総務2班、県、事業者)

1 食料の需要の把握

総務2班は、開設避難所及び総務1班等と連絡を行い、食料の需要を把握する。総務1班は、災害応急対策活動従事者の人数を調査する。

2 食料の調達

総務2班は、市における備蓄食料、食料加工業者、製パン業者、スーパー等から弁当、パン、副食品、炊き出し用米穀、野菜等を調達する。乳児に対しては、粉ミルク等を県及び販売業者等から調達する。

県からの食料調達方法は、次のとおりとする。

■県からの食料調達方法

区分	調達方法
米穀、災害用乾パン	○米穀については、市長が知事（流通政策班）に米穀の応急買受申請を行い、知事発行の応急買受許可書により指定業者手持ちの米穀を調達する。 ○災害用乾パンについては、市長が知事に災害用乾パンの買受要請を行い、これに基づき知事が沖縄総合事務局に売却申請を行い調達する。
その他の主食、副食及び副調味料等	○原則として市が行うが、緊急調達の必要がある場合は、県及び他市町村の応援を要請し調達する。

第2項 食料の供給活動

(実施主体：総務1班、総務2班、福祉班、支援対策班、教育総務班)

1 食料の集積（保管）場所及び輸送

総務1班は、食料の集積（保管）場所を市の施設等から選定して管理する。総務2班、福祉班、支援対策班は、配給に関する輸送を行う。

2 食料の配給

配給する食料は、災害発生第1～2日目は備蓄食料・弁当・パン等、第3日目以降は米飯の炊き出し又は弁当・パン等により行う。また、乳幼児に対しては粉ミルク等を配給する。配給の際は、食料品等受払簿（別紙様式）を作成する。

食料の供給対象者は次のとおりとする。

参考資料 7-14 食料品等受払簿

■食料の供給対象者

- 避難指示等に基づき、避難所に入所している人
- 住家が被害（全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水）を受け、炊事が不可能な人
- 住家が被害を受けたため、一時縁故先等へ避難する人
- 旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない人
- 米穀の供給機能が混乱し、通常の供給を受けることが不可能な人
- 災害応急対策活動従事者

3 炊き出しの実施

炊き出しは、福祉班、教育総務班が中心となり、自治会、女性会等のボランティアに協力を要請し行う。炊き出し場所は、各避難所等（補助施設として給食センター：学校給食優先）とし、市は必要な原材料、燃料等を調達する。

なお、炊き出しに当たっては、常に食料品の衛生に留意する。また、食料の提供に当たっては、要配慮者や食物アレルギーの被災者に配慮し、原材料表示や献立表の掲示等を行うものとする。

第18節 生活必需品供給計画

市は、被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の調達、給与及び貸与を行う。

救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認められるときは市長が実施する。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 生活必需品物資等の調達	総務2班
第2項 生活必需品物資等の給与及び貸与	総務2班
第3項 生活必需品物資等の集積及び輸送	総務2班、支援対策班
第4項 救援物資の受入れ	総務2班

第1項 生活必需品物資等の調達（実施主体：総務2班、県、事業者）

市は、応急救助用として必要最小限の数量の生活必需品物資等を備蓄する、関係業者との密接な連絡により物資を調達する。

必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し応援を要請する。

第2項 生活必需品物資等の給与及び貸与（実施主体：総務2班）

市は、世帯構成員別に被害状況を把握し、物資の配分計画を立て、迅速確実な供給に努める。また、購入による供給は、救助法の供給、貸与の基準の範囲で行う。

生活必需品等の供給の際は、生活必需品等の供給状況（別紙様式）を作成する。

なお、物資は時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、夏季の暑さ対策等の被災地の実情を考慮し、さらには、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した物資を供給する。

参考資料 7-15 生活必需品等の供給状況

■給与貸与の基準（救助法を基本とする）

区分	給与・貸与の範囲
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○災害により住家に被害を受けた者（住家の被害程度は全・半（焼）、流失、床上浸水等で、直ちに日常生活を営むことが困難な者）。 ○船舶の遭難等により被害を受けた者。 ○被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財道具を喪失した者。 ○被服、寝具その他生活必需品がないため、日常生活を営むことが困難な者。
品目	<p>給与及び貸与する物資等は、次に掲げる範囲内において現物をもって行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○寝具・・・・・・・・・・就寝に必要な最小限度の毛布等 ○衣類・・・・・・・・・・上着、下着等 ○身廻り品・・・・・・・・タオル、手拭い、靴、傘等 ○炊事用具・・・・・・・・鍋、釜、包丁、食器類、コンロ等

区分	給与・貸与の範囲
	○日用品・・・・・・・・石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨等 ○光熱材料・・・・・・・・マッチ、ろうそく等 ○その他・・・・・・・・懐中電灯、ラジオ等
費用	被服、寝具その他生活必需品の給与及び貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯あたりの費用を算出する（救助法に基づく）。
期間	災害発生の日から、10日以内とする（ただし、市長が認めた場合期間延長あり）。

注) 住家の被害世帯における対象基準は、救助法に基づく。

第3項 生活必需品物資等の集積及び輸送（実施主体：総務2班、支援対策班）

総務2班は、市の施設等から生活必需品の集積所を選定して管理し、輸送が必要なときは、支援対策班、その他の班の協力を得て実施する。

第4項 救援物資の受入れ（実施主体：総務2班、県）

1 救援物資の受入れ

市は、全国の自治体及び団体等からの救援物資を受入れる。市で救援物資の受入れができない場合は、県が市のニーズを把握し、救援物資提供の申出を受け付ける。

2 受入れルールの作成

救援物資を受入れる場合は、自治体、企業及び団体からの大口の提供のみとするなど、明確なルールを作成する。

3 救援物資の受入れ方法

県に救援物資の受入れ要請を行う場合は、次のとおりとする。

- ア 市のニーズを明確にし、必要な時期に必要な物資が提供されるよう要請する。
- イ 広域輸送拠点までの輸送は、提供先に要請する。
- ウ 広域輸送拠点での受入れ及び整理は、可能な限り民間物流業者等の供給システムを活用できるように要請する。
- エ 市は、港湾等の被害状況を踏まえて、ヘリコプター、又は船舶等の適切な手段での輸送を県に要請し、迅速に輸送する。

第19節 感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 感染症対策	環境衛生班、保健衛生班、水道対策班
第2項 保健衛生	保健予防班
第3項 し尿の処理	環境衛生班
第4項 食品衛生監視活動	環境衛生班
第5項 犬等及び特定動物（危険動物）の保護・収容計画	環境衛生班
第6項 ペットへの対応	環境衛生班

第1項 感染症対策（実施主体：環境衛生班、保健予防班、水道対策班、県）

市は、災害時における感染症対策について、県（南部保健所等）の指示を受け、必要な措置を行う。知事（県）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下本節において「法」という。）に基づき、感染症対策に必要な措置を行う。

1 感染症対策班の編成

環境衛生班は、感染症対策班を編成する。災害地域が広域にまたがるときは、その都度即応体制をとる。

■感染症対策班の編成

担当	配備体制	実施内容
調査係	人員：3名 車両：1名	実施責任機関となる県の医療衛生班に協力し、情報収集とともに地域の衛生に努める。
感染症対策係	人員：5名 車両：1名	保健所等の指導のもと、清潔方法及び消毒方法の施行、ねずみ族、害虫の駆除等、地域感染症対策の実施を図る。

2 感染症対策の指示、命令等

市長は、知事が感染症予防上必要と認め、その範囲及び期間等を定めて指示を発し、それを受けた場合、速やかに指示事項を実施する。

なお、知事又は市長が行う措置は、感染の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、最大限行わなければならない。

■知事の指示事項

- 消毒に関する指示（法第27条第2項及び法第29条第2項の規定）
- ねずみ族及び昆虫等の駆除に関する指示（法第28条第2項の規定）
- 生活の用に供する水の供給に関する指示（法第31条第2項の規定）
- 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第6条第1項の規定）

■感染症対策の実施内容

実施事項	実施内容
清潔方法	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症の患者が発生し、又は感染症がまん延するおそれがある場合において、感染症予防のため必要があると認められるときは、当該土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は管理者）に対し、清潔を保つよう指導する。 ○また、本市が管理する道路、溝渠、公園等の場所の清潔を保つよう努める。 ○津波災害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう十分に留意する。
消毒方法	○同法施行規則第14条に定めるところにより行う。
ねずみ族及び昆虫等の駆除	○同法施行規則第15条による。
生活の用に供される水の供給	○法第31条第2項の規定による知事（南部福祉保健所）の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水の供給措置を開始する。
臨時予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ○予防接種法第6条第1項の規定による知事（南部福祉保健所）の指示に基づく臨時予防接種は、対象者の範囲及びその時期又は期間を指定して実施する。実施に当たっては、特別の事情のない限り通常災害の落ち着いた時期を見計らって定期予防接種の繰り上げの実施等を考慮する。 ○ただし、集団生活の場である避難所で患者若しくは保菌者が発見され、まん延のおそれがある場合には、緊急に実施する。
避難所の感染症対策	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所を開設したときは、県の指導のもと避難所における感染症対策の徹底を期さなければならない。このため、避難所内における衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て感染症対策に万全を期する。 <p>〈感染症対策指導の重点事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ①疫学調査 ②清潔の保持及び消毒の実施 ③集団給食 ④飲料水の管理 ⑤健康診断

3 感染症対策薬剤の調達

環境衛生班は、感染症対策薬剤を緊急に調達する。それが不可能な場合は、県（南部保健所等）に調達あつせんの要請を行う。

第2項 保健衛生（実施主体：保健予防班）

保健予防班は、被災者の健康管理について、次の事項の実施を図る。

■被災者の健康管理内容

実施事項	実施内容
良好な衛生状態の保持	○災害による生活環境の激変は、被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとと

実施事項	実施内容
	もに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所等を設ける。
要配慮者への配慮	○高齢者、障がい者等の要配慮者の心身双方の健康状態には特別の配慮を行い、必要に応じて福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車いす等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得ながら計画的に実施する。
保健師等による健康管理	○保健師等による巡回健康相談等を実施し、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導）を行う。

第3項 し尿の処理（実施主体：環境衛生班）

市は、被災地におけるし尿の収集処分等、環境衛生の万全を図る。

ただし、被害が甚大のため実施できないときは、他市町村又は県の応援を求める。

1 し尿の収集・処理

市は、次の方法によりし尿の収集・処理を実施する。

■し尿の収集・処理方法

実施区分	実施内容
収集方法	し尿の収集は、被害の規模に応じ許可業者に指示して、集中汲み取りを実施する。
処理方法	し尿の処理は、原則としてし尿処理施設において処理する。必要に応じ、環境保全上支障のない方法で行う。

2 仮設便所等の設置及びし尿処理

市は、避難者の生活に支障が生じることがないように、避難所への仮設便所の設置をできる限り早期に完了する。

また、仮設便所の管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行うとともに、し尿の収集・処理を適切に行う。

3 清掃用薬剤の調達

市は、清掃用薬剤の調達の必要が生じたときは、適切に調達を実施する。

第4項 食品衛生監視活動（実施主体：環境衛生班、県）

市は、本市の被災状況から、県が災害時に食品衛生の監視が必要と認めたとき、県の食品衛生監視班の指導のもと食品衛生監視活動を実施する。

■食品衛生監視活動

○救護食品の監視指導及び試験検査

- 飲料水の簡易検査
- その他食品に起因する危害発生の防止

第5項 犬等及び特定動物（危険動物）の保護・収容計画

（実施主体：環境衛生班、県）

1 犬及び特定動物（危険動物）対策

市は、必要に応じて犬等収容班を組織し、次の対策を実施する。

■犬及び特定動物（危険動物）対策

実施区分	責任者	実施内容
犬及び負傷動物対策	県（衛生薬務課・自然保護・環境再生課・動物愛護管理センター）及び市	○災害時に必要に応じ、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、市飼い犬条例に基づき放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、猫、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行う。 ○収容・保管に際し、民間団体への場所又は施設の提供と適正な管理の協力を求める。
特定動物（危険動物）対策	県（自然保護・環境再生課） （協力機関：市、関係機関）	○動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険動物）が逸走した場合は、県の特定動物（危険動物）対策班設置にともない情報収集、関係機関の連絡調整を行う。また、飼養者に対して、人の生命、身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう命ずる。 ○所有者不明の場合、県の活動とともに警察及び民間団体に対し、特定動物（危険動物）の捕獲、収容その他必要な措置について、協力を求める。

2 保護・収容動物の公示

市は、保護収容された動物について、台帳を作成・県が公示する台帳の作成に協力する。

3 動物の処分

県は、所有者不明犬等、特定動物（危険動物）について、次のとおり処分する。

■動物の処分

区分	実施内容
所有者不明犬等	○狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし収容期間等は災害時の状況に応じて検討する。
特定動物（危険動物）	○人命・身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、当該危険動物を殺処分を検討する。 ○実施にあたり、警察、民間団体に対する必要な協力を求める。

第6項 ペットへの対応（実施主体：環境衛生班、関係機関）

災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想されるため、市は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。

特に避難所におけるペットの状況を把握するとともに、避難所敷地内に専用スペースを設置し避難者の生活場所と区分する。また、所有者責任による自己管理を徹底させる。

第20節 行方不明者の搜索、遺体処理及び埋葬計画

市は、災害により行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者）の搜索を行い、遺体の収容、処理及び埋葬を円滑に実施する。

救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは市長が実施する。

■担当区分

措置別	担当	協力機関等
行方不明者の搜索	島尻消防	警察、自衛隊、第十一管区海上保安本部
遺体の収容、処理及び埋葬等	民生対策部環境衛生班	自治会、住民、事業所等
行方不明者リストの作成	民生対策部市民対策班	自治会等

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 行方不明者の搜索	消防対策部、市民対策班
第2項 行方不明者の発見後の収容及び処置	消防対策部、環境衛生班
第3項 遺体の安置及び処理	環境衛生班
第4項 遺体の埋葬	環境衛生班、市民対策班
第5項 行方不明者の搜索等の費用及び期間等	市民対策班

第1項 行方不明者の搜索（実施主体：消防対策部、市民対策班、関係機関）

市は、搜索隊を編成し、関係機関と連携して行方不明者を搜索する。

■行方不明者の搜索方法等

実施事項	実施内容
行方不明者リスト	○市民対策班は各庁舎に行方不明者相談所を開設し、届出を受けた行方不明者について別紙様式（行方不明者届出票）を作成する。 ○その際、避難者名簿等と照会し、なお不明な者については、搜索者名簿を作成し、島尻消防へ送付する。
搜索隊の設置	○行方不明者の搜索を迅速、的確に行うため、必要に応じ島尻消防に搜索隊を設置し、行方不明者数及び搜索範囲等の状況を考慮し、消防職員を中心に各班員をもって編成する。
搜索の方法	○搜索に当たっては、災害の規模、地域、その他の状況を勘案し、関係機関と事前に打ち合わせを行う。

参考資料 7-11 避難者名簿

参考資料 7-18 行方不明者届出票

参考資料 7-19 搜索者名簿

第2項 行方不明者の発見後の収容及び処置

(実施主体：消防対策部、環境衛生班、関係機関)

市は、医療機関等と連携し、行方不明者の収容及び処置を行う。

■行方不明者の発見後の収容及び処置

実施事項	実施内容
負傷者の収容	○捜索隊が負傷者及び病人等、救護を要する者を発見したとき、又は警察及び第十一管区海上保安本部から救護を要する者の引き渡しを受けたときは、速やかに医療機関に収容する。
遺体の収容	○発見した遺体は、速やかに医師の検案を受け、警察官及び海上保安官による死体検分調書を作成後、遺体の引き渡しを受けたときは、直ちに公民館及び学校等適当な施設に搬送・収容する。 ○その際、環境衛生班は遺体調書（別紙様式）を作成する。
医療機関との連携	○捜索に関しては、負傷者の救護及び遺体の検案等が円滑に行われるように、環境衛生班及び医療機関等との連絡をあらかじめとっておく。

参考資料 7-20 遺体調書

第3項 遺体の安置及び処理 (実施主体：環境衛生班、関係機関、事業者)

市は、発見された遺体については、死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則）、海上保安庁死体取扱規則（昭和45年）の規定により、警察官又は海上保安官が所要の死体検視調書を作成した後、遺族又は市長に引き渡されるため、市長はその後必要に応じて遺体の処理を行う。

■遺体の安置・処理に関する実施内容

実施事項	実施内容
納棺、仮葬祭用品等の確保	○環境衛生班は、市内葬儀業者等の協力を得て、納棺用品、仮葬祭用品等必要な器材を確保するとともに、納棺作業の指導のための要員を確保する。
遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置	○遺体の識別のための処置として行う。
遺体の一時安置所の開設	○環境衛生班は、公民館及び学校、寺院等適切な場所を選定し、一時安置所を設置する。 ○その際、環境衛生班は一時遺体安置所を開設した旨の広報を実施し、身元の確認及び遺体の引受人を捜索する。
遺体調書及び遺体台帳等の作成	○環境衛生班は、死体検分調書等を引き継いだ遺体について「遺体調書」及び「遺体台帳」（別紙様式）を作成するとともに、棺に氏名等を添付する。
遺体の引渡し方法	○遺族その他より遺体の引き取りの申し出があったときは、「遺体調書」「遺体台帳」により整理のうえ引き渡す。

参考資料 7-20 遺体調書

参考資料 7-21 遺体台帳

第4項 遺体の埋葬（実施主体：環境衛生班、市民対策班）

身元の判明しない遺体、遺族等が判明していても、災害時の混乱で遺族等が遺体を引き取ることができないときは、本部長の許可を得て応急的な遺体の火（埋）葬を実施する。その際、市民対策班は、遺体火（埋）葬許可証の発行手続きをとる。このとき、環境衛生班は遺体埋葬台帳等を作成する。なお、火葬が困難な場合は、県に広域火葬を要請する。

また、納骨は遺族が行うが、身元不明の遺骨は、1年以内に引き取り人が判明しない場合、身元不明者取扱として市長（環境衛生班）が実施する。

参考資料 7-22 遺体埋葬台帳

第5項 行方不明者の捜索等の費用及び期間等（実施主体：市民対策班）

被災者の捜索や遺体の処理等についての費用及び期間は次のとおりである。

ただし、救助法が適用された場合は、「本章 第15節 救助法適用計画」に基づく。

■災害に遭った者の捜索・救出

条件別	基準内容
対象者	○災害のため現に生命及び身体の危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者に対して行う。
費用	○船艇、その他救出のための機械、器具等の賃借料、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常費用とする。
期間	○災害発生の日からおおむね3日以内とする。

■遺体の捜索

条件別	基準内容
対象者	○災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。
費用	○捜索における船艇、その他捜索のための機械、器具等の賃借料、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常費用とする。
期間	○災害発生の日からおおむね10日以内とする。

第21節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画

市は、災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、材木等の障害物、災害廃棄物が日常生活に著しく支障を及ぼしている場合に備え、除去及び処理についての対策を図る。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 障害物の除去	環境衛生班
第2項 災害廃棄物の処理	環境衛生班
第3項 ゴミの収集・処理	環境衛生班

第1項 障害物の除去（実施主体：環境衛生班、事業者）

市又は施設管理者は、自らの応急対策機材を用い、又は状況に応じて建設業者等の協力を得て障害物の除去を行う。

■ 除去内容及び責任者

区分	除去内容及び責任者
住居又はその周辺の障害物の除去	○住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物の除去は、市長が行う。救助法が適用された場合は、知事が実施する。 ○ただし、救助を迅速に行なうため必要があると認めるときは市長が実施する。
公共的施設・場所における障害物除去	○障害物が公共的な施設や場所に流入したときは、それぞれ所管する管理者が除去を行う。

■ 障害物の除去の対象方法

条件別	内容
除去の対象者	○居室、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分、又は玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者に対して行う。
対象	○住家が半壊及び床上浸水（土砂の堆積等により、一時的に居住できない状態になった場合を含む）した世帯とする。
費用	○ロープ、スコップ、その他除去のために必要な機械、器具等の賃借料、輸送費及び人夫費とする。
期間	○災害発生の日から10日以内とする。

■ 障害物の集積場所

○遊休地、公園、広場	○島尻環境美化センター等
------------	--------------

第2項 災害廃棄物の処理（実施主体：環境衛生班）

1 災害廃棄物処理体制の確保

市は、災害発生時に排出される多量の廃棄物を速やかに処理する体制を確保するため、国が策定した「災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定）」又は「水害廃棄物対策指針（平成17年7月）」、および「沖縄県災害廃棄物処理計画（平成29年3月）」に基づき、「南城市災害廃棄物処理計画」を策定する。

市のみでは廃棄物処理が困難な場合、情報提供や技術的な助言等を県に要請するとともに、県、国及び関係団体と調整し、広域処理体制の構築を図る。

2 仮置場、最終処分地の確保

市は、市内で災害廃棄物の仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合、県内の他市町村での仮置場及び最終処分地の確保について、県に要請する。

3 リサイクルの徹底

市は、災害廃棄物の処理に当たっては、適切な分別を行うことによって可能な限りリサイクルに努めることとし、リサイクルの技術面の指導や対応可能な業者の選定等を県に要請する。

4 環境汚染の未然防止、住民・作業者の健康管理

市は、障害物の除去に当たっては、有毒物質の漏洩やアスベストの飛散防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

第3項 ゴミの収集・処理（実施主体：環境衛生班）

市は、清掃班を組織し、清掃計画を策定したうえで、ゴミの収集・処理を行う。

■ゴミ収集・処理方法

実施区分	実施内容
収集方法	○ゴミの収集は、被災地及び避難所に委任業者の車両を配車して速やかに行う。 ○ゴミの集積地は、地域自治会長と協議して定める。
処理方法	○ゴミ処理は、原則として島尻環境美化センターにおいて処理する。必要に応じ、環境保全上支障のない方法で行う。
清掃用薬剤の調達	○清掃用薬剤の調達が必要な場合、市（環境衛生班）において調達する。

第22節 住宅応急対策計画

市は、災害により住宅を失い、又は破損したため居住することができなくなり、自力で住宅を確保することができない者に対し、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理、その他を実施する。

ただし、救助法が適用されたときは知事が行う。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 応急仮設住宅の設置等	福祉班、建設対策班
第2項 住宅の応急修理	福祉班、建設対策班
第3項 公営・民間住宅の確保	総務1班
第4項 住宅の被災調査	調査班、総務1班、関係各班

第1項 応急仮設住宅の設置等 (実施主体：福祉班、建設対策班)

市は、次により応急仮設住宅を設置する。ただし、救助法が適用されたときは知事が行う。

■ 応急仮設住宅の設置要領

区分	設置内容
対象者	○住家が全壊（焼）又は流失し、自らの資力では住宅を得ることができないと市長が認めた者。
設置戸数	○設置戸数は、住家が全壊（焼）又は流失した世帯の3割以内とする。 ○ただし、この範囲では困難な特別の事情がある場合は、厚生労働大臣に協議し、その承認を得て数の引き上げをすることができる。
設置場所	○設置場所は原則として市有地とするが、やむを得ない場合に限り私有地を借用して設置する。
規模及び費用	1戸あたり規模：29.7㎡（9坪） 構造：一戸建て、長屋建て又はアパート式等状況に応ずる。 設置費用：整地費、建築費、附帯工事費、人夫費、輸送費及び建築事務費の一切の経費を含めた額（救助法に準ずる額）。
着工及び供与期間	○応急仮設住宅の設置は、災害発生の日から20日以内に着工する。 ○また、応急仮設住宅として被災者に供与できる期間は完成の日から建築基準法第85条第3項による期限内（最高2年以内）とする。
要配慮者に配慮した仮設住宅	○高齢者等要配慮者であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護仮設等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を、仮設住宅として設置する。
入居者の選定	○入居者の選定に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者の入居を優先する。
運営管理	○入居者の状況に応じた適切な運営管理を行う。 ○応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努める。

区分	設置内容
	○女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。 ○必要に応じて応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。

第2項 住宅の応急修理（実施主体：福祉班、建設対策班）

市は、次により住宅の応急修理を行う。

■住宅応急修理の要領

区分	実施内容
対象者	○災害のため住家が半壊（焼）し、そのまま当面の日常生活を営むことができず、かつ自己の資力では住家の応急修理をすることができないと市長が認めた者。
戸数	○住家が半壊（焼）した世帯数の3割以内とする（沖縄県の規定に準ずる）。
規模及び費用	○居室、炊事場及び便所等の日常生活に欠くことのできない必要最小限の部分に対して行う。 ○本市における修理費用の限度額としては、救助法に基づく。
期間	○住宅の応急修理は、災害発生の日から一か月以内に完了させる。

第3項 公営・民間住宅の確保（実施主体：総務1班）

市は、公営住宅及び民間住宅の空家状況の把握に努め、その確保、利用に努める。

■公営・民間住宅を確保するための要領

住宅別	実施内容
公営住宅の確保	○市は、市営住宅の応急仮設住宅としての利用、確保に努める。 ○市営住宅の利用は、災害発生の日から3年間（公営住宅法第24条）に限る。 ○また、一時入居住宅として、正規の入居資格要件の有無を問わない。
民間住宅の確保	○民間の空き家等の賃貸住宅を借り上げ、仮設住宅としての利用、確保に努める。

第4項 住宅の被災調査（実施主体：調査班、総務1班、関係各班、関係機関）

市は、罹災証明発行のために、住家の被災状況の調査を行い、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊及び準半壊に至らない（一部破損）の区分で判定を行う。

県は、市の要請に基づき、全国から調査要員を確保し配置するなどの調整を行う。

1 被害家屋調査

(1) 事前準備

市は、被害家屋調査に際し、次の準備を行う。

■事前準備の内容

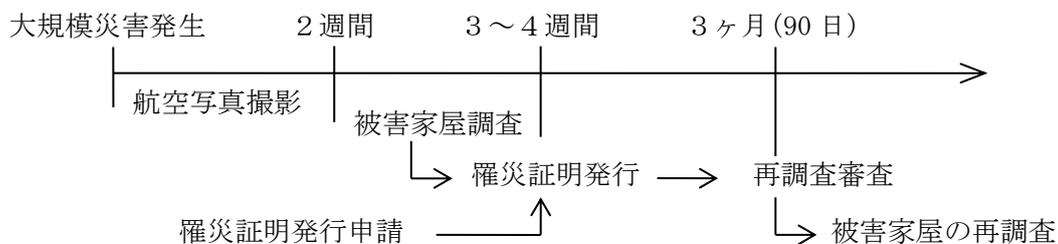
- 航空写真の撮影
- 調査員の確保(各部各班からの応援、ボランティア建築士、関係機関からの応援職員等)
- 調査備品等の準備(調査票、被害状況判定基準書、住宅地図、調査員運搬車両等)

(2) 被害家屋の調査の実施

市は、罹災証明を発行するに当たっての家屋被害判定は、「災害被害認定基準について(平成13年6月28日府政防第518号)令和3年6月24日改定」等を基に、外観からの目視調査から家屋被害調査票により行う。

参考資料 7-25 住家被害調査票

■被害家屋調査フロー



(3) 応援職員等の派遣要請

市は、中間調査の全体像から、班員のみ又は市職員のみで対応が可能かどうかを判断し、専門職(建築士等)が必要である又は人員が不足すると予想される場合は、応援要請を行う。その際、調査班は、総務1班に連絡し、他班又は関係機関等へ応援職員の派遣を要請する。

2 被害家屋再調査

市は、先に行った被害家屋調査の判定結果に不服のあった家屋及び物理的に調査ができなかった家屋について、申し出があった場合は被害家屋再調査を行う。

(1) 専門職の派遣要請

市は、再調査については、より専門的な知識等が求められるため、班員のみ又は市職員のみで対応が可能かどうかを判断し、専門職(建築士等)を必要とする場合は、応援要請を行う。その際、調査班は、総務1班に連絡し、関係機関等へ応援を要請する。

(2) 被害家屋再調査の判定

市は、先に行った調査基準「災害の被害認定基準の統一について(昭和43年6月14日結審第115号内閣総理大臣官房審議室長通知平成13年6月28日改正)」等に基づき、被害家屋再調査の判定を実施し、家屋内部への立ち入り調査から家屋被害再調査票により行う。

参考資料 7-25 住家被害調査票

第23節 二次災害の防止計画

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 応急危険度判定	建設対策班
第2項 被災宅地の危険度判定	建設対策班
第3項 二次災害の防止対策	建設対策班
第4項 高潮、波浪等の対策	建設対策班

第1項 応急危険度判定（実施主体：建設対策班、県、関係機関）

1 事前準備

建設対策班は、次のとおり被害建物の応急危険度判定士の有資格者を確保するとともに、作業体制を確立する。

■有資格者の派遣要請

- 県、他市町村へ派遣を要請する。
- 市内建築関係団体へ派遣を要請する。
- ボランティア募集のための広報等を行う。

■応急危険度判定の作業体制

- 受入れ判定士の名簿作成
- 判定基準の資料準備
- 判定統一のための打ち合わせ等
- 移動方法、担当区域の配分
- 判定を標示する用紙等の準備
- その他必要な事項

2 応急危険度判定の実施

「震災建築物等の被災度判定基準及び復興技術指針」（一般社団法人日本建築防災協会）に従って、目視にて応急危険度判定を行う。

判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」に区分し、3色のステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等を記載し建物の見やすい場所に貼り付ける。

■判定の内容

- 「危険」：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない
- 「要注意」：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である
- 「調査済」：建築物の損傷が少ない場合

3 判定後の措置

市は、判定の結果、「危険」とされた建物は、立ち入り禁止の措置等をとる。

4 建物の解体、撤去

市は、上記により応急危険度を判定し、「危険」と判断された建築物を優先して建物所有者に解体、撤去の措置を促す。また、自力で撤去できないものについては、市長が必要と認めた場合において実施する。

なお、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

第2項 被災宅地の危険度判定（実施主体：建設対策班、県、関係機関）

市は、地震や豪雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の拡大による二次災害を防止するため、県及び関係団体の支援を受けて被災宅地の危険度判定を実施する。危険度判定は、「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル（平成26年3月、被災宅地危険度判定連絡協議会）」により実施し、判定結果を表示する。

また、被害状況により被害の拡大が予想される場合は、応急対策や避難指示等の必要な措置をとる。

第3項 二次災害の防止対策（実施主体：建設対策班、国）

市は、最初に発生した災害後の水害や土砂災害等に備え、二次災害防止施策を講じるとともに、避難対策を実施する。

また、県を通じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣を国に要請し、被災状況の迅速な把握、湛水排除など被害の発生及び拡大の防止及び被災地の早期復旧その他災害応急対策に協力を得る。

第4項 高潮、波浪等の対策（実施主体：建設対策班、県、国）

市は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、県及び国が実施する海岸保全施設等の点検、応急工事及び警戒避難体制等の応急対策に協力する。

第24節 教育対策計画

市は、教育施設又は児童・生徒及び園児の被災により、通常の教育を行うことができない場合は、応急教育の確保を図る。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 応急教育対策	社会指導班、教育委員会
第2項 学校給食対策	教育総務班、教育委員会
第3項 社会教育施設等の対策	教育施設班
第4項 被災児童・生徒の保健管理	保健予防班、社会指導班
第5項 文化財の保護	文化財班

第1項 応急教育対策（実施主体：社会指導班、教育委員会）

各実施責任者は、災害時の教育に関する応急対策を実施する。

■災害時の教育に関する実施責任者

実施責任者	実施内容
市長	○市立小中学校、その他の文教施設の災害復旧 ○知事の補助機関として救助法による教科書、教材及び学用品の支給
市教育委員会	○市立小中学校、児童・生徒に対する応急教育（救助法が適用されたとき、又は市で実施することが困難な場合、知事又は教育委員会が関係機関の協力を求めて適切な措置をとる）
県知事	○救助法の適用事項
県教育委員会	○県立学校、その他の文教施設の災害応急復旧 ○県立学校の生徒に対する応急教育
各学校長	○災害発生時の学校内の応急措置

1 学校施設（小・中学校）の確保

災害の規模及び被害の程度により、次の施設を利用する。

■利用施設等の対応策

被害規模	利用施設等の対応策
校舎の一部が使用不能	○特別教室、屋内体育館等の施設を利用する。 ○不足時には、二部授業等の方法を図る。
校舎の全部又は大部分	○公民館等の公共的施設、又は隣接学校の校舎等を利用する。
特定の地区が全体的な被害	○避難先の最寄りの学校、又は被害を免れた公民館等の公共的施設等を利用。 ○利用すべき施設がない場合、応急仮設校舎の建設を実施。
本市域内に適当な施設がない場合	○市教育委員会は、県教育事務所を通じ、県教育委員会に対し、施設あつせんを要請する。

2 教育職員の確保

県教育委員会は、県教育事務所及び市教育委員会との密接な連携を図り、教職員の確保に努め、応急教育実施の支障をきたさないよう適切な教育を行う。

3 教科書、教材及び学用品の支給

市は、被害状況を県教育委員会に報告するとともに、小中学生に対し必要な教科書等を給与する。

■教科書、教材及び学用品の支給

実施区分		実施内容
被害状況の調査報告 (被災児童・生徒・教科書等)		○市長は、被災した児童・生徒、災害によって焼失した教科書及び教材の状況を県教育委員会に報告する。 (「本章 第2節 災害状況等の収集・伝達計画」に準ずる)
支給 (あっせんされた現品等)	救助法適用世帯の児童・生徒	○給与の対象となる児童・生徒の数は、被災者名簿について当該学校における在籍の確認を行い、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握する。 ○教科書は、学年別、発行所別に調査集計し、調達配分する。 ○文房具、通学用品は、前期給与対象人員に基づいた学用品購入(配分)計画表により購入配分する。
	救助法適用世帯以外の児童・生徒	○市又は本人の負担とする。

4 被災児童・生徒の転校、編入

教育長は、被災児童・生徒の転校、編入について定める。

第2項 学校給食対策 (実施主体：教育総務班、教育委員会)

学校長は、応急給食について、県教育委員会、県学校給食会、保健所と協議のうえ、実施する。

第3項 社会教育施設等の対策 (実施主体：教育施設班)

管理者は、公民館等の施設は本市の災害応急対策のため利用されることを踏まえ、被害状況の把握に努めるとともに、被災した施設・設備等の応急修理等を速やかに実施する。

第4項 被災児童・生徒の保健管理 (実施主体：保健予防班、社会指導班)

市は、被災児童・生徒の心の相談を行うため、カウンセリング体制の確立を図る。

第5項 文化財の保護（実施主体：文化財班）

市教育委員会は、被災文化財について、県文化財審議委員等専門家の意見を参考にして、文化財としての価値を維持するよう、被災文化財個々についての対策を所有者等に指示し指導する。

第25節 労務供給計画

市は、災害時における応急対策実施のため、各実施機関における職員動員等では十分に対応できない困難な事態が発生した場合、労務者及び職員等を確保する。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 職員の派遣・あっせん（相互応援協力計画）	総務1班
第2項 一般労働者の供給	総務1班
第3項 従事命令、協力命令	総務1班

第1項 職員の派遣・あっせん（相互応援協力計画）（実施主体：総務1班）

市長は災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、次の機関の長に対し、当該指定地方行政機関の職員の派遣を要請する。

なお、派遣要請・あっせんの手続きに当たっては、職員の派遣・要請に関する文書に、必要事項を記載する。

■職員の派遣要請先

- 指定地方行政機関の長（基本法第29条第2項）
- 他の市町村長（地方自治法第252条の17）

■職員の派遣あっせん

- 知事に対し、指定地方行政機関の職員派遣についてあっせん要求（基本法第30条第1項）
- 知事に対し、地方自治法第252条の17の規定による職員派遣についてあっせん要求（基本法第30条第2項）

■派遣・要請に必要な事項

- 派遣を必要とする理由
- 派遣を要請する職員の職種別人員数
- 派遣を要請する期間
- 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- その他職員の派遣について必要な事項

第2項 一般労働者の供給（実施主体：総務1班）

市は、次により一般労働者の供給を依頼する。

■一般労働者の供給の方法

供給方法	実施内容
供給手続き	○市長は、沖縄公共職業安定所長（ハローワーク）に対し、次の事項を明示して労務者の供給を依頼する。 ・作業内容（目的又は救助種目） ・必要労務者数 ・労働期間・時間 ・就労場所 ・賃金 ・その他必要な事項（人夫雇上げ理由等）
賃金の基準	○賃金の基準は、南城市会計年度任用職員の給与を基準とし、災害時の事情等を勘案して決定する。
賃金の支払い	○賃金の支払い事務は、「南城市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則（令和2年南城市規則第14号）」に準じて、その担当班の所属課が行う。
労務者の輸送方法	○労務者の輸送は、原則として市の車両によって行う。

第3項 従事命令、協力命令（実施主体：総務1班）

災害応急対策の実施に伴う人員不足に対し、市長及び知事（県）が必要と認めた場合は、従事命令、協力命令を発する。

参考資料 7-23 公用令書、公用変更令書及び公用取消令書

■人的公用負担に関する命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策事業（災害応急対策全般）	従事命令	基本法第65条第1項	市長
		基本法第65条第2項	警察官、海上保安官
		基本法第65条第3項	自衛官（市長の権限を行う者がその場にいない場合）
		警察官職務執行法第4条	警察官
		自衛隊法第94条	自衛官（警察官がその場にいない場合）
災害救助作業（救助法に基づく救助）	従事命令	救助法第7条第1項	知事
	協力命令	救助法第8条	
災害応急対策事業（災害救助を除く応急措置）	従事命令	基本法第71条1項	知事 市長 （委任を受けた場合）
	協力命令	基本法第71条2項	
消防作業	従事命令	消防法第29条5項	消防吏員
水防作業	従事命令	水防法第17条	水防管理者、水防団長、消防機関の長

注）知事（知事が市長に権限を委任した場合の市長を含む）の従事命令の執行に際しては、法令等の定める令書を発行する。

■ 人的公用負担に関する命令対象者

命令区分（作業対象）	対象者
基本法及び救助法による知事の 従事命令（災害応急対策並びに救 助作業）	○医師、歯科医師又は薬剤師 ○保健師、助産師又は看護師 ○土木技術者又は建築技術者 ○土木、左官、とび職 ○土木業者、建築業者及びこれらの従業者 ○地方鉄道業者及びその従業者 ○軌道経営者及びその従業者 ○船舶運送業者及びその従業者 ○港湾運送業者及びその従業者
基本法及び救助法による知事の 協力命令 （災害応急対策並びに救助作業）	○救助を要する者及びその近隣の者
基本法による市長、警察官、海上 保安官の従事命令 （災害応急対策全般）	○市区域内の住民、又は当該応急措置を実施すべき 現場にある者
警察官職務執行法による警察官 の従事命令（災害緊急対策全般）	○その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他 関係者
消防法による消防職員、消防団員 の従事命令（消防作業）	○火災現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団 長、消防機関の長の従事命令 （水防作業）	○区域内に居住する者、又は水防の現場にある者

■ 物的公用負担に関する公用負担の種類と執行者

対象物	公用負担の種類	根拠法	執行者
消防対象・土地	使用、処分 使用制限	消防法第29条 第1項	消防吏員 消防団員
土地	一時使用	水防法第21条 第1項	市長
土石、竹材、その他資材	使用、収用		
車両、その他の運搬具、器具	使用		
必要物資の生産集荷配給、保管、運 送業者	保管命令	救助法第23条 の2第1項	指定行政機 関の長
必要な物資	収用	基本法第78条 第1項	指定地方行 政機関の長
病院、診療所、助産所、旅館、飲食 店	管理	救助法第26条 第1項	知事（市 長）
土地、家屋、物資	使用	基本法第71条 第2項	
必要物資の生産集荷配給、保管、運 送業者	保管命令		
必要な物資	収用		
他人の土地、建物、その他の工作物	一時使用	基本法第64条	

土石、竹材、その他資材	使用、収用		警察官
災害を受けた工作物又は物件で応急措置の実施の支障になるもの	除去、その他の必要な措置	基本法第64条	海上保安官 自衛官

■ 傷害・損失等に対する補償等

区分	実施内容
傷害等に対する補償 (基本法第84条第1項)	○市は、従事命令(警察官又は海上保安官が基本法の規定により、市長の職権を行なった場合も含む)により、当該事務に従事した者が死亡又は負傷し、若しくは疾病となったときは、基本法施行令第36条に規定する基準に従い条例で定めるところにより、その者の遺族、若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。
損失等に対する補償 (基本法第82条第1項)	○市又は県は、従事命令等による処分によって通常生ずべき損失に対して補償を行う。

第26節 民間団体の活用計画

市は、災害の規模が大きく、地域社会の災害応急対策の円滑かつ迅速な処理を行うため、民間団体に協力要請を行う。

なお、大規模な被害、若しくは広範囲にわたる災害の発生等により、本市において処理できない場合、被災をまぬがれた隣接市町村又は知事（県）に協力を要請する。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 民間団体への協力要請	総務1班、総務2班、福祉班、教育総務班

第1項 民間団体への協力要請

(実施主体：総務1班、総務2班、福祉班、教育総務班)

市は、次の団体に対し、災害応急対策への協力を要請する。

■協力要請の対象団体

<input type="checkbox"/> 各自治会 <input type="checkbox"/> 女性会 <input type="checkbox"/> 青年連合会 <input type="checkbox"/> その他各種団体 <input type="checkbox"/> 民間事業所

■協力の要請方法及び実施内容

区分	実施内容
要請の方法	<input type="checkbox"/> 協力を要する作業に適する団体の長に対し、次の事項を明示して協力要請を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・協力を必要とする理由 ・作業の内容 ・期間 ・従事場所 ・所要人数 ・その他必要な事項
協力を要請する作業内容	<input type="checkbox"/> 災害現場における応急措置と患者等の搬出、危険箇所の発見及び連絡等への協力 <input type="checkbox"/> 救護所の設置に必要な準備、救護所における患者等の世話等への協力 <input type="checkbox"/> 被災者に対する炊き出し、給水への協力 <input type="checkbox"/> 警察官等の指示に基づく被災者の誘導 <input type="checkbox"/> 関係機関の行う被害調査、警報連絡への協力 <input type="checkbox"/> その他危険の伴わない災害応急処置の応援

第27節 ボランティア受入れ計画

市は、大規模災害時には、本市及び防災関係機関の職員だけでは十分な応急対策活動が実施できない事態が予想されるため、関係諸団体との連携のもと民間ボランティアの参加を求めるとともに、受入れ体制を整備する。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 ボランティア受入れ体制の整備	総務2班、福祉班
第2項 ボランティアへの協力要請と活動内容	総務2班
第3項 ボランティアの活動支援	総務2班、広報班

第1項 ボランティア受入れ体制の整備

(実施主体：総務2班、福祉班、関係機関)

市は、市社会福祉協議会、県、日本赤十字社、その他関係機関と連携を図り、ボランティア活動が円滑に実施できるように受入れ体制を整備する。

受入れに際しては、ボランティアの登録（別紙様式）を行い、高齢者介護や外国語能力等、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、その活動拠点の提供等の支援に努める。

参考資料 7-24 ボランティア登録名簿

第2項 ボランティアへの協力要請と活動内容 (実施主体：総務2班)

市は、ボランティアに対し、次の活動内容への協力を求める。

■ボランティア活動内容

種別	活動内容
専門ボランティア	○医療救護（医師、看護師、助産師等） ○無線による情報の収集、伝達（アマチュア無線通信技術者） ○外国人との会話（通訳及び外国人との会話能力を有する者） ○住宅の応急危険度判定（建築士等） ○その他、災害救助活動において専門技能を要する業務
一般ボランティア	○炊き出し ○清掃及び防疫 ○災害応急対策物資、資材の輸送及び配分 ○被災地外からの応援者に対する地理案内 ○軽易な事務補助 ○危険を伴わない軽易な作業 ○避難所における各種支援活動 ○その他、災害救助活動において専門技能を要しない軽易な業務 ○災害ボランティアセンターの運営に関する支援

	○その他必要なボランティア活動
--	-----------------

第3項 ボランティアの活動支援 (実施主体：総務2班、広報班)

1 ボランティアの活動場所の提供

市及び社会福祉協議会は、ボランティアに対し、次の活動場所を提供する。

■活動拠点の役割

区分	活動拠点の場所	役割
本部	市庁舎又は他の公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアの活動方針の検討 ○全体の活動状況の把握 ○ボランティアニーズの全体的把握 ○ボランティアコーディネーターの派遣調整 ○各組織間の調整（特に行政との連絡調整） ○ボランティア活動支援金の募集、分配
地区活動	市庁舎 市総合グラウンド 社会福祉施設 その他公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所等のボランティア活動の統括 ○一般ボランティアの受付、登録 ○一般ボランティアのオリエンテーション(ボランティアの心得、活動マニュアル) ○ボランティアの派遣 ○ボランティアニーズの受け皿、掘り起こしとコーディネーション ○ボランティアの活動記録の分析と次の活動への反映

2 設備機器の提供

市は、ボランティアに対し、市長が必要と認めかつ本市において提供可能な限り、電話、FAX、携帯電話、パソコン、コピー機、事務用品、自動車等の活動資機材を提供する。

3 情報の提供

市は、県と連携し、行政によって一元化された適切な情報をボランティア組織に提供し、情報の共有化を図る。また、ボランティア組織が必要とする情報に加え、住民に対する災害関連情報、生活情報も同時に提供する。

4 ボランティア保険への加入支援

市は、ボランティア保険の加入に際し、金銭面の支援に努める。

5 ボランティアに対する支援物資の募集

市は、県と連携し、ボランティアが必要としている物資を、報道機関を通じて報道するなど、ボランティア活動に対する金銭面や物的面の負担を軽減することに努める。

第28節 公共土木施設応急対策計画

市は、災害時における道路及び港湾・漁港施設等、公共土木施設の応急対策を実施する。
 なお、河川施設は「本章 第9節 水防計画」の各応急対策による。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 公共土木施設応急対策計画	建設対策班
第2項 土砂災害応急対策計画	総務1班、建設対策班

第1項 公共土木施設応急対策計画（実施主体：建設対策班、各管理者）

災害時における道路、港湾・漁港施設等の応急対策は、それぞれの管轄機関及び管理者が行うものとし、本市は各施設管理者等と調整を図る。

1 施設の防護

道路施設及び港湾・漁港施設の防護について、次の措置を講じる。

■防護に関する各種措置

施設	防護に関する各種措置
道路施設	<p>○本市内の道路に被害が発生した場合は、所管長に報告する。</p> <p><報告内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害の発生した日時及び場所 ・被害の内容及び程度 ・迂回道路の有無 <p>○自動車の運転者や地区の住民等が、決壊崩落土、橋梁流失等の災害を発見した場合は、直ちに警察及び消防機関に通報し、市長に報告されるよう常時指導・啓発しておく。</p>
港湾・漁港施設	<p>○市長は、護岸、岸壁等に被害が発生した場合は、各機関との調整及び所管長に報告する。</p> <p><報告内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害の発生した日時及び場所 ・被害の内容及び程度 ・泊地内での沈没船舶の有無

2 応急措置

道路管理者及び港湾管理者は、次の応急措置を講じる。

■施設管理者の応急措置

施設	措置内容
道路施設	○道路管理者は、災害が発生した場合に、全力を挙げて復旧に努めるとともに、迂回道路等の有無を十分調査し、交通の確保を図る。

施設	措置内容
港湾施設	○港湾管理者は、災害が発生した場合は全力を挙げて応急復旧に努めるとともに、再度災害を防止するため十分な応急措置を行い、背後の民家等を防護する。

3 応急工事

災害時の応急工事を迅速に実施するため、工事体制を確保したうえで応急工事を実施する。

■ 応急工事体制

実施区分	実施内容
要員及び資材の確保	○応急工事実施責任者による必要な事前措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急工事に必要な技術者、技能者の現況把握及び緊急時における動員方法。 ・ 地元建設業者の現地把握及び緊急時における調達方法。
応援又は派遣の要請	○応急工事実施責任者は、被害激甚のため応急工事が困難な場合、又は大規模対策を必要とする場合は、他の地方公共団体に対し、応援を求めて応急工事の緊急実施を図る。

■ 応急工事の実施内容

施設	応急工事の実施内容	
道路施設	○被害の状況に応じた仮工事等により、交通確保を図る。また、救助活動及び災害応急対策に必要な道路を重点的に実施する。 < 工事内容 > <ul style="list-style-type: none"> ・ 排土作業又は盛り土作業 ・ 仮舗装作業 ・ 障害物の除去 ・ 仮道、栈道、仮橋等の設備設置 	
港湾・漁港施設	背後地に対する防護	○津波による防波堤の破壊のおそれがある場合は、補強工作を行い、堤防の破壊又は決壊した場合は、潮止め工事、拡大防止応急工事を施工する。
	航路、泊地の防護	○河川から土砂流入及び波浪による漂砂等によって航路、泊地が被害を受け、使用不能となった場合は、応急措置として凌渫を行う。
	繫留施設	○岸壁、物揚場等の破壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。

第2項 土砂災害応急対策計画（実施主体：総務1班、建設対策班）

本市には、土石流や地すべりによる危険、又は急傾斜地による崩壊危険予想及び指定区域があり、警戒避難体制を定めて被害を軽減し、住民等の安全を図る。

土砂災害防止体制は「第1章 第1節 組織計画」「第2章 第1節 組織計画」に基づき、各班が緊密な連携のもとに危険区域の総合的な応急対策を実施する。

1 情報の収集及び伝達

市は、次により情報の収集・伝達を行う。

■情報の収集・伝達

実施項目	実施内容
情報伝達の方法	○気象予警報及び危険区域の状況等、災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達は、土砂災害情報システムを活用し、「第1章 第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画」、「第2章 第1節 気象警報等の伝達計画」、「本章 第2節 災害状況等の収集・伝達計画」及び「本章 第3節 災害広報計画」により、迅速かつ確実に行う。 ○なお、危険区域の情報の内容は急傾斜地の地表水、わき水、亀裂、竹木等の傾倒、人家等の損壊、住民及び滞在者の数等を報告する。
危険区域の情報連絡員	○危険区域の異常現象及び災害情報を迅速に把握するため、地元自治会の連絡員と密接な連絡をとる。

第29節 危険物等災害応急対策計画

市は、危険物による災害については、関係機関相互の密接な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 石油類に関する応急対策	総務1班、広報班、消防対策部
第2項 高圧ガス類に関する応急対策	総務1班、広報班、消防対策部

第1項 石油類に関する応急対策

(実施主体：総務1班、広報班、消防対策部、県、事業者)

石油類に関する応急対策は、次のとおりとする。

■石油類に関する応急対策

実施機関	実施内容
危険物施設	○消防法で定める危険物の製造所等の施設が危険な状態となった場合は、施設の責任者は次の応急措置を行うとともに、消防機関等関係機関に通報する。 <ul style="list-style-type: none"> ・危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。 ・タンク破壊等による漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。 ・従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。
南城市	○市は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示及び広報活動等を実施する。
沖縄県警察	○警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。

第2項 高圧ガス類に関する応急対策

(実施主体：総務1班、広報班、消防対策部、県、事業者)

高圧ガス類に関する応急対策は、次のとおりとする。

■高圧ガス類に関する応急対策

実施機関	実施内容
高圧ガス保管施設	○高圧ガス保管施設責任者は、高圧ガス保管施設が危険な状態となった場合、次の応急措置をとるとともに、消防機関等関係機関に通報する。 <ul style="list-style-type: none"> ・火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。

実施機関	実施内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス保管施設が危険な状態になったときは、直ちに製造又は消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外のものを退避させる。 ・充填容器等を安全な場所に移す。
南城市	○市は、保管施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難の指示等を実施する。
沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> ○高圧ガス保管施設全部又は一部の使用の停止を命ずる。 ○高圧ガスの製造、引き渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。 ○高圧ガス又はこれを充填した容器の廃棄又は所在場所の変更を命ずる。
沖縄県警察	○警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出及び避難措置、警戒区域の設定、交通規制等、災害拡大防止の措置を行う。

参考資料 3-2 危険物等災害の通報連絡系統図

第30節 海上災害応急対策計画

市は、基本法に定める災害、陸上の危険物貯蔵施設若しくは船舶からの大量の石油類等の危険物の海域への流出、その他の海上災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、関係機関が緊密な連携を保ち、相互協力体制のもとに、人命及び財産の保護、海上安全の確保、海上における治安の維持、流出油の防除、危険物の特性に応じた消火等の措置を講じて住民に及ぼす被害の軽減及び拡大防止対策を図る。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 災害対策連絡調整本部との連携	総務1班
第2項 海上災害防止対策	総務1班、消防対策部
第3項 海上災害時の対応	総務1班、消防対策部
第4項 流出油汚染事故等対策	総務1班、消防対策部
第5項 災害復旧・復興対策	総務1班、消防対策部
第6項 海上保安本部による災害応急対策	-

第1項 災害対策連絡調整本部との連携 (実施主体：総務1班、関係機関)

市は、防除活動を円滑かつ効果的に推進するため、第十一管区海上保安本部が設置する連絡調整本部又は現地対策本部と緊密な連絡を保ちながら災害対策を遂行する。

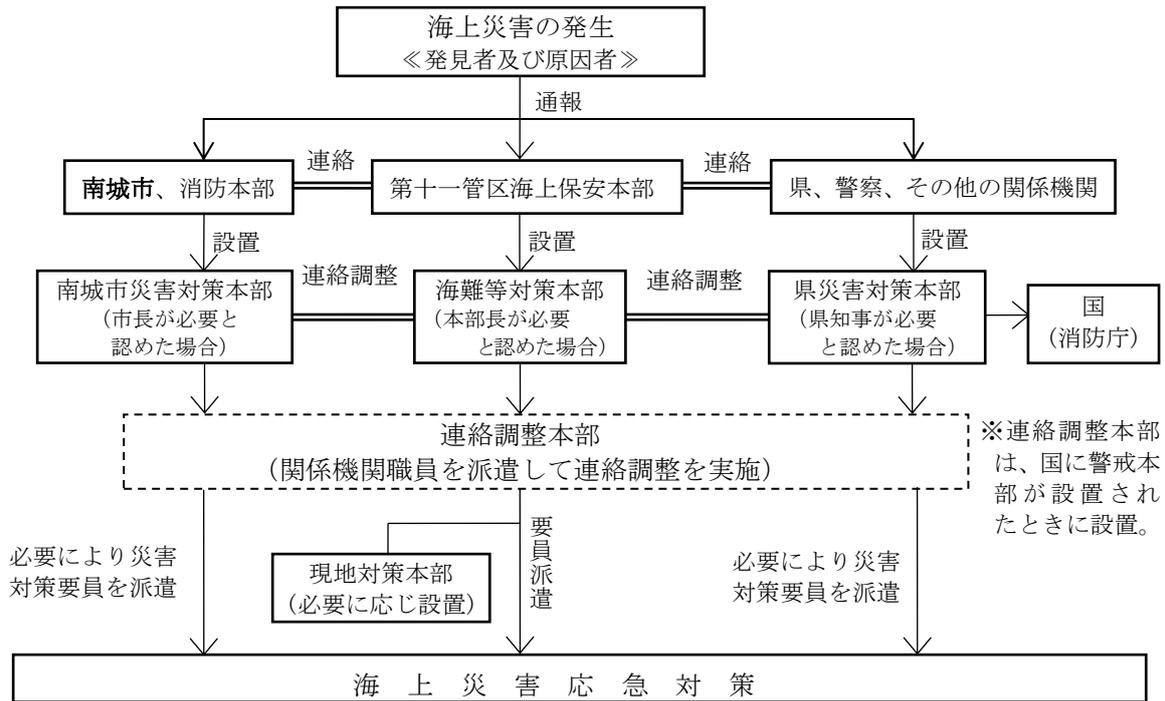
また、現地対策本部に防災責任者を派遣し、災害対策の調整を図る。

海上災害応急対策の実施機関及び海上災害発生時の通報系統は、次のとおりである。

■実施機関

- | | |
|--------------|-----------------|
| ○中城海上保安部 | ○与那原警察署及び各関係警察署 |
| ○第十一管区海上保安本部 | ○南城市及び近隣市町村 |
| ○内閣府沖縄総合事務局 | ○島尻消防 |
| ○沖縄気象台 | ○日本赤十字社沖縄県支部 |
| ○陸上自衛隊第15旅団 | ○近隣漁業協同組合 |
| ○海上自衛隊沖縄基地隊 | ○排出油防除関連事業所等 |
| ○沖縄県 | ○事故関係企業 |
| ○沖縄県警察本部 | ○その他関係機関及び団体 |

■海上災害発生時の通報系統



第2項 海上災害防止対策 (実施主体：総務1班、消防対策部)

市は、港内又は港の境界付近の船舶及び漁港施設等の災害防止のため、災害発生のおそれがある場合は港内を巡視し、船舶及び関係者に対する関連情報の迅速な伝達、早期避難指示等や荒天準備の指導等、必要な措置を講じる。

また、応急対策の必要がある場合は、市長が中城海上保安部に要請し、同部の行う応急対策に協力して活動する。

■被害防止措置事項

- 沿岸住民に対する災害情報の周知・広報
- 沿岸住民に対する警戒区域の設定、火気使用の制限等危険防止のための措置
- 沿岸住民に対する避難の指示及び勧告
- 沿岸及び地先海面の警戒
- 死傷病者の救出、援護（搬送、収容）
- 沿岸漂着の可能性のある油及び沿岸漂着油等の防除措置の実施
- 消火作業及び延焼防止作業
- 防除資機材及び消火資機材の整備
- 事故貯油施設の所有者に対する海上への石油等流出防止措置の指導
- 漂流油等防除に要した経費及び損失補償要求などの資料作成並びに関係者への指導
- その他海上保安官署等の行う応急対策への協力

第3項 海上災害時の対応（実施主体：総務1班、消防対策部、関係機関）

総務1班及び島尻消防は、船舶及び臨海施設等の火災に対する消防活動、人命等の救護について、中城海上保安部と協力して実施する。また、中城海上保安部に協力し、密接な連携をとりながら流出危険物の防除について応急措置を講じる。

第4項 流出油汚染事故等対策（実施主体：総務1班、消防対策部、関係機関）

流出油汚染事故について、次のとおり対策を講じる。

■流出油汚染事故等対策

対策別	実施内容
油防除	<ul style="list-style-type: none"> ○油汚染事故等に際して、海上保安庁長官（中城海上保安部長）から「排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の除去、その他の海洋汚染を防止するため必要な措置」の要請があった場合は、市が中心となって関係機関、協力団体及びボランティア等に協力を求めて対応する。 ○油汚染事故等の緊急措置については、本市において港湾法及び漁港法に基づき「油濁防止緊急措置マニュアル」を作成し、油防除資機材等を設置する。
漂着油除去	<ul style="list-style-type: none"> ○漂着油の除去作業は、原因者等の防除活動のみでは十分な対応ができない場合、市が中心となって関係機関、協力団体及びボランティア等に協力を求めて対応するものとし原因者不明の漂着油に関しても同様とする。 ○応急対策用資機材については、市で確保するほか、不足するものについては協力者に持参するよう求めるとともに、国や県と密接に連携し、適切な技術指導・協力を求め、迅速な除去に努める。

第5項 災害復旧・復興対策（実施主体：総務1班、消防対策部、関係機関）

市は、災害による地域の社会経済活動が低下する状況を踏まえ、可能な限り迅速かつ円滑に被災者の生活再建を支援できるように地方公共団体等と連携を図りつつ、被災の復旧・復興対策を講じる。

■復旧・復興対策

区分	実施内容
海洋環境の汚染防止	<ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物等の処理に当たっては、海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のため適切な措置を講じる。
海上交通安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○災害復旧・復興に係る工事に関しては、工事作業船等の海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講じる。 ○船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理指導を行う。 ○広範囲にかつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、工事関係者に対して、工事施行区域・工事期間の調整等、事故防止に必要な指導を行う。

第6項 海上保安本部による災害応急対策（実施主体：海上保安部）

1 非常体制の確立

非常体制を確立するため、次の措置を講じる。

■非常体制の確立のための措置

- 管内を非常配備とする。
- 大規模海難等対策本部を設置する。
- 通信体制を強化し、必要ある場合は非常無線通信に協力及び通信の確保に努める。
- 巡視船艇・航空機等により、被害状況調査を実施する。
- 一般船舶の動静を把握し、必要ある場合は避難指示・出入港の制限等の措置をとる。

2 警報等の伝達

船舶等に対する警報等の伝達措置を図る。

■警報等の伝達措置の内容

伝達状況	措置内容
気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたとき	○航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知するとともに必要に応じ関係事業者にも周知する。
航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたとき	○速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに必要に応じ水路通報により周知する。
大量の油の流出等により、船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったとき	○航行警報、安全通報並びに船艇及び航空機による巡回等により速やかに周知する。

3 情報の収集等

災害が予想される又は発災後について、関係機関等と密接な連絡をとるとともに、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施する。

■発災後の情報収集活動の内容

災害が予想される状況	発災後
○在泊船舶の状況（船種別隻数、危険物積載船の荷況、旅客船の運行状況等）	○海上及び沿岸部における被害状況
○船舶交通の輻輳状況	○被災地周辺海域における船舶交通の状況
○船だまり等の対応状況	○被災地周辺溜域における漂流物等の状況
○被害が予想される地域の周辺海域における船舶交通の状況	○船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況
○港湾等における避難者の状況	○水路、航路標識の異常の有無
○関係機関等の対応状況	○港湾等における避難者の状況
○その他災害応急対策の実施上必要な事項	○関係機関等の対応状況
	○その他災害応急対策の実施上必要な事項

4 海難救助等

海難救助等を行うに当たっては、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、次に掲げる措置を講じる。

その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するが、必要に応じて民間の協力等を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

■海難救助の内容

事故・火災別	活動内容
船舶の海難、人身事故等が発生したとき	○速やかに巡視船艇・航空機等によりその捜索救助を行う。
船舶火災又は海上火災が発生したとき	○速やかに巡視船艇等によりその消火を行う。 ○必要に応じ地方公共団体に協力を要請する。
危険物が排出されたとき	○その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じ火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難指示を行う。

5 緊急輸送

傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施する。

この場合、輸送能力を強化した災害対応型巡視船艇等の活用について配慮する。輸送対象の想定は次のとおりである。

■輸送対象の想定

段階別	段階別	輸送対象
第一段階	避難期	○救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資 ○消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資 ○政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等 ○負傷者等の後方医療機関への搬送 ○緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第二段階	輸送機能確保期	○上記（第一段階）の続行 ○食料、水等生命の維持に必要な物資 ○傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ○輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第三段階	応急復旧期	○上記（第二段階）の続行 ○災害復旧に必要な人員及び物資 ○生活必需品

6 物資の無償貸付又は譲与

物資の無償貸付や譲与について要請があったとき、又はその必要性があると認めるときは、

「海上災害救助用物品の無償貸付及び譲与に関する省令」(昭和30年運輸省令第10号)に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対し無償貸付、又は譲与する。

7 関係機関等の災害応急対策の実施に関する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき海上における災害応急対策の実施に支障のない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。

8 流出油等の防除

船舶又は海洋施設その他の施設から海上に大量の油等が流出したときは、次に掲げる措置を講じる。

なお、流出油等に係る防除作業は、流出した油等の種類及び性状、拡散状況、気象・海象の状況その他種々の条件によってその手法が異なるため、流出油等の漂流、拡散及び性状の変化の状況について確実な把握並びに漂流予測に努め、流出油等による影響の評価を踏まえて、状況に応じた適切な防除方針を速やかに決定する。また、関係機関と協力して、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図り、もって迅速かつ効率的に流出油等の拡散防止、回収及び処理が実施できるよう留意する。

■流出油等に対する措置

措置別	措置内容
防除措置を講ずべき者が行う 防除措置を効果的にする措置	○巡視船艇等により、流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。
防除措置を講ずべき者が、流出油等の拡散防止、除去等の措置を講じていないと認められるとき	○防除措置を講ずべきことを命ずる。
緊急に防除措置を講じる必要がある場合において、必要があると認められるとき	○海上災害防止センターに防除措置を講ずべきことを指示し、又は巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保及び防除措置の実施について協力を要請する。

9 海上交通安全の確保(措置事項)

海上交通の安全を確保するため、次の措置を講じる。

■海上交通安全の確保措置

安全確保の必要状況	措置内容
船舶交通の輻輳が予想される海域についての措置	○必要に応じ、船舶交通の整理、指導を行う。(この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める)
海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれのあるとき	○必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
海難船舶又は漂流物、沈没	○速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者

安全確保の必要状況	措置内容
物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるとき	等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。
船舶交通の混乱を避けるための措置	○災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線機等を通じて船舶への情報提供を行う。
水路の水深に異常を生じたと認められるとき	○必要に応じ検測を行う。 ○応急標識を設置する等により、水路の安全を確保する。
航路標識が損壊し、又は流出したとき	○速やかに復旧に努めるほか、必要に応じ応急標識の設置に努める。

10 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、基本法第63条第1項及び同条第2項の定めるところによる警戒区域を設定し、巡視船艇等により船舶等に対して区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市町村長にその旨を通知する。

11 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じて巡視船艇等により次に掲げる措置を講じる。

■治安の維持のための措置

- 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

12 危険物の保安措置

危険物の保安についての措置を講じる。

■危険物の保安措置

- 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。
- 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
- 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

13 非常処置

沿岸海域において排出された大量の特定油等により海岸が著しく汚染され、海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、人の健康を害し、財産に重大な損害を与えるおそれのある場合において、緊急にこれらの障害を防止するため排出油の防除措置を講じる必要があるときは、油が積載されていた船舶の破壊、油の焼却、現場付近海域にある財産の処分等の応急非常措置をとる。

第31節 在港船舶対策計画

市は、第十一管区海上保安本部、沖縄総合事務局、与那原警察署と相互に連携し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、港内在泊船の万全を期するため、次の措置を講じる。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 船舶の被害防止対策	総務1班、産業対策班
第2項 船舶等の津波避難	産業対策班

第1項 船舶の被害防止対策（実施主体：総務1班、産業対策班）

関係機関は、災害が発生するおそれがある場合は、無線連絡等又は船艇の巡回伝達等により在港船舶及び沿岸航行中の船舶に通報し、災害情報の周知徹底を図るほか、次の措置を講じる。

■船舶の被害防止対策

- 港内停泊船は、安全な海域に移動させる。
- 岸壁けい留船舶は離岸して安全な海域に移動させるか、離岸できないときはけい留方法について指導する。
- 荷役中の船舶は、速やかに荷役終了又は中止させる。
- 航行中の船舶は、早目に安全な海域に避難するよう勧告する。
- 災害により港内又は港の境内付近に船舶交通を阻害するおそれのある漂流物、沈没物、その他の物体を生じたときは、その物体の所有者等にその物件の除去等について指導する。

第2項 船舶等の津波避難（実施主体：海上保安部、産業対策班）

第十一管区海上保安本部は、津波警報等の発表に伴い、港内及び周辺海域の船舶に対し、作業等の中止及び港外への避難を呼びかけるとともに、船舶の入港の制限、移動を命ずる等の規制を行う。

第32節 航空機事故災害応急対策計画

市は、市域において墜落事故等が発生した場合には、県及び防災関係機関、空港管理者等と連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 事故発生のお知らせ	総務1班、消防対策部、関係各班
第2項 県への応援要請	総務1班

第1項 事故発生のお知らせ (実施主体：総務1班、消防対策部、関係各班、関係機関)

航空事故の発生を知ったときは、事故の状況及び被害の規模等を収集し、把握した範囲から直ちに県及び防災関係機関に連絡する。

事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、消火救難活動を実施する。

死傷者が発生した場合、市内医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣して応急措置を実施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、負傷者の収容所及び遺体収容所の設置又は手配を行う。

第2項 県への応援要請 (実施主体：総務1班、県)

災害の規模が大きく市のみで対応できない場合は、応援協定に基づき県に応援を要請する。また、必要に応じて県に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

第33節 ライフライン等施設応急対策計画

市は、災害によるライフライン（電気、通信、ガス、上・下水道）の応急対策について、迅速、適切な対応を図る。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 電力施設災害応急対策計画	-
第2項 ガス施設災害応急対策計画	-
第3項 上水道施設災害応急対策計画	水道対策班
第4項 下水道施設災害応急対策計画	下水道対策班
第5項 電気通信施設応急対策計画	-

第1項 電力施設災害応急対策計画（実施主体：事業者）

電力施設に関する災害応急対策については、沖縄電力(株)が定める「沖縄電力株式会社防災業務計画」（令和4年8月）により実施する。同計画は電力施設の災害による停電の根絶を究極の目的とし、災害の未然防止と迅速復旧により、被害の減少のため諸対策について定める。

また、沖縄電力(株)は、南城市域の被災地に対する電力供給を確保するため、電力施設復旧の処理に当たっては、南城市及び大口需要家と十分連絡をとるとともに、必要に応じ県災害対策本部と協議して措置する。

■実施連絡機関

機関の名称	所在地	電話番号
沖縄電力(株)	浦添市牧港 5-2-1	098-877-2341
沖縄電力(株) 送配電本部 配電部 那覇支店	那覇市旭町 114 番地 4	0120-586-601

第2項 ガス施設災害応急対策計画（液化石油ガス施設）

（実施主体：事業者）

ガス施設に関する災害応急対策は、南城市管轄の各ガス関係事業者が定める保安規定により、各事業者が実施する。

なお、同規定は、ガス供給施設工事、維持及び運用に関して安全を確保し、かつ災害、その他非常時にとるべき措置等について定める。

1 連絡体制

液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という。）は、自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときは、速やかに現地に赴くと同時に、LP ガス協会の支部長、消防機関、警察に連絡する。休日及び夜間における連絡は、各消防機関とその管内の販売店が協議して定

める。

2 出動体制及び条件

出動体制及び出動条件は次に示すとおりである。

■出動体制及び条件

対応の種類	担当	実施内容
消費者等からのガス漏れの通報等	販売店	直ちに現場に急行し、応急措置を行う。
通報通知による対応ができない場合(特別な事情等)、又は現場到着までに時間を要するとき	販売店	事故現場に近い販売店に応援出動を依頼する。
事故の状況による消防機関の出動 さらなる応援の必要要請	供給販売店	所轄の消防機関に出動を要請し、さらに必要な応援は支部長に応援出動を要請及び適切な対応によりガス漏れを止める。
供給販売店等から要請を受けた場合	支部長	直ちに出動班を編制し、出動人員、日時、場所等を確認し、事故処理に必要な事項を指示する。
他販売店から応援出動の依頼又は支部長から出動指示があった場合	販売店	何時でも出動できるよう、あらかじめ人員及び資機材等を整備しておく。

■出動条件

- 出動者は、緊急措置を的確に行う能力を有する者(有資格者)とする。
- 出動者は、必ず所定のヘルメット及び腕章を着用する。
- 出動の際には、必要な資機材を必ず携行し、事故処理に遺漏のないようにする。

3 事故の処理

ガス施設の事故に対する処理等は、次に示すとおりである。

■事故の処理

- 事故現場における処理は、警察、消防機関の承諾を得て行い、地域住民の避難、救出等事故の拡大防止に努める。
- 整備点検調査を行い、事故原因を究明する。

第3項 上水道施設災害応急対策計画 (実施主体：水道対策班)

1 復旧の実施

水道事業者等は、上水道施設の復旧に当たっては、給水区域の早期拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ少なくするとともに、復旧優先順位を設けるなど効率的に復旧作業を進める。

また、被災者に対しては、給水車及び給水パック等を活用し、速やかに緊急給水を実施する。

■復旧活動の実施内容

実施機関	実施内容
管路の復旧	管路の復旧に当たっては、随時、配水系統等の変更を行いながら、あらかじめ定めた順位に基づき被害の程度や復旧の難易、被害箇所の重要度及び、浄水場・ポンプ場の運用状況等を考慮して、給水拡大のために最も有効な管路から順次復旧を行う。
給水装置の復旧	○公道内の給水装置 公道内の給水装置の復旧は、配水管復旧及び通水と平行して実施する。 ○一般住宅等の給水装置 一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等から修繕の申込みがあったものについて実施する。その場合において緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設、冷却水を必要とする発電所等を優先して実施する。

2 広域支援の要請

市は、災害の状況により必要な要請を県に行い、県は水道事業者による相互支援の状況を踏まえつつ、県内の水道事業者等及び関係団体に対して広域的な支援の要請をするとともに、これらの者による支援活動に関する調整を行う。

また、水道事業者等は、外部からの支援者の円滑な活動を確保するため、上水道施設及び道路の図面の配布、携帯電話等の連絡手段の確保状況の確認等を行う。

3 災害広報

応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期について広報に努める。

■実施連絡機関

機関の名称	所在地	電話番号
南城市上下水道部 水道課	南城市役所（南城市佐敷字新里 1870 番地）	098-917-5347

第4項 下水道施設災害応急対策計画（実施主体：下水道対策班）

下水道施設に被害が発生した場合においては、主要施設から順次復旧を図る。復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧を優先し、その後枝線管渠柵、取付管等の復旧を行う。

■復旧活動の実施内容

施設別	実施内容
処理場・ポンプ場の復旧	処理場・ポンプ場において停電が発生した場合は、各所で保有する非常用発電機等により配水機能を確保し、電力の復旧とともに、速やかに主要施設の機能回復を図る。
管渠施設の復旧	管渠施設に破損及び流下機能の低下等の被害が発生した場合は、既設マンホールを利用したバイパス管の設置や代替管を利用して復旧に努める。

■実施連絡機関

機関の名称	所在地	電話番号
南城市上下水道部 下水道課	南城市役所（南城市佐敷字新里 1870 番地）	098-917-5349

第5項 電気通信施設応急対策計画（実施主体：事業者）

災害時における電気通信手段確保のための応急対策は、災害が発生又は発生のおそれがあると認めるとき、N T T西日本沖縄支店の防災業務計画に基づき、沖縄支店に災害対策本部が設置され、実施される。ただし、状況により情報連絡室の設置や電気通信施設の復旧処理にあたる等、必要に応じ市災害対策本部と協議のうえ、実施する。

■実施連絡機関

機関の名称	所在地	電話番号
N T T西日本沖縄支店	浦添市城間 4-35-1	098-871-2820

第34節 農林水産物応急対策計画

市は、災害時における農林水産物及び家畜の災害応急対策を行い、これら農林水産経営の安定を図る。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 災害事前・事後対策	産業対策班
第2項 農産物応急対策	産業対策班
第3項 家畜応急対策	産業対策班
第4項 水産物応急対策	産業対策班

第1項 災害事前・事後対策（実施主体：産業対策班）

市は、次のとおり事前・事後対策を実施するとともに、各関係機関への周知及び農家等への指導を行う。

区分	実施事項
事前対策	市は、農林水産物に被害を及ぼす災害発生又は発生するおそれのあるとき、直ちに事前対策を樹立し、広報車を通じて周知徹底を図るとともに、農協、漁協、各自治会長並びに関係団体を通じて事前対策について指導を行う。
事後対策	市は、災害発生により農林水産物に甚大な被害を受けたときは、直ちに再生産対策を樹立し、農漁家を対象とした督励に努めるほか、農協、漁協、各自治会長並びに関係団体の相互協力のもとにその対策を実施する。

第2項 農産物応急対策（実施主体：産業対策班）

1 種苗対策

市は、災害により農作物が被害を受け、種苗供給の必要がある場合は、種苗確保の計画樹立と農業協同組合への要請・協力とともに県に報告し、供給措置を実施する。

2 病虫害防除対策

市は、災害による病虫害の異常発生から農作物が被害を受けた場合、県の病虫害緊急防除対策及び具体的指示に従い、本市における「病虫害防除計画」を樹立し、農業協同組合と連携した緊急防除を実施し、農作物に対する管理指導を行う。

第3項 家畜応急対策（実施主体：産業対策班）

家畜及び飼料に対する応急対策は、次のとおりである。

■家畜応急対策

対策種別	実施内容
家畜の管理	浸水、がけ崩れ等の災害が予想されるとき、又は発生したときは、飼育者において家畜を安全な場所に避難させる。 この場合の避難場所の選定、避難の方法について、必要に応じ市は事業者と事前調整を図っておく。
家畜の防疫	家畜伝染病に対処するため、市は県や獣医師会と協力のうえ、必要な防疫措置を実施する。 死亡家畜については、県に届けるとともに、死体処理の指示に従う。 特に、水害による予防注射又は畜舎消毒の必要が認められた場合、関係機関と連携し、予防注射又は緊急消毒措置及び被災畜舎の消毒指導を行う。
飼料の確保	災害により、飼料確保が困難となった場合、本市は農業協同組合を通じ必要量の調査把握を行い、確保調整のうえ県に要請する。

第4項 水産物応急対策（実施主体：産業対策班）

水産物に対する応急対策は、次のとおりである。

■水産物応急対策

対策種別	実施内容
水産養殖用の種苗・飼料等の確保	災害により、水産養殖種苗の供給、補給の必要を生じた場合、市長は県に要請を行い確保する。
魚病等の防除指導	災害による水産養殖物に、魚病発生のおそれがある場合、又は発生のまん延防止のため、市長は県に要請するとともに、水産試験研究機関の指導を受け対策を図る。

第35節 道路事故災害応急対策計画

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	支援対策班、総務1班
第2項 救助・応急、医療及び消火活動	消防対策部、総務1班
第3項 道路、橋梁等の応急措置	建設対策班、総務1班、会計班

第1項 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(実施主体：支援対策班、総務1班、県)

市は、多重衝突や道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、人的被害の状況を把握し、県へ連絡するとともに、応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。また、県は被害状況を把握するとともに、総務省消防庁・国土交通省及び関係省庁に連絡する。

与那原警察署は、被害に関する情報を把握し、県警察本部を通じ警察庁に連絡する。

第2項 救助・応急、医療及び消火活動 (実施主体：消防対策部、総務1班)

市は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて関係機関に応援を要請する。

なお、救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するが、市は必要に応じ民間からの協力等により必要な資材を確保して、効率的な活動を行う。

第3項 道路、橋梁等の応急措置 (実施主体：建設対策班、総務1班、会計班)

市は、道路・橋梁等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的に、その被害状況に応じて障害物の除去、路面及び橋梁段差の修正、排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去作業及び仮橋の設置等の応急工事により、一応の交通の確保を図る。

また、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所有する者に直ちに応急措置を講じるよう通報する。

第36節 林野火災対策計画

市は、林野火災の発生と拡大を防止するため、予防と次の応急対策を講じる。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 異常気象時の警戒	島尻消防
第2項 林野火災の発生（発見時）、拡大時の通報連絡	総務1班、島尻消防
第3項 林野火災の消火活動	総務1班、島尻消防

第1項 異常気象時の警戒（実施主体：島尻消防）

異常乾燥及び強風時は、火災警報の発令とともに警戒態勢を強化する。

■警戒態勢の内容

- 市防災無線等により、火災予防広報を実施する。
- 消防車、広報車等により巡回広報を実施する。
- 林野参入者に対する火気注意を徹底する。
- 消防職員による巡回警戒を強化する。
- 消防職員、団員の自宅待機、又は一部招集を指令する。

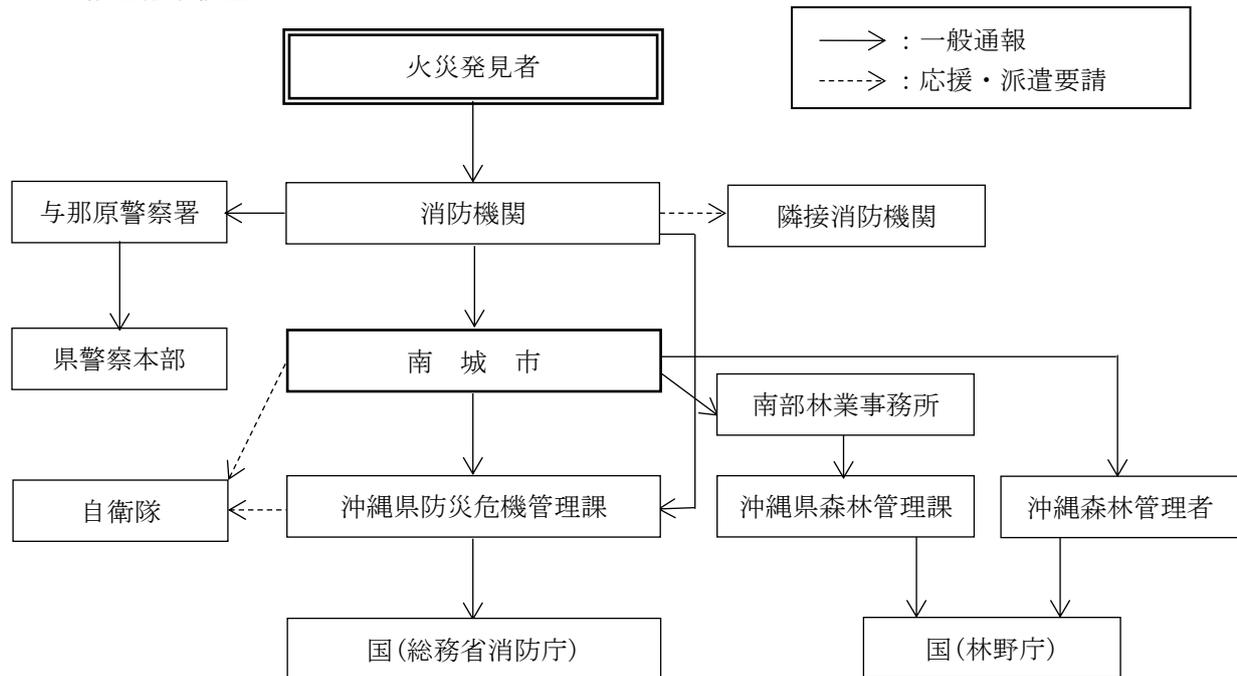
第2項 林野火災の発生（発見時）、拡大時の通報連絡

（実施主体：総務1班、島尻消防）

林野火災が発生し、拡大するおそれがある場合は、関係機関に通報連絡等を行う。

通報連絡の内容は、火災発生日時、火災現場の状況、被害の程度、対応措置の概況等とする。

■通報連絡系統図



第3項 林野火災の消火活動 (実施主体：島尻消防、総務1班)

1 消火体制及び消火活動

林野火災の消火体制及び消火活動の内容は、次のとおりである。

■消火体制

実施事項	実施内容
現場指揮本部の設置	林野火災時に応援消防隊及びその他消火に協力する者が、統一的な指揮のもとに円滑な消火活動ができる態勢を確立するため、火災の状況に応じ現場指揮本部を設置する。
関係者の協力	林野火災が発生したときは、山林、原野の所有者及び付近の住民等は、消防機関に協力する。
消火活動	林野火災の消火活動においては、火勢の状況及び気象状況並びに地理、地勢等に応じた消火活動を行う。

■消火活動内容

消火活動別	実施内容
直接攻撃	火たたき、覆土、撤土、除去による消火、ポンプによる注水消火等。
間接攻撃	直接攻撃によって防御できない場合、林野の一部を犠牲にして防御線、防火線を築き、火災の延焼を遅らせる。
迎火攻撃	迎火攻撃は指揮者の指示により、人員を十分に配置し、防火線の幅員を十分にとり燃焼方向に対して一斉に点火する。その際には、飛火に注意する。
残火処理	残火処理は、焼失線(周囲)から徐々に内面に入り、飛火点に向かって処理し、特に老木、根株、空洞木等の着火後を見回り完全に消火する。

消火活動別	実施内容
飛火警戒	飛火による第2、第3火災の発生を防止するもので、防御に当たっては多くの人員を必要とするため、地域住民の協力で飛火警戒を行う。
空中消火	ヘリコプターによる消火方法であり、消火基地を設け現場指揮本部と密接に情報交換し、空中消火隊の指揮運用を行う。 また、地上消火隊と相互に連携をとり消火にあたる。 なお、ヘリコプターによる消火基地設置等に当たっては、「本章 第4節 自衛隊災害派遣要請計画」に基づいて実施する。

2 応援要請

市は、火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認められるときは、県を通じて、速やかに空中消火用ヘリコプターの出動を要請するとともに、水利等の確保を行う。

火災の規模が大きく市で対応できないときは、「沖縄県消防広域応援協定」に基づき、近隣市町村等に応援を要請する。

火災の規模、被害状況等から自衛隊の派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県に対して、災害派遣要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離発着場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。

第4部 災害復旧・復興計画

第1章 災害復旧・復興計画

第1章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設災害復旧計画

市は、本市がおかれている災害に対する各種の特性と原因を検討し、被災した施設の被害程度に応じて復旧事業計画を立て、被災施設の原形復旧と合わせて再度災害の発生を防止し、施設の新設又は改良を図る。

なお、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 災害復旧事業計画の作成	県、総務1班、福祉班、関係各班
第2項 施設災害復旧事業の実施	県、総務1班、福祉班、関係各班

第1項 災害復旧事業計画の作成（実施主体：県、総務1班、福祉班、関係各班）

災害復旧事業計画は、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分調査検討し、その都度作成、実施する。主な計画は次のとおりである。

■災害復旧事業計画の種類

- 公共土木施設災害復旧計画
 - ・河川施設復旧事業計画
 - ・海岸施設復旧事業計画
 - ・道路施設復旧事業計画
 - ・砂防施設復旧事業計画
 - ・地すべり防止施設復旧事業計画
 - ・急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画
 - ・下水道施設復旧事業計画
 - ・港湾施設復旧事業計画
 - ・林地荒廃防止施設復旧事業計画
 - ・漁港施設復旧事業計画
 - ・公園災害復旧事業計画
- 水道施設復旧事業計画
- 農林水産業施設災害復旧事業計画 ※農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- 都市災害復旧事業計画
- 住宅災害復旧事業計画
- 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 病院等災害復旧事業計画
- 公立学校施設災害復旧事業計画

- 社会教育施設災害復旧事業計画
- 文化財災害復旧事業計画
- その他災害復旧事業計画

第2項 施設災害復旧事業の実施（実施主体：総務1班、福祉班、関係各班）

1 国の財政措置の把握

災害のために被害を受けた公共施設等の災害復旧事業に関する国の財政措置を十分把握し、これらの特別措置等を勘案して迅速な復旧を図る。

2 災害復旧事業の実施に必要な措置

■災害復旧事業の実施に必要な措置

区分	実施内容
激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進	○著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合は、市又は県において被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努める。
緊急災害査定促進	○災害が発生した場合、市及び県は被害状況を速やかに調査把握し、緊急に災害査定が行われるように公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努める。
災害復旧資金の確保措置	○市及び県は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、この負担すべき財源を確保するため所要の措置を講じる等、災害復旧事業の早期実施を図る。

3 県による復旧工事の代行

市は、国の緊急災害対策本部が設置される災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けて、市の工事実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があるときは、県に対して市に代わって工事を行うよう要請する。

第2節 被災者生活への支援計画

市は、被災者等の生活再建に向けて住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般、また、女性の悩み相談、暴力被害者支援等きめ細かな支援を講じる。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 住民サポートセンターの開設	市民対策班、関係各班
第2項 罹災証明書の発行	総務1班、調査班、島尻消防
第3項 被災者台帳の作成	総務1班、調査班
第4項 住宅復旧計画	総務1班、福祉班、建設対策班
第5項 生業資金の貸付	福祉班
第6項 被災世帯に対する住宅融資	総務対策部、民生対策部
第7項 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給	福祉班
第8項 災害義援物資・義援金の募集及び配分	福祉班
第9項 市税等の徴収猶予及び減免	調査班、保健予防班
第10項 職業のあっせん	観光班
第11項 被災者生活再建支援	総務1班、福祉班
第12項 地震保険や共済制度の活用	総務1班
第13項 その他の被災者支援	建設対策班

第1項 住民サポートセンターの開設

(実施主体：市民対策班、関係各班、県、国、関係機関)

市は、被災者の抱える相談や問い合わせに対応するため、国・県及びその他関係機関と連携し、市役所庁舎及び被災地の地区公民館等に住民サポートセンター（仮称）を開設する。

開設に当たっては、被災者の便宜を考慮し、できるだけ関係機関を一堂に集め、総合的、横断的に対処するよう努める。

なお、住民サポートセンターにおける相談内容（例）は次のとおりである。

■相談内容（例）

- 倒壊家屋の解体・撤去、危険度判定
- 各種資格証の再発行等手続（年金証書、健康保険証等）
- 罹災証明の発行手続
- 仮設住宅の入居
- 災害援護資金に関すること
- 被災に伴う税金の減免措置
- 医療、保健（精神保健を含む）
- その他必要な事項

第2項 罹災証明書の発行（実施主体：総務1班、調査班、島尻消防）

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

1 罹災証明書の交付

罹災証明書の発行については、基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた住家の被害の程度について、被害家屋調査の結果を踏まえて、申し出により「罹災証明」を行う。

- | | | | | |
|-----------------|--------|--------|-----|------|
| ①全壊 | ②大規模半壊 | ③中規模半壊 | ④半壊 | ⑤準半壊 |
| ⑥準半壊に至らない（一部損壊） | | | | |

2 大規模災害時の対応（被害調査班が結成された場合）

(1) 罹災証明書の発行に関する広報

被害調査班は、防災無線等や広報車、マスコミ、市ホームページ等を通じて、罹災証明書の発行場所や発行開始時期等の広報を行う。

(2) 罹災証明書の発行

罹災証明書の発行は、「第3部 第3章 第22節 第4項住宅の被災調査」による。
また、罹災証明書の発行に当たっては、証明手数料は徴収しない。

(3) その他の罹災証明（被害調査班が結成されない場合にも適用する）

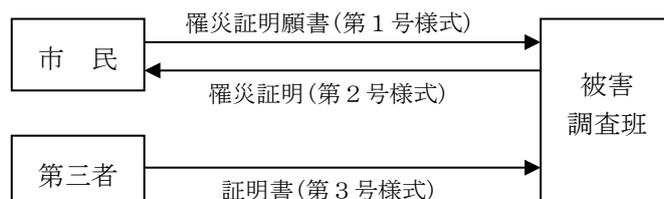
田畑等その他の罹災証明は、被害調査を所管する班が発行する。

(4) 判定結果に関する相談・再調査の受付

判定結果に不服があった家屋及び中間調査が物理的にできなかった家屋について、災害発生の日から90日以内の期間に限り、再調査を申し出ることができる。

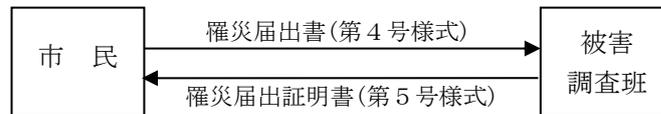
(5) 未確認・期限切れの受付

市が調査確認できず、期限内に所定の手続きをしなかったものについては、原則として証明書の発行は行わないが、写真や第三者（自治会等）の証明書によって罹災を証明することが可能でかつ市長が認めた場合に限り証明書の発行手続きを行うことができる。



(6) 罹災届出証明書

未確認・期限切れの発行について、第三者等による証明が不可能な場合において必要があるときは、市長が行う「罹災届出証明書」で対応する。



参考資料 7-26 罹災証明願書等

第3項 被災者台帳の作成 (実施主体：総務1班、調査班)

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成、活用し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置が漏れなく、効率的に実施されよう努める。

市は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名等の情報を内部で目的外利用し、又は関係都道府県知事等に対し必要な情報の提供を求めることができる。

市は、被災者の援護の実施に必要な限度で、被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下「台帳情報」という。）を、内部で目的外利用できる。

市は、被災者の援護の実施に必要な限度で、他の地方公共団体に台帳情報を提供できる。
なお、被災者台帳には、被災者に関する次の事項を記載し、又は記録する。

■被災者台帳に記載する事項

- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 住所又は居所
- 住家の被害その他市長が定める種類の災害
- 援護の実施の状況
- 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

参考資料 7-28 被災者台帳

第4項 住宅復旧計画 (実施主体：総務1班、福祉班、建設対策班)

災害時における住宅の復旧対策は、次によるものとする。

1 災害住宅融資

(1) 災害復興住宅資金

市及び県は、被災地の滅失家屋の状況を調査し、沖縄振興開発金融公庫法令に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、罹災者に対し当該資金の融資が円滑に行

われるよう、借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入促進を図る。

なお、市は、この場合、資金融資が早急に行われるよう、罹災者が公庫に対して負うべき債務を保証するよう努める。

- 災害復興住宅資金
- 地すべり等関連住宅資金
- 宅地防災工事資金

(2) 個人住宅（特別貸付）建設資金

市長は、災害による住宅の被害が発生した場合においては、罹災者に対し、沖縄振興開発金融公庫による個人住宅（特別貸付）建設資金の災害罹災者貸付制度の内容を周知する。

なお、罹災者が借入れを希望する際には「罹災者証明書」を交付する。

2 災害公営住宅の建設

市は、大規模な災害が発生し、住宅に多大な被害が生じた場合、低所得被災世帯のため国庫補助等を受けて災害公営住宅の建設に努める。

第5項 生業資金の貸付（実施主体：福祉班）

被災した生活困窮者等の再起のため、必要な事業資金その他少額融資の貸付資金を確保するため、次の資金等の導入に努める。

1 災害弔慰金の支給等

市は、災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律（以下「弔慰金法」という。）による災害援護資金を貸し付ける。

■弔慰金法による災害弔慰金

実施主体	南城市（条例の定めるところにより実施）
対象災害	自然災害であって、県内において救助法が適用される市町村が1以上ある場合の災害とする
貸付対象	対象災害により、負傷又は住居、家財に被害を受けた者
貸付限度額	350万円 被害の種類、程度により区分（世帯主の1か月以上の負傷150万円、家財の3分の1以上の損害150万円、住居の全壊350万円）
所得制限	前年の所得が市町村民税の課税標準で730万円（4人世帯）未満
利率	年3%（据置期間中は無利子）
据置期間	3年（特別の場合5年）
償還期間	10年（据置期間を含む）
償還方法	年賦又は半年賦
貸付原資負担	国（2/3）、県（1/3）

2 生活福祉資金の災害援護資金

社会福祉協議会は、低所得世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更正するのに必要な経費として貸し付ける。なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

■生活福祉資金の災害援護資金

貸付限度	1,500,000円
据置期間	貸付の日から1年以内
償還期限	7年以内
貸付利子	3%

3 国民金融公庫資金

○更正資金 ○恩給担保貸付金 ○遺族国債担保貸付金 ○引揚者国庫債券担保貸付金

第6項 被災世帯に対する住宅融資（実施主体：総務対策部、民生対策部）

市は、低所得世帯あるいは母子世帯で災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなった場合、住宅を補修し又は非住家を住家に改造する等のため資金を必要とする世帯に対して、次の資金を融資する。

- (1) 弔慰金法の災害援護資金
- (2) 生活福祉資金の災害援護資金又は住宅資金
- (3) 母子福祉資金の住宅資金

第7項 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給（実施主体：福祉班）

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

また、災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給する。

■災害弔慰金の支給

実施主体	南城市
対象災害	いわゆる自然災害（弔慰金法第2条）であって、住家の滅失した世帯が5世帯以上の災害、及び県内において救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする
支給対象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給する
弔慰金の額	○生計維持者が死亡した場合 500万円 ○その他の者が死亡した場合 250万円
費用の負担	国（1/2）、県（1/4）、市（1/4）

■災害障害見舞金の支給

実施主体	南城市
対象災害	いわゆる自然災害（弔慰金法第2条）であって、住家の滅失した世帯が5世帯以上の災害、及び県内において救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする
支給対象	対象災害により精神又は身体に次に掲げる障害を受けた者に対して支給する <ul style="list-style-type: none"> ・両眼が失明した者 ・そしゃく及び言語の機能を廃した者 ・神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者 ・胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 ・両上肢をひじ関節以上で失った者 ・両上肢の用を全廃した者 ・両下肢をひざ関節以上で失った者 ・両下肢の用を全廃した者 ・精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が、前各号と同程度以上と認められる者
見舞金の額	○生計維持者が障害を受けた場合 250 万円 ○その他の者が障害を受けた場合 125 万円
費用の負担	国（1/2）、県（1/4）、市（1/4）

第8項 災害義援物資・義援金の募集及び配分（実施主体：福祉班）

義援物資・義援金の募集、輸送及び配分は、市災害対策本部が配分計画を立てて行う。ただし、被害が他市町村にわたる場合は、県が次の機関からなる協議会を編成し、各機関が共同又は協力して災害義援物資・義援金の募集、輸送、配分を行う。

（構成機関）日本赤十字社沖縄県支部、県社会福祉協議会、県市長会、県町村会、沖縄タイムス、琉球新報、沖縄県女性連合会、その他県単位の各種団体

1 義援物資

(1) 義援物資の受入れ

市は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れ物資を明確にし、報道機関を通じて国民に公表する。また、義援物資の受付記録を作成し、必要があれば寄託者に受領証（別紙様式）を作成する。

参考資料 7-16 義援金品等受領証

(2) 義援物資の保管・仕分け・輸送

市は、義援物資の保管・仕分けを行い、輸送についてはボランティア等の協力を得て行うものとする。

(3) 義援物資の配布

義援物資の配布は、市災害対策本部が協議のうえ決定し、被災者に対し迅速かつ適正に配布する。特に、食料品で保存がきかないものは、他に優先して配布する。

2 義援金

(1) 義援金の受入れ・配分

市は、被害の状況等を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し決定する。

ア 市は、義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付ける。義援金の受入れに際して受付記録を作成し、保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領証（別紙様式）を発行する。

イ 県が設置する義援金配分委員会より受領した義援金は、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。

参考資料 7-16 義援金品等受領証

(2) 義援金の保管

市は、義援金の保管に際して、被災者に配分するまでの間、市指定金融機関に「当該災害に関する義援金受付専用口座」をつくり、受払簿を作成し、管理・保管する。

第9項 市税等の徴収猶予及び減免（実施主体：調査班、保健予防班）

市長は、地方税法、南城市税条例等に基づき、被災者の状況により市税の徴収猶予及び減免を行う。

減免を受けようとする者は、納期限前7日までに必要事項を記載し、その事実を証する書類を添付した申請書を市長に提出しなければならない。

また市長は、国民健康保険法第44条第1項の規定に基づき、国民健康保険一部負担金（医療費の本人負担分）の徴収猶予・減免を行う。

第10項 職業のあっせん（実施主体：観光班）

公共職業安定所は、災害のため転職又は一時的に就職を希望し、本人の技能、経験、健康状態、その他の状況から判断し就職可能な者を対象に職業をあっせんする。

市長は、被災者が遠隔地に居住するなど、その他の事由により公共職業安定所に出頭することができない被災者について、公共職業安定所長の指示より、被災者の求職申込みを公共職業安定所長に取次ぐ。公共職業安定所長は、市長の求職取次ぎに基づき、状況により被災地に向いて職業相談を実施する。

第11項 被災者生活再建支援 (実施主体:総務1班、福祉班)

自然災害時における被災者の生活再建に関する支援について、被災者生活再建支援法に基づき、県から公益財団法人都道府県センターへ支援金の支給事務を委託し、実施する。

参考資料 3-9 被災者生活再建支援制度について

1 支援法の適用

支援法の適用基準等は次のとおりである。

■支援法の適用基準及び対象世帯

区分	基準内容
適用基準	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波等の自然災害により生じた被害が次のいずれかに該当するに至った場合（火災・事故等人為的な原因により生じた被害は含まれないが、当該起因が自然現象によるものは対象となりうる）を支援法適用の対象とする ①救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む）が発生した市町村における自然災害 ②10以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害 ③100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害 ④5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満のもので①～③に定める区域に隣接するものにかかる自然災害）
対象世帯	自然災害による対象世帯 ①住宅が「全壊」した世帯 ②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊） ⑤住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

2 住宅の被害認定

被害認定は、認定基準「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日内閣府政策統括官（防災担当））」により市が行い、県がその取りまとめを行う。

3 支援金の支給額

支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる（中規模半壊世帯除く）。

- (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
- (2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

■支援金の支給額

	住宅の被害程度	基礎支援金(1)	加算支援金(2)		計 (1)+(2)
			(住宅の再建方法)		
複数世帯 (世帯構成員が複数)	①全壊 (損害割合 50%以上)	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
	②解体		補修	100 万円	200 万円
	③長期避難		賃借 (公営住宅除く)	50 万円	150 万円
	④大規模半壊 (損害割合 40%)	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
			補修	100 万円	150 万円
			賃借 (公営住宅除く)	50 万円	100 万円
	⑤中規模半壊 (損害割合 30%台)	-	建設・購入	100 万円	100 万円
			補修	50 万円	50 万円
			賃借 (公営住宅除く)	25 万円	25 万円
単数世帯 (世帯構成員が単数)	①全壊 (損害割合 50%以上)	75 万円	建設・購入	150 万円	225 万円
	②解体		補修	75 万円	150 万円
	③長期避難		賃借 (公営住宅除く)	37.5 万円	112.5 万円
	④大規模半壊 (損害割合 40%)	37.5 万円	建設・購入	150 万円	187.5 万円
			補修	75 万円	112.5 万円
			賃借 (公営住宅除く)	37.5 万円	75 万円
	⑤中規模半壊 (損害割合 30%台)	-	建設・購入	75 万円	75 万円
			補修	37.5 万円	37.5 万円
			賃借 (公営住宅除く)	18.75 万円	18.75 万円

4 その他

収入額の算定、支援金支給申請の手続き、その他については、県の指導に基づき被災者生活再建支援法・同施行令、同施行規則、事務次官通達等により行うものとする。

第12項 地震保険や共済制度の活用（実施主体：総務1班）

地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、市はそれらの制度の普及促進に努める。

第13項 その他の被災者支援（実施主体：建設対策班）

1 借地借家制度の特例適用

市長は、必要と認めるときは「大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法」の適用手続きをとる。

2 住宅供給

市長は、必要と認めるときは、全壊家屋被災者を市営住宅に入居させるなど住宅の確保を図る。

第3節 農漁業及び中小企業等への支援計画

市は、災害時の被災農漁業者及び中小企業者に対する融資対策を行う。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 農業関係	産業対策班
第2項 水産関係	産業対策班
第3項 中小企業関係	観光班

第1項 農業関係（実施主体：産業対策班）

災害により農業者が被害を受け経営に打撃を受けた場合に、低利の資金を融資することによって、農業経営の安定を図ることを目的として、天災融資制度、沖縄振興開発金融公庫等の金融制度による救済制度が設けられている。

天災融資法の発動及び激甚災害法が適用されることとなった場合は、天災資金の活用推進、また、農業協同組合の系統金融の活用を図るよう指導、推進する。

その他に「沖縄県農業災害対策特別資金利子補給金等補助金交付要綱」に基づく関係資金があるため、これらの災害金融制度の活用を図るよう推進する。

第2項 水産関係（実施主体：産業対策班）

被害漁業者の施設（漁船・漁具）、漁獲物及び漁業用資材並びに漁業協同組合等の管理する共同利用施設、又は在庫品に対する被害については、天災融資法を適用し、災害復旧を容易にらしめ、被害漁業の経営の安定を図るよう推進する。

また、沖縄振興開発金融公庫の漁業基盤整備資金及び漁船資金等を積極的に利用するとともに、系統金融の活用を図るよう指導、推進する。

■農漁業関係の融資

- 天災融資法による災害経営資金及び災害事業資金
- 沖縄振興開発金融公庫資金による災害資金
- 農業経営維持安定資金

第3項 中小企業関係（実施主体：観光班）

被害を受けた中小企業に対する融資及びあっせんは次のとおりである。

■中小企業関係の融資及びあっせん

- 商工組合中央金融公庫資金
- 沖縄振興開発金融公庫資金
- 沖縄県中小企業セーフティネット資金
- 経営安定関連保証

第4節 復興の基本方針

市は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

[施策の体系・実施主体]

施策	実施主体
第1項 復興計画の作成	総務1班、関係各班
第2項 がれき処理	環境衛生班
第3項 防災まちづくり	総務1班、建設対策班、関係各班
第4項 特定大規模災害時の復興方針等	総務1班、関係各班

第1項 復興計画の作成（実施主体：総務1班、関係各班）

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害において、被災地域の再建を速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

特に、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

また、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うものとし、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。また、併せて障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

第2項 がれき処理（実施主体：環境衛生班）

発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画を適切に見直すとともに、見直し後の計画に基づき、仮置場、最終処分場を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。

また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

なお、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

第3項 防災まちづくり（実施主体：総務1班、建設対策班、関係各班）

防災まちづくりに当たっては、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾等骨格的な都市基盤施設及び防災安全区の整備、ライフラインの耐震化、建築物や公共施設の耐震化・不燃化、耐震性貯水槽の設備設置を基本的な目標とする。

また、復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、「被災市街地復興特別措置法」等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民の合意を得るよう努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

なお、住民との合意形成に当たっては、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備に努める。

第4項 特定大規模災害時の復興方針等（実施主体：総務1班、関係各班）

大規模災害からの復興に関する法律（以下「復興法」という。）に規定する特定大規模災害を受け、国の復興基本方針が定められた場合は、必要に応じて次の措置を講じる。

■特定大規模災害時の措置

- 必要に応じて県と共同して国の復興基本方針等に即した復興計画を策定する。
- 復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。
- 復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な人員が中長期的に不足する場合は、復興法に基づき、関係地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請する。

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

- 第1章 総則
- 第2章 関係者との連携協力の確保
- 第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保
及び迅速な救助に関する事項
- 第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等
の整備計画
- 第5章 南海トラフ地震臨時情報発表時の対
応
- 第6章 防災訓練計画
- 第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関
する計画

第1章 総則

第1節 南海トラフ地震防災対策推進計画の目的

平成25年12月の「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（以下「法」という）の施行を受け、内閣府の中央防災会議は、平成26年3月、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）」を公表した。この基本計画で「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定された自治体においては、所定の事項を定めた「南海トラフ地震防災対策推進計画」を策定することが義務付けられることとなった。

本計画は、法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本市における南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、この推進計画に定めのない事項については、本編の関連する各章によるものとする。

■ 県内の南海トラフ地震防災対策推進地域の指定市町村

南城市、名護市、糸満市、豊見城市、うるま市、宮古島市、国頭村、東村、与那原町、渡嘉敷村、座間味村、南大東村、北大東村、伊平屋村、八重瀬町、多良間村

第2節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

南海トラフ地震発生時において、本市域に係る公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1部第1章第5節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるところによるものとする。

第2章 関係者との連携協力の確保

南海トラフ地震を想定した応援・協力の要請先、要請事項、受入ルート、受入拠点等を検討し、災害協力協定の締結や応援及び受援計画の策定に努める。

第1節 資機材、人員等の配備手配

市は、被害状況が甚大であるなど本市単独では十分な応急措置が実施できないと認めるときは、第3部第3章第5節「広域応援要請計画」に定めるところにより、県や周辺市町村、その他機関に対し、人材派遣や資機材提供等の応援を要請する。

第2節 物資の備蓄・調達

市は、被害想定等を基に、防災活動等のために必要な食料、飲料水、生活必需品等に関する備蓄・調達計画をあらかじめ作成しておくとともに、地震発生後においては、防災関係機関や協定締結した民間団体等との連携・協力のもと、この備蓄・調達計画を実行するものとする。

なお、詳細については、第2部第2章第3節第5項「食料等備蓄計画」、及び第3部第3章第16節「給水計画」、同17節「食料供給計画」、同18節「生活必需品供給計画」に定めるところによるものとする。

第3節 自衛隊の災害派遣

市（市長）は、第3部第3章第4節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、県（知事）等に対し、自衛隊の災害派遣を要請する。

なお、地震発生後の災害派遣活動が円滑に行えるよう、派遣部隊等の受け入れ体制のほか、救助・救急、応急医療、緊急輸送等の災害派遣活動の具体的内容について、あらかじめ自衛隊と調整しておくものとする。

第4節 帰宅困難者対策（民間事業者、施設管理者等との連携）

市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。

また、帰宅困難者が大量に発生することが想定される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在

施設等の確保対策について、施設管理者等と連携して検討を進める。

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1節 津波からの防護

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、南海トラフ地震と推測される地震が発生した場合、直ちに、水門及び閘門を閉鎖し、また、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。

また、各施設の管理者等は、次の点について留意し、第2部第1章第3節「地震・津波に強いまちづくり」に定める対策を推進するものとする。

- (1) 津波防護施設の早期点検・計画的な整備
- (2) 地域の孤立を防止する津波防災性の高い交通基盤施設の整備

第2節 津波に関する情報の伝達等

気象庁の発表する津波警報等が、防災関係機関相互及び市（災害対策本部）内部において確実に情報が伝達されるよう、その伝達経路及び方法をあらかじめ定めるとともに、関係者に周知するものとする。

なお、詳細については、第3部第1章第2節「地震情報・津波警報等の伝達計画」に定めるところによるものとする。

第3節 避難指示等の発令基準

津波警報を覚知したとき、若しくは強い地震（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認めたときは、直ちに危険区域内の住民に対して避難指示を発令し、住民等の避難を促す。

なお、詳細については、第3部第3章第6節第1項「避難指示等の発令等」及び「避難指示等判断・発令マニュアル」に定めるところによるものとする。

第4節 避難対策等

第1項 地域住民等の避難誘導

南海トラフ地震の被害想定や津波浸水想定区域を考慮し、住民等の避難誘導を円滑に実施するための体制や手順、手段等を検討し、南海トラフ地震津波避難計画の策定に努める。

避難誘導にあたっては、誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、交通規制の実施、高齢者・障がい者・外国人等の

要配慮者の避難支援、及び観光客等を含めた避難対象区域内の全ての避難誘導を行う。

なお、詳細については、第2部第1章第5節「津波避難体制等の整備」、及び第3部第3章第6節「避難計画」、同第7節「観光客等対策計画」、同第8節「要配慮者対策計画」に定めるところによるものとする。

第2項 避難場所及び避難所の運営・安全確保

津波により住家を失った被災者に対し避難所を供与し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずる。

特に発災直後においては、避難してきた住民等を混乱することなく円滑に避難所内に受け入れられるとともに、以降も秩序あるルールを設定するなど、安全・快適な避難生活環境が維持されるように努める。

なお、詳細については、第3部第3章第6節第3項「避難所の開設及び運営管理」及び「避難所開設・運営マニュアル」に定めるところによるものとする。

第5節 関係機関がとるべき活動

以下の関係機関等がとるべき措置については、第3部第3章「共通の災害応急対策計画」の各節に定めるところによるものとする。

- (1) 消防機関 → 第10節「消防計画」、第11節「救出計画」
- (2) 道路管理者 → 第13節「交通輸送計画」
- (3) 上水道施設管理者 → 第16節「給水計画」
- (4) 電気、ガス等のライフライン事業者 → 第33節「ライフライン等施設応急対策計画」

第6節 迅速な救助・救急活動

南海トラフ地震の被害想定や津波浸水想定区域を考慮した救助・救急活動体制、活動拠点、応援の要請先等を検討し、南海トラフ地震救助・救急計画の策定、救助資機材等の協力協定の締結に努める。

救助・救急活動の詳細については、第3部第3章第11節「救出計画」、第12節「医療救護計画」に定めるところによるものとする。

第7節 企業防災の促進（事業者に対する指導等）

地震防災対策計画又は南海トラフ地震防災規程（以下「対策計画等」という。）の策定が義務づけられた一定の事業者に対し、対策計画等に基づく訓練、教育、広報等の実施を促進させる。また、対策計画等が未届出の事業者を把握し、必要に応じて届出の勧告等を行う。

第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

市は、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。

具体的な事業施行にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

第1節 建築物、構造物の耐震化

市は南海トラフ地震発生時の被害を軽減するため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」、「沖縄県耐震改修促進計画」に基づき、次の建築物、構造物の耐震化を推進する。

- (1) 住宅
- (2) 公共建築物
- (3) 電気、ガス、上下水道等のライフライン施設

第2節 避難場所の整備

避難場所は、津波による浸水想定区域外の高台や避難施設等とし、避難後も孤立せず、津波の状況に応じてさらに安全な場所へ移動できる場所の指定や整備を行う。

- (1) 沖縄県策定の「海拔表示等に係るガイドライン」に基づく、海拔表示、津波避難場所・津波避難ビルの表示の整備
- (2) 住民、観光客等への周知徹底を図るための避難場所の案内標識等の整備
- (3) 非常電源付きの照明設備・放送施設の整備
- (4) 周辺における耐震・耐火建築物の整備及び緑化促進
- (5) 施設内のバリアフリー化、複数の進入口の整備

第3節 避難経路の整備

最寄りの避難場所への移動途上の安全確保を図るとともに、要配慮者にもわかりやすく、円滑に移動できるための施設を整備する。

- (1) 沿道における耐震・耐火建築物の整備及び緑化促進
- (2) 落下物・倒壊物等を防止するための安全対策
- (3) 誘導標識、誘導灯の設置
- (4) 避難経路上のバリアフリー化

第4節 その他の防災施設等の整備

市は南海トラフ地震発生時の応急対策を円滑に実施するために必要な次の施設の耐震性や機能性の強化を推進する。

- (1) 消防施設、消防水利
- (2) 病院、社会福祉施設
- (3) 緊急輸送道路・港湾・漁港
- (4) 非常通信施設・設備

第5章 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、第3部第1章「第2節地震情報・津波警報等の伝達計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実情に合わせて実施する。

市は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合は、直ちに災害対策準備体制をとる。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、体制等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、第3部第1章「第2節地震情報・津波警報等の伝達計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実情に合わせて実施する。

市は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表した場合は、直ちに災害対策準備体制をとる。

第2項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、第3部第3章「第3節 災害広報計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実情に合わせて実施する。

第3項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整備す

る。その収集体制は、第3部第1章「第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実情に合わせて実施する。

第4項 災害応急対策とるべき期間

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード 8.0 以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたマグニチュード 6.8 程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとる。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、体制等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、第3部第1章「第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実情に合わせて実施する。

市は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表した場合は、直ちに災害対策準備体制をとる。

第2項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、第3部第3章「第3節 災害広報計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実情に合わせて実施する。

第3項 災害応急対策とるべき期間

県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード 7.0 以上マグニチュード 8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲でマグニチュード 7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い

地震は除く)が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

第4項 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃から地震の備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

また、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。

第6章 防災訓練計画

第2部第1章第2節第1項「防災訓練計画」に定めるところにより、防災活動要領の習熟、防災関係機関の連携の強化、防災意識の高揚、技術の習得等を目的とした防災訓練を計画的に実施する。

第1節 総合防災訓練

市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携するとともに、要配慮者を含む多様な住民等の協力・参加を得て、南海トラフ地震を想定した防災訓練を年1回以上実施する。訓練の方法等は、第2部第1章第2節第1項「防災訓練計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実情に合わせて実施するものとする。

第2節 個別目標別の防災訓練

市は、必要に応じて、次のような個別の目標を設けた防災訓練を実施する。

- (1) 地震・津波の発生時刻や規模について様々な条件設定を行い、初動体制の確立、通信連絡体制の確保、組織間の連携確保、被災現場への派遣等について行うテーマ別訓練
- (2) 広域応援に際しての受入れ・応援派遣等に訓練
- (3) 傷病者等を念頭にした救出・医療訓練
- (4) 物資集配拠点における集配訓練
- (5) 民間企業・ボランティア等との連携訓練
- (6) 避難行動要支援者等の避難支援、外国人等の避難誘導訓練

第3節 防災訓練の評価等

訓練終了後に訓練の評価を行い、応急対策上の問題点や改善点等今後の課題を整理するとともに、必要に応じて体制等の改善を行い、次回以降の防災訓練はもとより、地域防災計画等の修正や防災対策の充実強化に反映させる。

また、防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努めるものとする。

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、南海トラフ地震に関する防災教育及び広報に努める。広報、教育の方法等は、第2部第1章第2節第2項「地震・津波知識の普及・啓発に関する計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実状に合わせて実施するものとする。

第1節 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する市職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

なお、教育内容については、次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的に採るべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合に職員が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容
- (8) 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動に関する知識

第2節 地域住民等に対する教育・啓発

市は、関係機関と協力して、地域の実情に合わせたより具体的な手法により、住民の自助努力を促し、地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育、啓発を行う。この場合、地域の自主防災組織の育成及びその活用、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を行うように配慮する。

なお、教育・啓発の内容については、次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地域、土砂災害危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

- (8) 地域住民等自らが実施し得る、生活必需品の備蓄（最低でも3日間、可能な限り1週間分程度）、家具の固定、出火防止等、平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (9) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施内容

第3節 学校等における防災教育

市は、学校等と協力して、児童、生徒等に対する教育を実施する。また、学校等が行う児童、生徒等に対する教育に関し、必要な指導及び助言を行う。

教育方法については、学校等の実態に応じた具体的な手法により、実践的な教育を行い、内容については、次の事項を含むものとする。

- (1) 過去の地震及び津波災害の実態
- (2) 津波の発生条件、高潮、高波との違い
- (3) 地震・津波が発生した場合の対処の仕方
- (4) 地域の防災マップの作成に保護者、地域住民と共に取り組み、自分の家や学校、地域の様子を知ること
- (5) 緊急地震速報を見聞きした場合の対処の仕方

第4節 防災上重要な施設管理者に対する教育

市は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮することとする。
防災上重要な施設の管理者は、本市及び県が実施する研修に参加するよう努める。

第5節 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

第6節 観光客等に対する広報等

現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシの配布、避難誘導看板の設置等、避難対象地域や避難場所、避難経路等を周知するための広報を適切に行う。